

江戸川法人会だより

PR版

発行所
 社団法人
 江戸川法人会
 発行責任者
 菅原 邦 芳
 事務所
 江戸川区小松川4-98
 電話 (81) 3474
 印刷所
 柳田 東文堂

税・の・季・節・

確定申告は済みましたか

ピンキーのヒット曲「恋の季節」ではありませんが、この三月はまさに税の季節です。電車やバスの中でも税金の話が多く聞かれる季節。
 「忘れられないの——あの人が好きよ——」とピンキーはせい一杯の声で歌っている。
 戦前ではあんな解放的な恋の歌は殆んどきかれない時代。時代は流れていきました。しかし解放的な恋の歌は流行歌ばかりではない。税金も戦前に比べれば随分解放的になったもので、所得税は昔は税務署の査定によってすてきめられていた。今は各人の申告によってきめられているのである。
 解放的になって良くなった面は随分多いが反面また悪い面もない訳ではない。所得があつて申告しなければならぬ人が申告をしなかったり、所得をかくして少なく申告をするといった面である。
 直接の反対給付のない税金であるから無方がよいし、安い方がよいという考え方が人間本来の金銭欲と結びつくのも当然かも知れない。しかし、その税金によって私たちの国が、私たちの環境がよくなり、生活が保障されているとしたら税金はそのための会費と考えてもよいだろう。

申告は済みましたか

申告期限の15日まであとわずかです。
 申告を済ませた方はいずれにしても肩

の荷をおろしてホッとしていられること
 と思いますが、まだ済まされない方はすく
 に申告して下さい。
 中には気がかりあせて申告書の書け
 ない方、あるいは申告について迷
 っている方もおられると思ひ
 ますので、まだ出されていない方
 々の参考になることを書いてみた
 いと思います。

申告をしなればならぬ人

商売をしていすが、所得が
 少ないと所得税の確定申告をし
 なくてもよいと聞きました。がど
 れ位の所得があると申告しなけ
 ればならないのか。

答 所得税の確定申告をしなけれ
 ばならない人。即ち一般の人（サ
 ラリーマン以外の場合）とサラリ
 ーマンの場合をわけて説明しまし
 ょう。

(一) 一般の人の場合
 申告をしなればならないかど
 うかの大体の目安の金額は下段の

家族構成	課税最低限度額
妻と子の身者	一六〇、九二六円
妻一人	一四〇、八二六円
妻二人	一四〇、八二六円
妻三人	一四〇、八二六円
妻四人	一四〇、八二六円
妻五人	一四〇、八二六円
妻六人	一四〇、八二六円
妻七人	一四〇、八二六円
妻八人	一四〇、八二六円
妻九人	一四〇、八二六円
妻十人	一四〇、八二六円
妻十一人	一四〇、八二六円
妻十二人	一四〇、八二六円
妻十三人	一四〇、八二六円
妻十四人	一四〇、八二六円
妻十五人	一四〇、八二六円
妻十六人	一四〇、八二六円
妻十七人	一四〇、八二六円
妻十八人	一四〇、八二六円
妻十九人	一四〇、八二六円
妻二十人	一四〇、八二六円

表をご覧下さい。表の課税最低限度をこ
 える場合は申告をする必要があります。
 具体的に所得金額から差し引き控除額
 は人によって違いますから右表の限度額
 以上になると思われる方は申告書に具
 体的に書いて計算してみして下さい。
 (二) サラリーマンの場合
 イ、給与の収入金額の合計額が五〇〇万
 円をこえる人。

譲渡所得とは

譲渡所得は、資産を譲渡した場合に課
 税されることになっていますが、この
 「譲渡」には、売買のほか、交換、競売
 公売、取用、法人に対する現物出資等も
 含まれることとなっています。したがっ
 て資産を売却した場合のほか、資産を交
 換した場合、競売、公売された場合、法
 人に現物出資した場合も、譲渡所得が課

お気楽にお出下さい

はか資産所得の合算課税を受ける
 人、所得がある人で「退職所得の受
 給する申告書」を提出しなかったた
 めの税額よりも少なく源泉徴収され
 た申告しなければなりません。
 青色申告で企業の合理化を

会が指導しております。44年から青色申
 告を始めた方は日までに税務署へ「青色
 申告承認申請書」を提出して下さい。

申告書はどこの

税務署へ提出するか

昨年まで浅草税務署へ申告していま
 したが昨年十月江戸川区へ引越してき
 ました。申告書は浅草税務署へ出すの
 でしょうか。

答 原則として申告書は申告するときの
 住所の所轄税務署へ提出することになっ
 ておりますので、浅草税務署ではなく江
 戸川税務署へ提出して下さい。

不動産所得について

サラリーマンですが貸金の収入が十
 万円あります。申告しなければならぬ
 でしょうか。

答 本来の仕事の収入のほかに地代やア
 パート賃の収入のあった人、またその
 更新料や権利金収入のあった人、貸ガレ
 ージで賃賃料を受取っている人はそれら
 の権利金や礼金、地代、家賃収入の合計
 額から固定資産税や管理費用などの経費
 を差し引いたあとの所得を本来の所得と
 合算して確定申告をしなければならぬま
 せん。サラリーマンの方で年末調整で税金
 の清算が終わっている人も他の所得が五万
 円以上ある場合は申告する必要があります
 す。質問の貸金の収入十万円の経費が二
 万円としますと所得は八万円ですから申
 告しなければなりません。

社団法人江戸川法人会

会員章の門標を掲げよう

とということになります。つまり土地や
 家屋などの不動産のほか、車輜、機械装
 置品などの減価償却資産、株式、公社
 債などの有価証券、発明による特許権や
 著作権にか著作権などの無形のものも含
 まれます。
 居住用 個人が土地や家屋などの譲渡
 をしてその譲渡の日以後一年以内に、そ
 の人またはその人の扶養親族が主として
 居住の用に供する土地または家屋などを

買換取得したときは、租税特別措置法第
 三十五条の規定による居住用の買換の課
 税の特例があります。

この特例を適用しますと、譲渡代金の
 全部で買換えたときは、譲渡所得は課税
 されませんし、譲渡代金の一部で買換え
 たときは、その差額だけに対応する譲渡
 所得が課税されます。この場合、課税さ
 れない部分は永久に非課税になるのでは
 なく、旧資産の取得費を買換えた資産に
 引き継がれることによって譲渡がなかつ
 たものとみなす。いわゆる圧縮記録（課
 税繰延べ）の措置をとる特例であります。

事業用 設備の更新による企業の合理
 化、工場移転による産業立地条件の改善
 等に資するため、昭和三十八年一月一日
 から昭和四十四年十二月三十一日までの
 間に、個人が所有する事業用資産で企業
 の基盤となるような特定資産の譲渡をし
 原則的にはその譲渡をした年の翌年中に
 特定の資産を買換えて事業の用に供した
 場合に、その適用が認められるもので
 す。この場合も居住用の買換えと同じく
 圧縮記録の措置をとる特例であります。

二千万円を田を売り自分の土地に一千
 万円で居宅を新築した場合（扶養家族三
 名で譲渡所得以外の所得がない場合）
 買換計算 所得税一、三三四、二〇〇円
 一般計算 〃 三、九七九、三〇〇円

贈与税にも配偶者控除

贈与税の配偶者控除とは次の二つの条
 件にあてはまる場合に、基礎控除に先だ
 って、最高百六十万円を限度として課税
 価格から差し引き控除のことです。
 ① 婚姻期間が二十五年以上の夫婦の一
 方から他方へ、居住用不動産または居住
 用不動産を取得するための金銭の贈与で
 あること。
 ② その贈与を受けた人が、翌年の三月
 十五日、つまり贈与税の申告期限までに
 贈与を受けた居住用不動産または贈与を
 受けた金銭で取得した居住用不動産を、
 実際に居住用とするともに、その後も
 引続いて居住する見込であること。

相続税の申告同死者の場合は
 父と母がヨーロッパ旅行中に飛行機の
 墜落事故で死亡し、死亡届は、父母とも
 全く同一時刻の場合は、民法第三十二条
 の二に特別の規定があり同時に死亡した
 ものとは規定されていますので、この場合
 母は父の相続人になることも、遺産から
 の配偶者控除も、基礎控除も受けること
 はできません。

都税の種類について

都税にはいろいろ種類がありますが、都の全域で課するもの、特別区の存する区域で課するもの、市町村の存する区域で課するものなど合計16税目あります。(紙面の都合上一部本文割愛)

税目	課税標準税率等
都民税(個人)	都内に住所を有する個人の所得に対して均等割額と所得割額の合算額によって課する。 (1)賦課、期日1月1日現在 (2)賦課徴収 特別区または市町村が特別区民税または市町村民税の賦課徴収とあわせて行う。
事業税(個人)	前年中の事業の所得及び昭和43年中に事業を廃止した月までの事業の所得 申告期限3月15日 納期 第1期 8月 第2期 11月 随時。年中途中で事業を廃止した場合
固定資産税	固定資産課税台帳に登録された土地、家屋、及び償却資産の賦課期日(1月1日)現在の価格を課税標準としてそれぞれ所有者に課する。 税率 1.4% なお、土地(宅地等)には負担調整措置が講じられています。 免税点 (1)土地 8万円未満 (2)家屋 5万円未満 (3)償却資産 30万円未満 賦課期日 1月1日 第1期 4月 第2期 7月 第3期 12月 第4期 2月
都市計画税	都市計画区域内(特別区の全域)に所在する土地及び家屋の価格を課税標準として固定資産税とあわせて、その所有者に課する。 税率 0.2% 都市計画税の負担調整措置は、43年度限りで終了し44年度以降は固定資産税台帳登録価格によって課税されます。
自動車税	自動車税の納税義務者は自動車の所有者です。 賦課期日 4月1日 納期 第1期 5月 第2期 10月
都民税(法人)	法人に対しては、均等割額と法人税割の合算額法人でない団体または財団で代表者または管理人の定めあるもの均等割。 確定申告納付、各事業年度終了の日から2月以内
事業税(法人)	法人の行なう事業に対して、電気供給業、ガス供給業、生命、損害保険事業、を行なう法人にあっては収入金額、その他の法人にあっては営業及び清

法人税とは

どのような税金か

法人税は、株式会社や協同組合などの法人の所得にかかる税金です。個人の所得に対して課せられる税金を所得税と言うのに対して、法人の所得に対して課せられる税金を法人税といっています。

江戸川区には、約六千の法人があります。そのほとんどは資本金五千万円未満の法人で、資本金五千万円以上の三十六の法人については、東京国税局で所管しており、その他は全部税務署で所管しています。

税率は、所得金額、資本金の区分などによって、異なった税率が適用されます。

納税は便利な振替納税で

振替納税とは納税をするときに、わざわざ金融機関や税務署へ出かけなくても、電話料や受信料の払込みと同じように、預金口座から自動的に振り替えられて納税がすむ方法のことです。申込みの手続は税務署か金融機関でお尋ね下さい。

源泉徴収は便利なくみ

所得税は、一年ごとに自分の所得と、それに対する税金を計算して自分から申告し、そして納付するのがたまたまとなっています。これを「申告納税制度」といいます。

しかし、たとえば、給料とか、退職金とか、株式の配当金とか、銀行預金の利子などについては、その支払者がこれらの支払をするときに税金を計算し、支払金額からその税金を天引きして国に納めることになっています。このように特定の所得に対して所得税を天引きすること「源泉徴収」といいます。

この制度によりすると、殆どどの給与所得者も、給与の支払者が行なう「年末調整」で納税が完了し、確定申告による精算を必要としません。従って、所得税

たとえば、資本金一億円以下の法人では、年所得三百万円以下の金額についてその負担を軽減するために低い税率を適用

用したり、また、法人が所得金額のうちから利益の配当などをした場合には、一般の税率より低い税率を適用することなどが定められています。

一方、同族会社が利益を留保している場合には、一定の条件のもとに、その留保所得に課税するなどの特別の取扱も定められています。

を納める個々の納税者にとっては、確定申告の手数もかからず、また、一括して税金を納めるという経済的負担もありません。一方、これを収納する税務署も手数がからず便利なくみといえます。

扶養控除等の申告は正しく

給与所得者は、配偶者控除、扶養控除障害者控除等を受けるためには、その年最初の給与を受ける前日までに「扶養控除等の申告書」を給与の支払者に提出しなければならぬことになっています。

この申告書を提出しないと、扶養親族がある人でも、また、自分が障害者、老年者、寡婦または勤労学生に該当するとしても、これらの控除が受けられないこと

申告書提出の注意

申告書の提出

金額が五万円。

所得が①と②の両方からなる人は①の二分の一と②の所得との合計額が五万円。

少額貯蓄非課税制度

個人が、預貯金等をした場合、この利子については、所得税が源泉徴収され、その預貯金の元本の額が一人につき百万円をこえない限り、非課税とする制度もあります。

源泉税は必ず翌月の十日まで納めましょう



紙税の注意点

契約書や受取書のように、文書に印紙が必要で、「仮証」等についても同様です。酒税、入場税、物品税、印紙税等の間接税についての質問は税務署問課までお問合せ下さい。

「指輪等の貴金属類は信用ある店で」

指輪等の貴金属類は信用ある店(たと

えば物品税協力会員の店など)で正しく納税されたものを購入いたしました。正しく納税された指輪等は、買替える場合や返品などする場合、便利で品質も保証されます。

入場券の半片は必ず受取りましょう!

映画館や音楽会・演劇会などに入場するため入場券を買いますが、入場券の代金に十パーセントの「入場税」が含まれていますので、その領収の証として「入場券」の半片が交付されるためです。

支部の発展的編成替え

事業計画と予算委員会開催

第二十支部(旧瑞江・篠崎全町)地区は最近著しい発展振りを示し、法人数も激増、単一支部の運営では困難なためかねてより寄附検討されていたが、いよいよこの地区を四支部に発展的分割することとなり、これが準備会を三月中旬に開催、四月から発足する事となりました。四十四年度の予算編成を前にしての事業計画等を立案する事業、組織、広報の各委員会並に予算(案)編成の総務、経理委員会はそれぞれ七日・十三日に亘って開催、この委員会の答申により二十日開催される理事会で来年度の予算(案)の明示が開催されることとなった。尚税制改正要望事項を検討する税制委員会も四月月上旬から開かれることとなっております。

無料相談券を

税理士部会の協力で

編集後記

突然の計画のため編集が非常に複雑なため判断しにくいと思います。ご家庭の主婦、新しく職場につかれる方のため少しでもお役に立てば幸いです。

自動車取得税(43.7.1施行)	地方道路、特に区、市町村道の整備費用に充てるため、特殊自動車と2輪自動車を除く自動車を取得した際、その取得者に課する。 (1)税率は自動車購入価格(取得価格)の3% (2)免税点は15万円44.4.1施行 (3)無償で自動車を取得した場合などは、同車種の通常の取引価格が取得価格とみなされて適用自動車税事務所に申告納付。
料理飲食等消費税	料理店、貸席、カフェー、バー、飲食店、喫茶店、旅館等における遊興、飲食、及び宿泊等に対し料金を課税標準とし、その利用者に課する。 免税点 (1)宿泊及びこれに伴う飲食一人一泊1,200円以下 (2)飲食店、喫茶店等における一人一回600円以下 (3)食券利用する食堂等における飲食一品300円以下
符號免許税、入葬税、墓区税、都たばこ消費税、娯楽施設利用税、軽油引取税、商品切手発行税、入浴税	



〔(社) 江戸川法人会々旗〕

「本年度の税制改正」 源泉所得税のあらまし

昭和四十四年度の税制改正は所得税の課税最低限の引き上げと税率緩和などによる所得税の減税のほか、個人・法人双方についての土地税制の大改正が行なわれ、地方税法の改正でも宅地開発税の創設等から住民税、電気ガス税等についての改正が行なわれました。所得税法改正のうち源泉徴収に関する事項は次のとおりであります。

基礎控除、扶養控除等が 引き上げられました

中小所得者の負担の軽減をはかるため

控除の種類	四十三年度(改正前)	四十四年度(改正後)
(一)基礎控除額	一五、五〇〇	一七、五〇〇
(二)配偶者控除額	一五、五〇〇	一七、五〇〇
(三)扶養控除額	七、五〇〇	九、五〇〇
(四)障害者控除額	七、五〇〇	九、五〇〇
(五)特別障害者控除額	一七、五〇〇	一七、五〇〇
(六)老年者控除額	七、五〇〇	九、五〇〇
(七)寡婦控除額	七、五〇〇	九、五〇〇
(八)勤労学生控除額	七、五〇〇	九、五〇〇

また、障害者のある世帯や寡婦世帯の実情を考慮し、それぞれ次のように引き上げられました。

給与所得控除額が 引き上げられました

中堅給与所得者の負担軽減をはかるため、給与の収入金額から控除される最高限度額が、二十六万五千円から三十四万八千円に引き上げられました。

勤労学生控除の 所得限度引き上げ

勤労学生控除を受けられるものは、合計所得金額が二十五万円以下であることが一つの要件となっていました。この金額が二十六万円以下に改正されました。したがって、昨年の場合、給与だけの収入であった人は、給与の収入金額が四十万七千五百円以下の人

源泉徴収税額 表が改正

基礎控除、扶養控除等の控除額の引き上げと税率が緩和されたこ

発行所
社団法人
江戸川法人会
発行責任者
菅原 邦 芳
事務所
江戸川区小松川4-98
電話 (03) 3474
印刷所
柳依田 東文堂

法人税関係では

本年度の改正の主なものはおおむね次のような点であります。

一、交際費課税の強化

法人が支出する交際費の一部を、経費としないで課税する制度が、現在実施されています。これを更に延長し、その割合を六〇％(現在は五〇％)としました。

二、中小企業対策

中小企業者の設備改善策として、一定のものに対する減価償却費の割増しを認めておりましたが、この制度が更に拡げられました。

三、新築貸家住宅対策

が、本年から生命保険料控除等と同様に「給与所得者の保険料控除申告書」に記載して申告することにより、年末調整の際に給与所得金額から控除を受けられるようになります。

なお、この場合には、掛金の金額に制限はありませんが、その掛金を支払ったことの証明書の添付が必要です。

年金の源泉徴収 限度額の引き上げ

厚生年金保険法や国家共済組合法等の規定による年金のように、所得税法上給与所得とみなされるものがあります。

この給与等とみなされる年金については、従来は毎年その年の最初に年金を受ける期日の前日の現況で、その年中に支払を受ける年金の総額が十四万円に満たない場合には、源泉徴収をしなくてよいことになっていましたが、この額が十七万円に満たない場合には源泉徴収をしなくてよいことになりました。

納めすぎの退職金の 税金は還付される

本年一月一日から四月七日までの間に支払の確定した退職金で、その期間中に支払われたものについては、改正前の「退職所得の源泉徴収税額表」を適用して徴収されているわけですが、この源泉徴収された税額が、改正後の税額表による

課税される納税準備金等 利子の範囲が改正

納税準備金の利子は、原則として、非課税ですが納税の目的以外に引き出し資産を買換えた場合の特例が、大幅に改正されました。

その他、輸出の振興に関する諸制度を延長すると共に、夫々改善合理化が、図られております。全般的に、本年度の改正点は少いのでありますが、昭和四十五年度においては、相当大幅な改正が見込まれております。

法人税基本通達を制定 出予版約

国税庁では昭和四十年の法人税法全文改正を契機に、新法人税基本通達を制定するため作業を進めていたが、このほど公表された。今回の改正整備では法人税法関係通達を対象とされ、特色は取扱の弾力性にあり、全体として約三千とい

税額よりも多いときは、本年の六月三十日までに退職金を受けた人が自分の住所地の税務署長に還付請求書を提出すれば、納めすぎの税金は還付されます。

なお、本年六月三十日までに還付請求をしなかった場合でも、確定申告をすることにより、還付を受けることができます。

(注) (1) この還付請求書の用紙は、税務署に用意してあります。
(2) 還付請求書は、正副二通提出することになっており、「退職所得の受給に関する申告書」を添付しなければなりません。

社会保険労務士に支払う 報酬は源泉徴収をします

社会保険労務士制度が実施されたことにもない、社会保険労務士の業務に関する報酬については税理士等に支払う報酬と同様に、その支払の際に十パーセント(同一人に対し一回に支払う金額が五十万円をこえる場合には、五十万円までの部分については十パーセント、五十万円をこえる部分については二十パーセント)の税率で、源泉徴収を行なうことになりました。

問 答 欄

た場合は、課税されることになっていきます。この課税する場合の利子計算が簡素化され、今後は納税以外の引き出しがあった場合には、その引き出しの日の属する利子計算期間に対応する利子の総額について、支払の際に、源泉徴収を行なうことになりました。

なお、納税貯蓄組合預金についても同様の改正が行なわれ、その利子計算期間中に十万円以上の納税以外の引き出しがあった場合には、今後はその引き出しの日の属する計算期間に対応する利子について源泉徴収を行なうことになりました。

(問) 本年四月八日に所得税法が改正され減税が行なわれたそうですが、サラリーマンの税金はどの程度安くなったのでしょうか。

(答) このたびの所得税法の改正でサラリーマンの課税最低限(これ以下の金額については課税しないという限度)が夫婦共三人の標準世帯で年間の給与の収入金額が約九十一万円(四十四年分)になり昨年より約十万円引き上げられました。

(問) 税額では給与の金額が百五十万円の人で約一万五千円、百万円の人で六千円税額安くなっています。

(問) 今年から土地や建物の譲渡所得について分離課税をすることができるようになりましたが、扶養親族等の判定を行なう場合、この所得を合計所得金額に含めなくてもよいのでしょうか。

(答) そうではありません。

(問) 老年者、勤労学生、控除対象配偶者、扶養親族等の判定を行なう場合、利子所得や分離課税を受けた配当所得は判定の基礎に含まれませんが、分離課税による譲渡所得は長期、短期を問わず特別控除をする前の所得を合計所得金額に含めて判定します。

小岩地区支部編成替公聴会

支部組織の充実を図るため支部の編成替えを行っていたが、本年度は小岩地区の一部を編成替えることとなり、役員会と公聴会を六月中旬に行なうこととなりました。尚説明等の行事は支部単位で行なう予定

「知らない」と損をする 大きく変った土地税制

土地の値上りが激しくなかな家々を建てることが難しい昨今です。そこで土地の値上りを解決する一つの方法として、土地の供給を促したり、投機的な土地取得をできるだけおさえることをねらいとして、土地税制が大きく変ったわけですね。

早く売れば安くする!!

長期譲渡所得の分離課税

①昭和四十五年～五十年に譲渡した土地建物等のうち昭和四十四年以前に取得し、かつ、五年をこえる期間保有していたもの（昭和四十四年四月八日現在で既にその保有期間が三年をこえるものを含む）を譲渡したときは、次の比例税率により分離課税となります。つまり税率は売却の時期が早いほど低く、したがって税額も安くなります。

売却の時期 所得税の比例税率

昭和四十五、六年中 一〇％
昭和四十七、八年中 一五％
昭和四十九、五十年中 二〇％

②長期譲渡所得の金額は三〇万円の特別控除をしないで計算した金額とし、課税

昭和四十四年度の地方税制改正は、地方税負担の現状にかんがみ個人の住民税個人の事業税等について、負担の軽減合理化が行なわれた（カッコ内は改正前）

1 個人の住民税

①個人の住民税個人の住民税の所得控除が次のとおり引き上げられた。

基礎控除額が十二万円（十一万円）
配偶者控除額が十万円（九万円）
扶養控除額が六万円（五万円）

以上のほか、四十四年度分の個人の住民税に適用する給与所得控除も引き上げられていて、給与所得者で夫婦子三人の標準世帯における課税最低限は六十二万三千七百七十一円（五十三万二千四百円）となる。

なお、寡婦控除、障害者控除、老年者控除、勤労学生控除の額がそれぞれ七万円（六万円）に引き上げられた。

③青色申告者の専従者給与控除について所得税と同様、その限度額の法定が廃止され、完全給与制が採用されるとも

短期譲渡所得の分離課税

長期譲渡所得金額の計算上二〇万円を控除する。（1/2課税の適用はありません）

③土地の譲渡代金から差引く取得費は、昭和二十七年十二月三十一日以前から持っている土地については譲渡収入金の五％と、実際の取得費と、いずれか高い方とすることになりました。

重い税負担!!

②短期譲渡所得の金額は三〇万円の特別控除がありません。

長期保有土地等の 譲渡益に特別控除

公共事業や住宅造成の促進を図る等のために次のような特別控除ができることになりました。

① 収用事業のために土地等を譲渡した場合、
一、二〇〇万円
② 日本住宅公団が土地を面整理方式により行なう宅地開発事業における先買い等、都市計画法において収用権が認められていた事業のために土地等を譲渡した場合、
六〇〇万円

③ 収用権を持たないが収用対象事業に準ずる事業のために土地等を譲渡した場合、および特定の民間住宅造成事業のために土地等を譲渡した場合、
三〇〇万円
④ 現に自己の居住の用に供している土地家屋等を譲渡した場合、
一、〇〇〇万円
⑤ その他一般の場合、
一〇〇万円

4 料理飲食等消費税

③飲食店等における飲食の免税点が八百円（改正前六百円）に引き上げられるとともに、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食の免税点が四百円（三百円）に引き上げられる。

④旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点が千六百円（千二百円）に引き上げられる。

「地方税制の改正点」

住民税と同様、青色申告者については完全給与制が採用され白色申告者については専従者控除が十五万円（十一万円）に引き上げられた。

3 不動産取得税

事業主が従業員に譲渡する住宅を新築し、これを六ヶ月以内に譲渡したときは不動産取得税を課さない事とすると改正

5 固定資産税

都市計画において定められた路外駐車場で地下に設けられたものに係る固定資産税の課税標準は新設後五年間に限り価

印紙税講座

③相殺による領収書

問 売掛金について、自己の買掛金と相殺した場合に発行する「領収書」に「金〇〇円也右金額相殺しました」「金〇〇円也右金額売掛金と相殺しました」「金〇〇円也右金額買掛金と相殺しました」等の文言を記載した場合に領収書として印紙を貼る必要はありますか？

居住用資産買換制度廃止

個人が居住用財産を取得するための買換制度は、個人の長期保有土地等の譲渡益に対する課税の軽減合理化と、現に自己が居住の用に供している土地、家屋を譲渡した場合の一、〇〇〇万円特別控除の創設により、昭和四十四年十二月三十一日限りで廃止となります。

事業用資産買換制度合理化

現行制度は、昭和四十四年十二月三十一日限りで廃止となり土地政策または、国土政策に合致すると認められる次のような場合に限り改めて買換の特例を設けることになりました。

① 都市計画法による市街化区域内にある農林業用資産を取得する場合、
② 次に掲げる地域外にある事業用資産を譲渡し、これ等の地域内で事業用資産を取得する場合、
③ 首都圏等の近郊整備地帯における計画工業団地、流通業務団地、首都圏等の都市開発区域、新産業都市、工業整備特別区域、低開発地域工業開発地区、産業地域その他の地域で都

6 電気ガス税

電気に対する電気・ガス税の免税点が五百円（四百円）に、ガスに対する電気・ガス税の免税点が千円（八百円）に引き上げられた。

7 自動車取得税

免税点が十五万円（改前十万円）に引き上げられた。

8 宅地開発税

③宅地開発に伴い必要となる特定の道路等の整備に要する費用に充てるために課税することができるとは、市町村税（三区区内にあっては特別区税）の宅地開発税が創設される。

④宅地開発税は、都市計画法に規定する市街化区域のうち、条例で定める区域内で宅地開発を行なう者に課せられ、宅地の面積を課税標準として課される。

⑤宅地開発税の税率は、宅地開発に伴

ようか。

答 印紙税の課税対象となる受取書は金銭または有価証券の受取書です。金銭の受取書とは、金銭の引渡しを受けた者がその受領事項を証するためのもので、いい、質問の場合は「領収書」「領収」という文言は記載されていますが、その文書は相殺による売掛債権の消滅を証するものであって、金銭事実を証明するためのものではないので金銭の受取書とはならず印紙を貼る必要はありません。

その他の取扱の改正点

① 買換えで取得した土地の面積が、譲渡した土地の面積に一定倍率を乗じて計算した面積をこえる部分については買換特例の適用ができません。

② 収用等をうけた場合は前記の一、二〇〇万円の特別控除と収用等の場合の買換特例との選択ができます。なお、課税制度は廃止されました。

③ 特別控除は年間を通じ最高一、二〇〇万円が限度です。

④ 土地等以外の資産についても前年中の先行取得が認められます。

⑤ 買換資産の取得の時期は、譲渡資産の取得の時期を引き継ぎません。

⑥ 買換適用をうけた譲渡については、長期譲渡所得の一〇〇万円控除は適用できません。

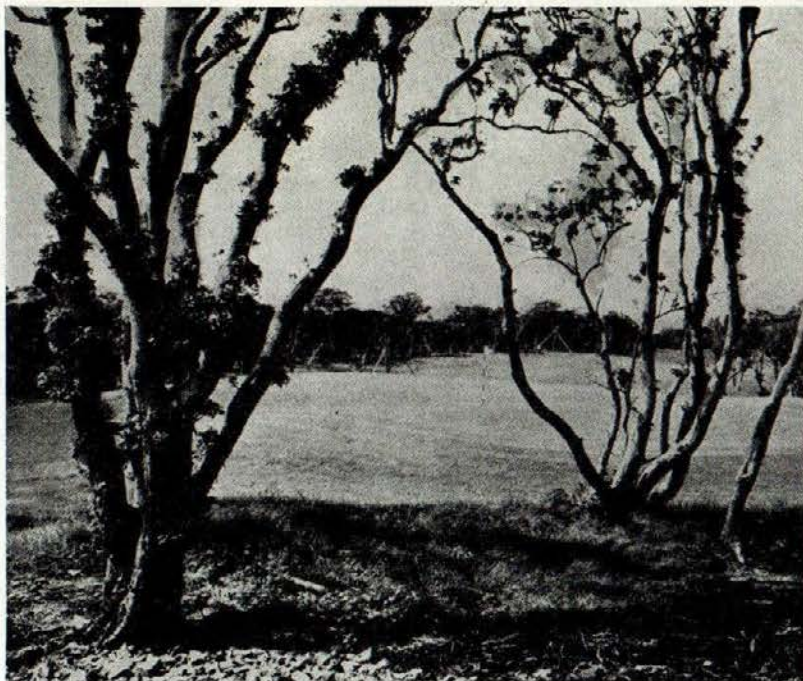
⑦ 個人が、昭和四十四年中に土地等を譲渡した場合の課税について、前記の新しい課税方式を、納税者が選択できることになりました。

（社）江戸川法人会の定時総会

社団法人江戸川法人会の定時総会は五月二十七日小松川区民館に於て開催され、午後一時～三時迄は名古屋大学教授末松玄六氏の国際化時代の中小企業の経営戦略と題する講演、引次いで総会に入り、昭和四十三年度決算報告並に事業経過報告、昭和四十四年度事業計画と収支予算案（一、七三三、九一九円）を承認される。

尚支部の編成等支部数が多くなつた機会に地名を採るよう承認を受ける。

法 江戸川 法人会だより



二十一回の新春を迎えて

社団法人
江戸川法人会
今井博之進

昭和四十五年の新春を迎え謹んでお慶び申し上げます。

昨年は関係官公庁の皆様方並びに会員各位、特に役員の方々には格別の御尽力を賜わり本会創立二十一年目、公益法人として第四年目の新春を迎えるに至りましたことに對し、深甚なる謝意を表する次第でございます。

我國の経済は高度成長をつづけ昨年は遂に自由世界第二の地位を占める国民総生産となり、国際収支は依然好調を続け大企業を中心とする好況企業は長期に亘る増収益を堅持し、かつての岩戸景氣を凌駕する大型景氣を現出し、ここに新春を迎えたのであります。

しかるに一九七〇年を迎え、わが国の経済は資本自由化の進展により、産業界の成長の時代だけでなく、激動の時代を迎える七十年代とされ、産業界をとりかこむ環境はかつてない激しい変動をみせることであろうとさえいわれているのであります。

この時に当りわれわれ中小企業をとり巻く内外の情勢はかつてない不利な条件にあることは否めな

いのであります。それはご存知の如く生産性の低さ、企業基盤の弱さ、労働不足と急激な高賃金の上昇等によって発展が阻害せられこれ等が中小企業の倒産に拍車をかけているのであります。加えて資本の自由化、発展途上国の追い上げなどにより国際競争は激しくなるものとされ、われわれ中小企業に与える影響は大いなるものがあるろうと思われざるのであります。

これ等の諸情勢に對処するためにも中小企業経営者は長期的視野に立つて技術の革進により生産性の向上と、資産の蓄積をはかるべく意欲的経営に取組み、先進国経済にふさわしい中小企業へと脱皮し、この激変を乗り切ることが肝要かと存じ次第でございます。

ところが政府は新年度予算編成にあたり、社会資本の充実と景氣調整を理由に法人税率の引上げを行なわんとしているのであります。いまや資本ならびに貿易の自由化に併ない、速やかに国際競争力を強化すべく、自己資本の充実が法人企業育成のため欠くことのできぬ施策とされているとき、法人

税を増徴することは企業を弱体化するものであり、実勢を無視した暴挙であると断ぜざるを得ません。われわれ法人会員はこの際一丸となり、法人税率の引上げ反対運動を全国法人会総連合を通じて強力に行うこととなり、これがわれわれ中小企業擁護のためであり且又法人会活動の一環でもあると信じるものであります。

こうした年にあたり二千六百余の会員を擁する我が法人会は社会的地位を高めると共に公益法人に相應しい会員皆様方の企業の健全化を図るための減税運動から、体質改善のための経営問題、更には節税のための事業等与えられた法人会活動を最高度に行うべきであると存じ、本会創立二十年代の目標に向って心新たにするものであります。

こうした運営を実施するに當り関係各位の御理解ある御指導と御協力を仰ぎ円満なる税務行政運営のため大いに協力し、中小企業経営のための経営と税務に関する事業を存分に行い、より一層の申告納税制度の完遂のため協力を期したい所存でございます。

最後に会員一同の御事業の御繁栄と御多幸を祈念し、本会発展のため一層の御支援を御願い申し上げます。次第でございます。

重要な七〇年代の年

江戸川税務署長 葛原政夫



はじめ会員皆さまの誠意溢るご理解とご支援の賜ものと心から深く感謝致す次第であります。

また、法人会におかれては、有史以来の盛事と思われる会員の心の象徴である「法人会旗」の制定これまた有史以来の千三百万円余の予算の成立、かつまた、発展拡充のための基礎基盤である支部の分割再編をみる等、私にとりまして誠に感銘深い年であり、このことは、編入に会長をはじめ役員の方々ならびに皆さまのご推進

民主的税務行政を推進

江戸川税務事務所長・松村大明



成果をあげることができましたことは、ひとえに皆様方のご協力、ご支援の賜ものと存じ、厚くお礼申し上げる次第でございます。

いま、東京に住んでいる私たちがもともと強く願っている幸福な生活とは、どんなものでしょうか平和で、健康で、快適で、能率的で——つまり人間らしい暮らしが出来るというのではないのでしょうか、そこで、これらの都民の願いを実現させるため、ご承知のとおり、東京都は、一昨年十二月に

昭和四十五年の年頭にあたり、江戸川法人会の皆様にご挨拶申し上げることは、私の最も慶びと存ずる次第であります。皆様明けましておめでとうございます。

とご努力の賜と深い敬意と謝意を表する次第であります。

昭和四十五年、七〇年代という未知の時代へと足を踏み入れる意義深かい重要な年だと思えます。

七〇年代は、私どもの窺い知ることのできない変動をはらんでいると思えますが、国際化、世界化が更に進展することだけはまちがいないと思えます。

したがって、大型基調の景気が続くものと考えられますが、福田大蔵大臣が指摘されるように、やや長期的視野に立つてみますと、労働力不足の深刻化、産業の発展に伴う公害の問題、道路や港湾をはじめとする社会資本不足の問題

東京都「中期計画」をまとめ発表いたしました。この計画は実現可能な明確な目標にむかって、一步一步近づいていくという昭和四十四年度から始まる三カ年計画で、都民の現実生活に密着した年度別実施計画でもあります。

その目的とするところは、シビル・ミニマム（都市生活の最低基準）の保障という主題をあげ、行政に初めて市民的な観点を、導入したものとして評価されております。

昨年、十二月十九日東京都「中期計画」四十四年版が発表されたが、これによると四十五年から四十七年度までの三カ年間で百四十

等も顕著になってくるものと思われれます。そしてこれらの問題が想起されながら国際化に入る経済社会の基盤に立つて、皆さまが企業の合理化等を深刻に考えられ、景気の好、不況に左右されない事業基盤の強固な確立が切に望まれる重要な七〇年代の年であると思われれます。

そこで、私は年頭に当り、皆さまの国際化時代に、より適合する百年の企業基盤確立と法人会の拡充強化向上を期し、ひいて税の円滑な執行のために、ご理解あるご協力とご支援を願うには、皆さまと共に私ども税務当局が、卒直に事業を学び、税を語って、相互信

八事業に一兆二千三百八十五億円を投入することになっており、四十三年版四十四・四十六年度に比べ、テレビ、自動車といった大型ゴミの収集など二十九新事業が追加されたほか、既定事業の規模拡大、物価上昇などを見込んで、予算も二千億円上積みされ大幅な改定が行なわれております。

これは単なる目標計画でなく、あくまでも実施計画であるという性格のもので、これを遂行してゆくうえで財源の確保が必要であることは、ここで改めて申し上げるまでもございません。

この意味で、一般納税者のご協力力のもとより、納税協力団体の皆

頼の基盤を益々強大にすることに旧来に倍加して万全の努力を尽すことを心に誓った次第であります。

皆さま、大型景気基調での経済社会変化の加速化の中にあつて今後の企業経営と、経営者団体であり、且つ、古きよき伝統を誇る税務の強力な協力団体である皆さまの法人会が如何に、密接貴重な存在であるかを新たな認識を深められ、法人会の拡充と向上のためのご協力を切に期待してやまない次第であります。

終りにのぞみ、皆さまのこの年のご多幸を祈念し、法人会のご隆昌を祝して年頭のごあいさつとします。

様方のご協力が円滑な税務行政を推進すると共にひいては「中期計画」達成の鍵を握っているといっても過言ではありません。

私共も年改たまるともに心を新たにしまして民主的で明るい税務行政の推進に努め、皆様から一層親しまれ信頼されるよう努力いたしたいと思ひます。

会員の皆様におかれましては、重ねてご理解と、ご協力を賜りますようお願いいたします。

おわりにのぞみ、皆様方のご多幸と、企業がますます健全なご発展をとげられますよう心からお祈りして年頭のごあいさつといたします。

所得税の確定申告と納税は

三月十六日まで

所得税の確定申告と第三期分の納税の期限は、三月十六日までであります。

期限内に申告と納税を済ませてくださるようお願いいたします。

一時に納税することが困難な方は、期限内に申告し、かつ第三期分税額の半分以上を納められずと、残額は六月一日まで延納することができまますから、この延納制度のご利用を願います。

納税貯蓄組合員の延納については、有利な取扱いができることになっていきますので、ご相談ください。

なお、延納期間中は、日歩二銭の利子税がかかりますから、その点ご注意ください。

贈与税の申告と納税は

贈与税の申告と納税の期限も三月十六日(月)までとなっています。すから、期限内に申告と納税を済ませてくださいますようお願い申し上げます。

三月十六日までに全額を納税することが困難で、税額が三万円を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっています。

還付申告はお早く

納め過ぎの税金の還付を受けられる方は、お早く(二月二十五日頃までに)申告書を提出してください。

申告が遅れますと、支払も遅れることとなります。

るようお願いいたします。

振替納税制度の利用を

振替納税制度は、昭和四十年からはじめられたものですが、公共料金の口座自動振替納付と同じように大変便利であるとして利用される方が増加しています。

まだご利用でない方は、確定申告を機会にぜひご利用なさるようおすすめいたします。

第三期分の振替納税者へ

所得税の全期分について振替納税利用依頼の方の第三期分は、三月下旬に振替によって納税されますから、預金残高の確認とご自身で納税なさらないようご注意ください。

第一・第二期分のみ振替納税利用の方は、第三期分については

都税のお知らせ

一、固定資産税

報奨金制度の一部を改正

年税額百万円で頭打ち

四十五年度から実施

今回の改正の主な点は、固定資産税の納期前納付に対する報奨金制度の手直しで、一般の納税者に

対しては、有利な報奨金制度をそのまま保つとともに、高額納税者

振替納税扱いになりませんのでご自身で納めていただくこととなります。

第三期分についても振替納税を希望される方は、二月二十五日頃までに振替納税の追加依頼書を提出してください。

共同説明会の開催

所得税の申告と納付は、個人事業税、特別区民税の申告についての共同説明会を次のとおり開催しますから申告用紙等をご持参のうえ、お近くの会場において下さい。

とき

2月17日(火) 江戸川税務署

2月18日(水) 江戸川区役所

2月19日(木) 城東信用金庫船堀支店

2月20日(金) 小岩区民館

各会場午後1時30分から

とに対する金利的要素を持つものですが、乗率百分の一は日歩に換算して約二銭八厘三毛にあたり市中銀行等の預金金利(一年定期で日歩約一銭五厘)に比べ相当高水準にあること。

(二) 昭和四十五年度に、金融機関で固定資産税を前納すると、報奨金がある。その場で支払われる制度が実施されてから、納期前納付率も飛躍的に上昇し、従来の制度のままで

は、今後毎年相当額の財政支出を強いられること。

などにより、報奨金制度合理化の必要に迫られてきました。

そのため、今回の改正で、報奨金の支払いは、期別税額二十五万円を頭打ちとすることにしたものです。なお、この改正は四十五年度から実施されます。

二、納期のお知らせ

二月は固定資産税、都市計画税第四期分の納付月にあたりますから、納期限の二月二十八日までにお近くの銀行、信用金庫、信用組合などへ納めてください。

納税には、便利な口座振替納税制度がありますので、ご利用をおすすめいたします。

振替納税についてくわしくお知りになりたい方は、納税貯蓄組合係(二階四番)へお問い合わせください

三、固定資産課税台帳の縦覧について

あなたの土地や家屋や償却資産の価格がいくらになつてゐるか課税台帳をごらんください(無料)昭和四十五年度の土地、家屋、償却資産等の価格について、左記によりお見せします。持主だけでなく、借地、借家人など、関係のある人も見ることが出来ます。

1 縦覧場所 江戸川税務事務所
2 縦覧期間 自三月二日、至三月二十日

譲渡所得は選択制

土地の短期譲渡とは！

本年も所得税の確定申告時期が間もなくやってきます。昨年一年間の所得を税務署に申告するわけですが今回の確定申告で注意すべきことはなんといっても昨年中に譲渡した土地建物の譲渡所得の申告であります。

四十四年度の税制改正で土地税制が大きく変わったため、特に昨年一年間の譲渡所得については新法(分離課税)と旧法(総合課税)のいずれが有利な方を納税者自身が選択できるということでありました。しかしながら税制が複雑なため判定が難しいのでありますが新法、旧法の選択にあたっては、「短期譲渡所得」は旧法が有利といえるでしょう、これは今度の土地税制が短期譲渡所得には税負担を重くするということが目的であるからであります。

ではここで問題となる「短期譲渡所得の課税対象になる」ものはどんなものをあげて見ましょう。昭和四十四年一月一日以後取得した土地建物等(ただし所得税法上の交換の特例を受けて取得したもので、その交換譲渡資産の取得の日が昭和四十四年一月

一日前であったものや相続等により取得したもので、その被相続人等の取得の日が同日前であったものは除かれます)

◎昭和四十三年十二月三十一日以前に取得した土地建物等で保有期間が五年以内であったもの

広告宣伝用

資産の受贈益

販売業者等が製造業者等から、広告宣伝用資産を無償または、低額で取得した場合には、提供した取得価額、または、この取得価額から販売業者が負担した額を控除した金額を経済的な利益として、取得の日の属する事業年度の益金とします。

ただし、取得した資産が、①自動車で、車体の大部分に一定の色彩を塗装して製造業者の製品名または社名を表示し、その広告宣伝を目的としていることが明らかなもの、②陳列だな、陳列ケースが冷蔵庫または容器で、製造業者等の製品名または社名の広告宣伝を目

(前記で除かれたものは、交換譲渡資産の取得の日や被相続人等の取得の日から通算して保有期間を判定することになります)

◎ただし昭和四十四年四月八日現在で保有期間が三年をこえている土地建物等は同日以後保有期間が五年以下で譲渡された場合でも短期譲渡でなく長期譲渡として扱われることとなっている

法人税のご質問は

審理係へ

(683) 四二八一

経済的利益が十五万円以下であるときは、経済的利益はないものとして取扱うことになりました(非課税方式)

また、広告宣伝用の看板、ネオンサイン、どん帳のように、もっぱら広告宣伝の用に供される資産については、その取得による経済的な利益はないものとされています。



法人税率の引上げ

反対に関する決議

全国法人会総連合主催による、一月十二日開催の賛同交歓会の席上で、法人税率の引上げは、わが国財政の中核を担える法人企業界の盛衰に重大な影響を与え、経済界の実勢を無視した

暴挙である。

政府は、国および地方の行政機構を大幅に縮小し、かつ、冗費の節減に努め、積極的に必要財源を捻出し、法人税率の引上げを中止すべきである。との決議を採択し、翌十三日直ちに各政党並に政府関係官庁方面に提出陳情した。

《税務研究会》

本年はブロック別

支部毎に行なわれる恒例の新春税務研究会は、本年はブロック単位で一月二十二日の第一ブロックを皮切りに二月十三日まで五ブロックに分かれて実施される。

経営者が是非知ってもらいたい「経営者のための税務教室」第三編を資料のもとに行なわれることになっています。

当日は署側から葛原税務署長さんを陣頭に関係課長幹部の方々が多数出席され、日頃の税務行政に対する不満、質問にも応える態勢をとっています。

今回行なわれる資料の主なもの

- (1) 割りもどし金の取扱
- (2) 受贈益
- (3) 借地の更新料
- (4) 法人が支出した役員等の損害賠償金
- (5) 特定資産の買換え
- (6) 取用
- (7) 圧縮記帳

昭和四十五年一月一日発行
発行所(社) 江戸川法人会
発行人 菅 原 邦 芳
事務局 江戸川区小松川四六
電(六)三四七四



発行所
社団法人
江戸川法入会
発行責任者
菅原邦芳
事務所
江戸川区小松川4-98
電話 (681) 3474
印刷所
株依田東文堂

納税は 3月16日までに

◎確定申告の必要な人

1. 一般の人
四四年中の所得金額が基礎控除（一六万七千五百円）配偶者控除（一六万七千五百円）扶養控除（九万五千円×人数）などの所得控除の合計額をこえる人。

2. サラリーマン

普通、年末調整で税額が清算されていますので、確定申告をする必要がありませんが次のかたは申告が必要です。

- (1) 給与収入が五〇〇万円をこえる人
- (2) 家賃・地代収入など給与以外の所得金額が五万をこえる人
- (3) 二か所以上から給与を受けている人で、従来の給与と他の所得の合計額が五万円をこえる人（特別の場合を除く）
- (4) 同族会社の役員またはその親族などで、同族会社から給与などのほかに貸金利子、不動産の賃借料などを受けている人。

◎確定申告は必らず

期限までに

例年二月一六日から三月一五日
までですが、ことしは三月一五日
が日曜日のため、三月一六日（月）
までとなります。

◎相談にこられる方へ
のお願い

毎年三月一日すぎは税務署の窓口が大変混雑します。なるべく三月七日(土)ごろまでにおいでください。なお相談されることがらを「確定申告の手引」「申告書のかきかた」などをよくよんで、要領よく質問してください。また申告書は必ず自分で書いて申告してください。

◎申告に際しては次の事に

ご注意ください

- 確定申告用紙は税務署から送られたものを使ってください。
- 勤務先を納税地とすることは認められていませんので申告は住所（居住）地で行ってください。
- 氏名にはフリガナをつけてください。

延納もできます

一時に全額納付が困難な方は、第三期分税額の半額以上を期限内に納められずと、残額を日歩2銭で六月一日まで延納することができます。

- 申告書に添付する源泉徴収票や、各種の控除に関する証明書、明細書など申告書に添付することになっている書類は早めに準備し、忘れずに申告書に添付してください。また、申告書の用紙を送った際「収支明細書」の提出をお願いしてあるかは、必ずその明細書などを申告書に添付してください。

青色申告で事業の発展を

青色申告は、営業成績の正しい記録に
よって、これからの経営の判断と納税を
有利にすることができまゝ。備えつけて
おく帳簿は、現金出納帳を中心としたも
の、どなたでも簡単に記帳できるもの
です。青色申告をしていないかたは、こ
しからぜひ青色申告をしてください。

◎申告に際して必要な書類を

早めに準備しましょう

確定申告をするとき、申告書に添付したり、いっしょに提出する書類があります。所得控除を受けるために必要なおもな書類は次のとおりです。

- 難損控除を受けるために
災害や盗難、横領などで住宅や家財に損害を受けたため難損控除を受ける場合には、被害を受けた資産の損失額の証明を警察署、消防署で受けます。これらの災害によって保険金を受取っている場合は、保険金の明細書が必要となります。

- 医療費控除を受けるために
本人や家族の病気のため医療費を支払った人は、実際に支払った医療費の領収証が必要です。
- 小規模企業共済掛金控除を受けるた
ために

掛金は金額控除できますが、支払った掛金の額の証明書が必要です。

●生命保険料控除を受けるために、四四年中に支払った生命保険料（契約者配当金がある場合は、その配当金を差し引いた残額）が一つの契約について九〇〇〇円をこえるものがあるときは、その保険料の支払証明書が必要です。

- 損害保険料控除を受けるために
火災保険など損害保険料控除を受け
る場合には、金額のいかんにかかわら
ず、支払った損害保険料の額の証明書
が必要です。
- 寄付金控除を受けるために

四四年中に特定寄付金（国や地方公共団体や大蔵大臣が指定した寄付金な

贈与税の申告と

納税はいつまでか

贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の二月一日から三月十五日（本年の場合は三月十六日）までです。この場合税額が三万円をこえて一時に現金で納めることがむずかしい場合は、その納めることがむずかしい金額を限度として五年以内の延納が認められます。

延納をするためには、申告期限までに延

納に関する申請書と担保に関する書類を、税務署長に提出し、その許可を受けなければなりません。この場合に提供できる担保は、次のようなものです。

▽国債、地方債　▽社債、株式、その他の有価証券で税務署長が確実と認めるもの　▽土地　▽建物、立木などで保険を付したものの　▽保証人の保証で税務署長が確実と認めるもの。なお延納期間中は日歩二銭の利子税がかかります。

◎配偶者控除を受ける条件は

納税者の同一世帯内の配偶者で、次のいずれかに該当する人をいいます。

- (1) 合計所得金額のない人
- (2) 所得の全部が給与所得などであるときは、その合計所得金額が一〇万円以下である人
- (3) 所得の全部が給与所得等以外の所得であるときは、その合計所得金額が五万円以下である人
- (4) 給与所得等と給与所得等以外の所得

があるときは、給与所得等のうち相当額と給与所得等以外の所得の額との合計額が五万円以下である人

◎扶養控除を受ける条件は配偶者以外の親族で配偶者控除を受ける条件と同じです。

中小法人は据置になる

法人税率の引上げ
反対運動の成果

税金は減税運動によって合法的に安くすることが出来ます。

昨年、法人会が全国の法人会員の力を結集して減税運動を行なった結果、昭和四十五年度の税制改正で実現する見とわしとなりました。

尚 法人税率の引上げは、本会の反社運動によつて、資本金一億円以下の中小法人の年所得三百万円以下の部分については適用されず、従来どおり28%の税率が据置かれることになったのは大きな成果であり、これによつて中小法人の大部分は増税を免れたのであります。

更に同族会社の留保所得課税について、控除額の引上げから耐用年数の短縮等中小法人企業に有利な税制改正が行われることとなりました。(詳細は次号に)

土地税制は

なぜ改正されたか

土地税制は、次のような目的のために改正されました。

① 土地の供給の促進

最近、社会問題化している地価の上昇を抑制するためには、売地をふやすのが第一です。そのために改正税法では、土地の譲渡所得を他の所得と分離して、その金額の大小にかかわらず一律10%という低い税率で課税することにし、土地を売やすくしています。この税率は、47・48年は15%、49・50年は20%と引上げられ、早く売れば売るほど税金が安くなるしくみになっています。

② 投機のための

土地取得の抑制

また、改正税法は、土地投機を抑制するために、短期所有の土地、建物や、昭和44年1月1日以後に買った土地、建物を45年から50年までの間に売った場合には、40%以上の高い税率で課税することになっています。

注：ただし、改正税法による事業用資産の買換え（交換）を除き、買換えのために土地や建物を買う場合には、譲渡資産を買った時に買換資産も買ったものとみなされます。

また、改正税法による事業用資産の買換え（交換）を除き、買換えのために土地や建物を買う場合には、譲渡資産を買った時に買換資産も買ったものとみなされます。

③ 不用不急の買換

需要の抑制

これまでの買換制度は、税金を避けるために不用の土地でも取得しておくという傾向を招き、地価上昇の一因にもなっていました。そこで、改正税法では、このような弊害を除くために買換の特例が受けられる範囲をせまめ、土地の買換の特例は、事業用の買掛えで、しかも、過密地帯から出ていくためのものなど、地価対策上有効なものに限って認めることにしています。

振替納税利用者の第三

期分は、三月下旬に振替によつて納税されます。

預金残高等の確認と、ご自身で納税されないようご注意ください。

1. 通常の場合の譲渡所得の税金

(1) 長期間もつていた土地や建物を買った場合の税金。

44年4月8日までにすでに3年をこえてもつていた土地や建物（44年1月1日から4月7日までの間に売った土地や建物で、そのもつていた期間が3年をこえて見ることができず、この際、ぜひごらんください。）

固定資産税

あなたの土地や家屋が評価しなおされました。これは、三年に一度実施されるもので、ことし決つたこの価格（45・1・1現在）は四十七年度まで使われることになりました。

あなたの土地や家屋はいくらになつてゐるか、三月二日から二十日（土曜日の午後と日曜日は除きます）まで、資産所在の税務事務所、無料でごらんになれます。持主だけでなく、関係のある人も

ていたものも含れます）を売った場合には、一般に分離課税を選択する方が有利です。

〔有利な計算方法〕

譲渡所得（売却額－譲渡費用）×10%（軽減税率）

譲渡所得（売却額－譲渡費用）×10%（軽減税率）

〔申告の手続〕

分離課税を選択する場合は、確定申告書の特別適用条項に「指法31条」と記入してください。なお申告をしない場合には、総合課税となります。10%の無申告加算税がかかります。

〔2〕短期間もつていた土地や建物を買った場合の税金

もつていた期間が3年以下の土地や建物を買った場合には、総合課税を選ぶ方が有利です。

〔有利な計算方法〕

譲渡所得（売却額－譲渡費用）×30%（軽減税率）

注：土地の譲渡代金から差引く取得費は、昭和27年12月31日以前からもつていたものについては、譲渡収入金の5%と実際の取得費と、いずれか高い方とするようになります。

2. 自分が住んでいた家屋と土地

つまり居住用財産を譲渡した場合は、分離課税を選択して、1000万円控除の特例を受ける方法と、総合課税を選択して、居住用財産の買換特例を受ける方法の二つの計算方法があります。

等々納税されます。各金融機関ではそれぞれ検査し、集計してから所轄の税務事務所、地方事務所、支庁に納入の通知をします。

この通知書が銀行等から税務事務所へ届くには約一週間かかります。したがって税務事務所では、この納入済の通知書を受け取つて、公簿に納入済の登録をするので、納められてからすぐに税務事務所等に納税証明書をご請求になつてもすぐに発行できないことがあるわけですが、

ですから自動車税を金融機関で納めるときに車検用の納税証明書が必要な場合には、お手数でもその自動車税の領収書をご持参くだされば、すぐに納税証明書が

分離課税を選択して、1000万円控除の特例を受けることができる人は、現に自分が住んでいた家屋（店舗併用住宅は、住宅部分だけです）やその家屋といつしよに敷地を、親族や同族会社など特別の関係がない相手に売った人です。

〔申告の手続〕

この特例は、家屋やその敷地の所有期間の長短を問はず受けられますが、特例の適用を受けた年の翌年と翌々年は適用されません。

〔申告の手続〕

この1000万円の特別控除の適用を受けるときは、確定申告書の特別適用条項に「指法35条」と記入するとともに申告書に譲渡所得計算明細書と住民票の写しを添えて税務署に提出してください。

〔申告の手続〕

3. 自分や扶養親族が住む家屋や土地を買い換えた場合の税金

土地や建物を買って、自分や扶養親族が住む土地や家屋を買った場合には、売った金額から、買った金額を差し引いた残額だけに課税されるという居住用財産の買換の特例が適用されます。この特例は、土地や建物を買って、その売った日

〔申告の手続〕

土地や建物を買って、自分や扶養親族が住む土地や家屋を買った場合には、売った金額から、買った金額を差し引いた残額だけに課税されるという居住用財産の買換の特例が適用されます。この特例は、土地や建物を買って、その売った日

土地や建物を買って、自分や扶養親族が住む土地や家屋を買った場合には、売った金額から、買った金額を差し引いた残額だけに課税されるという居住用財産の買換の特例が適用されます。この特例は、土地や建物を買って、その売った日

土地や建物を買って、自分や扶養親族が住む土地や家屋を買った場合には、売った金額から、買った金額を差し引いた残額だけに課税されるという居住用財産の買換の特例が適用されます。この特例は、土地や建物を買って、その売った日

法人税と源泉税について

一、申告書にはフリガナを

このたび、法人税の申告処理を電子計算機で行なうことになりましたので、税務署に提出する申告書の法人名と代表者名には、必ず「フリガナ」をつけてお出し下さい。

なお、この手続きをどなたかに依頼（整備工場等）される場合には、自動車検査証と一しょに領収書をお預けください。そうしませんが納税証明書がもらえず税務事務所等にあらためて、おいでいただくこととなります。

自動車の譲渡には

納税証明書をつけて

中古車を買った方が車検を受ける場合には前所有者の納税証明書が必要です。自動車税を譲渡する場合には車検用の納税証明書を自動車検査証に添えてお渡しください。

の前後一年以内に自分や扶養親族が住むための土地や家屋を取得し、その取得の日から一年以内に自分や扶養親族が住むために使用する場合に適用されます。この場合は総合課税を選択し、44年中の譲渡に限り認められる居住用財産の買換の特例を適用するのがあります。

〔申告の手続〕

この特例の適用を受けるためには、確定申告書の特別適用条項に「旧指法35条」と記載するとともに、申告書に譲渡所得計算明細書を添えて税務署に提出してください。また、まだ居住用の土地や家屋を買っていないが、一年以内に買う予定の場合には、確定申告書と前記の明細書のほかに、「取得価額の見積額の承認申請書」を提出し税務署長の承認を受けてください。

〔申告の手続〕

この特例の適用を受けるためには、確定申告書の特別適用条項に「旧指法35条」と記載するとともに、申告書に譲渡所得計算明細書を添えて税務署に提出してください。また、まだ居住用の土地や家屋を買っていないが、一年以内に買う予定の場合には、確定申告書と前記の明細書のほかに、「取得価額の見積額の承認申請書」を提出し税務署長の承認を受けてください。

〔申告の手続〕

4. 事業資産を買い換えた場合の税金

農地を売って農地を買い換えるとか、貸地を売って店舗を建てるとかいったような場合には、売った代金から、買った代金に支払った代金を差し引いた残額にしか税金がかかりません。この特例は、土地や建物を買って、その売った日

〔申告の手続〕

確定申告書の特別適用条項に総合課税の場合は「旧指法38条の6」と、分離課税の場合は「指法37条」とそれぞれ記入するとともに、計算明細書を添えて税務署に提出してください。取得価額の見積承認申請書については、前項と同じです。

確定申告書の特別適用条項に総合課税の場合は「旧指法38条の6」と、分離課税の場合は「指法37条」とそれぞれ記入するとともに、計算明細書を添えて税務署に提出してください。取得価額の見積承認申請書については、前項と同じです。

確定申告書の特別適用条項に総合課税の場合は「旧指法38条の6」と、分離課税の場合は「指法37条」とそれぞれ記入するとともに、計算明細書を添えて税務署に提出してください。取得価額の見積承認申請書については、前項と同じです。

三、源泉所得税の納期をお忘れなく

給料や賞与などの支払をするとき、源泉所得税を徴収して、翌月十日までに、もよりの銀行または郵便局に納付しなければならぬことは、皆さんご承知のとおりですが、江戸川税務署管内では、こ

給料や賞与などの支払をするとき、源泉所得税を徴収して、翌月十日までに、もよりの銀行または郵便局に納付しなければならぬことは、皆さんご承知のとおりですが、江戸川税務署管内では、こ

給料や賞与などの支払をするとき、源泉所得税を徴収して、翌月十日までに、もよりの銀行または郵便局に納付しなければならぬことは、皆さんご承知のとおりですが、江戸川税務署管内では、こ

給料や賞与などの支払をするとき、源泉所得税を徴収して、翌月十日までに、もよりの銀行または郵便局に納付しなければならぬことは、皆さんご承知のとおりですが、江戸川税務署管内では、こ

は、事業に使用している土地や建物を譲渡し、45年末までに事業に使用する土地や建物を代りに取得し、その取得の日から一年以内にその資産を事業に使用する場合に適用されます。ただし分離課税による買換の特例が受けられるのは、一般に次の場合に限られます。

① 東京の23区、大阪市の既成市街地等

地等にある事業用の土地や建物を買って、既成市街地等でない地域にある事業用の土地や建物と買い換える場合

② 市街地内や既成市街地等内にある農林業用の土地や建物を買って、市街地内や既成市街地等でない地域にある農林業用の土地や建物と買い換える場合

③ 44年1月1日より前に取得した事業用の土地や建物で、5年をこえてもつていたものを譲渡し、事業に使用する減価償却資産と買い換える場合

なお、①②の場合であっても、買った土地の面積が、売った土地の面積の5倍をこえるときは、そのこえる部分については買換の特例は認められません。

〔申告の手続〕

確定申告書の特別適用条項に総合課税の場合は「旧指法38条の6」と、分離課税の場合は「指法37条」とそれぞれ記入するとともに、計算明細書を添えて税務署に提出してください。取得価額の見積承認申請書については、前項と同じです。

四、納期特例制度を利用しましょう

従業員が、常時九人以下の給与の支払者は、簡単な手続きをするだけで、次のように年二回に分けて源泉所得税を納付することができます。

一月から六月までに支払った給料等

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

七月十日まで

江戸川法人会だより

発行所 社団法人 江戸川法人会
発行責任者 青原長志
事務所 江戸川区小松川4-98
電話 (03) 3474
印刷所 依田印刷株式会社

所得税 個人事業税 特別区民税 の申告と

納税は3月15日までに

今年も、所得税の確定申告と納税の時期になりました。この三月はまさに税金の月、電車やバスの中でも税金の話が聞かれるようになりました。それもその筈、都内の税務署は四十五年分の所得税の確定申告から新たに電子計算機を用いた申告書用紙を使用することになりました。そのため、いままでの申告書とは異なる面があり、納税者の方も、とまどうことが多く、とうとうと税務署側も必至のPRに懸命であります。

そこでそのポイントを紹介しながら、四十五年の税制改正による、負担の軽減と控除額の拡充や税率の緩和等によって、減税された所得税の確定申告と地方税の申告時期でもありますので、間違いないよう申告されようとお勧めいたします。

確定申告は早目に

申告期限は、二月十六日から三月十五日までですが、期限まぎわになりますと役所の窓口が非常に混雑しますから早めに申告書を提出してください。

税務署

2月16日(火) ~ 3月15日(月)

贈与税

税務署

2月1日(月) ~ 3月15日(月)

個人事業税 税務事務所

3月1日(月) ~ 3月15日(月)

特別区民税 区役所

(第2、3、4庁舎、出張所でも受付)

申告をしなければならぬ人

1 一般の人

四十五年中の所得金額が基礎控除(七千七百五十円) 配偶者控除(七千七百五十円) 扶養控除(十一万五千円×人数)などの所得控除の合計額をこえる人(配当所得のある方は、算出した所得税額が配当控除額よりも多い人)

2 給与所得の人

普通、年末調整で税額が清算されていますので、確定申告をする必要はありませんが、次の方は申告の必要があります。

(1) 四十五年中の給与収入が、五百万円をこえる人

(2) 給与を二ヶ所から受けている人で、給与以外の各種の所得金額の合計額が五百万円をこえる人

(3) 二ヶ所以上から給与を受けている人で、従来の給与と他の所得の合計額が五百万円をこえる人(特別の場合

確定申告に際して、申告書に添付したり、いっしょに提出する書類があります。所得控除を受けるために必要なおもな書類は次のとおりです。

◆ 雑損控除を受けるためには、

を除外)

(4) 同族会社の役員や、その親族などで、同族会社から給与のほか貸金、利子、店舗、工場などの賃料、機械、器具の使用料などを受けている人

申告に必要な書類を準備

確定申告に際して、申告書に添付したり、いっしょに提出する書類があります。所得控除を受けるために必要なおもな書類は次のとおりです。

青色申告で事業の発展を

青色申告は、一定の帳簿を備え付け、これに日々の取引を記録し、整理することによって税法上の特典を活用し、節税と合理化がはかられます。記帳は原則として現金出納帳を中心とした簡易帳簿によることができます。

青色申告の場合税金はどのくらい安くなるか

百五十万円の所得(昭和四十五年分の青色申告特典控除前の所得)の人、妻と長男に青色専従者給与として五十六万円を支払った場合には(外に扶養親族二人がいる場合)、所得税・事業税・住民税を併せて約八万二千元

災害や盗難、横領などで住宅や家財に損害を受けたため雑損控除を受ける場合には、被害を受けた資産の損失額の証明を警察署、消防署等で受けます。これらの災害によって保険金を受取っている場合は、保険金の明細書が必要となります。

医療費控除を受けるためには本人や家族の病気のため医療費を支払った人は、その医療費の領収証が必要となります。

生命保険料控除を受けるためには四十五年中に支払った生命保険料(配当金を差し引いた残額)が、一契約に九千円をこえるものがあるときは、その保険料の支払証明書を必要とします。

火災保険など損害保険料控除を受ける場合は、金額のいかんにかかわらず、支払った損害保険料の額の証明が必要です。

小規模企業共済掛金控除を受けるためには

贈与税の申告と納税

贈与税の申告と納税の期限も三月十五日までです。期限内に申告と納税を済ませてください。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

贈与税の申告と納税

贈与税の申告と納税の期限も三月十五日までです。期限内に申告と納税を済ませてください。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

三月十五日までに金額を完納することが困難で、税額が三万を超えている場合には、期限内に延納申請書の提出と担保を提供することによって、五年以内の年賦延納ができることになっていきます。

税金が納めすぎの方へ

確定申告書を提出して税金の還付を受けることができる人は、一月一日から申告書を受け付けていますので早めに提出してください。

(1) 所得の少ない人で配当や原稿料収入などがある人

(2) サラリーマンなどで四十五年中に災害や盗難、横領などで住宅や家財などに損害を受けた人や、本人は勿論、家族の病気や多額の医療費(この医療費には病院などへの支払いのほか、薬局から買った薬の代金も含まれます)を支払った人は金額控除ができませんが、支払った掛金の額の証明書を必要とします。

掛金は金額控除ができませんが、支払った掛金の額の証明書を必要とします。

寄付金控除を受けるためには四十五年中に特定寄付金(国や地方公共団体や大蔵大臣が指定した寄付金など)を支出したため寄付金控除を受ける場合は、寄付金の領収書が必要です。

勤労学生控除を受けるためには勤労学生は学校の証明書を必要とします。

しかし、この控除を受けるには一年間の所得が二十八万円以下で給与所得以外の所得が十万円以下であることが条件となっています。

申告に際しての注意

確定申告用紙は、税務署から送られたものを使用し、書き損じの場合は、申告書は必ず同じ様式を使用し、当初記載の記号を記入して下さい。

勤務先を納税地とすることは認められていませんので、住所(居住)地です。

青色申告のできる人

事業所得・不動産所得・山林所得のある人

手つづき

その年の三月十五日まで(その年の二月十六日以降に開業した人は開業の日から一月以内)に青色申告の承認申請書を提出してください。

帳簿のつけ方のわからない方は、税務署の青色申告指導係等でご指導いたしますから遠慮なくご相談においでください。

帳簿のつけ方のわからない方は、税務署の青色申告指導係等でご指導いたしますから遠慮なくご相談においでください。

帳簿のつけ方のわからない方は、税務署の青色申告指導係等でご指導いたしますから遠慮なくご相談においでください。

帳簿のつけ方のわからない方は、税務署の青色申告指導係等でご指導いたしますから遠慮なくご相談においでください。

帳簿のつけ方のわからない方は、税務署の青色申告指導係等でご指導いたしますから遠慮なくご相談においでください。

帳簿のつけ方のわからない方は、税務署の青色申告指導係等でご指導いたしますから遠慮なくご相談においでください。

帳簿のつけ方のわからない方は、税務署の青色申告指導係等でご指導いたしますから遠慮なくご相談においでください。

帳簿のつけ方のわからない方は、税務署の青色申告指導係等でご指導いたしますから遠慮なくご相談においでください。

帳簿のつけ方のわからない方は、税務署の青色申告指導係等でご指導いたしますから遠慮なくご相談においでください。

帳簿のつけ方のわからない方は、税務署の青色申告指導係等でご指導いたしますから遠慮なくご相談においでください。

支払った人

(3) サラリーマンなどで、四十五年の途中で退職し、その後、就職しなかったため、年末調整を受けなかった人。

(4) 還付金は通常十万円未満の場合は、郵便局を通じて支払われます。

この場合は希望する郵便局名を書いてください。

還付金が十万円以上で預金口座に振込みを希望する場合は、申告書の「所定」欄に銀行名、預金口座名を書いてください。

都税の相談は相談コーナーへどうぞ

不動産を購入したり、事業を始める場合の税金のことなど、都税についてわからないことがありましたら、お気軽に税務事務所の相談コーナーをご利用ください。

税務相談主任が、毎日無料でご相談に応じています。

電子計算機で事務処理をいたしますので氏名には、フリガナをつけて下さい。

赤字の金額を書くときは、金額の頭部に△印をつけて書いて下さい。

源泉徴収票や各種の控除に関する証明書、明細書、所得金額が、一千万円をこえる人の「財産及び債務の明細書」など申告書に添付することになっている書類は早めに準備し、忘れずに申告書に添付してください。

また、申告書の用紙を送った際「収支明細書」の提出をお願いしてある方は、必ずその明細書などを申告書に添付して提出してください。

「地方税」欄について

納税者の手数をよくするため所得税の確定申告書を提出した場合には、個人事業税や特別区民税の申告書を提出する必要があります。

この場合、申告書の記入にあたっては申告書一面の「四十六年一月一日の住所」欄「住民税、事業税に関する事項」欄を必ず記入してください。

所得税の申告義務のない方でも個人事業税、特別区民税の申告義務のある方は、3月15日までに税務事務所、又は区役所へそれぞれ申告書を提出して下さい。

社長さん自身の税金シリーズ

利子所得配当所得の取扱い変更

昭和四十六年度から利子所得、配当所得の取扱いが変更されました。

一、利子所得

1 定期預金等の取扱い

(1) 今までの源泉分離課税制度がなく、新しく、個人が支払を受ける資産性預金(定期預金、公社債、貸付信託、公社債投資信託、および勤務先預金)の利子については、総合課税又は源泉分離課税のいずれかを選択しなければならなかったことになりました。

イ、総合課税を選択した場合は、利子の支払を受ける時に15%の源泉所得税を徴収されるほか、他の所得と総合して確定申告をしなければならなかったことになりました。

ロ、源泉分離課税を選択した場合は、利子所得の分離課税選択申告書を利子の支払を受けるべき時までに提出することが必要となります。

この場合20%(48・1・1から50・12・31までは25%)の源泉所得税を徴収されるだけで、今までと同じように

分離課税の取扱いを受けられます。

(2) 資産性預金の利子とは、どのようなものか、簡単に言いますと、定期預金等の満期利息、期後利息、解約利息がこれにあたります。でありますから満期日が過ぎれば、その利子の受取りが翌年になつたとしても、総合課税を選択した場合はその利子は前年の利子所得に含めて計算することになりますから注意が肝要です。

2 普通預金等の取扱い

(1) しかし一方、個人が支払を受ける、普通預金等(普通預金、普通貯金、通知預金、通知貯金、別段預金)の利子

配偶者控除と扶養控除

同一世帯内の配偶者や、その他の親族知事から委託された児童(里子)や養護老人のうちの次のいずれかに該当する人はいいます。

(1) 所得金額のない人
(2) 所得の全部が給与所得等だけの人で

一、償却資産とは

償却資産、あまりなじみのない言葉ですが、これは、事業に使用する資産で土地、家屋以外のものをいい、私たちの日常生活で目に見かけるものが多いです。

オフィスでは机や椅子、ロッカー、計算機、タイプライター、複写機などはもちろん、応接室にある応接セットから盆栽などもそうです。

外へ出れば、夜の街をのぞくネオン、洋品店のショッピングで目につくショーケース、マネキン人形、レジスター、ルームクローザーなど、また、飛行機、船、電車から東京

タワリのような大物まで、みんな償却資産として固定資産税の課税対象になるのです。

ただ、同じ資産であっても、償却資産になるものと、ならないものがあります。というの、事業用のものであるかどうかで異なるからです。

たとえば、家庭用で使われているミシンは事業用でないので償却資産とはいえず、同じミシンを洋服店で使えば償却資産になるというように、同様に、テレビ、机、椅子、冷蔵庫、ルームクローザーなども、家庭で使えば事業用といえませんが、オフィスやお店で使えば償却資産となるわけです。

また、自動車税が課せられている自動車は償却資産からは除かれます。これらの償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の償却資産を、所定の減価償却をして申告することになっています。

この資産額が30万円をこえると、税率14%の固定資産税がかかることとなります。申告期限は1月31日となっています。

あなたに土地や家屋・償却資産の価格

質的には15%の源泉所得税のみで、実質的には分離課税と同じ取扱いを受けるが、新しい制度により確定申告をすれば源泉徴収された税金の還付を受けることができることになりました。

二、配当所得

1 配当所得については引き続き源泉分離課税の制度が延長されました。

(1) 配当所得の源泉分離課税の選択申告書の提出期限
事業年度終了の日から十五日を経過した日です。

(2) 源泉分離課税を選択出来ない場合があり、

(4) 事業年度終了の日において株式

その合計額が十万円以下の人

(3) 所得の全部が給与所得等以外の所得であるときは、その合計金額が五万円以下である人

(4) 給与所得等と給与所得以外の所得があるときは給与所得等の1/2相当額と給与所得等以外の所得の額との合計額が五万円以下である人

＜名刺版を作成し法人会員に配布＞

回収期間と金利負担の早見表

日数	10日	20日	30日	40日	50日	60日	70日	80日	90日	100日
金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
100万円	2,400	4,800	7,200	9,600	12,000	14,400	16,800	19,200	21,600	24,000
200万円	4,800	9,600	14,400	19,200	24,000	28,800	33,600	38,400	43,200	48,000
300万円	7,200	14,400	21,600	28,800	36,000	43,200	50,400	57,600	64,800	72,000
400万円	9,600	19,200	28,800	38,400	48,000	57,600	67,200	76,800	86,400	96,000
500万円	12,000	24,000	36,000	48,000	60,000	72,000	84,000	96,000	108,000	120,000
600万円	14,400	28,800	43,200	57,600	72,000	86,400	100,800	115,200	129,600	144,000
700万円	16,800	33,600	50,400	67,200	84,000	100,800	117,600	134,400	151,200	168,000
800万円	19,200	38,400	57,600	76,800	96,000	115,200	134,400	153,600	172,800	192,000
900万円	21,600	43,200	64,800	86,400	108,000	129,600	151,200	172,800	194,400	216,000
1,000万円	24,000	48,000	72,000	96,000	120,000	144,000	168,000	192,000	216,000	240,000

出資の500以上を有する場合
(四) 一回に支払を受けるべき金額が二十五万円以上(一年以上は五十万円)であるもの
2 少額配当については今までどおり確定申告がいりません。

個人が受ける配当で、一銘柄につき一回の支払金額が二万五千円(一年以上のもの五万円)以下のものであれば、いままでと同じように15%の税率による源泉所得税の徴収だけです。

最近の経済事情から見ても手形決済が日常とされています。

一方仕入仕掛の変動著しい昨今、企業経営上、かくことの出来ない金利負担の比重がいかに大きいかを検討すべきであるのに、とく忘れがちなことになっています。

そこで江戸川法人会ではこのたび「回収期間と金利負担の早見表」(写真)を名刺版で作製裏面には「経営分析指標」(通産省四十五年度版)を挿入印刷、近く会員宛必要枚数を届けることとなりました。仕入、製造、販売、そして金利負担と計数的、計画的のある経営のため役に立てていただこうというわけであり、ご利用願います。(本会は、日歩2銭5厘)

また、家屋の新増築、取りこわしなどの異動がありましたら、お早めに所轄の税務事務所にお届けくださるようお願いいたします。

五、過誤納還付金の受領について
過誤納金の還付通知書(領収証)を受けとり、必ず受領してください。

なお、支払期限を過ぎますと、その通知書ではお金を受けとることができなくなるばかりでなく、再送までに相当な日時(約二ヶ月)を要しますので何かとごめいわくをおかけすることになりますから、期間内に受領してくださいようお願いいたします。

六、収入証紙の自動販売機を設置
納税証明等や固定資産課税台帳閲覧などの申請書には、東京都収入証紙を貼付することになっています。いままでは別の窓口で購入していただくため不便をおかけしていましたが、昨年より固定資産課税課及び管理課の各申請窓口にて証紙の自動販売機を設置、納税証明等や閲覧などの申請が申請窓口だけでできるようになりました。ご利用ください。

46年度税制改正の見通し

開会中の今国会に提案されている所得税の減税にともなう控除額の引上げや公害対策による措置法の改正と、交際費課税の強化や入場税の軽減等が行なわれるべく審議中であるが、その主なものを拾ってみると次の通りであります。

(一) 内は現行

1 所得税関係
所得控除の引上げ
基礎控除 十九万円(十八万円)
配偶者控除 十九万円(十八万円)
扶養控除 十三万円(十二万円)
(注) 昭和四十六年四月一日より実施

給与所得控除の引上げ
定額控除 十三万円(十万円)
最高控除額 五十三万円(五十万円)
(注) 昭和四十六年四月一日より実施

所得制限額等の引上げ
勤労所得制限額 十五万円(十万円)
給与所得の場合 三十万七・五百万以下(二十万五千円以下)
資産性所得制限 十万円以下(五万円)
給与所得者が確定申告を要しない給与以外の所得の限度 十万円(五万円)
山林所得・譲渡所得・一時所得の特別控除額 四十万円(三十万円)

2 相続税関係
遺産に係る配偶者控除の引上げ 婚姻期間十年(十五年)をこえる一年につき四十万円(二十万円) 最高限度額四百万円(二百万円)
遺産に係る生命保険金の非課税限度の引上げ
法定相続人一人あたり百五十万円(百万円)
遺産に係る死亡退職金の非課税限度の引上げ
法定相続人一人あたり八十万円(五十万円)

3 贈与税関係
配偶者控除の引上げ
婚姻期間二十年以上(二十五年) 四百万円(二百万円) 含基礎控除

4 公害対策
特別償却 初年度二分の一(三分の一) 中小企業の特例 初年度二分の一の特例償却と三年間三割づつ償却の均等償却を認める。



今年の年末調整は慎重に

いよいよ年末調整の時期となりましたが、本年は、四月と一月の二回にわたって所得税の減税が行なわれたため、税務署から送られる年末調整関係の説明書や、税額表などは、四月改正分と一月改正分と別々に作成されておりま

すので、まちがいのないよう慎重に年末調整を行なうようお願い致します。

特に前年と比べて変った点をあげてみますと、

1 所得税控除額の引上げ (四月・一月改正)

区 分	昭和46年分	昭和47年分	昭和45年分
(1)基礎控除額	195,000	200,000	177,500
(2)配偶者控除額	195,000	200,000	177,500
(3)扶養控除額	注1 135,000	140,000	115,000
(4)障害者控除額	注2 115,000	120,000	97,500
(5)老年者控除額	115,000	120,000	97,500
(6)寡婦控除額	115,000	120,000	97,500
(7)勤労学生控除額	115,000	120,000	97,500

注: 1 配偶者がいない人の第1人目の扶養親族については、145,000円

注: 2 特別障害者については、155,000円

2 給与所得控除額の引上げ (四月改正)

定額控除額・比例控除額ともに引上げられましたが、実際には

区 分	改 正 後	改 正 前
給与所得等だけのとき	15 万 円 以下	10 万 円 以下
その他の所得だけのとき	10 万 円 以下	5 万 円 以下
両方の所得があるとき	給与所得等の3分の2と、その他の所得との合計額が10万円以下	給与所得等の2分の1とその他の所得との合計額が5万円以下

給与所得の場合、年間の収入が312,000円未満の場合に控除対象配偶者・扶養親族に該当します。

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者
管 原 長 志
事務所
江戸川区小松川4-98
TEL (681) 3474
印刷
依田印刷株式会社

られることになっていきます。

3 税率の緩和 (一月改正)

「昭和四十六年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表」に年内減税分をおりこんで作成されています。

4 控除対象配偶者または扶養親族の判定をする場合の所得金額の要件の緩和 (四月改正)

5 寡婦控除の要件緩和 (一月改正)

寡婦控除が受けられる寡婦であるためには、扶養親族か、または生計を一にする子供があることが要件の一つになっていますが、この場合の子供の所得の金額は基礎控除額以下でなければいけません。

6 勤労学生の判定をする場合の要件の緩和 (四月・一月改正)

(1) 勤労学生の要件である所得限度の引上げ年間の所得金額が三万円以下であればよいこととなり、その所得が給与所得の場合には、年間の収入が五万四千円未満であれば該当することになりました。

(2) 各種学校の生徒の範囲の拡大

今回基礎控除額が一九万五千円に引上げられましたので、子供の所得が給与所得である場合年間収入が三万六千八百円未満であればよいことになりました。

7 小規模企業共済等掛金の拡充

地方公共団体が条例の規定により実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えているものの掛金は、従来生命保険料控除の対象とされていましたが、今回の改正でその掛金の金額が所得金額から控除されることとなりました。

8 住宅貯蓄控除制度の改正 (四月改正)

住宅貯蓄控除は、従来は確定申告の際に控除を受けることになっていましたが、本年から年末調整の際にもその控除が受けられることになりました。

(1) 適用対象貯蓄の範囲の拡大

新たに勤労先預金等で一定の要件を備えているものが追加されました。

(2) 住宅貯蓄限度額の引き上げ

住宅貯蓄控除は、年間の貯蓄額の四％相当額を税額から控除するもので、従来はその控除限度額が最高一万円までとされていましたが、本年の改正で最高二万円まで控除が受けられることになりました。

なお、住宅貯蓄控除を受けるためには、貯蓄取扱機関が発行する「住宅貯蓄証明書」及び、「住宅貯蓄控除申告書」を必ず給与の支払者に提出することになっていきますので、ご注意下さい。

都税のお知らせ

「明るくすこやかなくらし
都税が築くあなたの東京」

修正申告はお早めに

申告すれば過少申告加算金は
かかりません

東京の法人数は二八万六千
東京は日本の政治、経済、文化
の中核といわれていますが、この
東京で企業活動をしている株式会社

江戸川都税事務所が 新庁舎に移転しました

江戸川都税事務所長

安 藤 徳 一 郎

都税につきましては、平素から
格別のご協力を賜わり有難くお礼
申し上げます。

これまで当都税事務所は仮庁舎
のため納税者の皆様方にながらく
ご不便と、ご迷惑をおかけしてま
いりましたが、幸い関係各位のお
力添えによりまして、かねてから工
事の中の新庁舎がここに完成し、一
月二二日(月)から新庁舎で執
務を開始しております。

新庁舎は(もとの場所)五階建
鉄筋コンクリート造りの合同庁舎

社や有限会社などの法人は、五年
前に比べ六万四千社にものぼって
います。

そこで今回は都内に本店や支店

で、一、二階を江戸川保健所で使
用し、三、四、五階は都税事務所
の使用となります。

私達、職員一同はこの極めて近
代的でかつ能率的な新庁舎の落成
を機会に、さらに、一段と職務に
精励し、明るい親切な都税事務所
として期待に添うように努力いた
す所存でございます。

今後とも、税務行政に対する一
層のご指導とご協力を賜ります
ようお願いいたします。

のある法人のみなさんが、都に申
告しお支払いになる事業税と都民
税の修正申告のおはなしです。

ご承知のとおり法人は、事業年
度が終了するとこの終了の日から
二ヶ月以内に確定申告書を所轄の
都税事務所や支庁に提出し、申告
した税金をお支払いいただくこと
になっています。

しかし、申告後にその申告額を
再計算してみたら、確定申告額が
違っていたとか、また国の法人税
の調査を受け確定申告額に誤りが
あったなどの理由で、更正決定を
受けた場合には、あらためて修正
申告書を提出していただく必要が
あります。

提出期限は国の税務署から郵送
された更正決定通知書の通知日か
ら一ヶ月以内で、この申告をすれ
ば修正申告を必要とする事業税額
の五%にあたる過少申告加算金
(事業税額五〇万円の場合には二
万五千円)が、かからないという
利益があるばかりでなく、さらに
延滞金の計算の基礎となる期間の
一部が控除されるなどの特典があ
るので大変お得になります。

なお、申告書用紙は当都税事務
所窓口②法人事業税係に備えてあ
ります。

料理飲食等消費税は、東京都の
重要な財源の一つで、他の税金と
同様に、学校や住宅の建設、交通
災害対策、公害対策、福祉対策な
ど、住みよい東京の街づくりに使
われています。

みなさんのお支払いになった税
金が正しく東京都に納められ役立
つよう、飲食店などの利用のとき
は、代金とひきかえに必ず公給領
収証をお受けとってください。

都では十一月一日から三十日ま
での間、都民のみなさんといっし
になつて、もらいましよう、公
給領収証運動を実施いたしまし
た。

いま、料理飲食等消費税は、料
理店、バー、キャバレー、飲食店
旅館などの利用料金の10%です。
この税金は、消費者のみなさん
が、料理店などを利用したとき、
利用料金とともに、その店の経
営者にお支払いいただくもので
す。

そして、お店の経営者は、みな
さんから受けとった税金を、毎月
分とりまとめて、翌月末までに、
東京都に納入するしくみになって
います。このように料理飲食等消
費税は、他の税金と異なり、消費
者のみなさんが、東京都に直接お
支払いするものではありません。

そこで、都では、料理店などに

公給領収証を渡し、利用者から料
理飲食等消費税を受けとったしる
しとして、必ず発行することとし
ています。

住みよい東京は公給領収証で公給
領収証は、この税金を支払われる
みなさんと東京都をつなぐただ一
つのかけ橋です。みなさんが、飲
食店などを利用したときに、すす
んで公給領収証を受けることは、
支払った税がこの橋をわたって、
正しく都に支払われ、住みよい東
京づくりにつながってゆくもので
すから、料金支払いのときには、
「公給領収証をください」と、必
ず請求されるようお願いします。

なお、公給領収証は、飲食店や
旅館での利用料金が免税以下のと
きには発行されません。
お店にポスターが掲げてありま
す。

納期のお知らせ

十二月は固定資産税

第三期分の納付月です

納期限は二七日ですが、年末近
くになりますと窓口の混雑が予想
されますのでお近くの銀行、信用
金庫、信用組合、農協郵便局また
は都税事務所にお早めにお納めく
ださい。

初春にはアンケート調査

真に会員のための法人会へ

生の声を聞いたらずぐ実行

江戸川法人会は昭和二十四年八月一日発足以来、早くも二十二年有余を経過し、社団法人として認可されて五年となりました。

その間、税務協力団体としての活動をしながら、真に会員各位のためになる法人会に育成すべく、常にあらゆる角度から検討し年々その折に適した事業計画を樹ててまいりました。現在では経営者団体としてその事業内容を整えつつあります。

経営管理者対象の経営講座

来春から一年コースで実施

本会ではかねてより計画中であった、青年経営管理者を対象とする「挑戦する長期の経営計画」と題した、一年間に亘る経営講座をこの度「日本コンサルタントグループ」と特約のもとに来春を期して開講することとなりました。

この催しは本部役員夏季研修会で開講し、「さらに中小企業のトップ及び管理者の在り方」と題し

しかしながら必ずしも全員の要望に應じているとはいえず、会員不在の法人会になってはならないとおもえます。

そこで来春はアンケート調査を行い、会員の望まれる方向に事業内容を計画したいと思います。

あなたの貴重なご意見を江戸川法人会運営と税務行政運営のためにもぜひ協力して下さいますようお願いいたします。

経営者対象の講座を催した結果好評を博し、次代を荷う青年管理者を対象とする長期の講座を実施す

不動産を買ったときの税金

知ってをきましよう

不動産の売買ではいろいろの課税問題が生じる、では不動産を買

った場合の税金はどうなるか？
●土地を買った家建てたりし

ることとなり、役員会で再三に回

り協議の結果、正副支部長会議を開催し、その趣旨を説明し賛成を得たので開講することになったものである、なお各支部毎に支部役員会で報告されることとなっているが、こうした催しは法人会としては本会が初めてとされ「日コングループ」の力の入れ方もすぐ

く講座と講師の選定には特に気を配っておられる。
講座の主なものを拾って見ると次のようなもので、いづれ案内状でくわしくお知らせします。

- (1) 人件費高騰時代にいかに対処するか。(三講座)
- (2) 売上増進へのチャレンジ。(三講座)
- (3) 体験の後継者育成論(特別講座)
- (4) 利益を増進する企業体質へ。(三講座)
- (5) 研究講座
- (6) 社長さんの財産をめぐる税金問題。(三講座)

たとは所得権の移転登記や保存登記をすることになる、その際は登録免許税、税率は売買による移転登記の場合、不動産価格の五%

新築家屋の所有権の保存登記の場合は〇・六%。この不動産額は税務事務所等にある固定資産税台帳に記載されている価格による。

尚、個人が新築した住宅の保存登記や、新築の建売住宅の所有権の移転登記の場合次の要件にあてはまるものは、それぞれ税率が〇・一%ですむことになる。

▼新築住宅の保存登記の場合
①個人が昭和四十八年三月三十一までに新築し、その人の居住用の家屋であること。

②家屋の新築後一年以内に所有権の保存登記であること。

③一棟の家屋の床面積が一六五平方メートル以内であること。

▼建売住宅の移転登記の場合
①昭和四十八年三月三十一日までに新築した居住用家屋を、新築した者から個人が購入し、自分の居住用であること。

②都道府県や住宅公庫、住宅公団宅地建物取引業者などが新築した住宅やその敷地をその住宅の新築後一年以内に購入した場合である

③新築後一年以内の登記であること。④は前段と同じ

◎不動産を手中に入れたときにかかる不動産取得税
税率は不動産価格の三%、価格は登録税と同じ固定資産課税台帳に記載されているものによる。

しかし次の要件にあてはまるものは、特別控除される。
▼住宅を新築した場合
住宅を新築したり、新築の建売住宅を買った場合は、その価額から百五十万円が控除される。

▼新築住宅用の土地を購入した場合
新築住宅用の土地で、次の要件の一つに該当するものを購入したときは、百五十万円と、新築住宅の床面積の二倍の面積の土地価格の高い方に税率をかけた金額が不動産取得税額から控除される。

▼土地を購入した日から二年以内に購入者がその土地に住宅を新築するもの。

▼都道府県や住宅公庫、住宅公団宅地建物取引業者などが新築した住宅やその敷地をその住宅の新築後一年以内に購入した場合である

納税は便利な振替納税で

納税をするために、わざわざ金融機関や税務署へ出かけなくても、電話料や、電灯料の払込みと同じように、金融機関の預金口座から自動的に振り替えられて納税がすむという便利なもの、申込みの手続は税務署か金融機関で行います、多に利用しましょう。

法人税部門配置図 《税務署三階》

第五部門統括官
山野 寿

第四部門統括官
武知 宏二

第三部門統括官
木村 彰伸

第二部門統括官
木原 彰

第一部門統括官
加藤 恒義

上 席 中村 正男	
調 宮崎俊一	調 金子勝治
調 城所宏佑	調 吉浦 竜之
調 斉藤 国生	調 武田 伊左雄
調 長岡 新一	調 玉山 誠
調 林 猪佐男	

上 席 伊東 洋一	
調 石丸恵照	調 沼田良男
調 国安如水	調 伊藤勝利
調 恒永 嘉幸	調 塩原 伊左男
調 須藤 正勝	調 若原 輝義
調 笈木 明見	

上 席 本田 和司	
調 池田 巖	調 望月洋一
調 下野隆男	調 浜田実俊
調 横田 広司	調 山田 豊
調 佐藤 恵助	調 平塚 晴郎
調 橋本 保春	

上 席 中台 三郎	上 席 中山五十五郎
調 張本三郎	調 綱脇豊紀
調 西山 勝	調 天野進一
調 大野 武治	調 市川 世徳
調 奥田 輝男	調 柴崎 浩治
	調 古賀 秀雄

(源) 上 席 三浦 信之	
調 小池保	調 松永 美鈴
調 吉田 隆	調 杉山 千恵子
調 杉本 政男	調 小林 悦子

上 席 青沼 直行	
調 渡辺昭作	調 小池 八重子
調 宇都宮 修	調 松尾 雄司
調 宮田 学	調 武田 浩二
調 横尾 貞昭	

調 斉藤正章	調 島 清徳
-----------	-----------

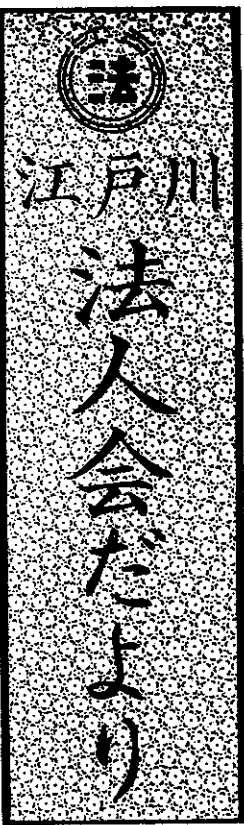
異議 村松高治
審理 宮本義仁
指導 竹内俊夫

上席…上席調査官
調…調査官
(源)…源泉税担当
異議…異議担当上席
審理…審理担当調査官
指導…指導担当調査官

(出入口)



間 税 部 門



発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 菅原 長 志
事務所 江戸川区小松川4-98
電話 (81) 3474
印刷所 依田印刷株式会社

所得税 個人事業税 特別区民税 の申告と 納税は3月15日までに

今年も所得税の確定申告と納税の時期になりました。税務署ではこの申告に当り電算機用申告書を使用しておりますのでお送りした申告用紙を使用して誤りのないようお願いします。ついでには昭和四十六年度の税制改正を説明し、これに関する取扱いのポイントを述べて正しい申告をしてください。すようおすすしめします。

●年内減税に伴う所得税改正のあらまし

- 諸控除関係(四十六年分)
 - 1 基礎控除額などの引上げ
 - 基礎控除 一九五、〇〇〇円
 - 配偶者控除 一九五、〇〇〇円
 - 扶養控除 一三五、〇〇〇円
 - (ただし配偶者がいない場合は扶養親族のうち一人について)
 - 一四五、〇〇〇円
 - 障害者控除 一一五、〇〇〇円
 - (ただし特別障害者については)
 - 一五、〇〇〇円
 - 2 老年者寡婦等控除 一一五、〇〇〇円
 - 3 給与所得控除額の引上げ
 - 簡易税額表等の改正緩和があった。
 - 4 事業専従者控除などの引上げ
 - 青色申告者の場合は適正給与額を控除の対象としているが白色申告者についても事業専従者控除
 - 一六五、〇〇〇円を控除限度額とした。
- 総合課税の課税所得の特別控除
- 一時所得、山林所得 四十万円
- 控除対象配偶者や扶養親族となることのできる所得限度額の引上げ
- (1) 所得の全部が給与所得等だけの場合 一五〇、〇〇〇円以下
- 「給与所得等」とは自己の勤労によ

る事業所得や給与所得、退職所得、雑所得のことをいいます。

- (2) 所得の全部が給与所得等以外の所得の場合 一〇〇、〇〇〇円以下
- (3) 給与所得等と給与所得等以外の所得とがある場合、次の算式で計算した金額が一〇〇、〇〇〇円以下
- (給与所得等) × 2/3 + (雑所得等) × 1/3
- 5 勤労学生等の範囲の拡大、社会保険料の範囲の拡大
- 6 特定寄付金の範囲の拡大、住宅貯蓄契約の範囲の拡大など
- 事業所得関係
- 1 青色事業主特別経費準備金制度の新設
- 青色申告をしている六五才未満の事業所得者が、事業の廃止などに備えるため、事業所得の五%の金額(最高一〇万円)以下の金額を準備金勘定に積み立てた場合にはその積立額は必要経費に算入される。
- 2 合理化機械等の特別償却率の一部引上げなど減価償却費などの取扱が改正されています。
- 利子所得
- 定期、預貯金の利子、貸付信託、金銭信託、公社債、公社債投資信託、

●確定申告書の提出は 三月十日頃までに

申告期限は二月十六日から三月十五日

までですが、期限まぎわになりますと窓口が非常に混雑しますので、早目におそくとも三月十日頃までに提出して下さい。なお、経理を担当される方にもこの趣旨を充分理解して下さいようお願いします。

●申告書の受付と提出

所得税(税務署)
贈与税(税務署)
個人事業税(都税事務所)
特別区民税(区役所、各出張所)
この場合所得税の申告をされた方は個人事業税、特別区民税の申告は必要ありません。なお所得税がからない人でも事業税や住民税の申告をする必要がある場合がありますので、商売をされている人は必ず税務署にご相談ください。

●申告をしなければならない人

- 1 一般の人
 - 四十六年中の各種の所得金額の合計額から基礎控除(一九五、〇〇〇円)配偶者控除(一九五、〇〇〇円)扶養控除(一般の場合は 一三五、〇〇〇円×人数)などその他の所得控除の合計額を差し引き、その金額を基として算出した税額が配当控除額(総所得金額が一千万円以下の場合と一千万円を超える場合とで異なります)よりも多い人
- 2 給与所得の人
 - 普通年末調整で税額が清算されているので、確定申告をする必要がありませんが、次の方は申告の必要があります。
 - (1) 四十六年中の給与の収入が五百万円を超える人
 - (2) 給与を一ヶ所から受けている人
 - (3) 給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が一〇万円を超える人
 - (4) 二ヶ所以上から給与を受けている人で、年末調整された給与以外の収入金額と各種の所得金額の合計額が一〇万円を超える人
- 3 家族会社の役員やその親族などで同族会社から給与のほか賃金、利子、店舗、工場などの賃料、機械器具の使用料などを受けている人(金額に制限なし)

●申告に必要な書類を準備

申告に際して申告書に添付したり、いっしょに提出する書類がありますが、所得控除等を受けるために必要なもの書類は次のとおりです。

- ◇雑損失控除を受けるためには 災害や盗難、横領などで住宅や家財に損害を受けたため雑損失控除を受ける場合には、被害を受けた資産の損失額の証明書を、場合によっては警察署、消防署等で受けて被害の明細書と同時に提出します。この場合保険金の明細書が必要で。
- ◇医療費控除を受けるためには 本人や家族の病気のため医療費を支払った人はその医療費の領収証が必要で。
- ◇生命保険料控除を受けるためには 四十六年中に支払った生命保険料(配当金を差し引いた残額)が、一契約に九千円を超えるものがあると、その保険料の支払証明書が必要で。
- ◇損害保険料控除を受けるためには 火災保険など損害保険料控除を受ける場合は、金額のいかんにかかわらず支払った損害保険料の額の証明が必要で。
- ◇小規模企業共済掛金控除を受けるためには 第一種小規模共済や心身障害者扶養共済の掛金に対する支払い証明書が必要で。
- ◇寄付金控除を受けるためには 四十六年中に特定寄付金(国や地方公共団体や大蔵大臣の指定した寄付金など)を支出したため控除を受ける場合は領収書が必要で。
- ◇勤労学生控除を受けるためには 勤労学生は学校の証明書が必要で。この控除を受けるには一年間の所得が三十二万円未満で給与以外の所得が十万円未満であることが条件となっています。

●申告に際しての注意

- ◇確定申告書用紙は税務署から送られたものを使うこと。もし書き損じの場合は、お手数ですが前にお送りした用紙に記入してあるカナ文字や記号をお忘れなく必ず記入して下さい。
- ◇赤字の金額を書くときは金額の頭部に△印をつけて下さい。
- ◇申告書をお書きになる場合には、まず控除の用紙で下書的に記入し、次に二枚綴りの用紙に転記するようにして下さい。(記載にあたってはポイント等を用いて下さい)
- ◇源泉徴収票や各種の控除に関する証明書、明細書については、所得金額が一千万円を超える人の「財産債務の明細書」などは申告書に添付することになっているので、これらの書類は早めに準備して忘れずに申告書に添付して下さい。また、申告書用紙を送られた際「収支明細書」の提出をお願いしている方は必ずその明細書なども忘れずに提出して下さい。
- ◇税務署等に相談に出たとき、税務署にお出になるときは、さきに送られてくる申告書(控除の申告者であるかぎりご自分で記入して下さい)のほか、各種の準備された書類をご持参のうえおでかけください。なお二月二十八日から三月十五日の間は、江戸川区役所、江戸川都税事務所の係員が税務署に出張して受付をしております。
- ◇申告が少なかったり申告しなかった時は 更正や決定を受け追徴税額を徴収されるばかりでなく、過少申告加算税や無申告加算税を徴収されますから何でも税務署にご相談ください。
- ◇青色申告のできる人(個人の場合) 事業所得、不動産所得、山林所得のある人
- ◇手つづき その年の三月十五日まで(その年の二月一六日以降に開業した人は開業の日から一ヶ月以内)に青色申告の承認申請書を提出してください。

年末調整は済みましうか

所得税は、所得者自身が一年ごとに、自分の所得と、それに対する税金を計算して、これを翌年二月一日から三月十五日までの間に自主的に申告し、税金を納付することになっています。

しかし、給与所得者については、給料や賞与の支払者が、これらの支払をする際に、そのつど税金を計算し、支払金額からその税金を天引きして国に納めることになっています。

この天引きされる税金は、申告納税による税金のいわば前払のようなものです。が、かりに給与所得者の一人々々が確定申告書を提出して、税金の過不足額を精算することとしたのでは、給与所得者にとっても、国にとっても大変手数のかかることです。給与所得者については、給与の支払者が精算の業務を行ない、大部分の給与所得者は確定申告書を提出しなくてもよいことになっております。

この給与の支払者による精算の手続を「年末調整」といいます。

ところで、給与の支払者は、年末調整による過不足額を精算し、不足額について

ては翌年の一月一日迄に納付することになっていますが、昭和四十六年分について未だ納税の済んでいない方は早急に納付して下さい。

税務署では納付の済んでいないと思われる給与の支払者に対しては、「源泉徴収所得税の納付についてお願い」ということで、未納となっている税額の内容などについて往復はがきで照会しておりますが、年末調整の結果不足額よりも過納額の方が多く、納付する税額がない場合でも、回答がないと台帳の整理が出来ない関係上、なんべんも督促されることとなりますので必ず返信用のはがき(切手の貼付はいりません)で回答して下さい。

また、未納の税額がある場合は、返信用のはがきで納付予定日を記入して回答するとともに、早急に納付して下さい。未回答の場合には、税務署から実地に事業所に向いて調査をしなければならぬこともあって、加算税や延滞税の面で不利となり、またお邪魔することによって営業にも支障を来たすことにもなりかねません。十分にご注意ください。

明るくすこやかな暮らし

都税が築くあなたの東京

一 農地と税金

(固定資産税と都市計画税)

固定資産税、都市計画税の改正

農地の評価額が昭和47年度より宅地なになり、税金はつぎようになります。

区分	A 農地 (3.3㎡当り5万円以上)		B	C 農地 (3.3㎡当り5万円未満)	
	昭和47年度	20%	東京23区にありません	昭和51年度	20%
宅地の割合	昭和48年度	60%		昭和52年度	40%
	昭和49年度	100%		昭和53年度	60%
				昭和54年度	80%
				昭和55年度	100%

以上のようにA農地は昭和49年度より、C農地は昭和55年度に全部宅地なになります。

農地の評価の方法が

ことしから変わります。

くわしいことは土地係(四階41番)でおたずねください。

二 ごらんください課税台帳

固定資産税

あなたの土地や家屋、償却資産の価格がいかになっているか、三月一日から二十一日まで土曜日の午後と日曜日、祝日を除く毎日、都税事務所で課税台帳をお見せします(無料)持主だけでなく、関係のある人も見ることが出来ますから、この際ぜひごらんください。

三 家屋の新築や増築を

なされた方へお願い

家屋を新築したり、増築したときは、次のように不動産取得税の申告と表示の登記をしていただくことになっていきますのでよろしくご協力をお願いいたします。

● 控除する配偶者や、扶養親族をもう一度確かめよう

給与所得者に配偶者や、扶養親族がいる場合には、所得税の計算上、所得金額から一定額を控除することになっていますが、この控除の対象となる配偶者や扶養親族には一定の条件が必要です。

- 例えば
- 1 所得者と生計を一にしていること
 - 2 その他配偶者や親族に、所得がないか、かりに所得があっても
 - (イ) 給与所得者等の場合に、年間の所得金額が一五万円以下であること
 - (ロ) 不動産所得や、配当所得などがある場合には、その所得が年間一〇万円以下であること

1 配偶者については民法上の配偶者であること

などですが、税務署で調査したところによると、一番間違ひの多いのは、配偶者や扶養親族に相当の所得があるにもかかわらず、配偶者控除や、扶養親族控除を行っていない場合です。

このような場合には、数年間にわたるぼって税金を追徴され、給与の支払者にも加算税や、延滞税が課されることとなりますので、もう一度配偶者や扶養親族

● 不動産取得税の申告

不動産取得税の申告は、家屋ができてから五日以内に表示の登記の有無に関係なく都税事務所に提出していただく必要があります。

申告書用紙は、都税事務所へご請求ください。

(二) 表示の登記

表示の登記は、家屋ができてから一ヶ月以内に所轄の登記所(法務局の出張所)に申請していただく必要があります。この登記には登録免許税は不要です。

なお、表示の登記が完了するとその登記事項は都税事務所に通知されます。都税事務所では、その通知に基づき現地調査を行ない固定資産税、都市計画税を課税することになります。

四 家屋調査にご協力

この調査は、固定資産税や不動産取得税の税額算出のもとになる家の価格をきめるために行なうもので、新築や増築した家のほか、一般の家屋については調査員が軒一軒訪問し、改築など異動の有無を調べるものです。

今年の2月と3月の二ヶ月間は、北小岩と東小岩を中心として、小岩地区の調査を行ないますのでよろしくご協力をお願いします。

なお、調査員は、固定資産税評価補助員証を必ず携帯しています。

また、家屋の新増築、取りこわしなどの異動がありましたら、お早めに都税事務所に届けくださるようお願いいたします。

五 車の申告にはご注意ください

自動車税の申告に住所や氏名が正しく書かれていないと、あなたの納税通知書はとどきません。特に団地名、アパート名および棟数室番号をお忘れなく記入してください。

なお、納税通知書の宛名はカナ文字ですから氏名には正しいフリガナをつけてください。

(二) 車を売ったり、廃車したとき

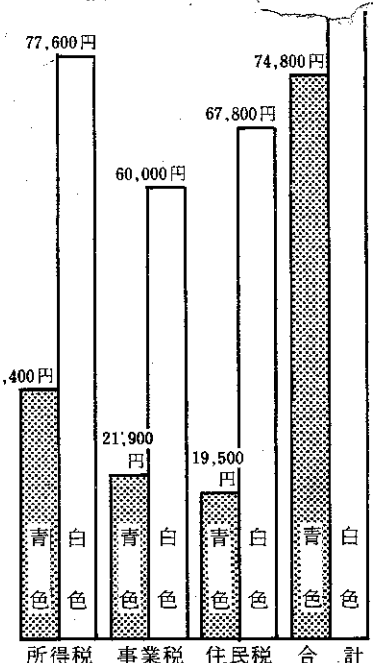
自動車の譲渡や廃車の手続きをディー

税金はるかに減るかも

青色と白色との税金の比較

- 青色申告者で年所得.....150万
妻と長男が事業に専従し
その給与の合計額が.....66万
事業主特別経費準備金.....5%(42千円)
- 白色申告の場合の税金.....205,400円
○青色申告の場合の税金.....74,800円
◎安くなる税金.....130,600円

所得税の計算	白色	青色
特典前の所得	1,500千円	1,500千円
特典	—	702
扶養控除等	795	465
差引課税所得	705	333
税額	77.6	33.4



対象になるかどうかよく確かめてください。

● 年末調整を行なう際には、もう一度扶養控除申告書の記載内容を確認しましょう。

日の現況によることになっていきますので、年末調整を行なう際には、もう一度扶養控除申告書の記載内容を確認しましょう。

● 納税は期限内に済ませよう

源泉所得税は、給与の支払のあった月の翌月一〇日迄に納付することになっていますが、一日でもおくれると5%の不納付加算税が課されることとなりますので、早目に納付しましょう。

毎月納付するのめんどろな場合には、「納税の特例の承認申請書」を税務署に提出し承認を受ければ

一月から六月迄の支給分については七月十日まで七月から十二月迄の支給分については翌年一月十日までに納付すればよいことになっております。

ただこの特例の適用があるのは、給与の支払を受ける人の人数が常時一〇人未満である事業所に限られます。

税金を納付される時に、注意していただきたいことは、国税の収納機関である金融機関に納付した時にはじめて納税したことになりますので、才入代理店等の看板のない金融機関に税金を期限内に持つて行っても、才入代理店等の受付が期限後になる場合がありますので、このような時には、少なくとも納期限より一日早くもって行くようにしましょう。

● お知らせ

● 所得税第三期分の納期限は3月15日です。納期限までに完納できない場合は第三期分税額の1/2以上を納期限までに納付されないと残りは5月31日まで延納ができます(延納期間中は年7.3パーセント日歩2銭の利子税がかかります)。

● 振替納税を利用されているかたは確定申告書に同封の振替用納付書に納付税額を記入し確定申告書に添えて税務署に提出してください。なお3月下旬に振替となりますので預金残高をお確かめください。

● 納め過ぎの還付を受けるための申告はなるべく早目に申告してください。申告がおくれまると還付金の支払いがおくれる場合があります。

● 贈与税の申告と納税は3月15日までです。期限内に申告と納税を済ませてくたさい。3月15日までに完納することが困難で税額が5万円を超える方は期限内に延納申請書を提出し担保を提供することによって5年以内の年賦延が出来ます。

江戸川 法人会だより

年末調整はもう済みでしたか

今年も年末調整の時期となりました。

年末調整関係の説明書や税額表をよくご覧のうえ、まちがいのないようにお願いいたします。

本年は所得税法などの改正により、諸控除の引上げなどの変更がありますが、基本的には昨年とあ

まり変わりありません。

特に変わった点のうち主なものは、次のとおりです。

1、各種所得控除額の引上げ

(注1) 配偶者がいない人の才一人目の扶養親族については、一七、一五〇〇円、老人扶養親族については、一八、二五〇〇円

区 分	昭和48年分	昭和47年分
(1)基礎控除額	207,500円	200,000円
(2)配偶者控除額	207,500	200,000
(3)扶養控除額	注1 155,000	140,000
(4)障害者控除額	注2 127,500	120,000
(5)老令年者控除額	127,500	120,000
(6)寡婦控除額	127,500	120,000
(7)勤学学生控除額	127,000	120,000
注3 注4 (8)給与所得控除額		
定額控除額	152,500	130,000
比例控除額	最高 710,000	最高 530,000

(注2) 特別障害者については、一八、二五〇〇円

(注3) 昭和四十八年分の給与所得控除後の給与所得金額は、昭和四十八年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表の付表」によって求めてください。

(注4) 給与所得の場合、年間の収入が三四二千元未満のときは、控除対象配偶者・扶養親族になります。

2、通勤手当の非課税限度額の引上げ

本年九月一日に、四月にさかのぼって改正され、最高限度額が、

納税表彰式

過る十一月九日区民センターに於いて、納税表彰式が行なわれました。被表彰者は、いずれも長年にわたるすぐれた納税成績を収め、納税思想の高場に多大な功績を挙げられた方々です。

なお、当会関係者で表彰された方々は、税務署長表彰であります

(文中敬称略)

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 菅 原 長 志
事務所
江戸川区小松川4-98
(681) 3474
印刷
依 田 印 刷 (株)

七〇〇〇円になりました。

たゞし、三月二日以前に支払われたものは、適用されませんからご注意ください。

3、宿日直料の非課税限度額の引上げ

本年一〇月一日以後支給すべきものから、一回について、一〇〇〇円までは、課税されないことになりました。

4、老年者年金特別控除制度の創設

今年から、年令六五才以上で、年所得五〇〇万円以下の人の公的年金収入から六〇万円を控除して年末調整を行なうことになりました。

以上のとおりですが、年末調整の事務ばかりでなく、納税については、ご遠慮なく税務署にお問い合わせください。

○税務署長表彰

副会長

(オニブロッコ意)

○税務署長表彰

葛西才一支部長

理事

○税務署長感謝状

松島支部長

以上の三氏が今回受賞されました。

源泉税事務 研究会の再開

源泉所得税の課税は、給与所得のほか、利子・配当・報酬・料金等が有ります。

源泉税の調査には、法人の場合法源同時調査と単独調査とがあり同時調査の場合は、法人税の調査を行ったとき、源泉税も一諸に調べる方法で、単独調査は、普通法人に対しては、主として大口徴収義務者を対象として行なわれています。同時調査では、いままでは法人税調査が主体となり、源泉税は、法人税の後まわしになっている傾向が強かったので、間違ひ等を見出すのが困難であったが、最近とみに源泉税にかけるウエイトが強くなってきました。

従来、本会には、源泉税事務研究会という部会があり、源泉税の取扱ひに間違ひのないよう会員の源泉税事務担当者が主体で研究会を開催していましたが、四七年度から休会となっていました。しかし、会員からの要望により新年から再開することと相成りました。

ついでには、大口徴収義務者(一〇〇人以上)の新規募集も行っており、詳細は事務局へお尋ね合せの上御加入願います。

新土地税制

昭和四十八年度の税改正で法人の土地譲渡益に対して、重課する制度が設けられ、この重課制度を一般に土地譲渡税と呼ばれています。これは、法人が昭和四十四年一月一日以後取得した土地等を、譲渡した場合に、その譲渡利益に対して、二〇パーセントの特別税率を重課するというものです。

したがって土地等の譲渡益については、通常の法人税と、土地譲渡税の二〇パーセントの合計の税金が課税されます。

又、欠損法人でも、土地譲渡益がある場合に、他の欠損と通算して法人全体としてはなお欠損であれば通常の法人税は課税されませんが、土地譲渡益については二〇パーセントの課税がされます。

趣旨

(いう)をいう

土地の投機を防ぎ、地価の騰貴を抑制するとともに土地供給の増加をねらいとして設けられたものです。又、この重課制度を設けることによって、土地の売り控えによる供給の減少を招くことがあると制度の趣旨に反しますので、土地の譲渡益に重課する反面、望ましい土地の供給については、重課を適用しないこととして土地の供給の促進を図っています。

重課の対象となる物件
一、法人が昭和四十四年一月一日以後他の者から取得した土地又は、土地の上に存する権利を譲渡した場合において、譲渡利益のあったときその利益金額。
(注)土地の上に存する権利とは、借地権(地上権又は、土地の賃借権

をいう)をいう
この場合、土地等の譲渡行為は、次に掲げるものも含まれます
(イ)土地等の仲介業者で仲介手数料を得た場合において、宅地建物取引業法第四十六条に規定する金額をこえるもので昭和四十八年四月二日以後に行なわれたもの。
(ロ)土地等を保有する他の法人の株式出資の譲渡で、実質的に昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等の譲渡と認められるもの(総資産に対して、昭和四十四年一月一日以後取得した土地等が七〇パーセントを超える法人)
(ハ)昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等について、法人の組織変更により評価益を計上する行為
(ニ)被合併法人が、昭和四十四年一月一日以後に取得した土地について、

合併法人が合併に際し、被合併法人の帳簿価額をこえる帳簿価額を附する行為。
(ホ)清算中の法人の残余財産のうち昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等がある場合において、残余財産の確定により、その土地等の価格が確定した場合。

適用時期

原則として、昭和四十九年四月一日以後に行なわれる土地等の譲渡について適用されますが、次の行為については、昭和四十八年四月二日以後に譲渡等を行なう場合について適用されます。

(1)当該法人と「特殊関係者」との間で行なわれる土地等の譲渡または株式の譲渡
(2)当該法人と「特殊関係者」との間の合併の場合の評価益の計上

(3)施行日以後に取得する土地等の譲渡
適用から除外されるもの
次に掲げる土地等の譲渡には、土地譲渡税が課税されません
(一)国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡(面積が一、〇〇〇平方メートル以上の場合には、利益の額が適正なものに限る)
(二)取用換地等による土地等の譲渡(面積が一、〇〇〇平方メートル以上の場合には、利益の額が適正なものに限る)
(三)日本住宅公団等に対する土地等の譲渡で、これらの者の行なう土地の先行取得または、宅地、住宅の供給の業務のために直接必要と認められるもの(面積が一、〇〇〇平方メートル以上の場合には利益の額が適正なものに限る)

優良法人二十三社に

税務署では、増加、途の法人に対して、質的区分の作業を、来年の六月末を目標に急ピッチで行なわれています。

その質的に判定した結果として、優良法人制度をもうけ、各税務署所管の法人を質的に判定した結果そのうち最も申告状態の優秀な法人を、優良法人として表敬しています。

本年も、江戸川税務署管内では、

四都市計画法の開発許可を受けた法人が造成した一、〇〇〇平方メートル以上の一団の宅地の全部または一部のその法人による譲渡で利潤率が適正であるもの
(四)宅地の造成につき、開発許可を要しない場合において行なう一、〇〇〇平方メートル以上の造成事業で、優良な宅地供給に寄与する旨の都道府県知事の認定を受けていること、その他四と同様の要件に該当するもの
(六)宅地造成を行なわない場合において、優良な住宅供給に寄与する旨の都道府県知事の認定を受けて行なう分譲住宅の販売をあわせて行なうその敷地の譲渡で、一、〇〇〇平方メートル以上のうち四に達する要件に該当するもの
(七)一、〇〇〇平方メートル未満の小規模な宅地の譲渡で、次に掲げるもの

①優良な宅地の供給に寄与する旨の市町村長の認定を受けて造成した宅地の譲渡で、その価格が適正であるもの
②優良な住宅の供給に寄与する旨の市町村長の認定を受けて行なう分譲住宅の販売とあわせて行なうその敷地の譲渡で、その価格が適正であるもの
(四)土地等の贈与による土地等の譲渡で、法人税法上のいわゆる指定寄付金に該当するもの

指定寄付金に該当するもの

「裏方さん」

法人税第四部門
統括国税調査官
飯島 三男

「おい船方さん
船方さんヨ

と三波春夫が唄う「船方さん」ではない、「裏方さん」の話をしてみたいと思う。

とかく我々は、表面上のキレイ事の中に心や眼を奪われ勝ちのものである又、そのように世情においても飼育されつゝあるようだが実際には、それぞれの立場において、内面的に実態を把握する。

そして又更に、その生成過程の「裏方さん」の苦勞の随まで看破する。……となれば、世間で

事業安定策 福祉共済制度

死亡保障
100万円
掛金月額
900円

云々……ところのあの人は全く苦勞人だと云うことになる。

さて、眼を覆うばかりの絢爛豪華な歌舞伎において、それらの衣裳、メイクアップ、照明、舞台装置、音響効果、着付等、もろもろの「裏方さん」が心を一つにして心血をそそいでこそ、ヤンヤの拍手を受けることが出来る。

また、秋の花と云えば誰しも菊の花を想い起こす。

その菊の花の美しさは、大方は眼で見えて楽しむものであろう。しかし、菊造りには土造りが先行するものだそう。かつて私は、三十年代の腐葉土を使つたと云う古老の話を聞いたとき、如何に菊造りとは容易でないものかを悟つた。「菊」も「米」と同じ三月足らずで開花する。その短日月であらゆる栄養を吸収するため、不成熟な土では良い結果は得られない。こ、にも菊造りの「裏方さん」の努力がみられる。

又、夏の夜空をバツと彩つて一瞬にして消える花火でも、その製法や技術に「裏方さん」の心根

躍如たるものがある。

又、更に一番厳しい「裏方さん」はダム工事とか、各種の工事現場に働らく人々で、彼等は本当に身命をかけて働らいている。

このように社会のすべての機構は、それをつくる人、見る人と、表裏一体をなしているものである

ところで、法人会と云うものを表方より見た場合も、その「裏方さん」(役員さんや各会員)がそれぞれの持ち場において、着実にその機能を十分發揮されて、始めて有機的な団体として脚光を浴びることは云うまでもないことである。

又会員である各会社、製造工場を持つておられるとき、それが或完製品の一つのパーツをつくられている場合はその工場は、その完製品の「裏方さん」なのである。私たち税務署の職員も、国家財政の一翼を担う所謂「裏方さん」に外ならないと思う。

この「裏方さん」等は、苦勞の成果である完製品が、世に出て衆目からヤンヤの喝采を受けている時であつても「裏方さん」は人知れず、次の生産に心血をそそいでいることだろう、それが又「裏方さん」の宿命かもしれない。

然し、裏方の出来如何で表方の価値が決まる重要な役割が潜んでいることを認識すべきである。

法人会の「裏方さん」や、各会

社の「裏方さん」ヨ、私達も国政の裏方として、共に手をとり、裏方冥利につくことを今こそ再確認して、少しのハデさもなく、互に励まし合つて、然かも明かるく一歩／＼肩叩き合いつゝ、進もうではないか。

法人税の二質問は
法人一部門
審理担当へ
(683) 四二八一

所得金額の大きい法人の所得金額<8月決算期分>

法人名	納税地	代表者名	申告所得金額
港建設(株)	東小岩6-8-13	三村光一	376,324 千円
毎日商事(株)	西小岩2-13-1	国府田 正	282,186
日本開発興業(株)	西小岩1-22-4	伊藤 芳吉	159,446
江戸川装線(株)	平井2-7-10	朝比奈 悟	112,225
(株)小岩長崎屋	南小岩7-22-3	柳生富士夫	92,395
(株)北井製作所	船堀3-15-15	北井秀雄	83,868
瑞江活電(株)	西瑞江4-16	坂田 鏖司	80,557
(株)杉山機械製作所	松江7-8-20	杉山 鉄雄	59,763
(株)沼崎工務店	下篠崎2251-1	下久保幹男	55,437
安達糊料(株)	平井6-1-45	安達 保多	54,133
協和物産(株)	長島町877	佐久間新二	53,115
白井運輸(株)	宇喜田町403	白井 厳	52,991
コーセー不動産(株)	本一色町156	近 藤 武	44,469

副 署 長

坂 本 政 胤

才一部門統括官

鵜 飼 久 雄

上 席

中 台 三 郎

(官) 岩 井 経	小 池 八重子
-----------------	------------

宇都宮 修	高 山 和 徳
----------	------------

古 瀬 祐 嗣	三 沢 信 仁
------------	------------

酒 井 典 彦	
------------	--

異 議
望 洋

審 理
冠 弘

機 動
中 止

唐 木
新一郎

指 導
張 三

法人税部門配置図

《税務署三階》

出 入 口

才二部門統括官

(源)

堀 内 敏 次

上 席

大 貫 啓 三 郎

(官) 上 宣	日 比 野 雄 論
------------	--------------

中 村 好 修	新 谷 逸 男
------------	------------

小 林 悦 子	杉 山 千 恵 子
------------	--------------

	藤 原 弘 康
--	------------

才三部門統括官

黒 田 一 徳

上 席 秋 忠	上 席 炭 男
------------	------------

(官) 荒 幸	尾 三
------------	-----

(官) 峰 正	松 之
------------	-----

宮 本 篤	
----------	--

及 川 斉	
----------	--

上 席 古 清	上 席 川 清
------------	------------

(官) 秋 幸	葉 四 郎
------------	-------

(官) 青 彰	山 彦
------------	-----

柴 崎 浩 二	
------------	--

熱 田 稔 敬	
------------	--

宮 沢 久 雄	
------------	--

才四部門統括官

飯 島 三 男

上 席 伊 洋	上 席 東 一
------------	------------

(官) 光 邦	延 正
------------	-----

(官) 西 郁	村 夫
------------	-----

小 池 政 幸	
------------	--

白 田 啓 一	
------------	--

上 席 吉 健	上 席 田 太郎
------------	-------------

(官) 浜 実	田 俊
------------	-----

(官) 笈 明	木 見
------------	-----

浜 川 勝 己	
------------	--

鬼 塚 隆	
----------	--

杉 本 政 男	
------------	--

才五部門統括官

小 原 良 武

上 席 齊 藤	上 席 小 淳
------------	------------

(官) 塩 利	塚 英
------------	-----

(官) 桜 博	井 幸
------------	-----

玉 山 誠	
----------	--

森 誠	
-----	--

	武 田 二 浩
--	---------

才六部門統括官
南 部 吉 雄

上席…上席調査官
-官…調 査 官
源 …源泉税担当
異議…異議担当上席
審理…審理担当調査官
機動…機動担当調査官
指導…指導担当調査官

原 田 和 彦	松 山 誠	(官) 泉 川 忠	(官) 佐 藤 彰	上 席 袴 数
石 坂 秀 隆	佐々木 正 良	石 川 哲 郎	(官) 佐 川 吉	上 席 林 忍

創立25周年記念式典



中曽根通産大臣記念講演

江戸川
法人会だより

発行所
社団法人 江戸川法人会
発行責任者 普原 長 志
事務所 江戸川区小松川4-98
(681) 3474
印刷 小川印刷(株)

本会の創立二十五周年記念式典は十月八日午後二時から江戸川公会堂に於て会員六百余名参加し厳粛ながらも盛況裡に開催された。この日式典に先立ち特別記念講演のため来区された、中曽根通産大臣の「世界経済と日本経済の動向について」の講演が行なわれましたが、さすがに現職大臣の講演とあって真剣な面持ちで聴き入っていました。

講演の要旨

石油ショック以来の不況が特に中小企業の危機を招いた。その対策として物価凍結の声もあるが現在石油が上り、電力も上り総て巡還する、米が上り、やがて郵便料金も上るがこれを抑制すべきであるが賃金が三二%も上るようでは日本経済は現代に即し、自由経済で行く、一方雇用関係をよくし、弱者救済、中小企業援助はゆるがせに出来ない、政府はもつと低金利の融資をすべきである。

記念公演のあと午後三時過ぎ宮

本副会長が開会を宣し、物故功勞者に対する黙祷が行なわれた後、今井会長から「社会的地位を高めると共に公益法人に相応しい法人会活動を最高度に行うべく心あらたにするものがあり尚一層のご支援を賜りたい」と式辞があったのち、功勞者への感謝状の贈呈が行なわれた。

清野、杉本両氏
創立運営功勞の感謝状

創立当時東京国税局直税部長であつた清野真氏は法人会、青申会育の人で、その力行的な行動は関係者間から尊敬された。現在(財)大蔵財務協会理事

創立当時江戸川税務署長杉本豊

八氏(税理士)は物心両面に悩む日本の景気はこのまゝで落ち込む

ことではない、われわれは怠け者を救けようとは思わない。一生懸命やる者を救済する。今の産業は人件費の高騰で悩んでいる人を使うと事業経費の割合が三割五分位につく、これよりも銀行から借りると年一割、人を使うより銀行から借りた金を事業資金に廻す方が有利であり、このような傾向が出はじめ、いよいよ企業の合理化時代だ。企業の在り方はそうでなくてはならない。自力で市場を守り次の攻勢に備えるべきである。

本会の基礎づくりに専念、水害後の税務行政は見事なものであつた。ついで創立功勞者(現存者)である、初代会長平井美雄氏を初め杉本信太郎、守大八、長谷川進一、露木栄造、高橋章、菅原長志氏等に創立功勞感謝状が、運営功勞者(代表吉野浦雄氏)と組織功勞者(代表吉野浦雄氏)の各氏に感謝状が贈られました。受影者を代表し朝江実氏から謝辞があつたのち、来賓の祝辞として矢島直税部長を初め佐藤税務署長(別掲)高橋都税務所長、須賀助役の各氏から頂戴し、祝電の披露が行なわれたのち、清野真氏から「法人会活動に期待するもの」と題した講演が参加者を元気づけた、法人会活動の重要性を今更ながら感知する場面がありました。ここで来賓各位の紹介が行なわれ、歴代署長を代表して岸佐吉氏の音頭で万才を三唱し、露木副会長から閉会の挨拶があつて散会。現職大臣が出席するという異例の意義ある創立二十五周年記念式典は盛況裡に終了したのであります。



青年部会を設置

――今井会長が式辞で表明――

菊花薫る本日創立二十五周年記念式典を挙げるに当り、特に中曾根通産大臣の記念講演で錦上花を添えさせていただき有難く御礼申し上げます。

本会は昭和二十四年八月発足、以来税と経営問題を採り上げた会員総ぐるみの法人会運動を展開、

輝やく業績を樹立

東京国税局直税部長

矢島 錦一郎



江戸川法人会は、昭和二十四年八月に結成され、以来会長はじめ会員の皆様方のためない御努力により、昭和四十二年、当時としては数少ない法人会の社団化を達成するという輝やかしい業績を樹立され、各署における今日の法人会の社団化を礎として活躍されてこられました。

ここに深く敬意を表するものがあります。

その間昭和四十二年二月社団を認可され、名実共に区内唯一の経営者団体として活動して参りました。茲に四半世紀に亘る業績を回顧し、創立以来の方々を初め会報配布や会費の徴収等永年務められた勤続功労役員に対し謝意を表すると共に記念出版として会員名簿を

御承知のように過去十数年に及びました、我が国経済の高度成長は、国民総生産を自由世界第二位までに押し上げるとともに、国民の生活水準についても欧米諸国と比肩するまでに向上させてきたのでありますが、反面この目覚ましい

経済の成長は、石油危機を契機としてかつて我々の経験しなかつた新しい問題を種々投げかけたのであります。

このような時におきましては国民生活の安定と社会福祉の充実を図るための財政政策のより重点的かつ、弾力的な推進が要求されるのであります。これに伴ってその基盤を支える税務行政の役割もまた、ますます重要視されてきて

発行する事となりました(略)と式辞が型通り述べられていたが、この機会に所信の一端をと前置し、四半世紀を過ぎた本会の指導者層は互に高齢化したので青年層による本会運営の中核をなすべきであると常に若返り策を念じて参りましたが、この式典を期し広範囲に亘る強力な青年部会を組織し、時代に即応した経営システムを採り入れた法人会活動を行うべきであるといえるのであります。

私も、時代の要請に即応できるような柔軟で新鮮な感覚をもつて、これらの税務行政の展開を図らなければならないと考えているものであります。経済活動の多様化等に伴う納税者数の激増というなかで、限られた職員により

頼もしい協力団体

江戸川税務署長

佐藤 保夫

そもそも貴法人会は戦後混乱の余蘊未だ消え去らぬ昭和二十四年八月一日に、江戸川法人協会として

会員三三六名をもつて発足したもので税務関係民間団体としては東京国税局管内で最も早く、その目的とするところは、納税思想の高揚と会員相互間における税知識の向上および親睦を主眼としたも

ると存じますと共に、若手指導者に引継ぐことこそ先輩諸兄に報いる私共に果された責務であるうと、青年部会設置を表明されたのであります。早速幹部会で検討した後、十一月十八日の役員会で規約並に運営等が審議され、地域的に設置されることとなり明春早々にも青年部会が誕生する見通しで、その活動こそ大いに期待されるものがあります。

適正、公平な課税の実現を期するということは、なかなか容易なことではありません。

真に申告納税制度を定着させ申告水準の維持向上を的確に図っていくためには、これまで以上に良識ある法人会員の皆様方の税務行政に対する一層の御理解と絶えざる

のでありまして特に会の拡大強化と自主申告自主納税の実践を重点として努力を続けられ昭和二十五年十二月には江戸川法人会と名称を変更し、同三十四年春には現在使用している江戸川法人会館の新築落成を見るに至り限りない前進の巨歩が刻まれたのであります。

さらに同四十二年二月には正式に法人格を有する社団法人江戸川法人会としての認可をうけ会員数も現在では三七〇〇有、余社を数える大法人会に飛躍、発展を成し遂げられたもので誠にこの同慶に堪えない次第であります。

る御協力をいただかなければならぬのであります。幸い、社団法人江戸川法人会はその歴史も古く、かつ、数多くの優れたスタッフに恵まれて常に活発な活動を展開されていると聞き及んでおりますが、このことは私どもにとつて誠に心強い限りであります。

本日のこの二十五周年記念式典の開催に至るまでの尊い足跡は幾多の苦難を乗り越えてきた我が国経済社会の発展の姿でもあります。が、どうぞ今後ともより以上の御協力を心からお願い申上げる次第であります。

(前後文略)

しかしながら、今日の栄光を得るまでの永い二十五年という歳月は決して平坦なものではなく会長をはじめ役員の方々のためまぬご努力はもとより会員の皆様の固い団結のもとに正しい自主申告、納税の実を挙げ、かつ、自ら研鑽に励むとともに未加入者に対しても正しい税知識が得られるようにご活躍を続けられた賜でありまして、税務行政が公平にしかも円滑に行なわれるよう努めている私共いたしましては実に頼もしい協力団体として深く敬意と感謝の気持ちを抱いているのであります。(中略)

49年度の法人税改正事項

少額資産の償却が変更

本年度の税制改正で少額資産について損金算入限度額が4年ぶりに10万円未満まで引上げられ、さらに既往の少額資産の未償却残額も任意償却が認められることとなりました。

ところで、これらの改正のうち損金算入限度額の引上げについては、4月1日以降開始する事業年度から適用されることとなり、一

(既往の5万円以上10万円未満の資産については従前どりの償却計算によらなければならないので特に留意してください)

①取得価額が10万円未満の資産は基本的に重要資産を問わず一律に損金算入ができます。

②既往の旧少額資産(取得価額5万円未満)の未償却残高で、49年4月1日以降開始する事業年度の期首において帳簿価額があるもの(残存価額が5%に達したものを含みます)についてその全額を任意償却を認められます。

(2)は49年4月1日以降開始する事業年度の期首から以後3年以内の日を含む事業年度において各々適用されます。

したがって既往に計上された少額資産であっても取得価額が5万円以上の未償却残高や、4月1日以降開始した事業年度で資産に計上した場合に、例へ5万円未満の資産でも任意償却の対象とされません。

これらの規定は少額繰延資産についても同様に取り扱うこととされています。

申告指導官の誕生

税務署では従来も法人会と協同して、各種説明会等の開催その他の相談を行ってきましたが、法人会との協調を一層深め、相互信頼の上に立つた申告指導を積極的

に推めていくため、法人源泉第一部門に申告指導官グループが新設されました。

申告指導官は法人会とのより密接な連携により、皆様方の指導事務にあたることとなりますので、この制度をご理解のうえご利用されるようお願いいたします。



申告指導官は左の四名が就任した。

小森指導担当 内線二〇五

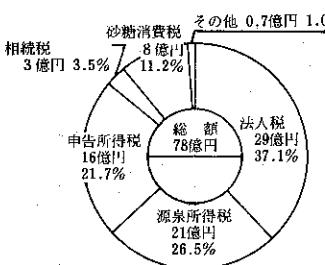
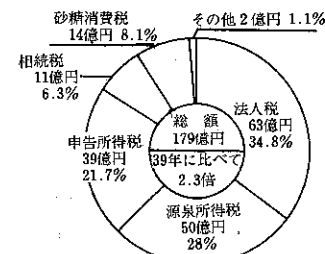
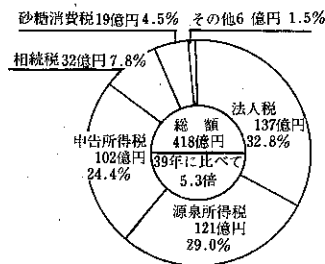
張本指導担当 調査官

上出指導担当 調査官

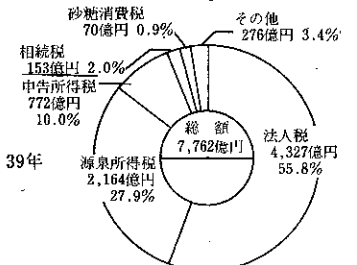
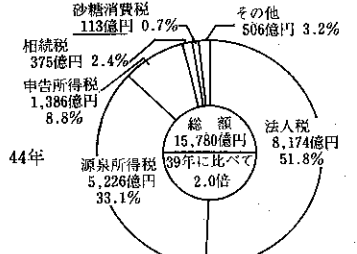
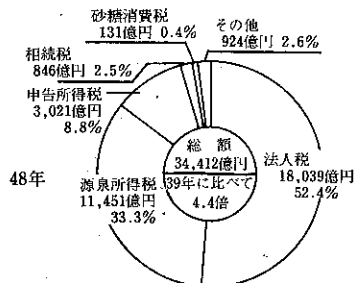
桜井指導担当 調査官

二〇七

江戸川税務署の
39年・44年・48年度税額比較表



東京都区内署合計の
39年・44年・48年度税額比較表



「年末調整説明会の開催日時のお知らせ」

月	日	場	会	所	在	地	電	話	指	定	地	域
12月2日	①	江戸川税務署	会議室	平井1-16-11			683-4281		江戸川区小松川事務所管内			
12月3日	②	葛西区民館		長島土地区画整理地区内34ブロック			688-0431		葛西事務所管内			
12月4日	③	東部区民館		東端江2-7-1			679-1123		東部事務所管内			
12月5日	④	江戸川公会堂		中央1-4-1			652-1151		区民部区民課管内			
12月6日	⑤	小岩区民館		東小岩6-9-14			657-1101		小岩事務所管内			

上記の日程で行ないますので是非ご出席くださるようお願いいたします。

※当日は、午後1時より30分間用紙の配付を行ない午後1時30分から説明会を開始する予定です。

説明会出席の際ご送付した「昭和49年年末調整のしかた」昭和49年法定資料と合計表の提出の手引き」をご持参ください。

あなたの会社はこの部門で担当しています。

江戸川税務署の法人税・源泉所得税部門管理分担表

[illegible]

江戸川 法人会だより



新春に青年部を誕生

社団法人 江戸川法人会々々々 今井博之進

昭和五十年の新春を迎え謹んでお慶び申し上げます。

昨年は関係官庁の皆様方並に会員各位、特に役員の方々には格別のご尽力を賜わり、本会の創立二十五周年記念事業を初め公益法人にふさわしい四半世紀を飾らせていたゞき誠に有難く深甚なる謝意を表する次第でございます。

昨年は真に多事多端の年でありました。石油危機からの狂乱物価へと物価高で明けて物価高で暮れた年、他面抑制策として打ち出さ

即ち本会は社会的地位の向上と公益法人に相応しい皆様方の企業の健全化を図るための事業を推進してまいりたいと念じ本年から青年経営者層による青年部会を設置し時代に即応した経営システムを取り入れた法人会運動を次世指導者層の確立を図るべきであると思ふ新らたにするものであります。

それがためにも関係各位のご理解ある御指導と御協力を仰ぎ法人会の使命たる経営と税務に関する事業を行い、申告納税向上のため寄与したい所存でございます。

会員皆様方の御繁栄と御健康を祈念し年頭のご挨拶といたします。

新しい年を迎えて

江戸川税務署長 佐藤保夫



江戸川法人会員のみなさん、明けましておめでとうございます。

みなさん方おそろいでよい新年をお迎えになられましたこととお慶び申し上げます。

昨年は江戸川法人会にとって忘れることのできない意義ある年でありました。

会長、副会長をはじめとし役員の方々の文字どおりのご努力と会員のみなさん方のご理解あるご協力によりまして、盛大な二十五周年記念式典をあげられましたことは、まだ記憶に新しいところであります。

江戸川法人会は実のある事業活動を推進し大きく飛躍しており、会員数も昨年末ですでに三、七〇〇社をこえるまでに成長いたしました。

このような活気溢れる法人会組織の活動とともに税務署では本年

も更に申告指導官制度を活用し前向の方向で法人会の指導育成とその推進を図るつもりであります。

他方我が国経済は昨年の経済不況からその高度成長路線を大きく変更せざるを得ない状態となり、今年も極めてむずかしい年になることが予想されますが、このような秋こそ会員のみなさんが結束し、会活動を通じて相互の連携を保ちつ、堅実な経営を図り、この危機をのり切つていかれますことを祈つてやみません。

最後にご家族のみなさん方のご多幸をお祈り申し上げ新春のごあいさつといたします。

最近の税務調査

申告納税制度のもとに現行税制を適正に執行し、課税の公平を実現していくためにすべての法人が適正な申告と納税をおこなえるようにしていくことが目標であることはいままでもありません。

税務署の最近の法人調査は過去の申告状況および調査実績より判定して適正な申告をしている法人と不適正な申告をしている法人とを区別しています。適正な申告と納税をしている法人に対しては、その申告を信頼し積極的に優良申告法人として税務署長が表敬しています。表敬を受けた現在までの法人はすべて法人会員であり、今後このような法人は自覚と責任を持つていただくと同時に、他の法人はこれら法人を目標としていくこと

と、優良法人となった法人は法人会の指導的な役割としていたゞければ非常に意義あるものとなりま

す。更に優良法人に準ずる法人として申告および納税をしている法人については良好申告法人として選定し、今後の申告について適正な申告ができるよう申告指導担当官が指導をおこなっており、他の法人についても各ブロック、支部別に会合のあるときを利用して申告指導官を招き申告水準向上につい

て、税務研修、説明会を行ない節

れた方々であります。

尚、当会関係者で表彰された方々は次の通りです。

(文中敬称略)

○国税局長表彰

会長 今井博之進

○税務署長表彰

副会長 天野 二郎

副会長 佐久間新二

副会長 船堀第一支部長 宮川準之助

監事 三村 正雄

監事 大沢 勇喜

監事 船堀第一支部長 宮川準之助

監事 船堀第一支部長 宮川準之助

監事 船堀第一支部長 宮川準之助

監事 船堀第一支部長 宮川準之助

監事 船堀第一支部長 宮川準之助

監事 船堀第一支部長 宮川準之助

恒例の新春税務研究会は、プロ

新春の税務研究会

ブロック別に開催

○二月十八日(火)第二ブロック

富士BK小松川支店

○二月二十日(木)第四ブロック

葛西区民館

無料税務記帳指導相談

会員の皆様で、各帳簿

の記帳上のごこと、税務上

のことでお困りの方に對

して下記により無料記帳

指導相談所を開設してい

ますので遠慮なくお出

かけ下さいませようご案

内申し上げます。

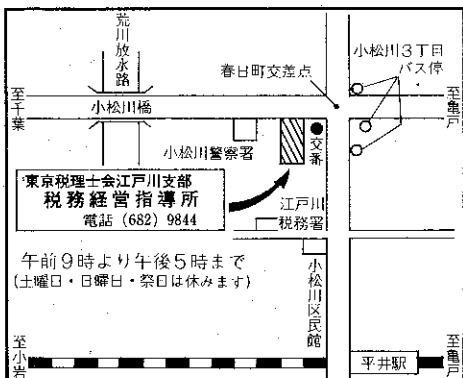
なお、指導相談に來ら

れるときはなるべく関係

帳簿か相談事項をご持参

下さいませようお願いし

ます。



納税表彰式

今井会長、局長表彰

過る十一月八日、本会々長今井博之進氏は、金子知太郎東京国税局長より、すぐれた納税成績を収める一方、江戸川法人会長として甚大な功績を挙げられたことに對して当会有史以來初の国税局長表彰を受彰されました。

一方、十一月十二日、税を知る週間に、江戸川税務署でも、区民センターに於いて納税表彰式が行なわれました。

被表彰者は、いずれも長年にわたりすぐれた納税成績を収め納税思想の高揚に多大な功績を挙げら

青年部会を新設置

本会は、昭和二十四年発足、同四十二年、大蔵省より公益法人として社團化が認可され、以来二十五年、現在、会員数三千七百余人を有し、名実共に区内唯一の経営者団体として活躍してまいりました。このたび江戸川法人会の事業活動の一環として、広

青年部会にご加入を

範囲に亘る、強力な青年部会を組織し、尚一層時代に即応した法人会活動を行うべきことと確信し、青年経営者並に二代目後継者、経営参画者を対象に青年部会を設置することとなりました。

この組織は、青年層を対象に、税務はもとより、経営上の諸問題や経営者として必要な基礎知識について、研究の場を提供し研修を通じて相互の連帯感の涵養に努めると同時に法人会の公益性を認識し、やがて次代の指導者となるべく法人会の組織強化と発展に寄与していただくことを目的としています。

この青年部会の新設には、関係各方面から早くも、大きな期待が寄せられています。

1 主なる事業活動
1 税法・経営に関する研究会、説明会・講演会を部会独自で開催する。

2 法人会の事業推進を、積極的に参加支援協力する。

法人税の申告書にシール (会員章) を貼付しましょう

03	26	%	都	出	38
00	28	%	相	出	38
00	36.75	%	相	出	40
00	40	%	相	出	41
00	40	%	相	出	41

法人税の申告書にシールを貼付する
シールの貼付場所は、申告書の「法人の住所」の欄に貼付する。

シールの貼付方法は、以下の通りです。

シールの貼付場所は、申告書の「法人の住所」の欄に貼付する。

シールの貼付方法は、以下の通りです。



法 0301-0101

江戸川法人会では、会員の方が法人税の申告書を税務署へ提出する際に当会の会員であることを示す法として、従来「社團法人江戸

川法人会々員」のゴム印を押印していましたが、ゴム印が法人会事務局又は、支部長宅にしか常置されていないため、会員の方々にご迷惑をかけていました。本年(五十年一月提出分)より図のシールを申告書の下部余白税理士署名欄左側に貼付して提出していただくこととなりました。

この「シール」は、一人あたり二枚配布いたしましたので紛失しないようご注意ください。

この「シール」は、法人会員のみに使用するものです。シールを貼付することによって正しい申告が行なわれます。この「シール」の使用意義がますます深まってくると思います。

後継者、経営参画者であること(加入希望者又は詳細についての質疑がありましたら法人会事務局にお問い合わせ下さい。)

加入希望本人が、年令四十才前後までであること。

加入希望本人が、経営者又は、

後継者、経営参画者であること(加入希望者又は詳細についての質疑がありましたら法人会事務局にお問い合わせ下さい。)

加入希望本人が、年令四十才前後までであること。

加入希望本人が、経営者又は、

後継者、経営参画者であること(加入希望者又は詳細についての質疑がありましたら法人会事務局にお問い合わせ下さい。)

加入希望本人が、年令四十才前後までであること。

加入希望本人が、経営者又は、

後継者、経営参画者であること(加入希望者又は詳細についての質疑がありましたら法人会事務局にお問い合わせ下さい。)

加入希望本人が、年令四十才前後までであること。

加入希望本人が、経営者又は、

後継者、経営参画者であること(加入希望者又は詳細についての質疑がありましたら法人会事務局にお問い合わせ下さい。)

加入希望本人が、年令四十才前後までであること。

加入希望本人が、経営者又は、

後継者、経営参画者であること(加入希望者又は詳細についての質疑がありましたら法人会事務局にお問い合わせ下さい。)

加入希望本人が、年令四十才前後までであること。

加入希望本人が、経営者又は、

後継者、経営参画者であること(加入希望者又は詳細についての質疑がありましたら法人会事務局にお問い合わせ下さい。)

加入希望本人が、年令四十才前後までであること。

加入希望本人が、経営者又は、

後継者、経営参画者であること(加入希望者又は詳細についての質疑がありましたら法人会事務局にお問い合わせ下さい。)

加入希望本人が、年令四十才前後までであること。

加入希望本人が、経営者又は、

後継者、経営参画者であること(加入希望者又は詳細についての質疑がありましたら法人会事務局にお問い合わせ下さい。)

加入希望本人が、年令四十才前後までであること。

加入希望本人が、経営者又は、

後継者、経営参画者であること(加入希望者又は詳細についての質疑がありましたら法人会事務局にお問い合わせ下さい。)

加入希望本人が、年令四十才前後までであること。

加入希望本人が、経営者又は、



源泉所得税の納期 についてのお願い

あけましておめでとうございませう。本年もよろしくおねがいいたします。

さて、昨年の年末調整等の計算

はご苦労様でした。計算された税金は本月十日(金)が納期です。忘れずに納付して下さい。

なお納期の特例を受けている徴収義務者の方は昨年七月分より十二月分までに支払った給与所得、退職所得、税理士弁護士報酬より徴収した所得税についても本月十日(金)が納期です。お忘れなく期限までに納付して下さい。

期限を遅れますと不納付加算税や延滞税を納付していただくようになりますのでご注意ください。

納付税額がない場合でも徴収高計算書(納付書)に記入のうえ税務署に直接送付して下さい。

賀詞交歓会

奮ってご参加を!

本会では、恒例により会員一同に会し、心新たに一同結合し、本会の発展を期したいと念じ賀詞交歓会と時局経済講演会を下記により催すことと相成りました。

年頭何かとお慶び事でご多用のことと存じますが、万障お繰り合せの上、ご聴講下さいませ。ようお願い申し上げます。

(第一部)

時局経済講演会

於 四階ホール

(午後二時三十分〜三時)

講師 世界動態研究所長 中西重思先生

(第二部)

新年賀詞交歓会

於 五階ホール

(三時三十分〜五時)

年頭の祝辞・祝賀パティ

会費 二、〇〇〇円

日時 一月九日(木)

午後一時開場

場所 江戸川区民センター

法人源泉所得税部門配置図 《税務署三階》

第五部門 統括官
小 原 良 武

上 席 阿 博	(官) 中 康	鳴 海 建 造	藤 原 敏 明	原 田 義 夫
上 席 齊 藤	(官) 井 紀	(官) 小 幸	(官) 日 比	武 田 浩 二
		林 敏	野 諭	

(調査関係)

第六部門 統括官
南 郷 吉 雄

第四部門 統括官
田 辺 昭

上 席 中 止	(官) 西 村	(官) 小 政	白 田 啓 一	杉 本 政 男	
上 席 吉 建	(官) 黒 田	(官) 笠 井	浜 川 勝 己	有 馬 恒 夫	梅 津 修
	靖 男	光 明			

(調査関係)

第三部門 統括官
黒 田 一 徳

上 席 大 定	(官) 平 和	熱 田 稔 敬	大 后 哲 彦	宮 沢 久 雄	宇都宮 修
上 席 福 義	(官) 荒 尾	(官) 秋 憲	(官) 峰 正	藤 原 弘 康	
	忠 三	四 郎	松 之		

(調査関係)

第二部門 統括官
中 嶋 誠 一

上 席 大 啓	(官) 岩 井	小 林 悦 子	杉 山 千 恵	
三 郎	経 子	鬼 塚	高 山	三 沢
	今 井	隆	和 徳	信 仁
	制 子			

(源泉関係)

上 席 林 忍	上 席 冠 弘
(官) 佐 藤	(官) 塩 利
彰 彰	塚 英
(官) 若 林	石 川
賢 吉	哲 郎
松 山	原 田
誠	和 彦
石 坂	秋 野
秀 隆	善 博

(調査関係)

異議担当 機 動

上 秋 忠	席 炭 男	(官) 光 延 邦 正	(官) 笈 明 木 見	
上 小 淳	席 森 二	(官) 張 三 郎 本 郎	(官) 上 宣 出 雄	(官) 桜 井 博

審理指導担当

副 署 長 島 田 三 郎

第一部門 統括官
鶴 飼 久 雄

上 席 袴 数	古 瀬 祐 嗣	新 谷 逸 男	中 村 好 修	
	(官) 青 山	酒 井	高 橋	干 場
	彰 彦	典 彦	幸 之助	公

(申告書関係)

出入口

江戸川 法人会だより

事業計画と予算が承認 定時総会で青年部会発足



(総会々場・議長席は今井会長)

本会の定時総会は五月二十七日午後二時三十分より江戸川区民センター四階ホールに於て開催。

開会に先立ち十三時三十分から一時間に亘り、世界動態研究所長中西重忠氏の「低成長期にある景気の見通し」についての経済講演が行なわれたが国際経済の権威者だけに複雑な国際間の牽引きとその動向は大いに感銘を与えた。

宮本副会長が開会を宣しいよいよ本番に入り時に午後二時四十分今井会長から、本会が誕生して十六年その間経済の変動著しかつなため経営に当られた皆様方のご苦勞は察するに余りある、と前置きし、昨年は不況にもか、わらず本会の創立二十五周年記念式典並にその事業は会員総力のもとに予想通り好評裡に挙行することができましたこと等、平素のご協力に對し深甚なる謝意を表しますと共に、その機会をとらえ時代に即応した経営システムを採り入れた事業を行うと共に次代を荷負う指導者層を育成するためにも青年部会を設けたいと申し述べさせていだ

だきました。ご理解ある各位のご賛同を得、青年部会の誕生となり本日茲に発会を見るに至りましたことは若い経営者層によって強力な態勢をとることとなり本会にとって非常に心強く大いに期待されるものがありご同愛に甚えませ

んと力強い(要旨のみ)挨拶があったのち、議長席についた。

三、一七八万円の予算

青年部会の活動を期待

出席者数二五六二名(内委任状一三二七名)定款第二十七条により定足数に達しましたので会議は成立いたしましたと報告後議事に

入り、第一号議案議事録署名人に高橋京太郎、西村陸奥郎の両氏を

選任し、第二号議案昭和四十九年度決算報告並に剰余金処分(案)を

事業経過報告と併せて一括提案、

板倉会計理事より報告並に説明

があつて後、山岡監事から監査の

結果報告があり承認された。

第三、四号議案昭和五十年年度事業計画並に同収支予算案を一括し

議題に供し、事務当局より逐条の

説明があつた後、質問が行なわれ

原案通り総額三一、七八六、八九

六円の総予算は無修正のま、可決

し、第五号議案青年部会設置に併

う運営規程承認の件は主旨説明通

り承認されたので暫時休憩。

その間を利用し青年部会の発会

を挙行。既に各処で行なわれた準

備会の経過報告とブロック別準備

会で選任された幹事並に副部会長

を紹介する等して略式ながら茲に

発会したことを報告して会議を閉

じたのち來賓の祝辞が行なわれ、

佐藤江戸川税務署長、小柳都税事

務所長、中里区長代理・高田税理士

会支部長、全法連の遠井事務局長

の諸氏からそれぞれ祝辞をいただき、

青年部会の発会を兼ねた祝賀

パーティーが行なわれた。

部会長に植村氏

青年部会(百拾名)初の幹事会は六月十二日午後二時から法人会第二階会議室で開催され、自己紹介ののち運営方針並に事業計画について検討された結果、税務と経営問題を中心とした研修会を年間六回開催することとし、定例日を十二日と定め残る六回は幹事会を開催することとなった。尚部会長の選任については協議の結果、植

村昭氏(第三ブロック)が選任され、ブロック担当副部会長は別記通り決定しました。尚年費六千円と定められ、各ブロック別の会合は必要に応じ随時開催することを約し散会。早速第一ブロックは六月二十三日に開催し会員の意見を求める一方幹部会は六月二十五日に開催、今後の運営と担当部長を決定する等活発な動きを示している。第一坪井保正氏、第二青木孝之氏、第三中川照詞氏、第四佐久間源一氏、第五福村龍雄氏等副部会長となった。

源泉所得税の実体

江戸川税務署管内の現況

江戸川税務署管内の源泉所得税の徴収義務者は次のとおりです。

- 1 法人徴収義務者 八八九五件
- 2 個人徴収義務者 五六六五件
- 3 合 計 一四五六〇件

(50年3月末現在)

前記の徴収義務者の内一九・四%の義務者は未納又は法定期限後の納付で不納付加算税の決定を受けております。

不納付加算税は法定納期限「給与等を支払った翌月十日」を一日

調査の結果課税もれ等の誤りがありました。これ等の事例を示しますと次のようなものがあります。

1 収入除外による給与の課税も

税務大学校普通科生の募集

人事院及び国税庁では、昭和50年度国家公務員採用初級試験(税務)による税務大学校普通科生を募集しております。

試験に合格し、税務職員に採用された方は、税務大学校に入校します。

そこで国家公務員として給与を受けながら、法律、経済等の研修を約一年間受け、卒業するとともに大蔵事務官となつて、国税の仕事に従事することになります。

◎受験資格

昭和30年4月2日から昭和33

年4月1日までに生まれた男子

◎申込受付月日

昭和50年7月16日から7月29日まで

◎申込先

人事院関東事務局

◎第一次試験

昭和50年10月5日(日)

◎問合せ先

東京国税局人事第二課試験係

配話(二一六)六八一

又は江戸川税務署総務課総務係

電話(六八三)四二八一

法人税の申告期限延長制度の特例について

- 1 役員個人の費用、渡切交際費等の課税もれ
- 2 食費、旅行、レク費用、借上げ住宅等の課税もれ
- 3 表彰金、技術顧問料、寸志等の課税もれ
- 4 アルバイト賃金の課税もれ
- 5 販売手数料の課税もれ
- 6 ベースアップ、大入袋等の課税もれ
- 7 扶養親族のあやまり
- 8 税額表の適用あやまり
- 9 年末調整の計算のあやまり
- 10 技術援助料ロイヤルティ等の課税もれ
- 11 社内預金利子の課税もれ
- 12 この様な現況でありますので多くの法人が源泉所得税事務研究会に入会され、よく源泉所得税を理解され間違ひのない徴収手続又は納付をお願いします。

法人税の確定申告書の提出期限は、事業年度終了の日の翌日から二ヶ月以内ですが、昨年の商法改正に伴い法人の決算が法人税の申告期限までに確定しない場合が生ずることになりましたので、今回の税法改正により申告期限の延長制度に特例が設けられました。

特例の概要

会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、今後毎期中告期限内に確定申告書を提出することができない法人が、税務署長の承認を受けた場合に、その後の各事業年度から申告期限が原則として、一ヶ月間延長されることとなります。

源泉所得税事務研究会入会のおすゝめ

当会では、事業の一環として、昨年の二月から、従業員が多い法人実務担当者を対象に源泉所得税の法令通達など事務取扱いの研修を目的とした源泉所得税事務研究会を発足させ毎月開催しております。

二年目として今回、新に研究会員を募っておりますので事務局まで、お申込みください。

ただし、昭和五十年四月一日から五月三十一日までの間に事業年度が終了する法人は、事業年度終了の日の翌日から一ヶ月以内に提出すればよいことになっております。

◎この申告期限の延長制度の特例についての説明書と申請書の用紙は、税務署に用意してありますので御利用ください。

◎この特例について、御不明の点がありましたら法人税、源泉所得税部門にお尋ねください。

法人税の申告書にはシールを忘れずに

本年度より、会員の方が、法人税の申告書を税務署へ提出する際に、当会の会員であることを示すシールを貼付して提出していただくことになっております。

この「シール」は、一会員あたり二枚配布いたしましたので、万一分失の際には、事務局又は、担当支部長宛お申し出下さい。

退職金額早見表 (一部の例を示したものです)

※国庫補助金を含む)

掛金 納付月数	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円
1年 (12月)	3,600	7,200	10,800	14,400
2年 (24月)	24,000	48,000	72,000	96,000
3年 (36月)	36,760	72,760	108,760	144,760
5年 (60月)	70,760	140,060	209,360	278,660
10年 (120月)	191,030	373,930	556,830	739,730
15年 (180月)	349,580	684,280	1,018,980	1,353,680
20年 (240月)	552,510	1,081,510	1,610,510	2,139,510
30年 (360月)	1,187,530	2,324,530	3,461,530	4,598,530
40年 (480月)	2,324,620	4,550,320	6,776,020	9,001,730

退職金は納付期間が11カ月以下の場合は支給されません。
また12カ月から23カ月までは掛金納付総額を下まわります。

従業員の確保に
国の退職金制度を

中小企業における労働力の確保は、ますます困難になっていきますが、その対策の一つとして有効な中小企業退職金共済制度の採用をおすすめします。

労働力の確保には、賃金・労働時間などの労働条件を少なくとも世間並みに保つことが必要です。しかし、従業員は退職後の生活保障をも含めて、安心して自分の

生活に託すことのできる職場を求めており、それ故に退職金制度の完備が、賃金・労働時間に劣らず人材の確保に不可欠であります。中小企業においては、これまでの重要性が認められながらも、魅力ある退職金制度を作ることが企業独自の力では困難な状態です。

中小企業退職金共済制度は、こ

うした状態に置かれていた中小企業に、国の援助で大企業なみの退職金を支給できるようにと、昭和三十四年に、国の中小企業対策の一環として創設されたものです。

このような趣旨で作られた制度です。国が補助金を出して制度を運営し、共済方式の採用と退職金に国庫補助金を付加することによって、中小企業でも有利な退職金が確実に支給できるようになりました。この制度はつくられているのです。

制度のしくみ

事業主が中小企業退職金共済契約を結び、毎月、従業員一人ひとりの掛金をお近くの金融機関に納めます。

事業主は、従業員が退職したときに、所定の退職金を直接その従業員に支払います。

制度の特色

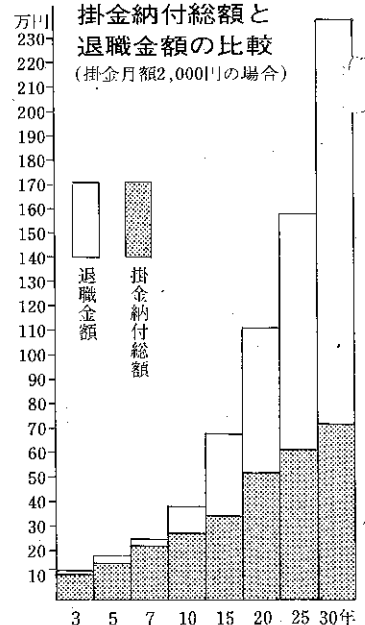
掛金は全額免税

毎月わずかの掛金で、将来、多額の退職金を用意できますし、そのうえ掛金は法人の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額免税になります。軽減される税額は、地方税までを含めますと掛金の約半分にあたります。事業主の実質負担は、それだけ軽くなるわけです。

退職金に国庫補助金がつく

退職金には国庫補助金がつき、

掛金納付総額と
退職金額の比較
(掛金月額2,000円の場合)



さらに短期勤続者より長期勤続者により多額の退職金が支払われるしくみになっていますので、従業員の定着を図るのに役立ちます。

また、事業団の人間費・事務費一切は国庫補助金でまかなわれ、すから、納められた掛金は、運用の利息を含めて全部退職金にあてられますので、いっそう有利になるわけです。

融資が受けられます
この制度に加入している企業は従業員のための住宅、寮、更衣室、休養室などの福利厚生施設をつくる資金の融資が受けられます。

加入期間や掛金の納付額は問いません。

毎月の掛金は

掛金月額は四〇〇円から四、〇〇〇円まで十六種類あり、従業員個人ごとにきめます。掛金は全額事業主負担となっています。

申込は金融機関へ
この制度に加入できるのは、常用の従業員が一人以上三〇〇人（卸売業では、一〇〇人、小売業、サービス業等では、五〇人）以下の事業所に限ります。

事業主、役員はこの制度に加入できませんが、役員であっても支店長や営業部長等を兼ねているいわゆる兼務役員は従業員と同様加入できます。

申し込みは近くの金融機関に申し込んでください。申込用紙は金融機関の窓口になさえてあります。なお、この制度についての詳しいことは都道府県労政課（労働福祉課）お近くの金融機関または直接、中小企業退職金共済事業団（東京都港区芝公園一丁目七番六号、電話〇三三四三六〇一五一）広報課へお問い合わせください。

最近の法人税調査における誤りの多い事項

区 分	問 題 点	具 体 的 内 容	留 意 事 項
売 上 関 係	売 上 除 外	1) 故意に売上の一部を除外している 2) 小口現金を計上していない	1) 内部けん制組織をつくり取引先を明確にする等により計上もれの防止する
	売上の繰延べ	1) 収益の計上基準に従って売上に計上されていない 2) 積送品・直送品の計上もれがある	2) 的確に売上に計上するため経理担当、営業担当者に周知徹底する
	雑収入もれ	原材料等の屑を売却したのに雑収入に計上されていない	3) 請求書を発送してなくても売上に計上しなければならないものがある
仕 入 関 係	架空仕入 (仕入過大)	1) 出物を現金で仕入れたように伝票を作成し、架空仕入を計上したもの 2) 大口取引先の中に架空仕入を混入しあたかも正当仕入のように仮装し手形決済の処理をして簿外預金としていたもの 3) 仕入額を二重に計上して原価を多く計上していたもの	1) 期末買掛金について請求書・補助簿・元帳等を照合しかつ取引先の住所、氏名等実在の有無を確認すること 2) 費用が発生すれば収益か損失勘定に対応するものがある
	二重計上		
た な 卸 関 係	たな卸除外	1) たな卸の原始記録を破棄してたな卸の一部を計上していない 2) 数量を除外しているもの、又は単価を格下して計上したもの 3) 実地たな卸で把握したにもか、わらず決算では計上しなかったもの	1) たな卸の担当者に商品・材料・仕掛品別に周知徹底させる 2) 単価については納品書と各仕入先別の期末の仕入との照合を適確に行う
	計上もれ	1) 外注先に預けた材料の計上もれがある 2) 預け先の倉庫および委託分の計上されていないものがある 3) 積送品	3) たな卸を行なった担当者に各人ごとの印をなし責任を明かにする 4) たな卸の原始記録をかならず保管しておく
	評価の違い	1) たな卸資産の評価が適正でなかったもの 2) 数量・単価の計算違い(期末の仕入に注意すること)	5) たな卸は来期の収益だけでなく今期の収益を左右するから重視すること
損 役 員 計 賞 上 与	役員賞与	1) 役員に支給した損金賞与を税務調整していない 2) 使用人兼務役員とならない役員の賞与を損金に計上したもの	代表者・専務・常務・監査役等または実質上の経営者の賞与はいかなる場合でも損金とはならない
経 費 関 係	架空給与	1) 退職した従業員を在職しているとして給与を支給していたもの 2) 実質的に事業に従事していない同族関係者に対する給与を支給していたもの	履歴書の作成保管・通勤届の保管をして使用人が居住している場所を把握しておくこと(住民票を保管しておく必要あり)
	架空外注費	1) 外注費が多額に支払されているのを利用して架空外注費を計上していたもの 2) 日雇労務費を増し支給していたもの	1) 外注先に対する材料の受払い簿支払状況を明確にすること 2) 作業日報等を作成し内容を明らかにすること 3) 雇用・解雇を明確にすること
	交際費	1) 交際費として損金に計上されたうち領収書のないもの 2) 個人で支出すべきものを法人の交際費に含めて損金計上していたもの(役員は特に注意) 3) 交際費が限度超過となるので他の科目に振りわけていたもの 4) 領収書はあるが架空なものを作成していたもの	1) 交際費の使途が不明なもの 2) 法人の業務に関係ない交際費と認められるものはないか 3) 交際費として損金計上する場合は法人業務であるか区分を明確にする 4) 決算期に於て他の科目を検査し交際費に振り替えるものはないか 5) 酒色がついた費用は交際費と思え
	減価償却費	1) 資本的な支出と認められるものを修繕費・消耗品費としていたもの 2) 期中に取得した資産を1ヶ年分の償却を行っていたもの 3) 特別償却の適用および償却額の計算を誤っているもの 4) 耐用年数を誤って計算されているもの	1) 償却費の計算について検討を十分行なう 2) 特別償却の該当の有無について確認すること 3) 中古資産を取得した場合は特に耐用年数の誤りが多いので注意 4) 什器等は10万円修繕費は30万円の支払は決算時にもう一度検討する必要がある
そ の 他	法人・個人の関係を明確に	1) 法人と個人の貸借関係について不明確な点が多い 2) 法人の費用が個人で支払すべき費用が不明な点がある 3) 法人と個人の関係については関係書類を明確にされていない(同族法人の役員に多い)	1) 法人と個人は別的人格であるか(俺の会社だから)という意識はするべきである 2) 第3者(他人)と関係する貸借と考えるべきである 3) 個人で支払すべきものを法人の損金にしないこと 4) 関係書類は必ず保管しておくこと

税を知る週間



会場風景

相続税・土地重課の研修会
信頼される指導行政

法人税課長口演

本年度の税を知る週間は、十一月十一日より十七日迄の一週間、恒例により民間団体と共催のもとにそれぞれ多彩な行事が繰りひろげられた。

とりわけ本会では区画整理組合の協力を得て、資産税中心の租税研修会を十六日午後一時から葛西

江戸川
法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

発行責任者

菅 原 長 志

江戸川区小松川 4—98

(681) 3474

区民館大ホールに於いて、三百名の聴衆者を迎え盛況裡に開催された。

資産家を対象とした研修会だけに先づ資産税関係のスライドを放映後、佐久間会長が開会を宣し、黒須税務署長から租税行政の現況と税を知る週間の主旨についての挨拶があった。

特別講師として迎えた東京国税局多賀谷法人税課長から、信頼される税務指導行政への口演は、法人会員を初め役員に対し法人会運動の重要性を今更乍ら感知した感を与えた熱演は聴衆をうならせた。

いよいよ本題の資産税研修会は「親から子へ財産移転のアドバイス」と題した講演は佐藤資産税統括官により二時間に及ぶ例題を引用しての説明は大いに感銘を与えた。それもその筈、佐藤統括官は前任地東京国税局資産税課審理係長として久しい間研鑽蓄積された虎の巻を披露されたのである。

業種組合と協調
委員会中心の運営へ

引続き土地抑制の為、制定された「土地譲渡益重課のあらまし」について、その主旨と計算例を乗次法源第一統括官から具体的な解説があるなど、土地の動きがはげしい開発地域だけに税を知る週間の行事にふさわしい有意義な租税教室が催されたのである。

委員会中心の運営へ

各委員会開催

従来法人会活動の一環として緊密に行なわれてきた経営者を対象とした具体的事例による税務研修会は主として地域的（ブロック別支部別）に実施されて来たが、別項の如く区画整理組合と共催のもとに行なった租税教室の結果からみても、今後は業種組合又は団体等と歩調を併せて開催し、納税思想の高揚と節税のための研究会を行うべきであると去る十九日開催の幹部会で採り上げられるに至り事業委員会でも検討してもらうこととなった。

したがって毎月開催されてきた定例役員会は隔月とし、その間各委員会をしばしば開催し、会員の要望にこたえるべく委員の発言の場をつくるという委員会重点主義を採ることとし、翌月の理事会で報告決定する方式に改めることとなり委員会の活動と運営に対し大いに期待が寄せられている。

企画委員会は、十一月十一日午後二時から法人会館会議室で開催、役員の見直しと会議並に年間スケジュール作製等について協議。

総務委員会は、十一月五日午後二時より法人会館会議室に於て開催し、副委員長並に常任委員を選任、規程の見直しと会議並に年間スケジュール作製等について協議。

経理委員会は、十一月十一日午後四時より法人会館一議室に於て開催、役員の選任並に収納現況と翌年度予算問題が検討された。

税務委員会は、十七日午後三時より開催され、全国税制改正要望大会の結果等が披露された。

広報委員会も近々、開催予定で会報等の編集について検討される

交際費課税について

法人の事業の経費として使われる交際費は当然計算上損金となるべきものです。

しかし、法人が使う交際費額は巨額となり、いわゆる「社用族」なる言葉を生みだすなど社会一般から批判をあびてきました。

そこで、個人的な関係者に会社
の経費で接待をするとか取引先等
に対して必要以上に接待をする傾
向が生じていること、又、役員等
に対する給与が交際費の形で支払
われる等から法人の冗費節約を図
りひいては社内留保を高めて企業
体質の改善を図ることを目的とし

て昭和二九年度に交際費課税の制度が設けられたものであります。

の基準を超える交際費額は一〇〇パーセント課税所得となりました。

昭和三十六年に計算の方法が變り、現在の方式になり基準超過額の二〇パーセントが課税所得とされ、その後別表のごとく交際費課税の強化が逐年行なわれてきました。

昭和五〇年八月二一日国税庁から発表された昭和四九年度の法人企業実態調査によれば昭和四九年度は、石油ショックの直後ではじ

改正年度	損金不算入割合	資本金等基準
昭和36年	20%	$\frac{2.5}{1000}$
" 39年	30%	"
" 40年	50%	"
" 44年	60%	"
" 46年	70%	"
" 48年	75%	"
" 49年	75%	$\frac{1}{1000}$
" 51年	80%	$\frac{0.5}{1000}$

めてマイナス成長を記録し経費節減が叫ばれていましたが、企業交際費は、一兆九千二百三十六億五千万円で、四七％も利益が伸びた狂乱物価の昭和四八年より一・九％も増え、空前の大型交際費を使っていたことになります。

お忘れなく

毎月10口・・・あなたのカレンダーには何かチェックがありますか。

はあつなにも・・・それでは大きくこう記入して下さい。

源泉所得税納期日と

では、納付が遅れた場合はどうなるのでしょうか。

経験のある方もいらっしゃるかも知れません。

源泉所得税に対して一率10%の「不納付加算税」と納付日までの利息に相当する「延滞税」とが徴収されることになります。

もし、仮に本税が10万円として納付が6ヶ月遅れたとしますと、延滞税が3500円、不納付加算税が遅延日数に関係なく一率10%ですから1万円、合せてなんと13600円もかかるのです。

そこで、この様な経済情勢から冗費の支出を一層抑制せよとの要請が強く、昭和五年四月一日以後開始する事業年度から損金不算入割合七五％から八〇％に引き上げられ、資本金額等基準の基礎控除の控除率が資本金額等の千分の

参考までに銀行利息と比較して

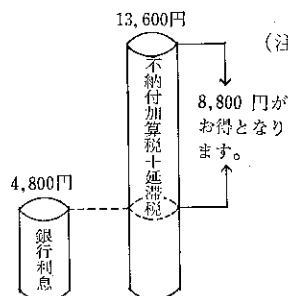
みて下さい。いかにも不利かという
ことがお分りになると思います。

いては、(税法上会社の損金(法人の場合)、税法上必要経費(個人の場合))として認められませんが、全く余計な負担と言え

ご
注
意

近頃「全国法人協会」「税務対策協会」「税務指導協会」「税務法人協会」とかの称号をもつて雑誌等の販売や、入会の勧誘を行なっているものがあるやに聞いておりますが、税務署及び法人会とは全然関係ありません。

念のためご注意申し上げます。



- (注) 1. 銀行利息は、
年利 9.6%とし
て計算しました。
2. 不納付加算税
と延滞税とは、
納税告知書によ
り本税を指定期
限内に納付した
ものとして計算
しました。

一から、千分の〇・五に引下げられ課税強化が行われました。

なお、定額四百万円の基礎控除の引下げも検討されましたが、中小企業への影響を考慮して今回は据置されました。

ます。

節税の第一歩は「期限内納付」から

(納付すべき源泉所得税の本税額を10万円とし、納付遅延又は借入金返済期限を6ヶ月とした場合の対比)

青年部会の活動と期待

四十五才以下の経営者、及び、経営後継者等で組織されている本会の青年部会（部会長植村昭氏、部会員一八〇名）は、十一月七日、八日の両日、伊東温泉にて親睦旅行会を開催しました。

参加者は、四〇名、当日は生憎の強雨のため、早朝出発のゴルフ大会は、ハーフで中止となり、午後から、高田爬虫類研究学者を招いて「体力増強の話」の講演を願った。

尚、本会からは、佐久間会長、前福島ビルにて催します。

菅原事務局長が出席、佐久間会長から、青年部会の活動に対し心から敬意を表すると共に大いに期待するものがあると挨拶された。

この後の懇親会ではさすが若手ばかり、非常に賑やかに盛況裡に催され、今後ますます部会の活躍が期待出来る一日でした。

尚、前年同様、本年末には、会員持ち寄りにより福祉事業の一環として歳末チャリティ、オークションを二月一四日、小岩南口駅前福島ビルにて催します。

尚、前年同様、本年末には、会員持ち寄りにより福祉事業の一環として歳末チャリティ、オークションを二月一四日、小岩南口駅前福島ビルにて催します。

野球大会!!

第四日 青年部

第四ブロック青年部（副部会長佐久間源一氏）は、九月二五日、江戸川税務署野球部と、荒川土手にて対抗試合を催しました。

当日は、さわやかな秋晴れで、絶好のコンディション、佐久間法人会長の始球式でプレーボール。

青年部の面々は、日頃、社業に飛び歩き学生時代にやったが、現在、毎日、仕事に振り回わされている働きざかり。

一回、二回……三回と、両チーム仲良く〇点の積み重ね、仲々の好ゲームに、もしかしたら勝てるかもと応援団を喜ばせていたが……四回になって、慣れない事と、いよいよ疲れがでたか、習側

お嬢さん訪問

昨年のミス江戸川、前田安代さん（区内、西小岩）を、広報委員の石田さんが訪問いたしました。

安代さんは、ご両親と二人のお姉さんとの五人暮らし、父喜作氏は、都内に貿易会社を営まれ、社会的にも、家庭的にも温厚な人格者で、勿論、法人会員です。

広報委員（石田）「ミス江戸川コンテストには、何人位応募されましたか。」

「安代さん——一八三人と聞いております。」

「委員——随分、応募したんですね。」



「安代さん——英語は、まだまだ駄目です（一様謙遜して）。趣味は小さい時からバレエを習っておりまして。又、日本舞踊もやっております。」

「委員——日本舞踊は、お名前取りですか。」

「安代さん——（笑い）イイエ、嗜む程度です。どちらかといえどバレエの方が少し自信があります。」

「委員——ところで安代さんの未来の男性像についてお聞かせ下さい。勿論、好男子が良いのは、きまっていますか、やはり個性等が好みでしょうか……（笑）」

「安代さん——エム（笑）……やさしくて思いやりがあって抱擁力のある人なら誰でも。」

「委員——大変難しいご注文です。……さて、本日お伺いした、一番大切な私の使命は、税に関する機関紙に掲載する事が目的ですので少し硬い話になりますが貴女の税に対するご感想を一言お聞かせ下さい。」

「勿論学生さんですから、それなりの見方で結構です。」

「安代さん——よく、父に、税金は沢山儲けて、沢山払うのが国民の使命だと聞かされておりますが……結婚した兄達の話の聞くに難しい事はわかりませんが、いつも税金が高いとこぼしていますから可哀想に思います。」



江戸川法人会青年部会 於伊東温泉 51.11.7 泊

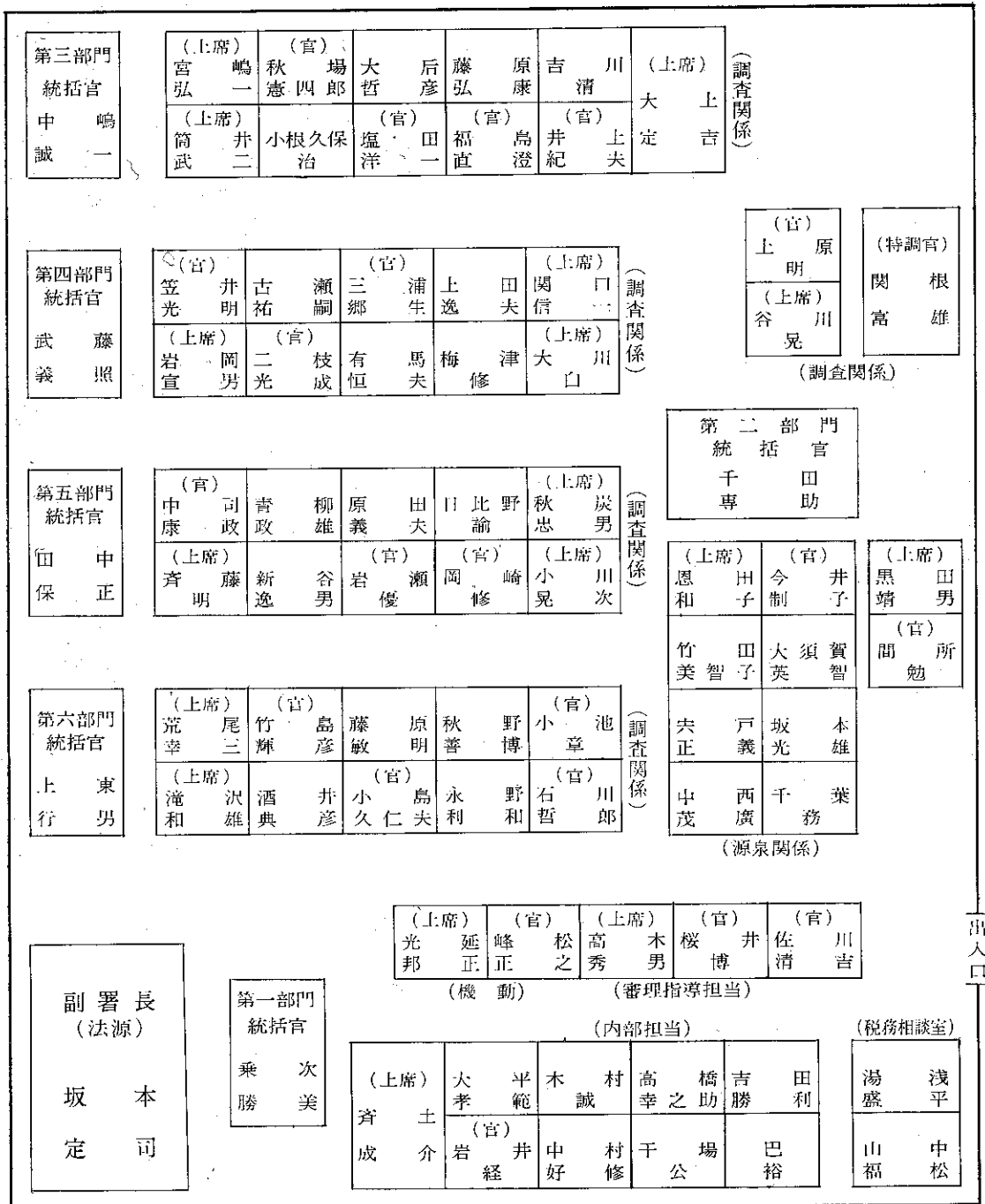
チャリティ オークション

12月14日

福島ビル 1F （小岩南口駅前）

浄財金は全額福祉協議会・酒田市へ寄付します

法人源泉所得税部門配置図《税務署三階》



出入口



会長 佐久間 新二

役員一同

今年には巳年、新年にはその年の「えと」に因んで景氣を占つたり、期待をかけたなり。昨年は辰年、落込んだ景氣が「竜の天に昇るが如く」と回復が期待された。年始め輸出が増え、景氣回復の氣運があつたものの、結局は竜頭蛇尾の年。その蛇の年が今年、厳しさがますますだらうと覚悟の程もうかがえる。

巳年と景気

今年は巳年、新年にはその年の「えと」

新らしい年を迎えて



昭和五十二年の新春を
迎へ、社団法人江戸川法
人会の会員の皆様、心
から新年のお慶びを申し
上げます。

江戸川税務署長 黒須梅吉

皆様方には、常日頃から、税務について

のご理解、ご協力をいただき、深く感謝して
おります。本年もなお一層のご協力を賜
りますよう、お願い申し上げます。

顧みますと、昨年の我が国をめぐる経済
環境は、一般的に経済活動の沈滞と雇用の
低下等による不況を一応脱し、国際収支も
黒字基調を取り戻すなど、低成長ながら景
気回復の兆しを見せてきているようですが
中小企業にとっては倒産企業が続出するな
ど、多難な年でありました。

税務の面におきましては、低速する経済
情勢に加え、ロッキード事件等の影響もあ
つて、私も税務を司る者の真面目を問われ
た一年でもありました。

このような内外の情勢のもとで、企業の
繁栄と江戸川区の発展を願う、江戸川法人
会の果す役割はますます重要となり、むし
ろ本年は訓練の年になるのではなからうか
と思います。

日本の事情に精通されている外国人は、
よく「日本人は顕微鏡でモノを見ることは
非常に得意である。けれども、望遠鏡でモノ
を見ることは下手である。」と言われま

す。
たしかに高度成長期における企業には大
きな夢がありました。その夢を追う余裕
もなく厳しい経済環境下における一転期を
迎えた現今においては、遠くを見通すこと
のできる目を養うとともに、夢をもち地道
な健全経営に努める必要があると思いま
す。

法人会が主催された数々の研修会等の事
業活動は、会員の皆様方の、堅実な経営の

初春の酒



江戸川税務署副署長 坂本定司

四十七万人を擁する江
戸川区といわれても、赴
任するまでは江戸川村と
いうイメージが強く脳裡
に焼けつき、本当に東京二十三区なのだろ
うかという疑問にかられたものです。

このようなことを軽々しく言うことは、
法人会の皆さんに大変失礼であり、叱られ
ることでしょう。しかし、私は、最初にあ
いさつ廻りに区内を案内していただいた
時、それが現実であることを目で確めるこ
とができました。私の田舎を思い出し、あ
いさつされる方の言葉も田舎に帰ったよう
な親しみを感じたものです。

第一歩として、非常に有意義なものと思
います。

江戸川区の発展、会社経営に役立つ知識
の普及、正しい節税など法人会の目的は、
会員の皆様方の積極的な事業活動への参加
により達成されるものであり、確実な企業
成績をあげることに結びつくものと確信い
たしております。

税務行政は、景気の不況に左右される
ものではありません。言うまでもなく、税
は、社会共通の経費を賄うための会費であ
り、私どもは正しい申告と納税をされる皆
様方のお手伝いをするにありま

言葉に飾りがなく、応待される態度も優
しさがあ、人情味豊かな土地柄であるこ
とに心の安らぎを感じ、本当に幸せ者であ
ると思わざるを得ませんでした。

この半年間のうちに各支部やブロックの
研修会に出席させていただき、膝を交えて
質疑応答を行ってききましたが、本当に皆さ
んが私達の気持ちを理解していただけるもの
かと不安にかられたものです。「親しまれ
る税務署」であることをモットーとし、そ
の気持ちを忘れてはならないと思いつつ毎日
を過ごしてきましたが、その不安も今は過
去の思い過ぎであったことを恥かしく思
う今日この頃です。

今年も昨年に引き続き職員一同「皆様方に
気軽にお越しいただき、心を開いてご相談
のできる明るい信頼される税務署」をつく
るため、なお一層の努力をする所存であり
ますので、皆様方のご協力を賜りますよう
お願い申し上げます。

終りにのぞみ、歴史ある江戸川法人会の
ますますのご発展と会員の皆様方のご繁栄
をお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたし
ます。



秋葉原からの下り線は、車窓の景色を様
々に変え、隅田川を渡ってからは一変して
工場や軒を寄る添うようにして民家が狭
しと建並び、その間に挟まれるようにして
マンションや高層アパートの建つ様は、昔
と近代とがコントラストし、下町の情緒が
しのばれるとともに郷愁を感じさせられま
す。

将来の江戸川区は葛西地区を中心とし
て、近代都市へと脱皮し、世界の江戸川と
なる構想にあると聞き、その推進役は法人
会の皆さんであると信じています。それに
しても、江戸川村の言葉と人情味は、いつ
の世になっても変わることがないであろうと
心温る思いにしたりながら、新春の朝を迎
え、家族水入らずの元日の酒の味は忘れる
ことのできない一日となるでしょう。

所得税贈与税

申告はお早めに

贈与税の申告は二月一日から、所得税の確定申告は二月一六日から、それぞれ受付がはじまります。どちらも申告期限は三月一五日迄ですが、三月十日すぎは税務署の窓口は大変混雑し、落ちついて相談ができなかつたり、長い時間お待ちいただくようなこともありますので申告はできるだけ早く済ませてください。

また、確定申告書を提出して税金の還付を受けられる方は、二月一六日以前でも申

告を受け付けていますので早めに提出すれば、早く還付が受けられます。

申告書の提出は郵送でも結構です。税務署には駐車場がありませんので車の御来署は御遠慮下さい。

「テレホンサービスの御利用を」

申告や納税についての相談はお電話で

江戸川税務署

(683) 4281

税務相談室江戸川分室(683) 8880

税務署では、全法人を対象として「アンケート調査」を実施しています。

法人会員の皆さんは、役員さんが直接伺っておりま

す。

これは、貴社が説明会はどのような内容を希望するか、又経営に関する講習会はどんな内容か、

ます。

アンケートを

ご提出くださ

い

良いか等について回答をいただき、少しでも皆様のご要望に添った方向で仕事を進めて行くためです。

未だ提出されて

いない方は税務署又は、法人会事務局宛、早急にご提出のほどお願いし

ます。

愛のバザー 青年部

青年部の年間行事の一環として、歳末チャリティオークションが、十二月十四日福島副会長の小岩駅前ビルを借りて、小岩周辺の家庭の主婦を対象に催された。

読売新聞や区のお知らせ、ポスター等で事前のPRがきいたが、当日は大変な

盛況で開会前から長蛇の列ができ、開会時間を繰り上げ植村青年部会長から開会挨拶があり実施された。品物は百八十名

の青年部会員とその趣旨に賛同した本会の本部役員の協力もあって集った品物は約千点、さすがに買物上手の奥さん連

中、市価の半額以下とあってとぶように売れ、一時間足らずで全商品売り捌いた。

この日の売上金は五七六、七三五円、その後佐久間会長が六十万円に不足の分を寄付、後日福島氏より三万円の寄付があり計六三万円。

この金額を、大火で家を失った酒田市の被災者にと酒田市へ三三万円、前年同様江戸川社会福祉協議会へ三〇万円それぞれ寄付致しました。

尚、本年末の同行事は、葛西地区に於いて行なう予定です。

「納税表彰式」

過る、十一月二六日区民センターに於いて、納税表彰式が挙行されました。被表彰者は、いずれも長年にわたりすぐれた納税成績を収め、納税思想の高揚に貢献された方々で、当会関係者で表彰されたのは、いずれも税務署長表彰で次の方々です。

(文中敬称略)

◎税務署長表彰

船堀第二支部長

中央第二支部長

理 事

◎税務署長感謝状

葛西第一支部長

葛西第四支部長

理 事

大塚美津子

石田 俊雄

石田 良一

野口 輝雄

森 皖師

吉野 浦雄

以上の六氏が、受賞されました。



会 場 風 景

ブロックを訪ねて

第五ブロックの巻

江戸川法人会は、江戸川区内の法人会員によって組織され、現在会員数四、〇九〇社によって構成されています。

そして地域別にブロックを設け、区内を五つのブロックに割って、その中に四、十の支部に分割されています。

私どものブロックは、第五ブロックで、その地域は、篠崎、谷河内、瑞江、春江、一之江、江戸川地区で、このブロックの中に、図の様に四つの支部があります。

ご周知の様に法人会は、公益法人として



—— 今井水門 附近 ——

国から認可を受けている団体で、東京法人連合会では、四六会、全国では、七〇〇会を超える会を持ち、全国の会員は五〇万社を越えています。

その事業内容は、①税知識の普及向上②税務行政に対する要望と意見の具申③経営上の諸問題についての相談、研究など、会員の皆様のための幅広い事業活動を行なっています。また、公益法人として、全法人の五〇%以上の会員を擁していなければなりません。ところが、江戸川区内はまだま

だ開発の余地が多く、毎月五〇社ばかり新規に法人が設立され、年間に約六〇〇社の法人が、毎年増え続けています。その新設法人の多くが、第四ブロック(葛西地区)と、当第五ブロックに集中している為、会員数は毎年増えています。入会率がなかなか向上しません。

当ブロックで主催している行事は
 ◎春と秋の税務研究懇談会
 ◎相続税・贈与税の研究会
 ◎研修親睦旅行会
 等、会員の皆様の少しでも、お役に立てるような事業を実施しておりますが、今後とも

皆様方のご要望にそって尚一層の努力を致し、新しい行事を取り入れていきたいと存じます。

又、会員以外の方々も、気軽に出席できるようPRして、お集り頂き、入会をお勧めしたいと思っています。会の力組織が大きくなることは、それだけ、我々中小企業の地位を向上させ、一社一社では出来ないことも、団結によりその声を、政治や行政に反映させる事が出来ます。

お知らせにまだ入会されていない企業がありましたら、是非ともご紹介のうえ、入会をお勧め願えれば幸いです。

最後に皆様のご健勝と企業の益々のご繁栄を心からお祈り申し上げます。

第五ブロック長

宇田川光年

役員会の日程

- ・一月一八日 事業・組織委員会
- ・一月一九日 総務・税制委員会
- ・一月二四日 広報委員会
- ・二月三日 経理委員会
- ・二月一八日 定例本部役員会
- ・三月一八日 総務委員会
- ・三月一九日 税制委員会
- ・三月二四日 経理委員会

第五ブロック会員数(率)及び支部長名

(地 域)		(会員数)
春江、一之江、西瑞江	4~5丁目	215社
東瑞江、西瑞江	1~3丁目、江戸川	113社
篠崎	3~6丁目、南、東、下篠崎	270社
篠崎	1・2・7丁目、上、北篠崎	98社
		696社入会率40.6%
宇田川工業株式会社	宇田川光年	(652) 5151
江戸川商事株式会社	伊東 房行	(651) 0676
江戸川化成工業株式会社	渡辺 倉蔵	(670) 4477
横島製作所	横島房次郎	(670) 1686
篠 茂 建 設	星野 昇三	(670) 1155

会社訪問

やまとスレート株式会社

江戸川区西小松川一ノ三三二〇
取締役社長 川勝 保
設立 大正五年一月三〇日



明治四十三年
大森、森ヶ崎に
於いて堤氏が研
究開発したスレ
ート瓦の製法発
明により、この
会社の生い立ち

が始まる。日本で初めて、セメントに
砂を混ぜアスベストを加え、三〇〇〇
ポンドの水圧プレスにより圧縮させ特
殊な脱水方法により固めて造ったもの
が現在でも使われているスレート瓦で
ある。

大正五年に亀戸八丁目に於いて企
業化され、戎野喜太郎氏がやまとスレ
ート株式会社を設立したもので当時資本金
五十万円で設立した当会社は、大手企
業に属していたことが伺われる。亀戸
に三、三〇〇坪の敷地を買収し、建物
工場二、〇〇〇坪外国製機械等を含めて
一切を購入、正門裏門には守衛を置いて
オートメーション工場が操業された
という。専売特許のもとに独占企業で
あったと云われ、得意先の鉄道省、陸
海軍、内務省、専売公社と官庁関係の
納入が主で、仙台、大阪に支店を置いて
販売していた。

昭和の初期に、現、川勝社長が受け
継ぎ経営に当たったが、独占的であった
製品に対し類似品が出廻り訴訟問題に
まで進んだが、川勝氏が代表となり三
社の合併会社を設立して共販体制を敷
いたが、昭和七年と九年の三年間で結
局解散してしまった。この時の参加者
は高陽スレートの井上安三郎氏、王子
スレート等であった。

現在の所在地は江戸川工場であった
が、戦災のため本社を亀戸から当区に
移転した。

さて、川勝保社長を紹介しておきた
い。筆者が訪れたのは二月末日中野区
新井町の川勝邸は、樹木に囲まれ冬
日を含さんと浴びその一隅に凛然と
立つ氏の胸像が目に映った。応接室に
は川勝氏が趣味で描き上げた日本画が
十数点と共に数々の珍品が並べられて
いる。アフリカで発掘された三億年前
の木材の化石や極楽鳥の剝製、海外の
彫刻等がそれである。甥の海野泉氏
(山形県酒田市長)から感謝の意
をこめて贈られた胸像をかたわらに、
氏は常日頃法人会運営に対する丁寧な
お礼の言葉から、永い人生論を語り始
めた。

明治二十三年生れ八十七歳の実業家
である川勝翁は現代経営者に勝る強い
信念が溢れている。大正十五年昭和
十六年新井町町会長、昭和九年現在
中野区議会議員待遇者常任理事、昭和
四年と十二年野方尋常高等小学校後
援会長昭和十四年と二十七年司法保護
委員、昭和十八年と二十四年私立成城
中、高等学校PTA副会長、昭和二十
一年と二十三年中野簡易裁判所調停委
員、その間自治、教育、司法保護、中
小企業発展功労者として表彰七度、そ
して去る昭和四十四年四月二十九日勲
五等瑞宝章を授勲された。



会社設立当時を川勝氏はこう語る。

五十万円の資本金を大正五年に出資出
来る人は多くはない。その主な株主は
サッポロビールの役員、浅草電気館の
社長を始め大手の商店主、一流の資産
家を集めて設立を達成したのである。
亀戸八丁目では日立製作所より古く、
草やぶの中へ工場の建設をした。輸送
の方法も横十間川から舟で積出し錦糸
堀の鉄道河岸から鉄道で全国に向けて
出荷したとのこと。昭和十七年に先代
社長戎野喜太郎翁を忍んで伝記を発
行している。若い頃日本画を志望され

たこともあったという。趣味だけでは
三千余点の日本画はとて描き上げる
ことは出来ないであろう、見事な筆さ
ばきである。松尾芭蕉をこよなく愛す
氏は数多い名句を詠んでいる。

「波乱多きわが運命をかえりみて
八十五年は一炊の夢」

波乱万丈の人生を「一も努力、二も努
力」で克服して来た氏は「サーカスの
練習努力。人間は一生懸命やりさえす
れば、たとえ人間業とは思えない事も
やり通せるんです」と云う。日本で初
めてスレート工場を設立した氏は現在
やまとグループとしてやまと商事株式
会社、やまと家庭電器株式会社の取締
役社長である。又氏が一世一代の情熱
を傾けて建設したのは、亀戸八丁目に
延五、三〇〇坪、二三〇室を構える十
四階建のマンションを見事完成させた
のである。

人生は運命によって大きく左右され
るものであり如何なる企業と言えど
も、一度は大きなピンチの波が押し寄
せて来るものだ。この時に人生の運命
と努力によって乗り切ることが経営者
の使命である。日本は今そのピンチの
波を目前にしている。資源の乏しい日
本の企業は、原料や資源が無ければ動
けなくなる。これを打開するものは教
育であり、日本の教育制度に大きな改
善を行わなければならない。一兆円の
減税は国内的な論議にすぎない。世界
中に目を見開いた教育こそ今後の日本
経済の唯一の資源であると、川勝保翁
は白髪を唇を一文字に結び、二月の夕
日に将来への期待の眼を光らせていた

特別減税が行なわれます

今回、昭和五十一年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、納めた昭和五十一年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。

そこでそのあらましを説明しましょう。

① 還付を受けられる人

還付を受けられるのは、昭和五十一年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

② サラリーマンの場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社勤務しているサラリーマンは、およそ六月・七月ごろ、賞与や給与を受けるときに、勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があったり、二ヶ所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときは、その分については、次に説明する「事業所得者などの場合」と同じ方法で還付されます。

③ 事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろ税務署から還付を受けられる金額をお知らせします。その際、同封された還付請求書に、所要の事項を記入して、税務署に返送してください。そうすると、税務署から還付金の支払通知書が送られますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることになります。

④ その他

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職したなどのため、給与の税金を源泉徴収されたままで年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十一年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっています。くわしいことは、左記へおたずねください。

江戸川税務署

TEL (六八三) 四二八一



開催日	説明会場	対象地域	
		午前 10 時より	午後 1 時 30 分より
5月24日(火)	小岩区民館ホール 東小岩6-9-14 ☎657-1101	南小岩7,8丁目 東小岩3,5,6丁目	南小岩6丁目, 上篠崎町1,2,3,4丁目, 北篠崎町 北篠崎町1,2丁目, 東小岩1,2,4丁目
5月25日(水)	小松川区民館ホール 平井4-1-1 ☎683-5181	平井1,2丁目	平井5,6丁目
5月26日(木)	小松川区民館ホール 平井4-1-1 ☎683-5181	平井3,4丁目 小松川3丁目	平井7丁目 小松川1,2,4丁目
5月27日(金)	東部区民館ホール 東瑞江2-7-1 ☎679-1123	江戸川1,2,3丁目, 東瑞江2丁目, 南篠崎町	江戸川4丁目, 南篠崎町4丁目, 下鎌田町 下篠崎町, 篠崎町3,4,5,6丁目
5月30日(月)	江戸川公会堂 中央1-4-1 ☎652-0652	中央1,2,3,4丁目, 松江1,2丁目 東小松川5丁目, 西一之江1,2丁目, 松島1,2,3,4丁目	一之江1,2,3,4丁目, 奥之宮町, 上一色町, 西小松川1丁目, 西船堀町, 東船堀町, 春江町4丁目, 東小松川1,2,3丁目, 松江3,4,5,6,7丁目, 本一色町
5月31日(火)	葛西区民館ホール 長島土地区画整理地区内第34ブロック ☎688-0431	長島町 葛西1丁目	葛西2,3丁目, 新出1,2丁目, 堀江町 江戸川5,6丁目, 下今井町, 小島町1,2丁目
6月1日(水)	葛西区民館ホール 長島土地区画整理地区内第34ブロック ☎688-0431	桑川町 宇喜田町	一之江町, 二之江町, 西瑞江5丁目 春江町5丁目, 船堀1,2,3,4,5,6,7丁目 南船堀町
6月2日(木)	小岩区民館ホール 東小岩6-9-14 ☎657-1101	北小岩1,2,3,4丁目 西小岩1丁目	北小岩5,6,7,8丁目, 西小岩2丁目 鹿骨1,2,3,4,5丁目
6月2日(木)	東部区民館ホール 東瑞江2-7-1 ☎679-1123	西瑞江2,3丁目 南篠崎町1,2,3丁目	西瑞江1,4丁目, 春江町1,2,3丁目 東篠崎町, 前野町, 谷河内町1,2丁目
6月3日(金)	小岩区民館ホール 東小岩6-9-14 ☎657-1101	南小岩2,3,4,5丁目 西小岩3,4,5丁目	小岩町1丁目, 松本町, 鹿骨町 篠崎町1,2,7丁目

- (注) 1. ご出席は、会場の都合により、なるべく指定された開催日をお願いいたします。ご都合の悪い方は、他の会場へ出席されてもけっこうでございます。
2. 説明会の当口は、混雑すると思われるので、支給人員の多い方、お急ぎの方は、「51年分給与特別減税各人別還付明細書」等を5月23日(月)～5月28日(土)の間、税務署の玄関受付でお渡しします。ご来署の際には、「用紙請求書」に必要な事項をご記入のうえ、お持ちくださいますようお願いいたします。

ブロックを訪ねて

第四ブロックの巻

前号により江戸川法人会の組織、構成及事業内容等につきましては記載の通りでございます。

私ども第四ブロック地域は新川以南の葛西全般と船堀全地区、江戸川五、六丁目松江の一部を以て下記図のよう六支部があります。当地区は特に都市開発に関連し急速な発展途上にあります。

ご周知の通り、昭和四十三年には葛西地区の中心部を地下鉄東西線が乗り入れられ葛西駅が誕生し、尚昭和五十三年には、仮称西葛西駅が新設される予定でございます。

更に、同年葛西沖埋立地に京浜地区より千葉県へ通ずる一〇〇m縦貫道路も出来る予定で進んで居ります。その間関係官庁の協力並びに地元有志の努力により、数組の区画整理事業組合が起き、地域性と公共性をモットーに地域社会最大発展のため貢献されています。現況ではすでに高層の公団住宅やマンション等もかぞえ切れない程建ち並んでいます。

思い起せば今時より十五年前、皆様方が葛西海岸で潮干狩を楽しまれた当時とは、全く変わった光景です。ところが江戸川区当局の真に旺盛なるご努力により新たに葛西海岸へ一〇〇ヘクタールに及ぶ人工なぎさ公園が出来上り、朝鮮貝の養殖もされ、そこへは野鳥も群をなしています。都市造りと自然の調和を取り戻すべく開発が進んでいる次第です。

—— 開発進む 葛西地区 ——

第四ブロック長
副江 実



(下今井 270番地)

(註) この道標は高さ 251cmに及ぶ大きなもので、新川口の南岸にある曳船の時のともづな跡が幾つも残っている。正面には雷不動明王と大書せられ、左側面には従是十三丁、右側面に文政元戌寅年六月再建と刻まれている。

税金対話

「家族の四季」

財団法人 大蔵財務協会／発行
財団法人 全国法人会総連合／編
東京国税局 多賀谷恒八／監修
法人税課長
□新書刊 二二二頁
□定 価 六五〇円

前回の「社長の四季」の姉妹編で、会話形式をとり、ユーモラスで判りやすく生活と税金のかかわりを解説してあります。
ご希望の方は当会事務局までお申し込みください。

(会員特価 五〇〇円)

第四ブロックの地域及び支部長名

船堀	1～6丁目東、南船堀、松江5～6丁目的一部	江 実	(689)	6183
堀	7丁目、江戸川5～6丁目	宮川 準之助	(688)	5111
葛	宇喜田町及び小島町1～2丁目的一部	津美子	(680)	2335
西	宇喜田町、小島町1～2丁目及び新田1～2丁目的一部	野口 輝雄	(689)	3521
葛	長島町及び葛西1丁目の一部、桑川町、下今井町	金子 正雄	(680)	0171
葛	長島町、新田1～2丁目及び葛西1丁目の一部	西野 博	(687)	8111
葛	葛西2丁目、堀江町	森 皖師	(689)	1077
第 一 支部	油 石 事 場	江 実	(689)	6183
第 二 支部	江 商 工 所	宮川 準之助	(688)	5111
第 三 支部	石 油 工 場	津美子	(680)	2335
第 四 支部	製 車 製 所	野口 輝雄	(689)	3521
第 五 支部	巴 口 鉄 工	金子 正雄	(680)	0171
第 六 支部	宮 塚 製 工	西野 博	(687)	8111
第 七 支部	野 口 車 庫	森 皖師	(689)	1077
第 八 支部	大 野 子 工			
第 九 支部	津 美 子 工			
第 十 支部	野 口 輝 雄			
第 十 一 支部	金 子 正 雄			
第 十 二 支部	西 野 博			
第 十 三 支部	森 皖 師			

江戸川 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

広報委員長

宇田川 光 年

江戸川区小松川 4—98

(681) 3474



亀戸天神 — 藤棚風景 —

亀戸天神は、江東区亀戸町二丁目内。現在は周囲を工場に取り囲まれていても、藤見時の亀戸天神さんは、今もって東京都内で指折りの勝地の一であることに変わりはないようだ。正殿に菅原道真をまつり、天菩日命を合祀してある。

「江戸砂子」「武江年表」等に寛永三年鎮坐としているのは、現在の場所ではなく、元地に勧請された旧来の天神祠のことである。その後、正保三年ごろに九州太宰府の神官、菅原氏の末裔である菅原善昇十八世の孫と称する大鳥居信祐が、

十立て栄うる梅の若枝かな
という連歌の霊夢をこうむり、神託にまかせて飛梅の木で彫刻した神体をもって東国へ下り、当村にもとからあった前記の天神祠を修造して、ここに鎮坐した。時に寛文元年八月二十三日である。

たまたま同年に台命があつて、本所の地が開拓されることになった。

信祐は神社鎮坐の次第を本所奉行に具申し、翌二年二月、もとの神祠から東へ六、七町はなれた現地に二千四百四十六坪の社地をもらい、同三年、殿宇、反橋、心字池などを太宰府の社に模造して竣工し、旧地は「元宮天神」と称することになった。

延宝五年、将軍家綱が狩猟のとき亀戸天神で休憩して以来、代々将軍の休憩所となり、享保五年、将軍の使用のため御茶室を建てたが、延享二年に焼失し、同じく四年、将軍家より下賜金

があつて再建した。

明治五年、郷社に列し、六年府社に昇格した。祭日は例年二月と九月の二十五日。他に一月二十五日の鸛替の行事、二月節分の追儺式で知られている。

うそ替神事は太宰府では古くからおこなわれたが、亀戸天神で始まったのは文政三年からで、太宰府では正月七日、亀戸では一月二十五日におこなった。当夜、近郷近在の人が手製の木の鸛を袂に入れて参詣し

「うそ替えましよう」

といいあいながら持つて来たうそを、袖から袖へ、次から次へと交換する。

このとき神主から出した金製の鸛を手に入れた者が、最も幸運な人といわれるのが古例であったが、後には参詣人の持参した鸛を、神官が他の鸛と取替えるだけのことになった。

社前に心字池があり、太鼓橋を架け兩岸の藤棚、境内の梅の花、と名物が多く、塩原多助の献納した石灯籠とか力石とか、鸛の碑その他の石碑も多かった。

ここも戦火に全焼して、現在の本殿は、コンクリート建築のラッカー塗装に変わっている。

太鼓橋もコンクリートになり、木橋時代の脚柱が無くなった。

藤の花は普通の長い房だが、藤棚の支柱これまたコンクリート製と相成つては、何となく見た目に冷たい感じである。

中小企業の今後の行方とその対策



東京大学経済学部助教授

植 草 益

日本経済は四十八年のオイルショックにより著しく落ち込み、四十九年にはマイナス成長となったが、その後五十年、五十一年と徐々にではあるが、輸出の好調により昨年六月頃までもちかえしたが、又、七月以降は思わしくなく低下している。この原因はなかなか難しく、長期的要因と短期的要因に分けられる。

長期的には、戦後の高度経済成長という経済体質は、四十五年までとそれ以降は、減速経済に入っている。この成長を支えてきた要因は三つある。

①設備投資が活発に行われた（鉄工業の繁栄）

②輸出が非常に伸びてきた。

③生活様式が大きく変ったため、国内消費が次々と新しい需要を求めた。

この三つの要因が戦後の高度成長をもたらししたが、四十五年頃から伸び悩んできた。

まず、第一の設備投資が駄目になり第二の輸出は、自動車等が順調だった。第三の国内消費もヤング向け、レジャー関係を除いては伸び悩んでいる。

短期的には昨年夏以降の政府の景気対策の打つ手が小規模で、又後手／＼になっている。公共投資による景気建直しは、波及効果が大きいので公共投資にのみ頼っているが、これだけの政策ではなか／＼景気は回復しない。消費を煽らないと駄目だが、国内消費はインフレを招くためなか／＼大きな手が打てない。又産業界はと全般に亘ってオイルショック後の人件費等アップを価格に転嫁できずにいるので、国内消費が上向けばすくなくとも価格のアップになりかねない。

他方、先進国はどの国も現在三重苦に悩んでいる。①失業②インフレ③国際収支の赤字。日本は先進国の中にあつて苦しみながらも他国よりは良い状態にある。政府は、インフレが、景気回復の選択に悩んでいるが、これ以上景気が回復しないと完全雇用が破壊される。現に、企業倒産率は戦後最高で、昨年は一五、六四一件、負債金額も二兆円を超えている。

景気回復には、

①国内消費を伸ばさなければならぬ

②公共投資

い。政策は減税（特別減税）

この二つを大胆に、且つ速く実施しなければならぬ。政府は夏以降この効果が出るかと云っているが効果のほうは疑問である。

●大企業と中小企業の制度上の差

①税制②金利の二点において制度上大企業に比べ著しい格差がある。これは先進他国とは著しく異なる点である。大企業における金利負担は、9・3%・中小企業は、15%、他国でも多少の違いはあるがその差は僅である。

税金面でも法人税については、中小企業の方が安くなつてはいるが、税法上の特典である①特別償却②引当金③準備金等の手続きが面倒で中小企業では、会計システムが充分でないため、利用率が圧倒的に低く、実質では高負担になっている。その他、賃金格差、新規雇用者の確保難等大きな格差である。

●産業構造の変化による新しい苦勞

輸出入関係が変つてきた。発展途上国の追い上げにより、繊維を中心に電気製品の一部雑貨等国内市場があらされ、日本が米国に進出していた分野、ゴム、プラスチック製品、電池、雑貨繊維等も後進国にシェアを奪われつつある。

●今後の中小企業の対策

①需要は時代とともに常に変化する。最近ニューファミリー・ニューライフという言葉が流れていますが、この人達の需要は、例えば、家具では高級品で長く保つものを重要視してきています。（高級化、個性化）

このような社会的ニーズに対応した技術開発、新製品の開発。

②トップと中間管理者の確立

③企業努力により金利格差の改善を計る。（税金については徐々に格差はなくなってくる。）

④発展途上国の追い上げがあるような産業については、協業化等組織自体の改革が必要。

⑤最近、技術改善、革新等に地方自治体が力を入れていないが、地方自治体の試験場等の積極的な利用により、我が国独自の優良な技術を開発していかなければならない。

どの様な社会にも中小企業分野の産業があり、その中で中小企業は、常に時代の変化を敏感に正確に見極めていく必要がある。

（本会定時総会時の講演より収録）

備で、従来は中小企業分野（印刷機械製造・レンズの磨等）まで手を出して来た。

●今後の中小企業の対策

①需要は時代とともに常に変化する。最近ニューファミリー・ニューライフという言葉が流れていますが、この人達の需要は、例えば、家具では高級品で長く保つものを重要視してきています。（高級化、個性化）

このような社会的ニーズに対応した技術開発、新製品の開発。

②トップと中間管理者の確立

③企業努力により金利格差の改善を計る。（税金については徐々に格差はなくなってくる。）

④発展途上国の追い上げがあるような産業については、協業化等組織自体の改革が必要。

⑤最近、技術改善、革新等に地方自治体が力を入れていないが、地方自治体の試験場等の積極的な利用により、我が国独自の優良な技術を開発していかなければならない。

どの様な社会にも中小企業分野の産業があり、その中で中小企業は、常に時代の変化を敏感に正確に見極めていく必要がある。

（本会定時総会時の講演より収録）

役員全体会議

八月十一日（木）

印 紙 税 額 一 覧 表

52・5・1以降に適用

今回の改正点は金額の下に線を付した

今回、印紙税法の改正により、昭和52年5月1日以降に作成される文書の印紙税額が改められました。その一部は左のとおりです。くわしくは、税務署、間税部門へおたずね下さい。

申告所得税第一期分の納期限は
8月1日 です
期限内に完納しましょう

文 書 の 種 類	印紙税額 (1通又は1冊につき)	
〔不動産、鉱業権、無体財産権、船舶、航空機又は営業の譲渡に關する契約書〕 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など 〔地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に關する契約書〕土地賃貸借契約書、賃料変更契約書など 〔消費貸借に關する契約書〕金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など 〔運送に關する契約書〕運送契約書、よう船契約書など	記載された契約金額が1万円未満	非課税
	// 10万円以下	100円
	// 10万円を超え50万円以下	200円
	// 50万円を超え100万円以下	500円
	// 100万円を超え500万円以下	1千円
	// 500万円を超え1千万円以下	5千円
	// 1千万円を超え5千万円以下	1万円
	// 5千万円を超え1億円以下	3万円
	// 1億円を超え5億円以下	5万円
	// 5億円を超え10億円以下	10万円
〔請負に關する契約書〕工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	// 10億円を超えるもの	15万円
	契約金額の記載のないもの	100円
	記載された契約金額が1万円未満	非課税
	// 100万円以下	100円
	// 100万円を超え200万円以下	200円
	// 200万円を超え300万円以下	500円
	// 300万円を超え500万円以下	1千円
	// 500万円を超え1千万円以下	5千円
	// 1千万円を超え5千万円以下	1万円
	// 5千万円を超え1億円以下	3万円
〔約束手形又は為替手形〕 (注) 手形金額の記載のない手形は、金額を補充したとき、その補充をした人が納税義務者となります。 振出人の署名のない白地手形(手形金額の記載のないものは除かれます。)で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作ったものとして取り扱われます。	// 1億円を超え5億円以下	5万円
	// 5億円を超えるもの	10万円
	契約金額の記載のないもの	100円
	記載された手形金額が10万円未満	非課税
	// 100万円以下	100円
	// 100万円を超え200万円以下	200円
	// 200万円を超え300万円以下	300円
	// 300万円を超え500万円以下	500円
	// 500万円を超え1千万円以下	1千円
	// 1千万円を超え2千万円以下	2千円
上記のうち、①一覽払いのもの ②金融機関相互間のもの ③外国通貨で金額を表示したもの ④自由円表示のもの	// 2千万円を超え3千万円以下	3千円
	// 3千万円を超え5千万円以下	5千円
	// 5千万円を超え1億円以下	1万円
	// 1億円を超え2億円以下	2万円
	// 2億円を超え3億円以下	3万円
	// 3億円を超え5億円以下	4万円
	// 5億円を超えるもの	5万円
	記載された手形金額が10万円未満	非課税
	// 10万円以上	100円
	記載された受取金額が3万円未満	非課税
〔売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書〕商品販売代金の受取書、不動産の譲渡代金又は賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など (注) 仮領収証であっても印紙税がかかります。	// 100万円以下	100円
	// 100万円を超え200万円以下	200円
	// 200万円を超え300万円以下	300円
	// 300万円を超え500万円以下	500円
	// 500万円を超え1千万円以下	1千円
	// 1千万円を超え2千万円以下	2千円
	// 2千万円を超え3千万円以下	3千円
	// 3千万円を超え5千万円以下	5千円
	// 5千万円を超え1億円以下	1万円
	// 1億円を超え2億円以下	2万円
売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書	// 2億円を超え3億円以下	3万円
	// 3億円を超え5億円以下	4万円
	// 5億円を超えるもの	5万円
	受取金額の記載のないもの	100円
	営業に關しないもの	非課税
	記載された受取金額が3万円未満	非課税
	// 3万円以上	100円
	受取金額の記載のないもの	100円
	営業に關しないもの	非課税

ブロックを訪ねて

第三ブロックの巻

第三ブロックは小岩地区を中心とし十支部から構成されて居ります。

小岩と云う地名は、河曲(カワワ)今の江戸川(旧くはフトイガワ——利根川)が国府台下から河が曲っているところから称され、それがいつしか甲和(コーワ)とか甲和里(コーワリ)とか呼ばれるようになったと云われ、今から千二百年余も前に「アナホベ」と云う男の人が四十数人の大家族とともに住んで居た。又当時甲和の里には

家が四十四戸人口が四百五十人居た事が奈良の正倉院の記録の中に出ていたのことで、非常に古い歴史を持った地区でもあります。

現在国鉄小岩駅の一日の乗降客の数が十万名、京成、バスを含めた動員数十三万名、更に同地域居住人口十二万名となっております。

東京都のベッドタウン的性格は勿論ですが、隣接する千葉県と東京都の接点でも有り行政面でも重要なポイントを占めております。

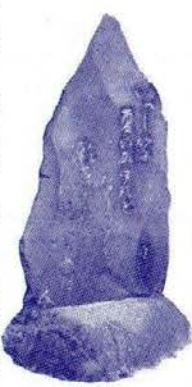
総武沿線の中に於きまして戦前戦後を通じて住宅地を始め商業地、中小企業、銀行、飲食業等も多く、交通の便も兼ね「物価の安い住みやすい町」として通っております。又江戸川区の中でも小岩は商業地のイメージが強く、大型量販店も数店進出し地元商店街も仲々大変です。現在小岩駅北口再開発と云った大問題も控え、公害、道路等課題豊富ですが、いざにしろ第三ブロックは小岩を中心として変貌しつつあると云っても過言ではありません。

さて法人会活動ですが法人数二六九五、会員数八七四、

入会率三二・四%と江戸川全体九三七六社、入会四一五六社、四十四・三%の中でも最下位と云う不名誉な数字が出て居りますが、未加入の中には小企業や殊に飲食業が多く増強活動が非常に難しい地域でもあります。又従来法人会活動がPR不足もありましてよく理解されていない企業も数多くあり、今期は特に増強に目標を置き、青年部との合同作戦を開始することに致しました。先日合同会議では今後の拡大について種々検討を重ね、青年部増強も兼ねて両面作戦で新規獲得に重点を置くことに決定致しました。

新しい力の注入で今後の増強はもとより法人会活動に若々しい活力が生まれて来て居ります。ともすればマンネリ化する活動の中で新しい魅力が生まれて来ていることは大いに喜ばしいことであります。親部会、役員、青年部ともに力を併せて新らしく発展する第三ブロックの為に今後とも力を注いで行きたいと思っております。

第三ブロック長 福島 三郎



—白秋の歌碑—

(註) 北原白秋は、小岩の地を愛した詩人。昭和十一年、小岩に「紫と白煙」の歌碑を建立した。この歌碑は、小岩の地を愛した詩人白秋の歌碑である。

第三ブロックの地域

鹿本第一支部		本一色、興之宮、松本町、中央3～4丁目の一部
〃 第二支部		鹿骨町
東小岩第一支部		東小岩1～4丁目
〃 第二支部		東小岩5～6丁目
南小岩支部		小岩1丁目、南小岩2～4丁目、南小岩5、7～8丁目の一部
小岩駅前支部		南小岩6丁目、南小岩5、7～8丁目の一部
西小岩第一支部		上一色町、西小岩1～2丁目
〃 第二支部		西小岩3～5丁目
北小岩第一支部		北小岩1～3丁目
〃 第二支部		北小岩4～8丁目

江戸川 法人会だより

来年は欧州旅行を企画

会長 佐久間 新一

発行所

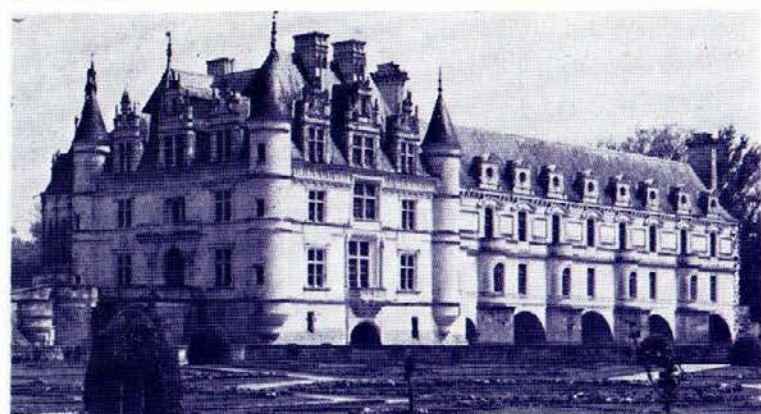
社団法人 江戸川法人会

広報委員長

宇田川 光 年

江戸川区小松川 4-98

(681) 3474



ベネルックス。いわゆるベルギー、オランダ、ルクセンブルクの三国を指す。この三国は関税同盟を主軸にしてひとつの国と考えられるほどの緊密な糸で結ばれている。このベネルックスは、常に海と戦い、干拓を続け、海を征服していった紅毛の国オランダを中心にした。多種に宣る文化は今日の日本文化とは切ってもきれない深い親密なものがあると思う。その面積がほぼ九州くらいしかない国としては、そのイメージは非常に多彩で豊富である。

フランスは、パリを中心にその栄光ある歴史につつまれた誇り高きフランス人の今日の姿であらう……ドゴールの第五共和制がとられてから、パリの街はいくらかの変貌を見せはじめているが、一〇〇年前と少しも変わっていない。そしてそこに住むフランス人も不屈さと闘志を失っていない。

ノートルダム・デ・ラ・サスから眺めた、『パリの空の下セーヌは流れる』の実感。寺院の古めかしいラセン階段を登りつめて鐘楼のテラスに立つとき、あの化物の彫刻を通してパリを見おろす瞬間にこの風光の不思議な魔力を感じない人があるだろうか。かつてのモンマルトルの面影をとどめるテルトル広場は画家たちでいっぱいである。旅行者相手に絵を即売する人たちがあがやむをえずデッサンを描くなかには、優れた画家の卵もいると云う。日本人の画家の志望者が目立つのもおもしろい光景である。フランス人はカフェが好きらしい。街路樹の植えこまれた巾二四メートルにおよぶシャンゼリゼの通りも、歩道の半分はカフェのテラスでしめられている。ロアール川の流域は、フランスの中でも最もフランスらしく、フランスの庭園と賞讃されずばらしい景観を誇っている。その流域の小さな村々を縫って、シャンポール、シノン、アンボアーズ、プロア、ジュノンソーなどルネッサンス時代の古城が点在する。ロアール川を遡ってシエール川にかかると、その上流をまたいで建てられたシュノンソー城の美しさ。

四年前、全法連主催による欧州の付加価値税視察旅行に、本会から一名が参加した。私もその参加者の一人であった。またフランスの大蔵省並にパリ第六区税務署視察に参加した私は、日本

とフランスの税体系が、あまりにも違うことに驚いた。日本の直接税対間接税比率が七対三に対してフランスの直接税比率は全く逆の三対七になっている。その原因は、付加価値税を早期に採り入れたため、間接税の三分の二が付加価値税からあがる歳入になっている。歳入欠陥の我が国でも、この数年付加価値税論議が盛んである。

税率はイギリスを除くと、ほとんどの国が複税率を採用しフランスの場合、下は七・五%、三三・三%まで四段階の税率を品目により適用している。最後の消費者の手に一〇〇%という単位で到達した場合に、かりに、付加価値税の%を一〇%とすれば、一〇〇の一〇%という形で、商業行為が何回あったかは無関係に、一律に一〇%というものが出てくる税金で、その一〇%を最後の消費者で一挙に取る形は税金事務がそこに集中してしまつて、いろいろ問題を起すので商業行為の段階段階で一〇%というものを各段階に分散させて支払ってもらおうとする方式です。

①大衆課税となり、所得、住民税等、累進性の強い我が国ではどうか
②事務が煩雑になる等の疑問もある
付加価値税に対する私の疑問です。

何はともあれ、非常に価値ある有意義な研修旅行であったため、その後も毎年のように、欧州旅行に出かけています。来年は、本会でも、企画いたしますので奮ってご参加下さい。

税務署大巾な異動

着任のご挨拶

江戸川税務署副署長 名久井 新吉



し上げます。

さて、私こと去る七月の定期異動により、坂本前副署長の後任として、川崎北税務署から当署勤務を命ぜられることに相成りました。

何しろ、当地は初めての勤務地でございますし、また、管内の事績についても極めて不案内でございますので、目下、いろいろ勉強中でございます。

既に皆様方ご承知のように、我が国を取り巻く経済環境は内外ともに厳しく、長らく不況をかこっている有様でございます。まして、企業経営におかれとも、なにかと苦労が多いことと存じます。

私も税務にたずさわる者といましては、このような時期にこそ「正しい申告と適正な課税」が行なわれることを目標にし、皆様と私も税務当局の間に培われた相互信頼の絆を、更

に強固なものにして行くことが最も大切であると信じております。そのため、私どもは、皆様からより親しまれ、より近づき易い税務署とするために、誠意をもって事に当り、また、皆様のご意見に対しては率直に耳を傾ける所存でございます。

ご挨拶

法人税第一統括官 大橋 利明



この度の人事異動で保土ヶ谷税務署から江戸川税務署に転任して参りました大橋でございます。

います。

江戸川法人会は、創立も社団化されたのも極めて古く、輝かしい歴史と伝統のある法人会と承っております。浅学非才な私でございますが署長、副署長の指示のもと法人会の皆様のお役に立てるよう一生懸命努力する覚悟でございます。どうか前任者同様よろしくお引廻しのほどお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

幸いにも、貴法人会は設立以来、長い歴史と伝統を有し、また、事業の面においても積極的に活動されていることを承わり、感謝申し上げます。このように皆様のご理解とご協力があればある程、私といたしましては責任の重大さに身が引き締まる思いがいたします。

微力ではありますが大いに努力する考えでございますので、何分のご鞭撻の程をお願い申し上げます。

終りに、貴法人会の発展と会員皆様方のご健勝及びご隆盛をお祈りして私の着任の挨拶とさせていただきます。

指導担当

七月の大巾な定期異動により指導担当も、全員変わりました。人は変わっても指導の運営方針に変わりは全くありません。ますます法人会と手を取り合って、会員の皆様のためになる事業を推進してまいりますのでよろしく。

指導上席

中村 陽一

館山税務署の法人指導上席から

指導担当調査官

小島久仁夫

江戸川法人六部門調査官から

指導担当調査官

小倉 岩男

京橋法人、第一部門から

TEL (683) 四二八一

内線 三〇六・三〇七

転出者

渋谷副署長 (副署長)

篠原 武廣

局、査察部、査16統括官 (副署長)

小林 実

局、調1部特別国税調査官 (副署長)

坂本 定司

局、派遣監察官 (総務課長)

愛沢 美忠

四谷、特別調査官 (法人、特別調査官)

関根 富雄

杉並、総務課長 (法人、第一統括官)

栗次 勝美

横浜中、特別調査官 (法人第三統括官)

中嶋 誠一

江東西、法人第二統括官 (法人第六統括官)

上東 行男

局、調2調6主査 (法人総括上席)

斉土 成介

茂原、法人上席 (法人、上席)

光延 邦正

小石川、法人総括上席 (法人、上席)

大上 定吉

茂原、法人統括官 (法人、指導上席)

高木 秀男

局、調3調22 (法人、指導調査官)

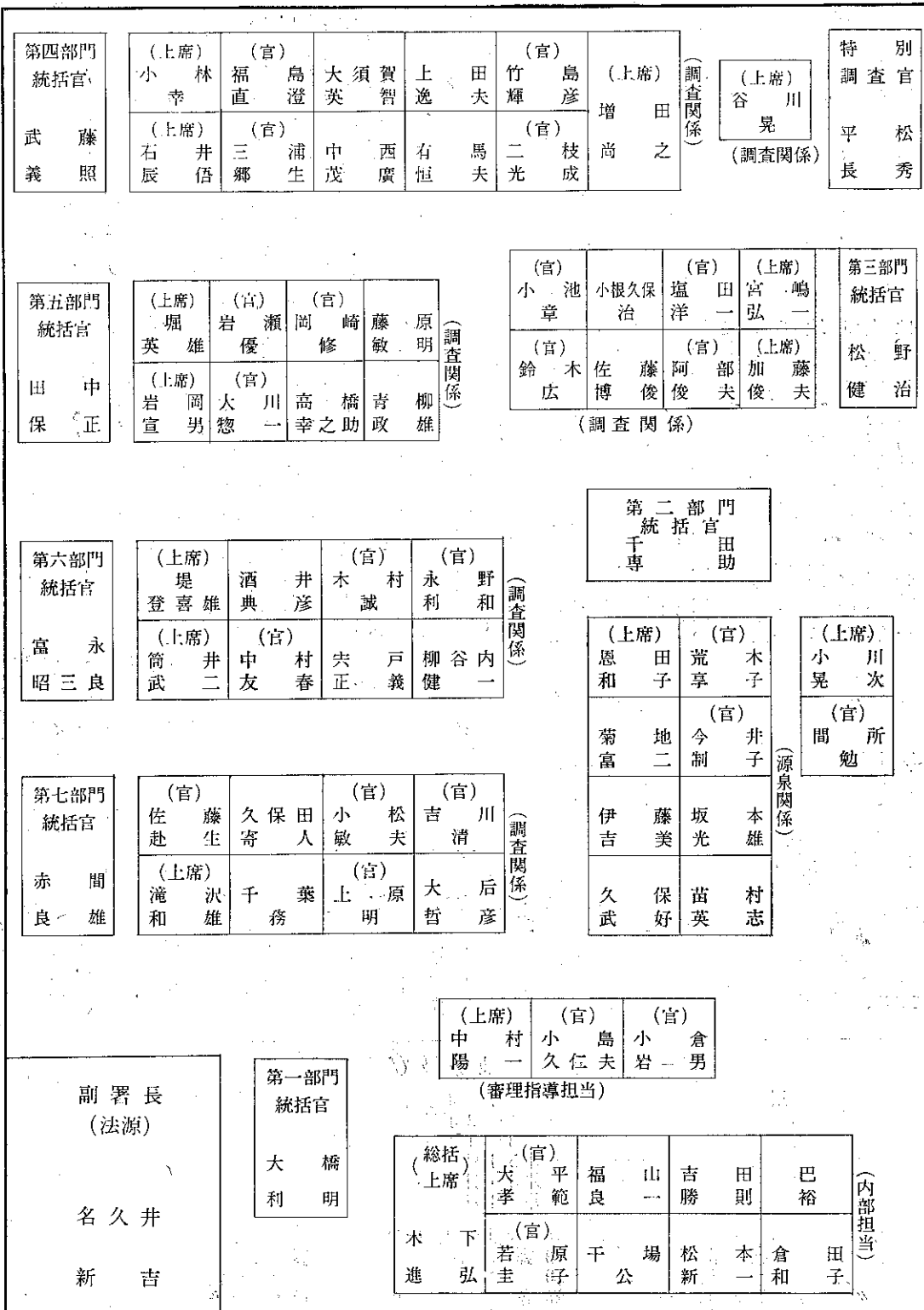
桜井 博

麻布、法人調査官 (法人指導調査官)

佐川 清吉

△敬称略▽

法人源泉所得税部門配置図 《税務署三階》



江戸川 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

広報委員長

宇田川 光 年

江戸川区小松川4-98

(681) 3474

全体役員会開催

会員の増強に一段の努力を

さる、八月八日、江戸川区民センターに於て、本会の本部並に支部の合同役員会を開催、下期の事業活動の充実策、役員会等機構の見直し、組織の強化と会員増強、税制改正要望大会等が審議された。

事業活動の充実策については、現在三三支部に分けられているが、活発な支部は、毎月のように支部役員会、支部税務研修会を開催しているが、活動を全くされていない支部もまだあるので最低二回以上は全支部が研修会等を開催するよう決定した。

新規事業は、昨年末に会員からアンケートを提出してもらったので、希望の多かったものから実施すると同時に地域社会に密着した法人会活動を推める。江戸川区は新興開発地帯で、開発が現在急激に進んでいる。

る。時代の流れに即応できるよう区の行政に依頼し情報の先取りをする。

本部定例役員会は、毎月開催、従来隔月開催の総務、経理、事業、企画、組織、広報、税制の七委員会は、必要の都度随時開催する。尚、広報委員会は毎月開催。

特に、会員増強問題では、本年は、十月から十一月の二ヶ月間を増強期間とし、幅広い入会勧奨を試みる。

社団化当時、四十二年には、二五〇社の会員で入会率五六%であったが

ますます協調体制を

歓送迎会パーティー

役員会終了後同所において、七月の協力体制は全く変わりません。

定期異動で、榮転された方、新らたに赴任された署の幹部の紹介とお礼を兼ねたパーティーを開催しました。

当日の参加者は、一二〇名、約一時間本会役員となごやかに懇談いたしました。

その席で新たに赴任された、副署長さんからは変わっても、法人会に対する署の見方、



(パーティー風景)

ますます会と協力して、各種事業活動を積極的に支援して行きたいと挨拶がありました。

現在は、会員数四〇〇〇社を超えているように、毎年会員は増え続けているが、新しい法人の設立が、毎年六〇〇社を超えるため、全法人数は、九、五〇〇社以上になっている。

社団法人の必要条件は法人会加入率が、五〇%以上という基準のため、現在は五〇%を満たしていない現況であるので本年は強力に増強を推進することに決定いたしました。

増強目標等詳細については、九月の役員会にて再度審議いたします。

統括官・指導担当のブロック分担が決まりました

本年度から各ブロック・支部の研修会・役員会等に調査担当の統括官にも出席してもらい、会員からの生の声・意見等を充分聴いてもらうことになりました。

この分担は、税務調査等の分担ではありません。

税務当局が、法人会の育成強化や事業活動にいかに深い関心と期待をもっているか視い知ることができるでしょう。

ブロック	担 当 統 括 官	担 当 指 導 官	支 部 名
1	第3統括官 松 野 健 治	小 島 久仁夫	小松川, 平井第1～第5支部
2	第4統括官 武 藤 義 照	小 島 久仁夫	西小松川, 東小松川, 松島, 松江 中央第1, 中央第2, 西一之江支部
3	第5統括官 田 中 保 正	上 席 中 村 陽 一	鹿本第1, 第2, 南小岩, 東小岩第1, 第2, 小岩駅前, 西小岩第1, 第2, 北 小岩第1, 第2支部
4	第6統括官 富 永 昭三良	小 倉 岩 男	船堀第1, 第2, 葛西第1～第4支部
5	第7統括官 赤 間 良 雄	小 倉 岩 男	瑞江第1, 第2, 篠崎第1, 第2支部

夏季研修会 熱海で開催

第一ブロック(小松川・平井地区・児玉俊夫第一ブロック長)では、恒例の税務研修会を、本年は熱海にて、八月二〇、二一日の両日開催した。

当日の参加者は、例年よりやや低調であったが、署からは、講師として、黒須税務署長、大橋法人第一統括、小倉指導官の三名が出席、第一総括から「会社の利益を分けるとき」のテーマで講義を願った。

毎年、実施しているのに、この研修会を楽しみにしている会員さんも多いとか、特に今年は、署長まで出席されたので参加者は喜んでた。
来年も実施いたしますので、是非出席を呼びかけています。

篠崎第一支部は鬼怒川で

こちらは、支部単独で、八月二七日二八日(篠崎第一支部、横島支部長)に催された。

当日は、バスにて出席者全員が目的地鬼怒川温泉へ、バスの中での親睦がより、層会員同志の繋がりになると毎年バスにて目的の地まで。

署側からは、名久井副署長、中村指導上席、小島指導官の三名、中村上席から、経営者はこれだけは、知っておこうというテーマで、決算期末の留意事項、簡単な経営分析の研修を受けた。
来年は、八月二〇日、石和にて開催する予定です。篠崎第一支部の会員さんは、是非ご予約ください。

給与特別減税の事務と手続きは

おすみにになりましたか？

昭和五一年分の所得税を納められた方に、一定の金額を還付する、いわゆる「戻し税」の事務につきまして、給与支払者の皆様に深いご理解とご協力をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

この給与特別減税事務が終了しましたら「給与特別減税額の還付金額計算書兼還付届出書」を税務署に提出していただきます。

源泉所得税コーナー

合 なくった場

ただくことになっております。

まだ、この届出をしておられない給与支払者の方は、早急にご提出をお願いたします。

なお、次の①か②に該当して還付ができない場合には、給与の支払者が税務署に「還付金額明細書」とその人の「51年分給与台帳(写)」を提出すれば

税務署から本人に直接還付いたします

① 52・6・1以降に還付対象者が退職、転任、海外勤務、死亡等により

まだ還付していないか、または、一部還付して残額がある場合

② 給与の支払者が、事業の廃止、休業解散したことにより、給与の支払がなく、還付に充てることができる源泉徴収税額が

前記の①か②に該当される場合には、早めに、前掲の書類を提出してください。

ご不明なことがありましたら、どうぞ、お気軽に税務署の源泉所得税部門におたずねください。

電話(六八三) 四二八一

内線 三二一～三三四

内線 三二一～三三四

内線 三二一～三三四

縁は異なもの

(税のことわざ等)

「昨日、法人会の研修会に出席したんだ」

「何か為になる話がありましたか」

「交際費についての話だったけれど、それはそれとして縁は異なものだねえ、いつも研修会で顔を合わす山田さんという人と、休憩時間に世間話を

していたら、仕事の話になってね。

うちの製品が山田さんとこの材料に使えることがわかったんだ。そうしたら山田さんが、今度うちの製品を使ってみようという話になってね。

「なるほど。それはよかったです。私は法人会の会合にはほとんど出席していないんですが、そんなメリッ

トもあるんですね。こんどの会合には私も是非誘ってください。」

役員報酬の増額は慎重に

友人 いよう、ちょっとその辺で一杯どう？ 教えてもらいたいこともあるし……

山田 会社のことでもまたなにかあったの？

友人 そうなんだ。あいかわらずうちの社長には困ったものだよ。

山田 一杯飲みながら——

友人 会社のことってなんだい？

山田 実はね、うちの会社の業績はけっこういいんだがね。



山田 いいはなしじゃない。

友人 と、ところが、社長が役員報酬を一月までさかのぼって増額するといひだしたんだよ。

山田 じゃあ、経費にならない場合もあることを知っていてやるの？

友人 いや、そうじゃないんだよ。会社の必要経費だといってきかないんだ。

山田 臨時株主総会で役員報酬を増額し、期首にさかのぼって追加支給する場合は、賞与とかかわるところがな

いから経費にはならないね。でもね、臨時株主総会で期首にさかのぼって増額決議して支給するものは経費として認められるよ。

友人 やっぱりね。もういちど説明してみることしよう。

おや!! と思ったら

最近、税に関する雑誌社、研究会のセールスマンのなかには、「税務署の者だが……」とか「税務署から来た」などと言って、あたかも税務署員であるように見せかけ、言葉巧みに購読の勧誘を行うなど、悪質な手口が横行していますのでご注意ください。

おや!! と思いましたら、印鑑を押したり、金銭を支払う前に税務署総務課へお問合せ下さい。

なお、税務職員は必ず身分証明書を携行していますので、少しでもご不審のあるときは身分証明書の呈示を求めて下さい。

江戸川税務署総務課

(六八三) 四二八一

内線 二〇四

皆様にお願ひ

当法人会では、会員増強運動を実施しております。

ついては、会員の皆様方のお取引先知人で、また法人会に入会されていない会社がありましたらぜひとも、入会をされますようおすすめてください。

ブロックを訪ねて

第二ブロックの巻

江戸川法人会第二ブロックは、七支部を以て構成されている。北は葛飾区の新小岩を境に、西は荒川放水路、東は環状七号線付近、南は、第四ブロックと接し、中央を十字のように京葉道路と堀切船堀街道が交差し、江戸川区の真中に位置しております。

行政面等からみても江戸川区全体の中央でもあり、区役所周辺には、都税事務所、区民センター、小松川警察署、江戸川郵便局、江戸川消防署、江戸川保健所、医師会(医療センター)、社会保険事務所、都水道局及び東京電力、東京ガス等が集結し、日常生活においても非常に密接な地域でもあります。

この地域には昔から同潤会の工場地帯が軒を並べて日夜生産に励み、オイルショック以来の不況にも打ち勝つべく、日夜努力を重ね、活発なる産業の生産地区で有ると云えるでしょう。

又区内で最も大きな工場で有名な伊藤製鉄所が有りましたが、今日では茨城県へ移転され、やがて跡地には小学校が出来るとの事である。又、商業も盛んな地域で、大型スーパーも進出、歩行者天国を実施して活発なる商店街もあり金融機関も富士、三菱、協和、太陽神戸の都市銀行及び、地元信用金庫等十数行をかぞえ誠にすべての点に於いて活況を呈していると云えるでしょう。

さて、第二ブロックの法人会々員増強運動は、本年の上半期に於いて五十%の入会率を突破するよう年度初めにはその計画でしたが、不肖私に五月より三ヶ月に渡る病院生活のため、増強運動も停帯した状態になっていますが、十月十一月の二ヶ月間の内には、全員増強運動に参加し

て五十%否六十%の入会率を達成するように張り切っております。本ブロックは、元々入会率の高い地域でもあり、地元商業、中小企業の健全なる発展のため努力する次第です。幸い各支部の支部長さん初め地元の役員さんには、本ブロック運営についての非常な御理解と御協力を賜わり強力でございますので、目標達成出来る事と信じて居る次第でございます。

第二ブロック長

矢 作 信 治



一本一色の道標

(注) 菅原橋から新宿(葛飾区)へ通ずる街道の左側にあったものだが、現在は道路の向い側の、天神祠内に移されている。月山、湯殿山、碑であるが、高さ1.2m、区内では大型である。左側に市川道、右側に新宿道とあり正面には、「是より左上小松平井道」と刻まれ、裏面には本一色村とあり、文政2年の建立である。

(本一色町650番地)

第二ブロックの地域及び支部長名

支部	地域	支部長	連絡先
西小松川	1丁目	協 栄	(651) 0769
東小松川	1～2丁目	大 村	(651) 3016
松島	2～4丁目	中 村	(654) 5253
松江	1～2丁目	江 宮	(651) 2151
中央	1丁目	内 田	(651) 1111
中央	2丁目	石 田	(652) 6761
西	1丁目	武 崎	(652) 5331
松島	1丁目	矢 作	(651) 0769
松江	1～2丁目	大 村	(651) 3016
中央	3～4丁目	中 村	(654) 5253
東小松川	3丁目	江 宮	(651) 2151
松島	1丁目	内 田	(651) 1111
松江	2丁目	石 田	(652) 6761
西	1丁目	武 崎	(652) 5331



—江戸川法人会々館—

江戸川 法人会だより

中小企業のための法人会

何故、法人会は、会員増強を図らなければならないか。

法人会の事業活動は、まず第一に、会員各位が適正な申告と納税を行い事業の繁栄を図ること、第二には、現在

の税制の不合理な点を改正するため、この二点が主な事業内容です。

適正な申告納税を行うことは、国民の義務です。とはいえ、私達にとって税法は甚だ難解であり、又、毎年改正もされています。

これらを熟知することは、非常に困難なため、会では経営者がこれだけは知っていた方が得だという点だけを探り上げております。又、税以前の問題として経営に関する研修会等も積極的に開催しています。

税制面では、中小企業にとって不合理と思われる点も多々あり、これらを毎年、当局に要望して適正な税制を確立して貰うべく運動を展開しています。江戸川法人会は、これらのことについて、納税者の便宜を図り中小企業の健全な発展に寄与しようとする公益法人です。

この目的を達成する事は、個人個人の力ではとても及ばず、企業が大同団

発行所

社団法人 江戸川法人会
広報委員長 宇田川 光 年
江戸川区小松川 4-98
(681) 3474

結をしなければなりません。そのため、組織の拡大が是非とも必要となる訳です。

人は、是非、この機会に入会して頂きたいと思ひます。

当法人会は、公益法人獲得時は、五〇%を遙かに超えていましたが、地域の特殊性のためか、毎年、新しくできる法人が六〇〇社を超えています。

現在では、江戸川区内の法人数は、一〇、〇〇〇社に達しています。会の初期の目的達成のためには、願わくば、全ての法人が入会されることが望ましい訳ですが、実際にはなかなか困難な事です。そこで、今月より二ヶ月間を増強月間とし、本会の役員さん方が入会の勧奨を行っていただきます。いまだ、入会されていない法

税を知る週間

11月11日(金)～17日(木)

国は、国民が豊かで幸福な生活ができるように、幅広い活動を行っています。税金は、このような活動の大切な財源となっています。

このために、国民の皆様は税を理解をして頂くために「税を知る週間」が行われます。

この期間中江戸川税務署では、江戸川法人会は関係団体の協力を得て、
①税務行政の現状のお知らせ、②納税者に有利な税知識の普及、③税務相談

会社の繁栄は法人会への加入から!

法人会員は、会報や、税務、経営情報で時代を先取りしています。



あなたの会社も、江戸川法人会に加入してみませんか。

連絡先 社団法人 江戸川法人会
江戸川区小松川 4-98
電話 681-3474
683-0354

—区内30ヶ所掲示—

体制のPRなどに重点をおいて多彩な行事を行います。

この期間中「税の無料相談」を次のとおり行いますのでご利用下さい。

11月14日(月) 午前10時～午後4時

小岩駅南口広場(雨天15日)

11月16日(水) 午前10時～午後4時

平井駅南口広場(雨天17日)

相談は江戸川税理士会が担当します
なお、江戸川税務署、税務相談室および江戸川税理士会館では常時相談を行っておりますのでご利用下さい。

お問合せは

江戸川税務署 (683) 4281へ



委員 一よく、未加入の法人さんを訪ねると、税金は、税理士に任せてあるからといって最初から毛嫌いする人が多いのは困ったものですね。

署 確かによく聞きますね。そういう会社の経営者ももっと税金に関心を持ち、法人会はどういう存在であるかと云うことをよく考えていただくことが必要ではないでしょうか。

税金は税理士におまかせでは!!

署では、全ての法人を質的に区分し、その態様に即して税務調査を省略したり、適正な申告をしていただくための手助けとして指導を行ったり、又は、徹底した税務調査を行ったりしています。

研修会等に積極的に参加される方々には、事業の繁栄のため税務の研究をすすんでされる方々です。

非とも参加して頂きたいですね。

署 第二に、当署は、支部の研修会役員等には、必ず署の幹部と指導担当官が出席し、会員の皆さんから得る要望意見等を積極的にとりあげ、税務行政の執行に反映させるべく実施しています。

対談風景

—署長—にて—



黒須署長 井副署長
大橋法人第一統括官
中村指導席
(石田広報委員)
宇田川広報委員
竹村広報委員
堀井広報委員
菅原事務局長

自分では基礎知識は知っていて先生にお願ひするのでなければ……先生は、会社から出た伝票等については間違ひなくやってくれるが、先生に任せたらと云って、実地調査で指摘される会社は、毎年八割近くあります。その間違ひは、殆んど企業自身の責任です。

儲けの半分は税金です。充分に勉強して、余分な税金は払わないという経営者であることが大切だと思います。

委員 一税務署というと敵を見るような感じを持つ者も多く、法人会に入



ってもメリットは、無いからという法人もありますが、このメリット論は、なかなか難しいですね。

署 喉をすく嫌いな人が多いと思いますが、ご存知の通り、最近の税務署は、窓口を上げて、どんな相談でも気軽にできる体制にあります。

経営者が真剣に事業を伸ばそうとするなら、税に対しても充分勉強することが必要です。目先だけの経済的利益をメリットと呼ぶのではなく、法人会の事業に自分から参加して、毎回のことを積み重ねて頂きたい。会では、知っていただけたら得になる研修会、だけを企画開催しています。

経営者の立場に立って皆さんの有利な事をやっています「この間の説



明会という事を聞いてきたけどうちの会社ではどうなるのか」と税理士に相談して確かめる。

そうすれば、何年か先には、格段の差がでてくる。メリットは、会員自身が掴みとるもので、法人会は、そういう場を数多く提供するものだと思います。その組織がますます大きくなるにつれて、それだけ財政的にも充実され、更に数多く、有意義な事業ができるわけで、それがまた会員にメリットとしてはね返って行くことになると思います。

委員 結論として、よりよく法人会を理解してもらうため、地域役員は会員と一層、密接なパイプ役となり法人会と税務署のパイプをより一層太く強くすることが法人会が一段と発展するものと確信いたしました。

同時に、この会報を今後、毎月発行し、会を理解して頂くため身近な問題をどんどん採り上げていきますのでお楽しみに。

税務署と対談

税務署からみた法人会

十月、十一月の二ヶ月間を、会員増強月間とし、すでに各支部にて、地元役員さん方が未加入法人に入会勧奨を行っていますが、広報委員会では、この時期に法人会をより知ってもらうため江戸川税務署を訪ね、署長はじめ法人税部門の幹部の方々と法人会についての座談会を行った。その要約は次の通りです。

税務署は

法人会をどう見ているか!

委員 江戸川法人会は、昭和二四年に発足、その後、四二年に主務官庁より社団法人の認可を受け、現在四一五〇社の会員を擁していますが署では法人会をどう評価していますか

署 署としては、国の認可を受けた公益法人で、普通の営利法人とは扱いが全く違います。法人会の場合は「誠実な記帳と適正な申告を普及徹底させ、公平な税務行政の執行に寄与し……」とあり、その事業内容一つとっても、非常に高度な公益法人として高く評価しています。と同時に会活動には全幅の信頼を寄せています。

委員 社団化は、大変な努力の結果認可されたもので、又、簡単に出来る団体ではありません。我々法人会員にとって無形の財産であり、もっと大切に育てていきたいが、会員さんにはどうも法人会は、署の御用団体というイメージが強くなかなか法人会を理解されていない人も多いと思います。

署 申告納税制度の運営は、国民の一人々々が、税の意義を理解し全



の納税者が、適正な負担を行う理想の姿へと自ら進んでいくことが本来の在り方で法人会は、この理想に向かって活動している団体で、あくまでも納税者の自主的な団体で御用団体ではありません。

一人でも多く誠実な納税者が育たないがぎり国の財制は安定しない。法人会の活動に対しては常々感謝しています……が、一般の法人の方には、まだその辺の理解をされていない方が多いというのは非常に残念



様が会員増強を展開する事になる訳です。税制面では、毎年これによって改正される問題はかなりありますよ。

委員 この要望大会には、毎年参加していますが、どうも当会の出席者は少なく、参加していない会員には直接実感として感じられない方が多く残念です。意義ある事業なので

です。

委員 法人会が主務官庁に与える影響力又は、要望等はどのように反映されていますか。

署 まず第一に、税制改正の問題がありますね。法人会の中核に全国法人会総連合があつて税制の不合理とか時代にそぐわない点等を研究調査し、毎年税制改正要望全国大会を開催します。その結果として個人々々の力では不可能なことも、五八万社という組織の力で可能になる訳です。組織の力が大きくなることは同時に国に対しても相当大きな影響を与えることになると思います。ですから組織の拡大が毎年必要で役員の皆

区内産業分布図

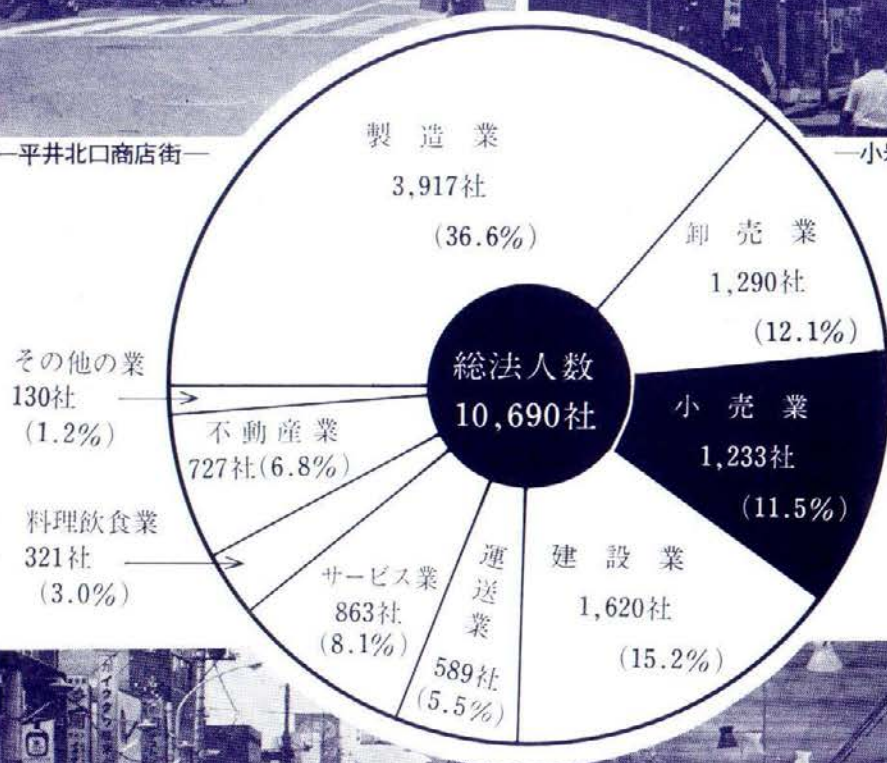
—昭和52年6月現在—



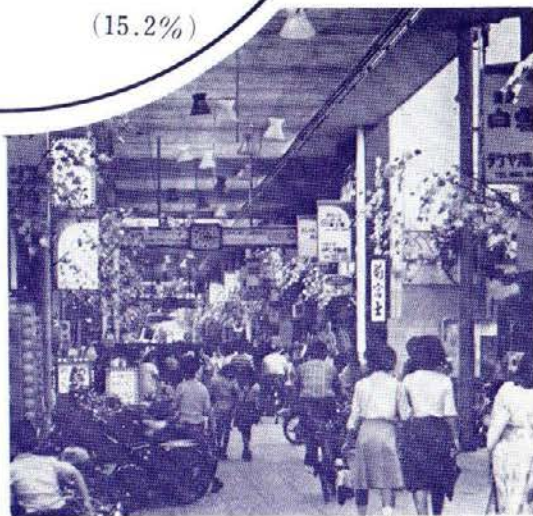
—平井北口商店街—



—小岩北口商店街—



—松江バス通り商店街—



—松島地区商店街—

江戸川
法人会だより

年頭のご挨拶

社団法人江戸川法人会 会長 佐久間 新一



昭和五十三年の新春を迎え謹んでお喜び申し上げます。

昨年は関係官庁の皆様方並に会員各位、特に役員の方々には格段のご尽力を賜わり、深

甚なる謝意を表する次第でございます。

昨年は内外ともに多事多端な年でありました。四年來の不況は、経済の体質、構造の変化から起った構造不況で高い供給力と低成長期の低い需要の伸との間に大きなギャップが生じ、財政・金融面からの景気刺激策では冷え切った市場は容易に不況から脱出できないところへ構造円高が加わり、次第に輸出の伸びも鈍化して我々弱小企業に大打撃を与え、企業倒産は史上最高という事態を示したのであります。

不況はますます深刻で積極的な景気対策もない不安な経済が予測される昭和五十三年を迎えたのであります。会員の皆様には、今後の経営対策に早くもご心労のことと存じお察し申し上げる次第でございます。

この様な情勢の中で、四、六〇〇社の会員を擁する我が江戸川法人会の役割は、益々重要性を帯びてくる次第でございます。

具体的には、企業防衛のための経営と税務の研究會を初め、地域産業経済の開発とその動向など、関係区当局のご指導を仰ぎながら公益法人に相応しい意義な、事業活動を積極的に行ないたいと存じます。

役員各位の特段のご支援を仰ぎますと共に事務局を督励し会員皆様方のご期待に添うべく、パブリック・サービスとしての使命を充分自覚し、御奉仕する覚悟であります。

又、青年部会も誕生早や三年目、その動向はまことに目覚しく、刮目に値するものがあります。本年四月には、約五〇名の部会員が卒業され、その後本会役員として、ますますご活躍願えることと信じて居る次第でございます。

それがためにも関係各位のご理解あるご指導とご協力を仰ぎ、円満なる税務行政運営のため大いに協力を惜まず中小企業育成のための経営と税務に関する事業を行なうと共に法人会の使命達成のため強力に推進し、より一層申告納税の向上に寄与したい所存でございます。

最後に会員一同様のご事業の繁栄とご健勝を祈念し、我が江戸川法人会の一層の拡充発展のため、ご努力ご支援をしたすらお願い申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

写真のお嬢さんは、

森勇氏(暢森自動車代表取締役)の長女 森敦子さん

生年月日 昭和三十三年五月三〇日生

現在 大妻学院大学被服科二年生

趣味 スポーツ 小学、中学時代を通じて陸上水泳を少々

高校時代からギター・アンサンブルクラブを始め、現在もクラシック映画音楽など、レパートリー数十曲

感想 明朗で下町気質のお嬢さん。ご両親にとっては目の中に入っても痛くない可愛がりよう。でもぼちぼちお嬢入りの心配も……

新春を迎えて

江戸川税務署長 黒須梅吉



新年おめでと
うございます。
江戸川法人会の
皆様方にはま
す御清栄のこ
ととお慶び申し
上げます。

昨年中は、皆様方のご理解とご協力をいただき、円滑に税務行政が遂行できましたことに対し、厚くお礼申し上げます。本年もなお一層のご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

顧みますと我国の経済状況は、公共投資等の増大等のテコ入れにもかかわらず、景気の回復は、はかばかしくなく、また国際的には円高による輸出の不振など、きびしい情勢のうちに新春を迎えることになりました。今後の経済情勢の展望も内外ともに一段と厳しくなる見通しであり、これを受けて税をとりまく環境も税収の伸び悩みがちじりしく、このため国債の増発ならびに増税が論議されるなどさらに難しい年になることが予想されます。

このような情勢下にもかかわらず、会長さんをはじめ会員の皆様が一丸となつて、会員の増強、税知識の普及のための研修会等を通じ、活発な事業活動の結果、会員加入率も四二%から四八

新年のご挨拶

江戸川税務署副署長 名久井新吉



昭和五十三年の新春を迎え、江戸川法人会及び会員皆様方のご多幸をお祈りすると同時に新年のご挨拶を申し上げます。

貴法人会の皆様方には一方ならぬご配慮にあつかり、この機会に改めて厚くお礼申し上げる次第でございます。

本年も相変わらず、何分のご指導、ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

昨年一年間を振り返つてみますと、わが国の経済は、一部の好況業種を除いて景気は低迷し、特に九月末以後の

こと」を念願して、なお一層の努力をしてまいれる所存でございます。終りにあたり、皆様の御健勝と御繁栄をお祈り申し上げ年頭の御挨拶いたします。

納税表彰式

過る、十一月二日、江戸川区民センターに於いて、納税表彰式が盛大に挙行された。

被表彰者は、いずれも長年にわたりすぐれた納税成績を取めると同時に、納税思想の高揚に尽力された方々で、

◎税務署長表彰

副会長(第一ブロック担当)児玉俊夫
「(第三ブロック担当)福島三郎
支部長(篠崎第一支部)横島房次郎
◎税務署長感謝状
支部長(平井第五支部)宇田川恵造
理事
青年部会長
植村 昭
以上六名

てくるのではないかと思われますが、経営の合理化、近代化を図られ、この危機を乗り越えられんことを心から祈念するものであります。

ご承知のように、当江戸川税務署の所管法人は一万に垂んとしておりますが、これに対し法人税部門担当職員は極めて少数でございます。この少数の職員で公平な税務行政を遂行するには総ての法人に正しい申告をして頂くことが最も肝要ではないかと存じます。

私どもは、この正しい自主申告納税制度のより一層の定着化のために、更に努力する所存でございますので、今後におきましても何分のご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

終りに江戸川法人会及び会員皆様のご繁栄をお祈りして新年のご挨拶いたします。

1月6日(金)第三ブロック新年会
(支部役員・青年部合同)
11日(水) 経済講演会と賀詞交歓会
13日(金) 決算法人説明会
平井第二支部役員会
18日(木) 新設法人説明会
19日(木) 広報委員会
20日(金) 篠崎第一・第二支部新春税務研修会
23日(月) 第二ブロック役員会
24日(火) 新設法人説明会
25日(水) 青年部ゴルフ大会
同新年会
25日(水) 瑞江第一・第二支部新春税務研修会
27日(金) 第一ブロック新春税務研修会
2月3日(金) 組織委員会
4日(土) 第一ブロック青年部旅行会
6日(月) 事業委員会
7日(火) 第二ブロック新春税務研修会
8日(水) 第四ブロック新春税務研修会
9日(木) 企画委員会
14日(金) 青年部東南アジア研修会
19日(土) 第四ブロック役員研修会
20日(月) 定例本部役員会
21日(火) 第三ブロック新春税務研修会

会 員 増 強 の 結 果

支 部 名	52年4月1日 会 員 数	純増分	52年12月 末会 員 数	入会率 (%)	支 部 名	52年4月1日 会 員 数	純増分	52年12月 末会 員 数	入会率 (%)
小松川支部	132	13	145	61	小岩駅前支部	192	11	203	43
平井第一支部	159	19	178	71	西小岩第一支部	119	18	137	40
平井第二支部	198	△8	190	68	西小岩第二支部	87	11	98	42
平井第三支部	83	0	83	55	北小岩第一支部	61	3	64	32
平井第四支部	88	10	98	49	北小岩第二支部	74	4	78	28
平井第五支部	85	4	89	67					
第 1 B	(745)	(38)	(783)	(63)	第 3 B	(874)	(114)	(988)	(36)
西小松川支部	84	9	93	55	船堀第一支部	172	20	192	56
東小松川支部	142	13	155	47	船堀第二支部	114	0	114	68
松島支部	123	22	145	43	葛西第一支部	131	4	135	66
松江支部	142	2	144	44	葛西第二支部	123	13	136	
中央第一支部	145	5	150	59	葛西第三支部	145	23	168	51
中央第二支部	193	6	199	54	葛西第四支部	155	40	195	
西一之江支部	165	24	189	44	第 4 B	(840)	(100)	(940)	(57)
第 2 B	(994)	(81)	(1,075)	(49)	瑞江第一支部	213	41	254	46
鹿本第一支部	135	14	149	41	瑞江第二支部	117	△5	112	27
鹿本第二支部	42	17	59	21	篠崎第一支部	273	70	343	70
東小岩第一支部	51	16	67	34	篠崎第二支部	100	13	113	35
東小岩第二支部	51	7	58	38	第 5 B	(703)	(119)	(822)	(46)
南小岩支部	62	13	75	32	計	4,156	452	4,608	48

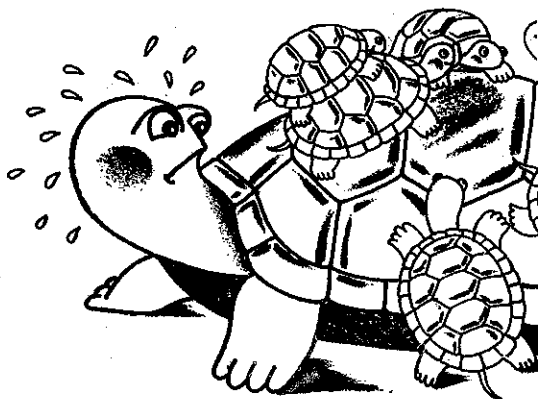
退職金制度の確立に

東法連特定退職金共済制度を ご利用ください

当共済会は国で認められた特定退職金共済団体として、税法上種々の特典をもつ退職金制度を実施しています。

制度の特色

- ・大企業なみの退職金を計画的に準備でき、求人对策、従業員の意欲向上、定着化に役立ちます。
- ・国の制度(中退共)や企業年金(適格退職年金)との重複加入も認められます。但し、他の特退共と重複加入はできません。
- ・掛金は全額事業主負担で、従業員1人につき1口(1,000円)より10口まで加入できます。
- ・掛金は全額損金算入でき、従業員給与の上積みにもなりません。(法人税法施行令第135条・所得税法施行令第70条)
- ・掛金は金融機関の口座より自動的に振替られ便利です。



お問い合わせは当法人会事務局のほか

(財) 東法連特定退職金共済会

〒160 東京都新宿区坂町13番地4

TEL 03 (243) 0138 専用電話

取扱会社 大同生命相互保険会社 支社

TEL 03 (243) 0111 内線 259 番



江戸川 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

広報委員長

宇田川 光 年

江戸川区小松川4-98
(681) 3474

所得税の確定申告はお早めに

今年も所得税の確定申告書の受付が二月十六日から始まりしました。申告期限は、三月十五日までですが、例年三月十日すぎは、税務署の窓口が大変混雑し、落ち着いて相談ができなくなり長い時間お待ちいたさくようになりまして、申告の必要の方はお早めに済ませてください。

会員の皆様の大部分の方は、給与所得として年末調整によって精算されますので、確定申告をする必要はありません。

それでは、皆様が確定申告をするのはどんな場合でしょうか。「確定申告をしなければならぬ人」・「した方がよい人」この二つに分けて説明しましょう。

一、確定申告をしなければならない人

(1) 五十二年の給与の収入金額が一、

〇〇〇万円をこえる人。

(2) 給与を一ヶ所から受けている人で
地代や家賃、多額の配当、土地や

建物を譲渡した収入などの給与所得以外の所得が二十万円をこえる人。

(3) 給与を二ヶ所以上から受けている人で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得以外の所得金額との合計金額が二十万円をこえる人

(4) 同族会社の役員やその親族などでその法人から給与のほか、貸付金の利子、店舗、工場などの賃貸料、機械、器具の使用料などの支払を受けている人。

以上が確定申告をしなければならない人です。

二、確定申告をした方がよい人。

つまり、確定申告をすれば税金が戻ると思われる人は次のような人です
(1) 所得があまり多くない人で配当や原稿料収入がある人。

(2) 災害や盗難、横領により損失を生じた人。

(3) 本人や家族の病気(出産を含む)で、多額の医療費を負担した人。

(4) 年の中途で退職し、その後就職しなかったため源泉徴収税額が納め過ぎになっている人。

(5) 四七年一月一日から五二年十二月三十一日までの間に住宅を新築したり、新築住宅を購入した人で次の要件に該当する人。

イ、床面積一六五平方メートル以下(四八年以前のものについて

は一二〇平方メートル以下)

ロ、工事完了又は購入後六ヶ月以内に入居し、以後その年の十二月三十一日まで引続き居住していること。

なお、給与所得者の場合、最初の年に確定申告をすれば、二年目、三年目については年末調整によって控除が受けられます。

以上簡単に説明しましたが、期間中、江戸川税務署の職員の出張相談、江戸川税理士会の無料申告相談所の開設がありますのでご利用下さい。

納税は三月十五日までに

所得税の第三期分の納税は三月十五日までです。納期までに完納できない方は、三期分の納税額の二分の一以上を納期限までに納付しますと、残りは五月三十一日まで延納することが出来ます。尚、延納期間中は、年七、三%(日歩二銭)の利子税がかかることになっています。

振替納税を利用している方は、今年から納付書の提出がなくても自動的に振替して納税できるように手続きが変更されました。したがって、今年は振替納税用納付書はお送りしてありません。つきましては、納税額に見合う預金をご指定の口座にご用意ください。



法人企業の実態

赤字法人は全体の四六・三%

昭和五十一年分の税務統計からみた「法人企業の実態」がまとまった。

この調査は、法人企業について資本金規模別や業種別に課税の実態を明らかにし、併せて税務行政の運営税制改正等の基礎資料とすべく毎年国税庁が公表している。

調査対象は、五十一年二月一日から五十一年一月三十一日までの間に事業を終了した内国普通法人について、五十二年六月三十日現在で調査したものである。

法人数は引き続き増加

昭和五十一年分の休業及び清算中の法人を除いたいわゆる活動中の法人数は一二五万九、八〇〇社で、前年より四万八、八〇〇社(四%)増加した。

資本金別の構成比は表の通りです。

法人数を組織別にみると、株式会社(五五・五%)と有限会社(四〇・一%)の両方で全体の九五・六%を占めている。

欠損法人は四六・三%

昭和五十一年分の法人数一二五万九八〇〇社のうち、利益計上法人は、六七万六、四〇〇社(五三・七%)。欠損法人は五八万三、四〇〇社(四六・三%)となっており、欠損法人割合は前

年に比べ、三・四%の増加となった。

最近における欠損法人の割合の推移をみると、昭和四十年分以降三〇・三八%の間で推移してきたが、五十年分は四二・九%、五十一年分も四六・三%と二年続きの大幅な増加となっている。又、資本金規模別にみると、資本金五〇〇万円未満では、四九・五%とほぼ二社に二社が欠損法人となっている。

所得率は三・二%

昭和五十一年分の営業収入金は、五〇兆八、五六六億円で、利益計上法人の営業収入金額は四〇九兆四四六億円で、所得金額は一二兆九、〇一三億円で、営業収入金額に対する所得金額の割合は三・二%と昭和四十年分以降で最低となっている。

交際費は二兆二、七三六億円

交際費の支出額は、二兆二、七三六億円で、営業収入一、〇〇〇円当り交際費は四四四六銭となっている。

寄付金の支出額は一、四八六億円で、営業収入一、〇〇〇円当りの寄付金は二九銭となっている。

営業収入一、〇〇〇円当りの交際費は一般に資本金規模が大きくなるにしたがって小さくなっている。

法人数の累年比較

資本金階級別	500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	合計	前年比	指数
年分							%	
40	613,781	48,123	41,582	4,356	962	708,804	107.9	100
41	616,080	52,698	44,428	4,445	1,012	718,663	101.4	101
42	655,572	57,960	52,603	4,799	1,088	772,022	107.4	109
43	673,572	63,925	59,593	5,428	1,137	803,655	104.1	113
44	710,336	71,698	69,400	5,985	1,224	858,643	106.8	121
45	729,012	84,467	79,058	6,614	1,348	900,499	104.9	127
46	769,391	97,434	92,132	7,346	1,423	967,726	107.5	137
47	810,797	107,939	100,208	7,808	1,518	1,028,270	106.3	145
48	828,595	122,762	123,518	8,934	1,661	1,085,470	105.6	153
49	858,314	141,824	136,657	10,058	1,755	1,148,608	105.8	162
50	881,215	158,568	158,135	11,189	1,893	1,211,000	105.4	171
51	897,947	172,409	175,324	12,118	1,973	1,259,771	104.0	178
(構成比)	(71.3%)	(13.7%)	(13.9%)	(1.0%)	(0.1%)	(100%)	—	—

業種別にみると、サービス業(一二二円三七銭)出版印刷業(一〇円〇九銭)

建設業(九円六六銭)が高く、卸売業(二円六七銭)食料製造業(三円七八銭)農林水産業(三円八八銭)が低い

引当金・準備金の利用率は——

引当金・準備金の利用法人割合は次の通りとなっている。

①貸倒引当金——三六・六%②賞与引当金——一四・〇%③退職給与引当金——七・九%④価格変動準備金——二四・三%

減価償却損金算入割合は、低下

減価償却の損金算入割合は九兆三四

一・九%と前年に比べて〇・九%低下した。

業種別・資本金階級別の所得率

業種別 資本金階級別	500万円未満	500万円以上 1,000万円以上	1,000 万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	合 計	前 年 所 得 率
農 林 水 産 業	4.4 %	3.5 %	5.3 %	4.7 %	1.0 %	2.8 %	2.3 %
鉱 業	4.6	4.0	3.8	2.6	33.4	20.2	20.2
建 設 業	2.4	3.0	3.0	4.2	5.1	3.7	3.8
織 維 工 業	3.7	5.3	4.3	4.1	3.2	4.1	3.5
化 学 工 業	4.2	3.7	4.2	5.0	3.6	3.9	4.6
鉄 鋼 金 属 工 業	3.6	4.4	4.3	4.8	1.4	2.6	4.0
機 械 工 業	4.1	5.1	4.4	5.0	5.1	5.0	4.4
食 料 品 製 造 業	2.9	3.8	4.2	2.0	4.7	3.5	3.7
出 版 印 刷 業	5.7	5.9	6.8	6.4	7.4	6.5	6.7
そ の 他 の 製 造 業	3.0	4.0	4.2	5.8	5.3	4.4	4.4
卸 売 業	1.3	2.2	1.7	1.4	0.6	1.2	1.6
小 売 業	2.6	3.0	3.0	2.3	2.2	2.6	2.6
料 理 飲 食 旅 館 業	4.7	5.1	4.6	4.7	5.4	4.8	5.4
金 融 保 険 業	14.4	11.1	5.5	7.5	9.0	8.8	9.2
不 動 産 業	6.9	7.9	8.1	5.2	6.6	7.0	8.8
運 輸 通 信 公 益 事 業	2.5	3.0	4.3	5.3	4.5	4.4	4.6
サ ー ビ ス 業	4.7	6.1	5.4	4.4	9.4	5.6	5.5
そ の 他 の 法 人	3.2	12.4	12.8	10.8	10.9	4.2	3.6
合 計	2.6	3.2	2.9	3.2	3.5	3.2	3.6
前 年 所 得 率	3.1	3.3	3.4	3.4	4.1	3.6	—

おや！と思ったら

所得税等の確定申告の期間中ですが、税に関する雑誌社、研究会のセールスマンのなかには、「税務署の者が……」とか「税務署から来た」などと言って、あたかも税務署員であるように見せかけ、言葉巧みに購読の勧誘を行うなど、悪質な手口が横行しておりますのでご注意ください。

おや！と思ったら、印鑑を押したり、金銭を支払う前に税務署総務課へお問合せ下さい。

なお、税務職員は必ず身分証明書を携行しておりますので、少しでもご不審のあるときは身分証明書の提示を求めて下さい。

江戸川税務署総務課

(683) 4281 内線204

新春の経済講演会

存続することに意義がある

中西重忠先生講演



だが、最も高い成長を行ってきたわが国への影響が一番大きく、しかも、国際競争力が強いだけに輸出指向が強く、これが、米国始め世界各国からの非難攻撃となっている。

大綱

本年一カ年の景気がさらに下降をよけることはないだろう。

政府は、新年度財政において極めて危険ともいえる積極財政を展開している。公共投資を中心に、中央、地方を合わせて約十兆円。

一九七八年の新春、昭和初頭の恐慌以上の恐慌を予想する人さえある。しかし、昭和初頭のわが国経済は、国際競争力に弱く、国民生活も貧しかった。現在は全くその条件が違うが、経済の局面は極めて悪い。

四年前の石油ショック以前の景気は設備投資に大きく左右される成長循環の景気で、好景気は比較的長期になり不景気の期間が短かいのが特徴である。現在の景気は在庫投資に左右される水平循環の景気で、景気の悪い方が長く、好い時が短い、又その流れは非常に不規則に変化する。

この不況は、高度成長から一転縮小経済に入った。我が国経済の対応がまだ出来ていないからである。それは日本だけでなく、先進大国は、みな同様

二次産業革命といった現有設備のほとんどが抜本的に更新される時代はいつかは来るだろう。その時期は定かでないが、三十七年の内に相当よい時代がくる。石油ショック以降の日本をふくむ先進大国の景気は何れも設備投資が沈滞したためにおきた不況といえる。

今日の先進大国の景気は設備投資が活発にならないと景気はよくならない。その設備投資が、米国で三十七年後に活発化すれば米国の景気もよくなり、それは、不当な対日要求を少なくし、同時に日本にも好況をもたらす結果となる。

円対策は景気重点

政府は、昨年、財政、金融を中心とした景気対策で景気浮揚を期待したが円が急騰しているとき、九月に実施された景気対策程度のもものでは、景気は立ち直らない。

どうかは、円高が今後も続くかどうか、一つの鍵になる。

「円が十円ずつ高くなると、成長率低下は、円高につれて大きくなり、二百五十五円から二百四十五円の円高で一%成長率は低下する。

現在の景気対策は調整インフレ政策でもある。現在の不況は供給過剰、設備過剰によるもので構造不況業種の大部分はこれが原因になっている。そして産業界では、設備廃棄の政策が進行中なのである。今回の不況対策が効果をあらわすとするれば設備廃棄の進行は一段と遅れ、それは、当面の深刻な不況を回避することができたとしても、短期間の内に再び現在の供給過剰の不況を招来させることとなるので、政府の行なっている景気対策が大きく進展しないことを望む。

下手な景気刺激剤よりも円高のすみやかな対策の方が景気対策になる。

企業経営者の皆さんは、五三年の経営は、三十七年の近い将来の好景気のために、本年は存続することに意義があることを自覚して慎重な経営をお願いいたします。

下半に多少浮揚か(本年は)

（本会主催の恒例の新春経済講演会の講演内容です）

効果は本年中には出てくる。この景気対策がうまく効果をあらわすか

（本会主催の恒例の新春経済講演会の講演内容です）

江戸川 法人会だより

全体役員会

支部活動を活発に



一 役員会々議一

さる、八月十一日、江戸川区民センター、五階会議室に於て、本部役員並に支部の合同役員会を開催、下期事業の実施要領、組織の強化と会員増強運動、特別事業の実施、広報活動、役員会等の出席方等について審議されました。

下期事業については、支部活動の充実に重点がおかれ、現在三四の支部に分割されているが、活発な、支部活動を行なっている支部と不活発な支部とが、極端で、今後研修会等の未開催支部については、事業委員会にて、常時積極的な勧奨を行う。

今秋より業種団体に働きかけ、地域研修会とは別の同業種の研修会を、又、しばらく中断していた、初級簿記講座を開催する。

組織の強化策は、例年通り、十月から十一月の二ヶ月間を増強期間とし、

発行所

社団法人 江戸川法人会

広報委員長

字田川 光 年

江戸川区小松川 4—98
(681) 3474

翌年の三〇周年記念に錦上花を添えるべく、五五%ないし六〇%の入会率にすべく一段の努力をする。特別事業は、欧州経済視察旅行は、十月五日出発の十一日間参加者は、現在四二名今後準備委員会にて詳細を決定する。

三〇周年記念行事は、翌年十月又は十一月に挙行する。行事内容等については、特別委員会にて協議する。

歓送迎パーティー

ますます協調体制

役員会終了後、同所において七月十日付の定期異動で栄転された方、新入の幹部の紹介とお礼を兼ねたパーティーを催しました。

当日の参加者は一四〇名約一時間本会役員となごやかに懇談をいたしました。

本年は、例年になく、大幅な異動で、約三割強八〇名以上の方が変わりましたが新たに赴任された副署長さんから、法人会と



— パーティー会場 —

広報活動は、本江戸川だよりの隔月発行と、親しまれる内容にすべく一段の努力をする。

役員会の出席方は、毎月開催の本部役員会に要出席者は、地域代表者であるので、欠席されないと地域会員さんの意見が反映されないとの極力出席方に努めて貰う。尚総務委員会にて、積極的に勧奨すると同時に、役員選任時の重要な資料とする。

今後ますます協調体制をとり、各種事業活動を積極的に支援し、円満な事務行制を推進して行きたいとの挨拶がありました。



着任のご挨拶



江戸川税務署長 志賀 美夫

私はこの度の異動により、黒須前署長の後任として当署に参りました。どうぞよろしく願ひ申し上げます。

江戸川法人会は東京国税局管内で最も早く創立され、昭和四十二年には既に公益性的ある社団法人として認可された歴史と伝統を有する法人会であり、会員数も四千六百社を越え、この間納税思想の高揚、税務知識の普及、企業の健全な発展等のため、活発に活動されていくと伺っております。

これは法人会の役員の方々を始めとして会員の皆様方の永年にわたる努力の賜であり、深く敬意を表する次第です。

御承知のとおり、現在の税制は自主申告納税制度であり、税務行政の円滑な運営は納税者と税務当局との相互信頼が基盤となるものであります。したがって、納税協力団体としての、法人会の皆様の御協力に負うところ極めて大きいものがあります。

私共といたしましても皆様方の信頼に応えるため、税務の適正かつ公平な執行に努力いたしておりますが、皆様方からの御意見、御相談はどんなことでも承り、納得のいく申告と納税をし

ていただけるよう、更に努力をいたす所存でございますので、従前同様、皆様方の御支援御協力をお願い申し上げます。

現在の経済情勢は非常に厳しく、高度成長の時代から安定成長の時代に移りつつあるとは申しながら、景気は低迷気味であり、先行きは案観を許さず、まことに多難な時期となっております。会員の皆様方におかれましてはそれぞれ工夫をこらした企業努力を重ねておられることと存じますが、このような時こそ法人会の活動により各企業の連帯を深め、さらに地域社会の英知を集めることにより難局に対処するにふさわしいと存じます。

私も従前にもまして、江戸川法人会発展のために御支援御協力をしてまいりたいと存じております。

江戸川税務署副署長

佐藤 重雄



東京国税局 査察部から参りました。会員の皆様とはあらゆる機会を通じて親しくまじわり、明るい、公平な税務の執行を目指したいと思ひます。税務の目標は適正な申告と納税について納税者すべての方に理解し、協

力していただくことにあり、そのために健全な納税者団体である。江戸川法人会の会員の皆様の一層の御協力と、御支援をお願い申し上げます。

法源第一統括官

新堀 武雄



本郷税務署から当地に参りました。江戸川区にも「新堀」という地名があるようですが、先祖をたどれば何らかの関係があったかも知れません。

法人会の研修会、懇談会等にはできる限り出席し、会員の皆様と直接意見を交換し、江戸川法人会が一層魅力のある会として大きく発展されるよう、全力を尽くしたいと思ひます。

どうぞ会員の皆様にも、一層の御支援と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

指導上席 渡井 英雄



出身地 長野県飯田 市 長野県飯田 市 前任署 武蔵野署

指導官 小倉 岩男



出身地 青森県青森 市 前任署 留任

趣味 登山
コメント 指導官二年目ですが、前年の経験を生かし、より良い説明会を開催したいと思っております。

指導官 小岩 真



出身地 岩手県盛岡 市 前任署 神田署

趣味 将棋・柔道
コメント 法人税についての疑問や要望など、お気軽にご相談ください。来署下さるようお待ちしております。

指導官 吉岡 強



出身地 佐賀県佐賀 市 前任署 麹町署

趣味 スポーツ全般
コメント 若輩者でもわかりませんが皆様とともに勉強していきたいと思っております。

「後悔先に立たず」

(税のことわざ集)

資金繰に窮してきた会社。給料の支払い資金は、手取りだけでやっとな。社会保険や源泉所得税までの手当がでない。やむを得ず、一〇万円の源泉所得税が未納となり半年経過した頃、税務署から納税告知書が送られて来ました。

たまたま、集金に来た銀行員がこれを見て、「これじゃ銀行から金を借りて納税しておいて、半年後に元本を返済した方が得ですよ。」詳しく聞いてみると、一〇万円の借入利息は年9・6%の利率で四、八〇〇円、告知を受けると延滞税と不納付加算税とで一七、三〇〇円になり、一二、五〇〇円の損失、ナルホド。

これを先生に話したところ、それだけでなくもっと損ですよという。つまり、銀行の利息は経費になりますが、加算税や延滞税は、税法上の経費にならないとのこと、そのハネカエリの法人税と地方税が、五、六〇〇円余と聞き、ウーン、マイッタ、マイッタ。

「渡る世間に鬼はなし」

町内会の会合で、

「今度、食料品店を開業することになったんですが、何しろ今まで営業マンでしたから帳付けがまったくできないの

小松川・平井第一支部

合同 研修会

七月二十七日午後二時より、両支部研修会を平井埼玉銀行に於て、副署長さんを初めとして、法人第一統括官、上席指導官並に指導官二名の御臨席を賜り、研修を受け其の内容を申し上げ



— 研 修 会 風 景 —

ます。

副署長さんより会員の増強について詳細、御説明があり式次第により、新堀法人第一統括官より、これからは、中味の濃い指導をして行きたい、そうして、未加入法人の加入速進を計り、税務行政の円満なる指導をする。又調査にあたっては、今迄より五割増の調査をやりたい。又研修会については、集合研修会をやるのではありません。是非共研修会に御出席される事を強力に要望された。

又渡井上席指導官よりは、決算法人に対し納税についてのメリットがあるお話、不良在庫品は早く処分する事其の他諸問題について、今迄よりだれでも、わかり易く御指導を受け税務行政について、心行くまで研修を受け今後大きな期待が寄せられるものと思ひます。

(平井第一支部長

三村 正雄)

はない、こうではないと、云い合いしながらつけているんですよ。」

「みなさん、そんなこと心配することは無いですよ。」

この前の法人会の会合で支部長さんが、会社の方で帳付けのわからない方は簿記の講習があるので、利用して下さいと云ってましたよ。それから

花嫁候補者を探しています

人生は「出会い」と「対話」だ、といわれます。そして縁とは「時の運」だ、とも。

あなたのお嬢さんの伴侶に、若い税務職員はいかがですか。

東京国税局では、従来、高卒の地方出身者(北海道・東北・九州方面)を多く採用し、一年間の厳しい教育のうち、各税務署に配置しており、大半の者は更に努力して大学二部の課程を修了したり、各種学校や専修学校で専門分野の学習に努め、強い向上心に支えられて職務に励んでおります。

女性との交際には総じて不慣れで、スマートさには欠けるが、その分純情でやさしいフェミニニストが多く、亭主閑白型は劣勢のようです。

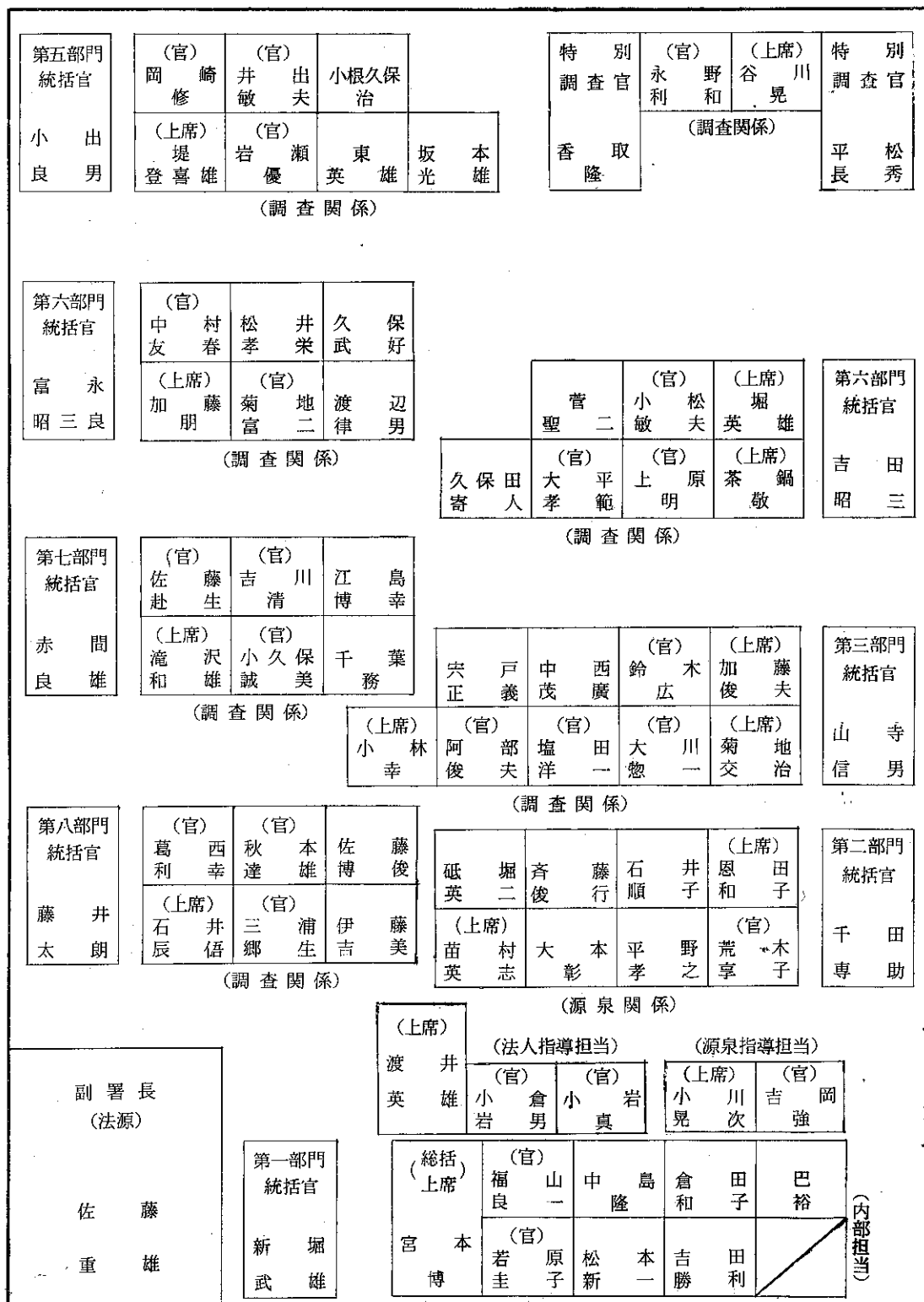
東京国税局では、こうした税務署の職員を対象とする結婚の相談に応じています。広く民間からの応募をお待ちしております。

詳しくは電話で、東京国税局人事相談室(東京(〇三)二二一一一〇六五番)へお問合せください。

個人経営の方は、青色申告会があるからそれを利用したらということでした。」

「いいことを聞きました、渡る世間に鬼はなしですね。早速利用することにいたしましたよ。」

法人源泉所得税部門配置図 《税務署三階》



江戸川
法人会だより

発行所

江戸川法人会

江戸川区小松川 4-98

電話 (681) 3474

- 一般消費税の導入反対
- 社会的実態に即した中小企業法人税を確立せよ
- 行政機構の整備、合理化を断行し歳出の圧縮を図れ
- 課税公平の原則を貫き税制の不公平を是正せよ
- 地方税の徴税費の縮減、申告手続の簡素化を図れ
- 景気対策として一兆円減税を断行せよ

人

<1>

菅 原 長 志
(専務理事)

法人会の創立者、税金とは縁がないズブの素人、創立発起人探しで苦労をしたというが、どうやら纏めて二十四年に創立、以来若さと気魄で押通してはワンマン局長の異名をとった。

税務署から区役所、警察消防へと頼まれては官庁歩き、高利貸しに乗取られると泣き付れては深夜交渉で解決したという執念負けず嫌いの無芸大酒家。社団化で専務理事に格上げ慶弔係専務さとはやく、来年は30周年記念だと新しい事をしたがる病は依然直らない。

税制改正要望全国大会

過る九月二十日、上部団体である財団法人全国法人会総連合主催の、「昭和五十四年度税制改正要望全国大会」が、九段会館に於いて開催された。上記「スローガン」をもとに要望事項を決議し、政府並びに関係機関に陳情を行なった。

税制改正要望に関する決議

わが国経済は不況の長期化と急激な円高傾向により、いまだ低迷状態を脱しえず、われわれ会員はその存廃をかけて厳しい経営努力を強いられている。

かような状況下においてもなお政府は膨張した国家財政を新税の創設等、増税によって賄おうとしていることは甚だ遺憾である。

われわれは福祉財源の増大等、今後の財政問題を展望するに、すべての増税策を拒否するものではないが、税制はただ単に歳入不足に対する財源対策であってはならない。むしろ新しい時代に即応した改正がなされるべきである。

従って、われわれが過去一貫して要望しているとおり、行政機構の整備、合理化等による歳出の圧縮、税制の不公平是正が具体的に明示されない限り、いかなる増税案にも断固反対する決意である。

本会は、政府に対し、国民経済の安定成長と税制の健全化に死力を尽すよう強く要望する。以上決議する。

税制改正要望事項 (概略)

一、法人税について

(1) 法人税率の引上げは、国際競争力、企業体質強化等の見地から反対である。

法人税についての負担水準が、先進諸外国に比べ、やや低いという観点から増税の余地ありとする議論もあるが、不況はいまだ進行中であり、むしろ思いきった政策転換により企業の収益を増進させることが先決で、それによって必然的に税収の増加をはかることが本筋である。

(2) わが国の法人企業の実態からみて、現行法をあらゆる企業に適用するのは本来無理である。所有と経営が不可分である中小同族法人については、社会的実態に即応した中小企業法人税法を確立すべきである。

(3) 右記特別税法実現までの過渡的措置として

① 現行の軽減税率は20%に引下げるとともに適用所得金額を一、五〇〇万円に引上げること。

② 同族会社の留保金課税及び行為計算の否認規定は廃止する。(以下略)

二、所得税について(6項目略)

三、相続税、贈与税について
配偶者間の財産の移転については非課税に徹すること。(以下略)

四、間接税について(略)

五、地方税について
申告手続の簡素化のため国税の付加税とする。(申告納税の一元化)

期待される法人会活動

十月・十一月に行われる法人会の会員増強月間の機会に紙上をお借りして法人会活動とは一体何なのかということについて、若干私の考えを述べさせていただきます。

減速経済といわれる時代を迎え、企業経営は非常に多難な時となっております。

過去の高度成長時代として、はやされた時代と異なり、何もしなくても周りがころがり込んでくる、といった甘い経営はもはや通用せず、変化の激しい社会経済環境に対応できない企業は脱落せざるを得ない状況となっております。

ります。

このような中で企業が当面する課題は、いかにして自社の経営基盤を安定させ発展させるかということだと思います。

企業が企業活動によって利潤を追求することは当然のことではありますがこのような時代においては目先の利益を追求することにとられぬ、将来を見通した経営方針を欠くことができません。

そのためにはまず、自社の経営状態を正確に把握すること、そして地域社会と協調して行く姿勢が大切かと思えます。

—篠崎第一支部研修会—



篠崎第一支部では年間行事の一つとして、税務署から指導官を招き、税務研修会を開催して、税務の知識を深めるとともに、会員からの質問や要望等にお答えいただいて、正しい税務の普及に努めております。今年度は当支部も役員改選があり、又、税務署の方も大幅な人事異動がありましたので、八月十九日、甲府の石和温泉にて税務研修旅行会を開催いたしました。

当日は、残暑尚きびしき折柄ではありましたが、十二時半出発、総勢四十数名、バス内ではあたたかも高校野球の準決勝の試合があつて、ラジオ放送に

そうした意味で法人会の存在とその会活動は非常に重要で。

社江戸川法人会は公益性を有する法人として国の認可を受けており、法人会活動は適正な申告と納税の普及を図るための税知識の普及にとどまらず、種々の活動を通して法人経営者に研さんの場を提供するとともに、個々の企業のみで解決し得ない問題について、例えば税制改正に対する建議等を行うなど、幅広い活動を行っており、税務署においてもその活動については全幅の信頼を寄せております。

経営者が企業の発展を真剣に望むならば、誰かが何かをしてくれるだろうという安易な姿勢ではなく、経営にブラストとなるものは何でも吸収しようとする。

手に汗にぎりながら、新笹子トンネルを通して、四時に目的地につきました。約二時間、三人の指導官から

一、決算手続きで、減価償却資産の償却費の損金算入について。

二、損にならない税金の納め方。

三、申告調整事項等について。

四、はて、これはどちらかなと首をかしげる、税務クイズ七問について。一見難かしいと思われることがらも明確に解かれて、和気あいあいのうちに予定の二時間も軽くすぎました。

翌、二十日の日曜日、御坂峠を越えて川口湖から富士スバルライン五合目

する積極的な姿勢が何よりも大切かと思えます。

法人会は地域社会の経営者の集りであり、様々な業種の経営者が共に懇談会、研修会等の活動を行っておりますが、こうした法人会の活動についても外側から眺めるだけでなく、会の活動に自ら飛び込んでその中から自社の経営に得るものを自分で見つけたいと思っています。

法人会の活動は税務署のためにあるのではなく、法人経営者、広くいえば納税者自身のためにあるといえます。

正しい記帳をすることにより、自社の経営努力の結果である業績を正確に把握し、地域社会の活動の中で協調し共に栄える努力を重ねることが、企業の発展につながり、ひいては法人会の一歩の発展につながることを信じております。

江戸川税務署副署長 佐藤重雄



まで行き、山中湖畔では、会員大森さんの出身地とあって、そこでトウモロコシ畑に入って、各自好きなだけのトウモロコシをもぎとり、これを土産に高知をPLのあの息づまる決勝戦を聞きながら、六時無事全員我が家に帰り楽しく有意義な旅行を終えました。

(旅行会代表幹事 大出明夫)

第一 B 税務研修会

第一ブロック(小松川・平井地区)では、恒例の税務研修会を、八月二六・二七日の両日熱海で開催した。

先ず児玉ブロック長より、税務署のお膝元でもあり、法人会活動に尚一層の奮起を望むものですとの挨拶にて開催、脱税Gメン

の活躍」と題した映画を見る。映画の内容が非常に誤解されやすい内容であり、映写すべきか否かと、大変迷われた由の内輪話も披露され、誤解なき様との話の通り、Gメンの活躍に場内声もない状態であった。

続いて講義に入り、新堀法人第一統括官より、税に関する百般の話の

あと、何うしても研修会に出席出来ない方々のために調査指導をし、昨年度より四〇〇・五〇〇社位上積みした調査を行ないたいとの結びであった。次に渡井指導上席の決算と申告とのテーマでは、決算調整事項、申告調整事項



に折り込むものの処置を、顧問税理士さんとよく相談し、税理士さんと経理内容が話し合える様勉強して欲しいとの要望があり、吉岡指導官の税のトレーニングは、宝くじの賞金、競馬の払戻し金に対して税金はどうか等、説明

解答があり、研修資料の討議、質疑応答も活発に行なわれ、時間不足の状態にて終了した。研修会終了後、懇親会を催し、本会の天野副会長より営業を続ける限り税とは離れられない故、お互いに勉強をとの挨拶があり、賑かに開会し、和やかに閉会した。

高橋 京太郎

女性とお酒

先頃、某洋酒メーカーが女性を対象に飲酒傾向調査を行なったところ、三人に二人はお酒を飲むという結果が出た。

ビヤホールや焼鳥屋にも女性の姿を見ますが、やはりふん開気を楽しむというムード派が大半をしめている。未婚女性の好むお酒は、ウイスキー、ビール、ワインの順となっていますが、

備えは万全でしようか！

日々の業務のさなか、経営者の皆さんは、企業の命運を左右する経営者、経営幹部の責務の重さを守ること、ともすれば忘れがちではないでしょうか。法人会では、(昭和四十六年十月十五日付、交付の直審四一一通達に基づき)予期せぬあらゆる事態を想定して、法人会の大規模総合保障制度を誕生させました。

発足以来七年目に入り、ご契約者は逐年増加し、すでに二〇万社を越え企業を守る制度として広く皆さまのお役にたっています。発足以来、死亡保険金のお支払いは、一、八三二件で、二六九億七四三万円。入院給付金は、一五、一八四件、一二億三、六六三万円(五三年三月末)となっています。

大型保障のすぐれた特徴は、
一 最高三億円の大型保障(一千万円〜三億円)

ほんのりと点るライトの下でグラスを傾ける姿は、何かドラマを感じさせるものがありますね。

ところで、お酒に税金がかかっていることはご存知と思いますが、一番税率の低いお酒をご存知ですか？それはワインです。ワインは、恵まれた太陽とさわやかな空気に育まれたぶどうから生まれた、ぜいたくなお酒です。税率が最も低いなんて意外ですね。

二 入院、手術、休業保障を含む豊富な給付内容

三 掛け捨てで割安な保険料

四 保険料は全額損金算入

五 配当により増額される保障
法人会では、十、十一月度を大型保障の特別キャンペーン月間として、広く会員の皆様にご理解を頂き度くご案内申し上げます。

尚、制度推進担当員は、

第一ブロック：細野博三・松川勇

第二 " " : 大木恵磨子・佐久間良子

第三 " " : 小笠原清一・戸田衛

第四 " " : 山田政之助

第五 " " : 日吉巖・平塚守

以上九名の推進員は、毎日ブロック内で活動していますので、新入会員の手

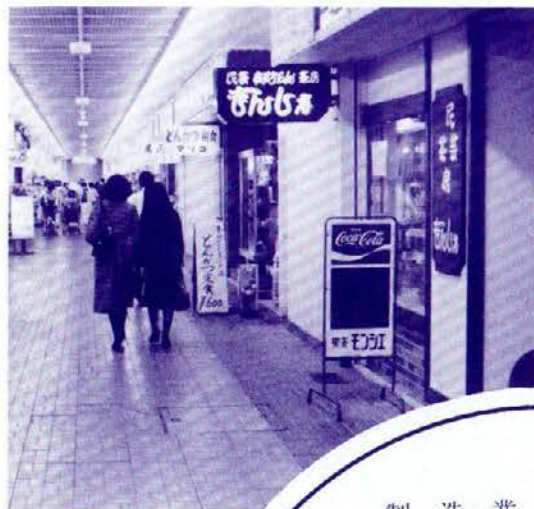
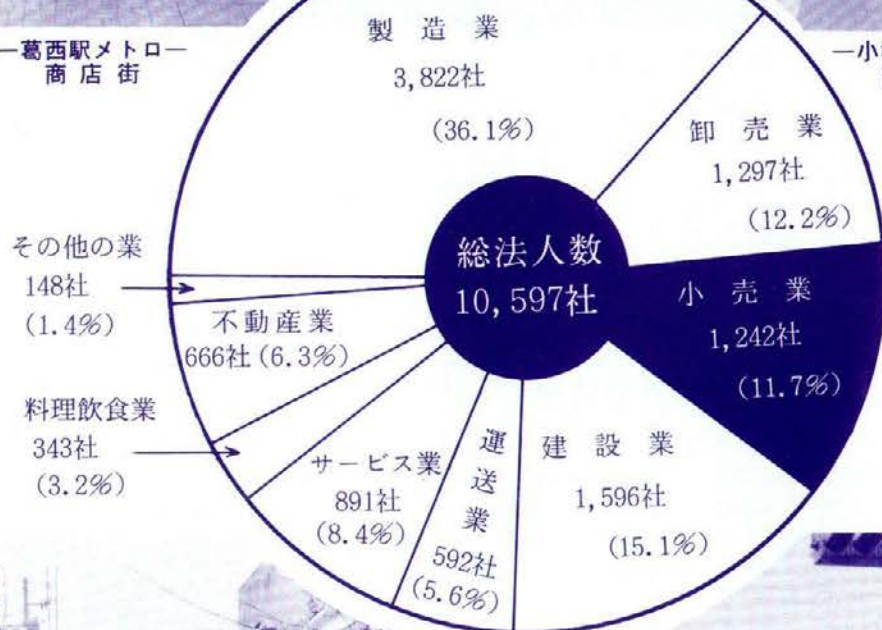
続等も合せ、法人会へのご意見、注文

等、お申し付願います。

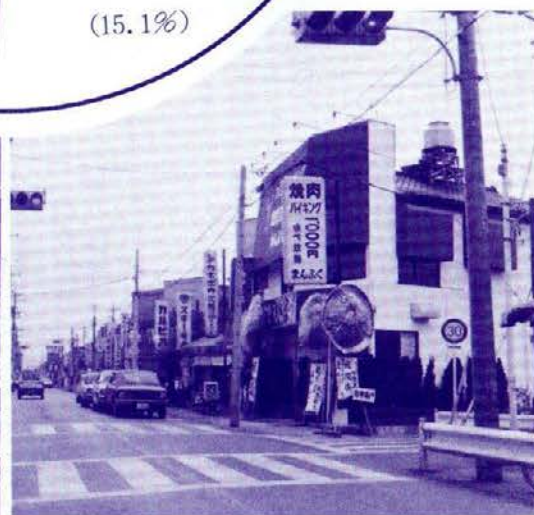


区内産業分布図

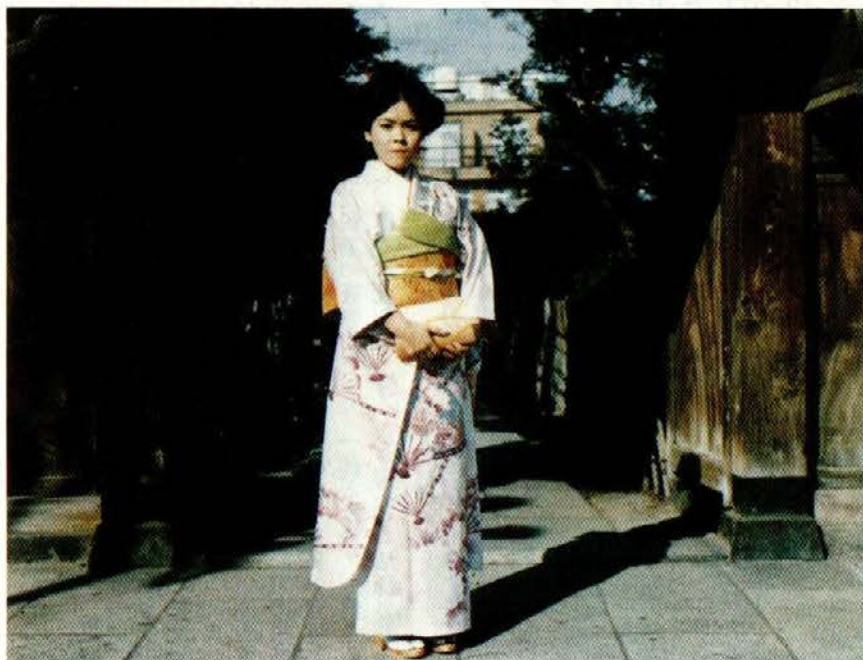
—昭和53年 6 月現在—

—葛西駅メトロ—
商店街—小松川・春日町—
商店街

—篠崎地区商店街—



—鹿骨街道商店街—



江戸川 法人会だより

三十周年の春を迎えて

社団法人江戸川法人会 会長 佐久間新二



謹んで新春の御祝詞
を申し上げます。

昭和五十四年の新春
を迎え、皆様のご清福
とご多幸を心からお祈

り申し上げます。

旧年中は、関係官庁の皆様方並に会員各位
特に役員の方々には、深いご理解とご支援に
より、本会の使命を遂行させていただきまし
たことを心からお礼申し上げます。

景気の長期停滞と円高の影響により、我々
中小企業にとって情勢はかなり厳しいものが
あります。

政府は過度の国債依存による景気対策とし
て、景気刺激型予算を発表、インフレ再燃
予想も高まってきました。又、この借金
財政の穴埋として、増税は必至となり我々に
とってきわめて馴染み難い一般消費税の五十
五年導入など、ますます我々弱小企業に追打
ちをかけるような不安な経済が予測される昭
和五十四年を迎えたのであります。会員の皆
様には、今後の経営対策に早くも心苦のこ
とと存じお察し申し上げます。

この様な情勢の中で、五、〇〇〇社の会員
を擁する我が法人会の役割は、益々重要性を
帯びてくる次第でございます。

本年も本会は、名実共に公益法人に相応し
い会員皆様方の企業の健全化を図るための経
営問題、節税のための研鑽事業、正しい税の

使われ方の監視等、与えられた法人会活動を
積極的にこなさねばならぬと存じます。

本年は本会にとりましては、創立三〇周年
という記念すべき年でもあり、秋には記念式
典等も現在計画中でございますので、この期
を契機として、役員各位の特段のご支援を仰
ぎますと共に、事務局を補助し会員皆様方の
ご期待に添う御奉仕をすべく覚悟を新たにす
るものであります。又、青年部会も誕生早
や四年目、その動向はまことに目覚しく、経
営者講座、税務の研修、親睦並に慈善事業等
幅広い活動を展開されております。昨年は五
〇余名の卒業生も出て、現在その多くの方が
本部役員として活躍中でございますが、本
会の使命達成のためにも、関係各位の理解
あるご指導とご協力を迎ぎ、より一層申告納
税制度の向上に寄与いたす所存でございます。
最後に会員一同様のご事業の繁栄とご
健勝を祈念し、我が江戸川法人会の拡充発展
のため、ご協力ご支援をひたすらお願い申し
上げまして年頭のご挨拶といたします。

写真のお嬢さんは、

飯島誠氏(平井運送代表取締役)の長女
本人の紹介 飯島規子さん

生年月日 昭和三十三年五月一九日生

現在 在 共立女子大学二年生

趣味 スキー
特技 テニス

新年のごあいさつ

江戸川税務署長 志賀美夫



法人会の皆様
新年おめでとう
ございます。

昨年は会員の皆様のご理解とご協力をいただき、お陰様で円滑な税務の運営ができましたことにに対し、厚くお礼を申し上げます。

法人会も会員の皆様のご努力によりますます発展を重ねられておりますことは、誠によろこばしい限りでございます。

特に法人会の増強につきましては、役員の方々をはじめとして、会員皆様方の献身的なご努力により、着々と会員の増加をみておりますことは、皆様方が法人会の使命をよく理解され、会の発展のために尽くされている表われであり、深く敬意を表する次第です。

最近の経済情勢は、やゝ明るさを増してきたとはいえ、依然として低迷を続けており、経営に携っておられる皆様方のご苦勞は大変なことと拝察いたします。

このような状況の下で、健全な企業発展を目的とする法人会の果たす役割はますます重要なものとなっております。

特に、本年は法人会創立三十周年を迎えられる真に記念すべき年であります。

この輝かしい歴史と伝統を踏まえて時代に即応した事業活動の一層の充実を図り、会員の皆様が法人会を通じて一体となって、健全な企業の発展のために更に活躍されることを期待いたします。

私どももできる限りの協力をいたし

新らしい年を迎えて

東京税理士会江戸川支部長 田代正夫



謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

新しい年を迎え法人会会員皆様のご多幸と

ご健康をお祈り申し上げます。

旧年中は税理士会に対し親しくご交誼又ご支援をいただきありがとうございます。周年記念特別講演会に際しましては、多数会員のご聴講をたまたわりこの機会をお借りして厚くお礼申し上げます。会社経営の上で少しでもお役に立っていただければ幸いです。

たいと存じております。

申上げるまでもなく、申告納税制度の本旨は納税者一人一人が社会共通の費用を税として、正しく自主的に申告し納税していただくことであります。

これを実現させるために、税務署としては、納税者の身になって心の通った税務行政を行うよう、なお一層の努力を傾注してまいりたい所存であります。

新しい年を迎え、江戸川法人会のみならず、ご繁栄を心からお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。

昨年に引き続き本年も仲々きびしい経済状況と思考されます。景気は依然として低空飛行でしょう。ハンドルの振りを誤まると障害物にぶつかったり墜落をまぬがれません。かつて私の顧問先の社長様に「景気の良いとき儲けるのは誰にでも出来ることです。不況のときは儲けてこそ真の商売人と云えるのです。」という話しをお聞きしたことがあります。正にその通りと思っております。上手なハンドル捌きで不況を乗り切ってください。

私達税理士も常に研鑽努力し顧問先である会員皆様のご期待にそうよう勤める所存であります。又会のご交誼に

際しましては互いのできる限りの助け合いを今後も続けさせていただき、ともに力を併せ税務署の交友団体としての実を挙げたいと思っております。おわりにのぞみ会員皆様の会社のますますのご発展をお祈り申し上げます。

加入勧しように税理士先生にも協力をお願いします

このたび東京税理士会の御協力により、同会所属の税理士先生に次のような法人会への加入勧しように対する考え方を送付し、税理士諸先生方の御理解と御協力をお願いしました。

- (1) 企業経営と税金とは切り離すことができない関係にあり、経営者が税に対する知識を高めて合理的な納税に心をくばることは、企業を健全な発展に導くうえで、きわめて大切なことと思われまます。
- (2) 税務署としては、明るい申告納税の推進という見地から、法人会活動の一層の進展を期待してできる限りの支援をしております。
- (3) 企業が近代的な経営対策を吸収し、また地域社会の一員として、地域社会の中で共存共栄を図るうえで、法人会の活動は企業にとって大きな支えとなることと思われまます。
- (4) 町内会の人達と親しくお付き合いするよう、年を通じてわずかの時間を仲間づくりに割いてみることも有益なことと思われまます。

『決算について』 「我が社は税理士さんに頼んであるから……」 「うちは経理担当に任せてあるから……」などと、とかくあなたまかせの社長さんもあるようですが、『せめて経営者として重要ポイントのチェックだけは励行してほしい……』これは税務研修会で常々聞かれる言葉です。社長自ら税法取扱いに精通して決算の全てをチェックされることが理想でしょうが、しかし、実際にはなかなか至難の業とされます。そこで、それでは最低どの程度までのチェックが望ましいのか……ひとつの目安にさせていただきよう、決算書作成に臨んでのチェックリストを掲載しました。

◎ 決算に臨んでのチェックリスト

1. 決算日の15日前のチェック

- (1) 実地たな卸の準備はどうなっているか
- (2) 決算に関する注意連絡は行なったか
- (3) 確認を要する諸預金残高等証明の連絡は行なったか

2. 決算日またはその翌日のチェック

- (1) 実地たな卸を的確に行なったか
- (2) 現金、受取手形、有価証券の実査は行なったか
- (3) 割引手形、譲渡手形の確認は行なったか
- (4) 支払手形の残高確認は行なったか
- (5) 未払金、未払費用の確認は行なったか

3. 決算日以後10日間のチェック

- (1) 各種明細表は入手しているか
預貯金、受取手形、売掛金、買掛金、支払手形、貸付金、不動産、地代家賃、たな卸資産、租税公課等、貸倒損失。
- (2) 各種確認書は入手しているか
預貯金残高、借入金残高、外注先預け在庫。

4. 勘定科目についてのチェック

- (1) 現金……………実在残高と出納帳の突合
- (2) 預金……………各種預金残高の突合、当座預金の未達調整
- (3) たな卸全般……………届出による評価方法で行なっているか
原始記録は保存されているか
預け品、未着品、戻り品は計上されているか
- (4) 受取手形……………手形張との個別点検、期日確認
不良手形、融通手形はないか
- (5) 売掛金……………締後記帳は行なわれているか
補助簿との突合せは行なったか
不良債権はないか
- (6) 貸付金・仮払金……………相手先金額内容の個別確認。利息計上の有無。
不良債権の有無。他勘定への振替の有無。
- (7) 不良手形……………回収の可能性はどうか
- (8) 減価償却資産……………貸倒損失、債権償却特別勘定の対象となるものはないか
経費勘定に資本的支出はないか
耐用年数の適用は正しいか
特別償却の適用は正しいか
償却の方法は届出の方法で行われたか
- (9) 支払手形……………手形帳との特別点検、期日確認。
金融手形はないか
- (10) 買掛金……………締後の記帳が記われているか 補助簿との個別突合。
- (11) 借入金……………相手の住所、氏名、担保および利息の確認。
- (12) 未払金、未払費用……………当期の費用性は確定しているか
相手先内容個別確認。
- (13) 前渡金・預り金……………残高および内容の確認。
- (14) 売上・仕入……………収益計上基準は連年統一されているか
返品、値引、割引等の処理は間違いないか
締後取引の違算はないか
- (15) 費用……………役員に対する報酬は適正か
使用人兼務役員の判断は正しいか
役員退職金の処理に間違いはないか
会議費・組合費等に交際費等と認められるものはないか
期間損益に該当するものの処理はどうか
交際費・福利厚生費等に給与となるものはないか
- (16) その他……………各種引当金、準備金の繰入れは正しいか
土地建物の収用、買換等の課税の特例適用はないか

5. 決算終了10日後のチェック

- (1) 元帳の各口座は正確に締切ったか
- (2) 請求書、納品書、受取書等は確認保存されているか
- (3) 決算資料は正しく保管されているか
- (4) 翌期において注意すべきことはなかったか

◎ 住宅ローンにかかる住宅取得控除制度

一定の金融機関や建設業者から償還期間十年以上の融資等を受け、又は十年以上の賦払方法により取得した新築住宅に、昭和五三年一月一日以後居住した人は、その居住した年以後三年間の各年分の所得税額から、本来の住宅取得控除額に、左記の算式により計算した金額(最高三万円)を加算した金額が、住宅取得控除額として控除されます。

その年中の割賦償還金、又は賦払金の額 $\frac{30 \text{ 万円}}{5} \times 5\%$

◎ 住宅取得資金の無利息貸付の取扱

住宅取得資金の無利息貸付けの取扱いは、従来企業が使用人に対し、住宅を取得するための貸付けをした場合、無利息でも課税問題は生じませんでしたが、五三年四月一日からは無利息の場合は年利3%相当額、利息を徴収していても年利3%未満の場合は、年利3%と実徴収した金額との差額が給与所得として課税されます。

◎ 決算期別法人説明会の開催月の変更

従来決算期別法人説明会は、申告月に開催されていますが、五四年二月から決算月に開催することになりました。対象法人は別記のとおりで、案内状は別途送付します。

説明会開催月

案内状

対象法人

説明会開催月	案内状	対象法人
54年1月	申告書同封	53年11月期法人
54年2月	〃	53年12月
54年3月	〃	54年1月
54年2月	別途送付	54年2月
54年3月	〃	54年3月
54年4月	〃	54年4月
54年5月	〃	54年5月

(以下各月同じ)

◎ アンケートに基づく説明会の開催

アンケート調査の結果に基づく説明会が、五四年二月から開催されます。案内状は別途送付されますので、是非御参加下さいようお願いいたします。なお、案内状は希望者のみに送付されますが、アンケートに希望されなかった方でも、会報等により御案内致しますので御参加下さい。

日時 五四年二月一六日(金)

午後二時三十分
場所 江戸川区民センター
テーマ 決算と申告

なるほどこの方がトクだ。決算を組む前にたし加めておきたいウィークポイント集

税のひろば

「保険金を受取ると」

今や日本は、世界有数の長寿国になりました。ということは、生命保険の満期保険金を受取る人が多くなることに……。

最近では、税務相談室に「満期保険金を受取ったら、思いがけない税金がかかった、どうにかならないか」という質問が増えているそうです。

ひとつに保険金といっても、亡くなったとき一度に受取る保険金や、時金でなく年金方式で受取る保険金など、受取る方法もさまざまです。保険金を受取ったとき、どなたが保険料を支払っていたかによって、かかる税金の種類がちがってきます。

満期保険金——ご主人が保険料を支払って、奥さまが満期保険金を受取ると、奥さまに贈与税がかかります。贈与税には六〇万円の基礎控除がありま

すので、満期保険金が六〇万円より多かつたら要注意。満期保険金の受取人を、ご主人に名義変更するのが得策です。ただし、ご主人に一時所得として所得税がかかることもあります。贈与税よりは少なくなります。

死亡保険金——亡くなられたご主人が保険料を支払い、相続人である奥さまやお子さまが保険金を受取ると、相続財産となり、相続税がかかります。

税の二つれ話

★どっちが得か

A「家を建てたら、三年間は税金が安くなるんだって」

B「女房をもらったら、配偶者控除ができるから何年でも税金が安くなるよ」

C「じゃ、女房をもらおう」

★戻し税

おばあさん「おじいさん、戻し税って何ですか?」

おじいさん「戻し税というのはね、戻ってきた税金でお酒を飲んで、また国へ酒税を戻すことじゃよ」

★たより

おばあさん「また、ホラばかり」税金引かれちゃって、今月はこれだけしか仕送りできません。ゴメンナさい。

大丈夫。お前が納めた税金は、年金となつて私に届いています。元氣でやり。——田舎の母より

支部だより

葛西第一支部 野口輝雄

当支部は第四ブロック葛西第一支部担当地域は、宇喜田町の北側と西葛西(旧小島町二丁目全域と二丁目の一部)であり、加入率は上位にランクされていると自負している。ここで、その主な特徴と支部の活動について御紹介したいと存じます。

地域的な特徴

当地域は、中小規模の工業生産、加工業、鉄工加工業が多く、次いで土木建築業、不動産業の多いのも特徴の一



つである。土地柄堅実な経営者が多く加入率にも関連して居ると思われる。又、近年高層住宅が進出し、商、工、住と三本の柱を軸として発表している現在、新設法人も今後急増が予想される。又、葛西四支部地域内は未開発の土地も多く、今後の支部編成も大きく変動があると思う。

経 済

当地域は過去十数年で今日のごとく発展を続けて来ているが、金融機関の進出とその予想資金量から推測して、将来予想したものをはるかに上廻っていることも事実示しているように、今後の発展と町づくりに大きな期待と希望をもっている。かつて農、漁業を営む人口が多く住んでいた町であったが現在は商、工業を中心としている一方高層住宅地として経済の中心に変わりつつある町となっている。

支部活動

当支部の第一の特徴は、支部活動の提案、議案に対して意見のまとまりのスムーズなこと、お互いの意志の疎通のよいことが、支部活動の活発化に大きな礎となっている。又、年一度のブロック研修旅行を行なっているが、これも運営上大きな活力となっている。法人会活動は、人と人、企業と企業が理解し合って大きな目的を達成することであり、支部内の企業の発展を、会の発展に多角にむすび乍ら今後の運営に寄与して行きたいものである。

小松川・平井第一研修会

去る、十二月四日、平井第一支部、小松川支部合同による、五十三年度第二回目の税務研修会を、埼玉銀行平井支店二階講堂に於いて開催いたしました。役所より、新堀法人第一統括官を始め、三氏の方を講師としてお招きいたしましたし、午後三時より二時間、「同族会社の判定と役員報酬と賞与等」大変有意義な講義内容にて講義終了後の質疑応答も大変活発で、午後五時の終了時間一杯という盛況でした。



す小生も、過去その一人で、税務講習会などは、「喰はずぎらい」の典型で今まで過去一度も出席したことがなく頭からいやだという感じでした。しかし二度、三度と講義をお聞きする事により、税務に対する考え方が、少しづつ変わりつつ有るような気がいたして参りました。

我々中小企業者は日々の経営努力は疎かに出来ませんが、一年間二回の税務研修会に参加頂き、節税対策の頭のトレーニングを致そうでは有りませんか。(小松川支部長 坪田 弘)

▲新年賀詞交歓会

日時 一月十九日(金)

午後一時十五分開場

場所 江戸川区民センター

〔第一部〕 時局経済講演会
〔第二部〕 新年賀詞交歓会

- ▲1月22日(月) 第二B税務研修会
- ▲1月24日(水) 篠崎第一役員会
- ▲1月29日(月) 西小松川新年会
- ▲2月5日(月) 第一B税務研修会
- ▲2月9日(金) 第五B税務研修会
- ▲2月16日(金) 第三B税務研修会
- ▲2月21日(水) 第四B税務研修会

恵まれない人たちに！

恒例の青年部主催による、歳末チャリティオークションが、十二月六日（水）第二ブロックが当番で、江戸川区の中心地、江戸川公会堂にて開催された。

今回で四回目にあたり、当日は地元の主婦ら六百

も参加部会員は、オークションを無事成功させた満足感か、和気合々で当日までの苦労話に花をさかせていた。

オークションの売上金は、締めて九〇万六、一八〇円、これを恵まれない施設にと江戸川区の社会福祉協議会へ全額寄贈いたしました。

況になるオークション会場に殺到した。集められた品物は、青年部会員、並に法人会役員の無償提供で千二百点余り、時価約三百万円、公会堂にぎつしりと陳列された品物も、三ヶ所のセリ場によって二時間余りできれいさっぱり、一点の売れ残りもありません。



— 会場風景 —

尚、本年は十二月二日（日）第五ブロックの当番で、篠崎瑞江地区にて催しますのでお楽しみに！



中小公庫からのご案内

“為替変動対策緊急融資”の取扱期間が延長されました。

従来昭和五三年十二月三十一日迄の取扱期間となっておりましたが、今般昭和五四年三月末日迄延長となりましたのでお知らせ致します。

「資金の使いみちは」

円相場の高騰に伴い、為替差損や受注の減少等のため緊急に必要となる長期運転資金。

「融資条件は」

融資金額 四千万円以内

融資利率 三千万円を限度として最初の三年間、年五・三%

その後の期間、年六・〇%

その他、年七・一%

融資期間 六年以内

（うち据置期間三年以内）

なお、一般貸付による運転資金、設備資金も併せてご利用下さい。

「一般貸付について」

融資限度 一億二千万円以内

（うち運転資金六千万円以内）

融資利率 年七・一%

融資期間 原則五年以内

設備資金については必要に応じ十年まで。

据置期間一年以内

ご利用で 対象業種を営む中小企業 ぎるかた のかた

この他、長期、低利の特別貸付制度もありますし中小公庫の資金はいろいろと有利で利用しやすいものとなっております。たとえば、

※登録免許税は免除

※お利息は後払い

※返済は自動振替制度

くわしいことは中小公庫の窓口へ直接おたずねください。

お問合せ先

中小企業金融公庫営業第二部

江戸川区担当相談係

電話（二七〇）一二六一

◆編集後記◆

法人会だよりの発刊に当りましては、署の統括官、指導上席、局長、広報委員の皆様方には、大変お忙しい処、取材と編集にご指導お骨折りを戴き厚くお礼申し上げます。

今後とも会員の皆様方に数多く読んで頂くために、委員一同頑張りますので、よりよい内容を掲載したいと思っておりますので、役員の皆様、会員の皆様方の記事の提出をお願いお持ち申し上げる次第でございます。

宜しくご支援、ご協力の程重ねてお願い申し上げます。

（広報委員長 宇田川光年）

記念式典は11月16日



— 役員会々議 —

八月三日、江戸川区民センター大会議室に於いて、本会の本部並に支部の全体役員会を開催、①秋季の事業活動、②三〇周年記念式典関係、③組織の強化と会員増強問題等が審議されました。秋季の事業活動としては、特に本年は、各プロジェクト主催により、一般消費税導入がさげばれているなか、この消費税の仕組を正しく理解すべく、全会員に「一般消費税の仕組」の小冊子を配布すると同時に、消費税の研究を中心とした秋季プロジェクト税務研修会を開催する。

組織の強化と会員増強問題については本年四月の本部役員会にて、三〇周年記念特別委員会より「三〇周年が記念式典挙行だけに終始するのではなく本会の一つの区切りとして、今後ますます発展していくためには、たゆまぬ組織拡大が必要である。そこで、三〇周年を迎えるに当り、錦上添花を添えるべく、未だ五〇の入会率に達成していない支部も多数あるので、この際全支



— パーティー会場 —

役員会終了後、七月の定期異動にて栄転された方、新らたに赴任された署の幹部の方々をお招きして、お礼を兼ねたパーティーを催しました。当日の参加者一二名と約一時間、なごやかに懇談いたしました。

本年は創立三〇周年

全体役員会 — 八月三日開催 —

江戸川
法人会だより

発行所

江戸川法人会

江戸川区小松川4-98

電話(681) 3474

三〇周年記念式典は、来る一月一六日(金)江戸川公会堂にて催される予定だが、当日の式典内容の記念講演、功労者表彰、祝賀会等の詳細は、三〇周年特別委員会が現在検討中のため、九月の役員会にて再度審議する。

又、会員名簿発行のため、役員さんに広告募集方を願った処、広告収入は二、一五二万円と当初の目標額を大幅に上廻った。そこで、近い将来、老朽化した現会館の建直しもある中で、三〇周年記念の特別支出は、出来る限り切り詰め、剰余金は、全て会館建設準備金として積立てることを満場一致で可決された。

この運動には、署側も近年にない積極的な支援体制をとって戴けることとなり、非常に心強く各地区で九月より運動月間に入ることとなりました。



着任の御挨拶



江戸川税務署長 岩 森 穰

署中御見舞申し上げます。

日ごろ、社団法人江戸川法人会の佐久間会長様はじめ皆様からは、法人税および源泉所得税事務をはじめ国税の事務運営全般にわたり、深い御理解をいただき、多大の御協力をお願いいたしておりますが、御蔭をもちまして税務の運営も円滑に推移しております。

これも皆様の御苦勞の賜物と深く感謝し、厚く御礼申し上げます。

さて、わたくしこと、この度の国税庁人事異動で、前任志賀署長の後任として立川税務署から転任した岩森でございます。前任署長同様に、今後とも会員の皆様と税務署が相互信頼を基盤として、適正公平な充実した申告納税の推進に、なお一層の御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。第でございます。

最近の経済情勢をみますと、景気は着実に拡大を続けておりますが、一方石油価格の急騰に端を発した卸売物価の大幅上昇等、懸念すべき物価情勢にあり、経済運営は必ずしも樂觀すべき状態にありません。また、オイルショック以降、急激に悪化した国家財政の

手直しと再建を図ることが、現在、最も緊急な課題となっておりますことは御承知のとおりでありまして、私共、税務を取り巻く環境は、ますますきびしいものが当然予測されているところでございます。

可能な限り適正公平な税務の執行を追究すること、断固たる態度で納税

嫁としゅうと(姑)と月給と税メンより

爆発的な人気があった流行歌「お富さん」の一節、「粋な黒髪見越しの松」を、うふ、つさせる下町の「ある割烹店」も、ご多聞に洩れず税務調査があった。税務調査は、売上や仕入れの付落ちとか、現金不足の使い途等を問題にされ一向にラチがあかない。

そうこうしている或る朝、大正初期生まれの丸髷女将が税務署へ怒鳴り込んできた。それは、税務署の調査のお蔭でお客が減った、どうして呉れるんだ、というのが言い分であった。

こんな苦情は時々聞かされる。

調査が終らないといっても税務署がその店へ毎日お邪魔している訳ではない、ただ問題となっている事柄を回答して呉れるのを待っているだけなのに。「マーマー」落ち着いて下さい、あなた

の言い分は十分お聞きしますから」若秩序を維持することは税務の先人達の歩んできた「王道」であります。わたくしどもは新しい時代の情勢下にありまして、基本的にはこの「王道」をもって変動する情勢に対し柔軟にして機敏な対応をしていきたいと心しております。

江戸川法人会の会員の皆様の一層の御繁栄と御健康を心からお祈り申し上げます。わたしの着任の御挨拶といたしま

す。

い調査官もやろうづばい気味であった。いろいろ事情を聞いてみると、日常

の予約やお座敷はお女将さんが分担し、帳付けの方は近くのアパートから通う嫁さんがつけている。お互いに責任のなすり合いで結論が出ないというのだ。

しかも、日頃から二人は意思の疎通がない、むしろメッタに口も聞かない状態にあることが察せられ、間に立った

嫁さんの旦那も弱り切っている様子が目に見えるようにうかがえた。(これ

では仲々結論が出ないぞ!!)

そこで、現金管理など一切の実権を

握っていると思われるお女将さんに、

「調査の問題点はともかく、皆さんの月々の生活費はどうなっておりますか」と尋ねてみたら、息子さんには毎

月十万円、嫁さんには二万から三万円

で特に決まった額を渡していないこと

を辛うじて答えた。

これではどうでしょうか。

都心に近いアパートを支払い、二人の子供の養育費も結構かかる、四十

才を過ぎた息子さんも一万や二万の小遣いじゃ足りないでしょう。

答は自ら出たようなものだ。

税務署としては「店の経営をどうし

るか家族の月給は幾らでなければなら

ない、というような権限はない。し

かし、誰からみても納得のいくような

生活費、月給があつて始めて働らく意

欲も笑顔も出るのではないですか、明

るい笑顔は敏感に店のお客にハネ返る。

お客の減ったのは税務署のせいではあ

りません。あなたの方の笑顔が少な

いとお客が遠ざかったのだでしょう」

それから数ヶ月、もちろん税務調査

は終っていた。ある日そのお女将さん

が署へ尋ねてきて、「近道は息子夫婦

や孫たちと和やかな毎日が続いていま

す。みんなの給料をきちんと決め十分

ではないがちゃんと出すようにしまし

た、お蔭さまで売上の方も伸びてきて

何か元氣になったような気がします」

と礼を言われた。

嫁・しゅうと 夫婦げんかもリクレ

ーション たまにはよいが 過ぎれば

破滅

税務調査がきっかけで、家庭円満の

ヨリを戻して貰った——こうした旨い

例は少ないが、仕事冥利といつてもよ

いのでしょうか。

法人税第一統括官 新堀武雄

こういう会社か 脱税している

どういふ会社にもアウトサイダーはいるものだが、「税の社会」では往々にしてそうしたアウトサイダーが「脱税者」であるという場合が少なくないようである。

たとえば、法人会や青色申告会、物品税協力会、あるいは税務署が呼びかけて作られている業種別の税務の研修会などになかなか入って来ないという納税者だ。

もちろん、法人会とか青色申告会に入会しなければならぬ義務はなく、また、そうした会に入会してなくても、立派に申告、納税の義務を履行している納税者がいることも事実であるが、当局の永年にわたる調査結果によると、脱税、あるいは意図的な脱税とはいえずとも誤った申告をしている例は、「アウトサイダー」ほど多いというのもまた事実のようである。

その一例は、当局が毎年まとめている税務申告面からみた「ワースト業種」に現われているが「ワースト上位」にランクされる業種は、おしなべて、納税協力団体への加入率が低く、また、加入していても研修会等にはほとんどでず、会員としての連帯意識も低い(税

法人会等の未入会者 適正申告の意識も低い

務署)とみだれているのだ。かつて、脱税ランキングの上位に顔をだしていたこともある幼稚園などは、その典型的な例で、同業種の場合は、事業の特殊性から法人会や青色会などいわゆる納税協力団体への入会率はきわめて低く、また、税務署も特に、業種別のグループとしての研修の場を作っていないかった。このため、園児の数や入園金、寄付金などをこまかくすいう、ごく単純な手口で脱税を図るものが、少なくなかったが、各税務署が、幼稚園部会といったグループとしての研修の場を設けるようになってから、申告水準は急速に良くなったといわれている。

これは「研修を通じて、税務の取扱いを勉強したということもあるが、なによりも大きいのは、同業者が集まって定期的に顔を合わせるという、そのこと自体が、脱税などをして恥をかきたくないという意識を養っている(税務署)ためのようである。

逆にいえば、そうした研修のための部会に入って来ない納税者は、依然として脱税やそれに近い経理操作を行っており「それは最近の税務調査でも実証されている(同税務署)」という。こうしたことから、当局の調査の目が、「アウトサイダー」に注がれているのも自然の成行きで、各種納税協力

団体の未入会者や入会はしていても、当局と合同で行う研修会の出席率が悪い納税者は、どうしても調査対象に選定されやすいという結果も生じてくる。人間誰れしも恥はかきたくない、という意識をもっている。当局の納税協力団体加入勧奨は、そうした心理をとらえた適正納税実現の方策といえようが、ともあれ、当局の調査対象に「アウトサイダー」を狙え」が置かれていることは明らかなようである。

(納税通1571号より)

・ブロック秋季税務研修会

第一B 八月二十四日(金)

第二B 未 定

第三B 一〇月 八日(火)

第四B 一〇月二三日(火)

第五B 九月一七日(月)

研修内容

- ・法人会活動のあり方について
- ・大野法人担当副署長
- ・一般消費税の仕組み
- ・新堀法人第一統括官
- ・社内規則と税金
- ・渡井指導上席

一般消費税の仕組み —— 全会員に配布 ——

政府の税制調査会は「一般消費税法大綱」を公表し、昭和五五年から一般消費税率導入を提言しています。

一般消費税については、反対意見も多く出ているようですが、一体、この一般消費税の内容はどういうものなのかを知っていたくのも有意義と考えこの度、大蔵財務協会発行の小冊子「一般消費税の仕組み」を全会員に配布することになり、八月号の法人会報と一緒に配りました。

この小冊子によって、多少なりとも一般消費税について理解を深めていただければ幸いです。

尚、秋季ブロック税務研修会の稿本としても使用いたしますので出席される方は、当日ご持参願います。

青年部へ入会を

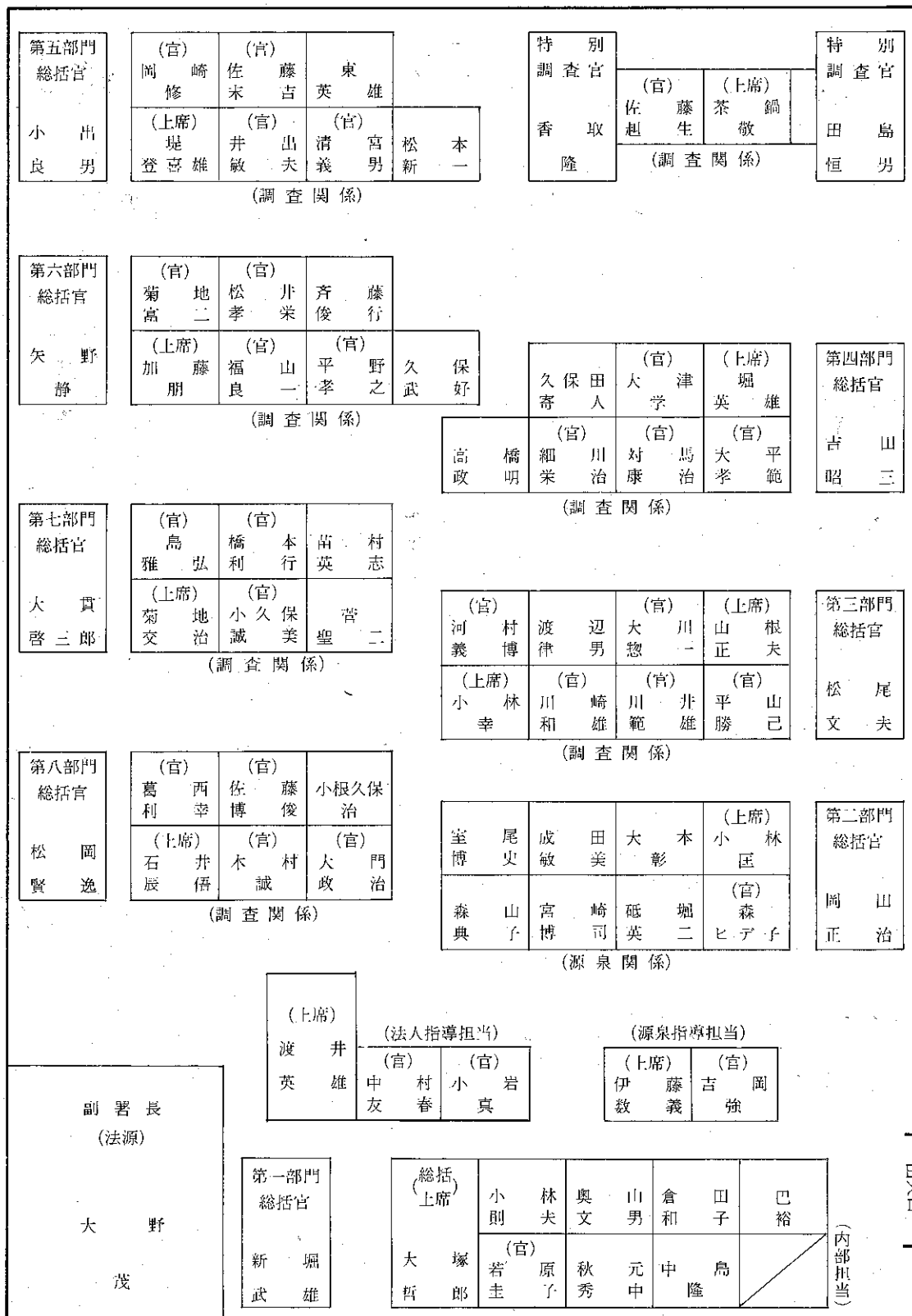
—— 入会有資格者 ——

- ・(社)江戸川法人会の会員であること
- ・加入希望者は、年令満四〇才以下であること
- ・加入希望者が、経営者又は後継者経営参画者のいずれかであること

以上の条件にある方は、どなたでも入会できます。

尚、詳しくは事務局宛へ連絡願います。

法人源泉所得税部門配置図 《税務署三階》



江戸川
法人会だより

発行所

江戸川法人会

江戸川区小松川4-98
電話(681)3474

財政の現状と再建の展望

江戸川税務署長 岩 森 穰

わが国の財政は、石油危機をきっかけとする経済の停滞により、五〇年以降、租税収入の水準が落ち込み、その後、国民生活の安定と景気の回復を



図るための財源を捻出するだけの租税収入の伸びがないため、毎年特例公債(社会保障費や人件費等の経常的経費に充てられるための赤字公債)を含む大量の公債発行を余儀なくされている。

本来、歳出は税収によって賄われるべきであるが、五四年度の税収については、従来の高度成長期におけるような自然増収が期待できないこと、五三年度において五四年分税収を歳入に取り込んだこと等から、税制改正後の前年度初予算(一一兆四、八〇〇億円)と同程度しか見込まれないという状況にある。このことから、五四年度の一般会計公債発行額は一五兆二、七〇〇億円となり、公債依存度は三九・六パーセントとなった。

このうち特例公債依存度は二七・一パーセントとなっている。

この結果、国の公債発行残高は、五四年度末には五九兆六、五六八億円に達し、それに付随する費用とあわせて国民一人当りで見ると、公債残高は五〇万八、〇〇〇円にもなり、公債発行費は三万一、〇〇〇円、国債費は三万五、〇〇〇円となる。文教及び科学振興費の国民一人当り負担額は三万七、〇〇〇円であることから、いかに公債関係の負担額が大きいかがわかる。

このような高い公債依存度は、先進諸外国の水準(約三〜一七パーセント)をはるかに超えるものであり、今後とも高い公債依存を継続することは、単に、公社債市場の悪化と個人消費の伸び悩みという現象だけでなく、公債の利払いや償還に追われて、国民生活の安定と経済の発展のために貢献するという財政本来の役割を果たすことができない。

三十周年記念式典
十一月十六日(金)午後一〜五時
江戸川公会堂に於いて
◎式典並びに特別記念講演

また、経済情勢の推移によつては、民間の資金需要を圧迫するなどの弊害が生じ、金融面から経済にインフレ要因を持ち込むおそれがある。そして、最も重要なことは、負担を後代に残すことになり、世代間の負担の公正を阻害することになるということである。行政改革の推進、一般行政経費の抑

制など、歳出の節減合理化は、従来にも増して積極的に推進しなければならぬが、社会保障や教育など国民生活の充実を図り、経済の健全な発展に果たす財政の役割を考えると、今後とも適正な歳出水準を維持する必要がある。歳出の削減には限界がある。

また、景気回復に伴う租税の自然増収は、わが国の経済が、高価格、供給不安となった石油情勢を軸とした厳しい国際経済環境のなかでは、長期間持続することは断言できず、まして、従来のような高度成長を望むことは難しい。従って、自然増収による財政赤字の解消は、あまり期待できない。

なお、租税特別措置の整理合理化に一層の努力をすることも必要であるが、それによる五四年度の租税増収見込額は全体で約九、二〇〇億円となっており、そのうちの過半数が少額貯蓄の非課税制度や中小企業対策によるものであることから、弱者救済を目的とする財政の使命から、過度な整理合理化はできない。

このようなことから、財政再建の前途は容易なものではなく、高福祉、高負担の建前から、現行税制の枠組みの中で所得税、法人税のほか、個別の消費税の負担上げも考えられるが、これらの大幅増税にも限度があり、今後、どのような方策で財政を再建するかが、八〇年代における財政の最大課題となると予測される。

婦人座談会

11月11日から17日は
税を知る週間

—司会— 税を知る週間にちなんで、今日は支部長の奥さんから、ご婦人から見た法人会や、日ごろの内助の苦労などをお伺いしたいということでお集りいただきました。

最初に、税務署について皆さんどんなイメージをもっていらっしゃいますか。



宝田支部理事
令嬢



青木副支部長
婦人

—Aさん— 私はまだ調査を受けた経験が自分ではないので、本当の税務署のこわさを知らないのかも知れませんが、イメージとしては、いやなところ、こわいところ、という感じがですね。

—署— 税務署はまだ敷居が高い、こわいところだと思っていられっしゃる方が多いのですが、これは恐らく戦後の混乱期に、インフレのさ中で税金に苦労して、税務署を目のカタキにした人が大分いらっしゃるといえるので、その当時の印象が今だに尾を引いているのではないのでしょうか。

—司会— 皆さんのご主人やお父さんは、法人会の役員として活躍されていますが、ご主人がされている法人会の仕事を皆さんはどう受けとめておいでですか。



宇田川広報
委員長

ね。最近では思いを新たにしているところですね。

—Bさん— 私は主人に全部委せているので正直なところあまり関心がありませんが、友達の中には、「税務署が

—Cさん— うちでは家の敷居を一步またぐと仕事の話は一切しませんが、法人会が今年三〇周年を迎えるという

ことも、私、今日ここに来るまで知らなかったんです。

—Dさん— 会員の増強などで役員の方々と未加入の会社を回った後など、今日はこんな話が出たよ、なんて話して



大野副署長

てくれますけど、大変だなあって思いますね。

—Aさん— うちではよく話にでるんですが、私は父の仕事を手伝っていますのである程度わかるんですが、母は法人会がよくわからなくて、また法人会の話ですか？って、やっていますね。

—署— 税務署はまだ敷居が高い、こわいところだと思っていられっしゃる方が多いのですが、これは恐らく戦後の混乱期に、インフレのさ中で税金に苦労して、税務署を目のカタキにした人が大分いらっしゃるといえるので、その当時の印象が今だに尾を引いているのではないのでしょうか。

—司会— 皆さんのご主人やお父さんは、法人会の役員として活躍されていますが、ご主人がされている法人会の仕事を皆さんはどう受けとめておいでですか。



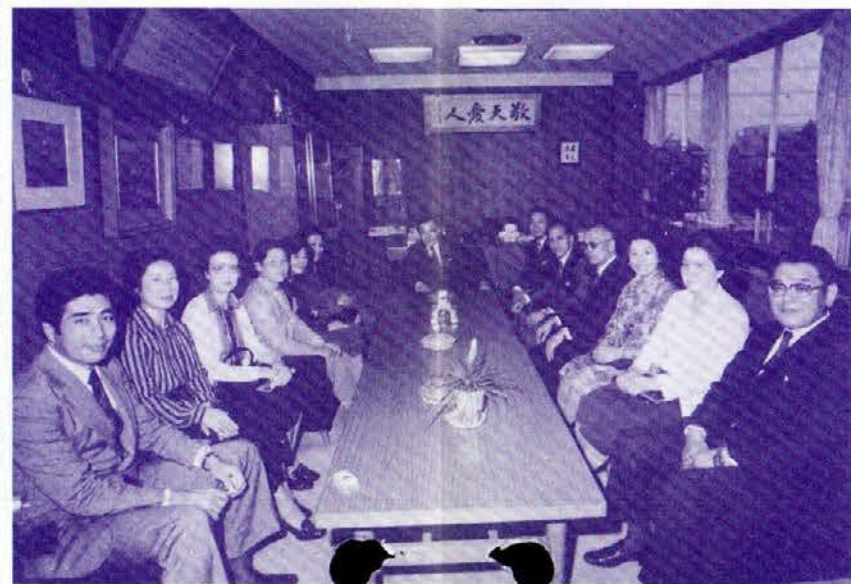
宇田川広報
委員長

ね。最近では思いを新たにしているところですね。

—Bさん— 私は主人に全部委せているので正直なところあまり関心がありませんが、友達の中には、「税務署が

—Cさん— うちでは家の敷居を一步またぐと仕事の話は一切しませんが、法人会が今年三〇周年を迎えるという

対談風景



— 署長室にて —

—Dさん— 出てみたいという気持ちは十分あります。でも女性の場合はやはり家庭のことがどうしても先になるので、一寸むづかしいですね。まだまだ女性が外に出るのをきらい男性もいるようですから、まず男性によく理解してもらったことが先じゃないかしら。

—Cさん— 家庭に入ってしまったら、どうしても視野が狭くなってしまうから、主人だけ先に進んでしまっても奥さんがついていけない家庭もありますし、夫婦の対話がうまくいくようにするために勉強は必要だと思います。

—Bさん— 今日始めて署に伺いました。税務署というところはこわいところだという印象がすごくあったんですが、こうしてケーキとか紅茶が出て和やかな雰囲気でお話しできて印象が変りました。

ら、またぜひ出させていたただきたいと思います。

—Cさん— 殆んどの人と今日始めてお会いしたので、自分の気持ちを十分出すことができませんでしたが、こういう機会がもっとあればいいんじゃないかと思っています。



伊東支部長
婦人



野口支部長
婦人



森支部長
婦人



植村支部長
婦人



渡井法人
指導上席



新堀法人
第一統括官

—Bさん— 子供も大きくなって手が離れてきたので、少し勉強したいと思っているんですが、どう勉強したらいいのかわからないんです。その辺を教えてください。

—司会— 法人会のお手伝いをされている方もいらっしゃるようですが、奥さんの中には、「会合に女がでてもいいんですか」って聞く方もいらっっしゃいます。そんな時は「紅一点でもてますよ、ぜひ出てください」って云

—Fさん— 税務署のことも会社のことと殆んどわからなかったんですが、今日皆さんのお話を伺いながら勉強したいという感じが強くなりました。

—署— 皆さん食わず嫌いじゃない感じがしますが、税金は余分なものは払っていただくか、でも結構ですから、知らないで損をすることのないように、法人会を利用して勉強していただきたいと思います。

また、税務署には指導官がいて皆さんのご相談に応じていますから気軽に相談してください。

法人会と税理士と税務行政と

— 税理士の一見解 —



△はじめに▽
九月は江戸川
法人会の会員増
強の月間である
という。他の各

地域の法人会でも会員の増強運動を行
っているようである。筆者自身、法人
会についての認識は、全くの無知であ
り、法人会に入った場合、月額五百円
程度の会費を払うデメリットと、確定
申告書に法人会のシールを貼って申告
することになっている程度のこと（こ
れがメリットか？）ぐらいを知ってい
るのみである。

たまたま、ある事情からこの増強月
間に若干協力させられるはめになり、
ある程度の成果もあった。ほっとした
矢先、締切五日前の原稿依頼があり、
ずうずうしく引受けてしまった次第で
ある。

△本題▽

税に携る者（納税者、税務当局、税
理士他）にとって最も考慮しなければ
ならない問題は何か。それは、税に対
する正しい認識と負担の公平の問題で
はないかと思う。

税法は非常に難解であり、又法人利
益の約半分が法人税等で支払わなけれ
ばならない今日、税の認識なしに健全
な経営の維持、発展はありえない。決

算、申告対策も事後処置のみでなく、
事前処置が重要であることは申すまで
もない。

税務当局側として最重視しなければ
ならない問題は何か。企業の利益志向
と健全な経営発展が国民経済の発展と
税収の増大につながるはずであるので、
税を取りやすいところから取るという
のではなく、負担の公平を重視した税
務調査を行うべきである。（具体的に
は「リベートの否認等」の問題）。

法人会とは何か。法人企業が納税者
という立場で同じ土俵に立っている。
納税者の立場からは、法人税法等の法
律案の建議、要求や税務調査等の個別
問題に対する対処の団結は、企業側と
しても当然必要なことであろう。一方、
税務当局側の立場からは、ここ（法人
会）に税の正しい認識と正しい申告を
指導・要請することは税務行政上、好
都合なことである。これが法人会存立
の意義であると思う。

筆者等三万余名の税理士は、他人の
求めに応じ法人税法等各種税務の事務
を行うことを業とする唯一の税に対す
る専門家である。たとえ依頼者が法人
会等で税に対する知識の吸収がかなり
されても、プロとしての自信をもち、
依頼企業に有効適切な処方、処置をす
ることは当然の理である。筆者自身、

開業数年間、法人会に対して被害者
意識をもっていたこともあった。今、
考えてみるにこれはプロとしての自信
のなさではなかったらうか。

「個別企業の発展」や「国民経済の発
展」そして「税務行政上」税理士の存
在は絶対に欠かせないことはいうまで
もない。と同時に、民主主義下の我が
国に於て「法人会」も絶対に必要なも
のであろう。「税務当局」と「法人会」
そして「税理士会」の力のバランスが、
今後のわが国の租税民主化にとって最
も重要な課題になるものと思う。

筆者等の税理士及び税理士会はもっ
と自信をもち、相手（法人会や他の納
税協力団体）の立場を理解し、相手の
懐に飛び込み、積極的に協力し、かつ発
言することが必要ではないか。そして
万一の税理士法違反等の問題に対して
はチェックし、かつ妥協することも必
要であろう。

税理士が関与していない法人や個人

ご存知ですか。

税を知る週間

国は、国民が豊かで幸福な生活が
できるように、幅広い活動をしてい
ます。税金は、この活動のための大
きな財源なのです。

税金はとられるもの、その仕組み
も使いみちも関心ががない——そんな
方が意外と多いのではないでしょう

は、未だ相当数あるはずである。一方、
税理士の開業も得意先の獲得が相当に
難しいのが現状である。税理士会はも
っと大局的な判断にたち国や他の納税
協力団体等に協力（奉任）し、要求（税
理士依頼人の紹介）することが、税務
行政の円滑化並びに国民経済の発展に
つながることになるものと思う。

△おわりに▽

最後に、おことわりしておくが、筆
者自身開業12年弱、税理士会支部の未
端の役員2年半、全くの未熟税理士で
ある。ただ、税理士の使命と職責の重
要さを必至と感じている今日この頃で
ある。本題の記述は、税理士会を代表
した意見では到底なく、筆者自身の現
時点での一見解にすぎない。法人会や
税務行政そして税理士会に対しても全
くの浅学であり、間違いや不適切な意
見も多々あるが、その点、了とせら
れたい。

税理士 阿部数利

か。どうでしょう、この際、私たち
の生活に深いかかわりのある税金に
ついて、真剣に考えてみられては。

今年も、十一月十一日から十七日
までを「税を知る週間」として、い
ろいろな行事が行われています。

税務署では、この期間中、税金に
ついての相談や質問をお受けする窓
口を一層広げ、皆さんのおいでをお
待ちしています。

お気軽に税務署へどうぞ。



増強運動成果あがる

本会創立三〇周年を記念して、特別事業として実施した会員増強運動は、会員並びに役員各位の並々ならぬ御熱意と御尽力により、大きな成果をあげることができました。

今回の増強運動については、署側の積極的な支援体制とともに、税理士会江戸川支部所属の税理士諸先生始め、管外の多くの先生方にも極めて積極的な御支援をいただき、各支部とも精力的に運動を展開しました。

この結果、本年一月末までの会員増加数は七〇八社、会員数五千六百九十三社、加入割合五十六・一％に達しました。

この大きな成果を背景に、今後全支部五〇％達成を目標として、六月まで会員増強運動を展開することとさせていただきます。

会員六〇〇〇社に迫る

江戸川法人会だより

発行所

江戸川法人会

江戸川区小松川4-98
電話(681) 3474

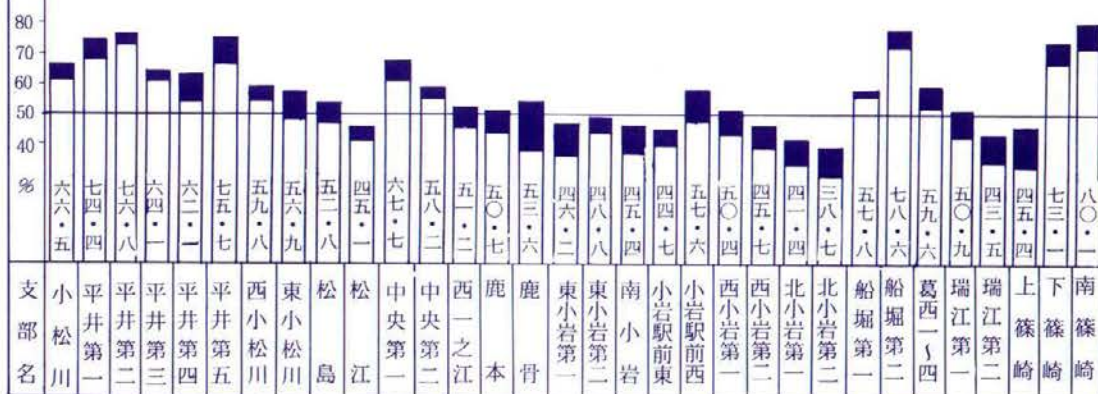
会員加入状況推移表

(支部別・昭和55年1月31日現在)

昭和55年1月31日現在

昭和54年4月1日現在

加入割合



加入率60%を目指して

組織委員長 靱 江 實

いよいよ八十年代の激動、尚且つ不透明な経済見通しの時代に突入致しました。会員皆様には平素は法人会組織拡充に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、江戸川法人会も昨年は創立三十周年を迎え、大変意義深い年でございました。今日権威ある江戸川法人会の存立も、歴代会長、歴代署長、そして菅原専務の献身的御努力によるものと深く感謝致します。

御存知の如く、江戸川法人会は昭和四十二年二月社団法人として、許可されました。当時は社団法人の規定の会員数五十%を超えておりましたが、間もなく五十%を割り、残念ながらその水位が続いておりました。

昨年三十周年を迎えるに当り、本部役員様方が組織拡大の必要性を認識され、支部役員並びに会員皆様方の御協力を得て、六月より法人会総力をあげて大増強運動を実施致しました。

丁度、時を同じく、七月十日付にて新署長様を迎えました。

岩森署長の法人会に寄せる心情は誠に熱く、実に当を得た御指導とが相慶致しまして、昨年十月待望の会員加入率五十%を確立出来ました。

また、今回の増強運動において特筆すべきことは、税理士諸先生方、就中税理士会江戸川支部の諸先生方から、実に積極的な御支援を賜ったことであり厚く御礼申し上げる次第であります。然しながら、激動する経済情勢の中では退会者も予断を許さず、一方新設法人も増加が見込まれておりますことから、引続き六月まで加入率六十%を目指して増強運動を実施してまいりたいと存じます。

組織委員会と致しましても、毎月二

人と人とのふれ合いのもとに

広報委員

竹 村 保 三 郎

80年の輝かしい年を迎え、企業の大を問わず、大きく発展してゆくためには、税の問題を避けて通ることはできません。会員はもちろん、未加入の会社も、税に対する知識を再認識しなければならぬと思います。

会社には税理士先生がいらっしゃるから、売上が少ないから、また何のメリットもないから、或いは聞いてもわからないとか、それそれ、会に入らない理由や、研修会等に参加しない理由を色々に巷でお聞きいたします。

けれども、地域別の共同体である町会等を大きくした社会が国であり、そ

回新設法人説明会に出席し加入勧奨に全力を尽くしております。

支部役員並びに会員の皆様にも、誠に恐縮ではございますが、引続き御協力の程お願い申し上げます。

社会情勢は世界的にも非常に困難になってまいりました。昨年の石油価格統騰により、日本経済に大なる変革をもたらせました。更に石油の宝庫である中東では、一触即発の危機が漂っております。

然し、賢明なる会員皆様でございませう。時の流れを充分に掌握されて、益益御繁栄、御発展されることを祈念致します。

す。その共存共栄していくための会費ともいうべきものが税金だと思えます。我々の生活している社会で皆が仲よく住みよくしていくために、我々法人会員はもちろん、一般社会の方々が税に対する知識を深め、認識強化していくことが大切ではないでしょうか。

本年は会員の皆さん方が税の研修会や講演会等に進んで参加し、心から喜び合い、自信をもって一日一日を送れるように、また、出席できなかった会員には研修結果をお話し申上げて、人と人とのふれ合いのもとに実を上げていきたいと思えます。

私共、法人会の広報委員は会員の皆

さんに会活動をPRし、末端まで浸透するよう一層頑張っていきたいと思えます。

税に対する勉強のうちでも、事務関係を掌握し、内助の労をとられて奥様方の税に対する御協力が最高に必要と存ずる次第です。

「メイコのくらしと税金」というPR映画を御覧になった方もあるかと思いますが、一つ一つ勉強することによって、社長さんの交際費の取扱い、御自分の給料、会社の費用等がどう扱われるのか、はっきりとお分かりになると思います。同時に、無駄な出費等に気付かれることもあると思います。

更に、勉強された奥様方は、親しみやすい税務署として、納税意識をもっていただけなものと思えます。



所得税の確定申告はお早めに



昭和五十四年分所得税の確定申告の時期となりました。

会員の皆様の中には、給与所得以外にも収入があり、確定申告の必要のある方が多いと思いますが、申告はもうお済みでしょうか。

三月に入りますと税務署の窓口が大変混雑し、落ちついて相談ができなかつたり、長い時間お待ちいただくようになりますので、申告の必要な方はお早めに済ませてください。

花のたよりにのって。



確定申告は、お早めに！

2月16日～3月15日。

税務署

贈与税について

贈与税は、一月一日から十二月三十一日までの一年間に贈与を受けた財産の価額の合計額が六十万円を超えた場合にかかります。

贈与を受けた人は住所地の所轄税務署に、贈与を受けた年の翌年の二月一日から三月十五日までに贈与税の申告書を提出するとともに、納税が必要になります。

税務署からのお願

◎ 今年の確定申告期限 (3月15日) は土曜日に当たります。

◎ 当日の税務署の申告相談等は12時45分までです。窓口は大変な混雑が予想されます。

◎ 所得税・贈与税の申告はお早めに駐車場がありませんので、車での御来署は御断りいたします。

にせ税理士に御注意

資格のない人が申告書などの作成をする(にせ税理士)行為は、法律に違反するばかりでなく、納税者の皆さんに御迷惑をかけることとなります。

税務書類の作成は、正規の税理士に依頼しましょう。

経営一口メモ

将棋は、勝ち負けを背景に一手一手にいろいろな手が打てる面白さがあり、うまい人は、その中からもっとも有利な手を選んで勝負を進める。一方、下手な人は、つまらない手を選んで、勝てる将棋に負けてしまうときもある。

税金も同じで、法律でいろいろ規制があるが、その中から有利な手を考えれば、結構楽しく節税ができる。それを、税法は税金をとるために、がんじがらめにしていて、思っている人は、つまらない手を選び、二重帳簿を作ってみたり、売上げや収入を落としたり、架空仕入や架空経費を計上するなどのカンニングをしてしまう。

遅かれ早かれ脱税の手のうちは税務署に見すかされ、本税のほかに重加算税もとられ、しかも、個人が着服すれば、源泉所得税や住民税も加わり、カンニングした額以上の税金を支払う羽目になる。

税法は、自由で弾力性のある解釈と運用が許されている場合もある。

例えば、東京都23区内にあるA社、B社は、ともに資本金二千万円、軽減税率の適用のない同族法人で、その年の所得は一千万円であったとする。ただ年間の代表者報酬は、A社

が六百万円、B社が九百万円で、A社は役員賞与として、損金経理で三百万円代表者に支払っている。従って、A社、B社とも、代表者の手に入った報酬は九百万円となっている。

A・B両社の法人税、住民税、事業税を計算すると、A社は、損金経理の役員賞与が所得に加算されるため、納付額は合計で約六五一万円となるが、B社の場合は、同四六二万円となり、B社は、一八九万円節税したことになる。

このように、単に役員賞与だけでなく、棚卸資産の評価方法など細く検討すればいくらでもある。

伝票をためておいて、あとは税理士まかせでは、経営者としての大切な事を見落としているといわねばならない。

アメリカの大企業家、ハワード・ヒューズの税法に関する知識は会計士顔負けだったという話は、あまりにも有名である。

将棋の面白さは、相手からとった駒を使うこともできるだけでなく、うまい手を打てば「歩」も「金」になり相手を負かすこともできる。まさに経営者の手の打ち方を、暗示しているといえる。

酒付き会議でも会議費で!!

法人税基本通達等の一部改正について

国税庁はこのほど、法人税基本通達等の一部改正を行いました。今回の改正は、五年度の税制改正に伴う細部の取扱いを定めたものと既往通達の一部について、その後の経済情勢の変化等にに応じて見直しを行ったものからなっています。

そこで、今回の改正通達のうち、企業経理やその税負担に影響の大きい交際費等について説明します。

交際費関係

交際費課税については、五年度の税制改正において、交際費等の損金算入限度額の計算につき資本金基準が廃止されるとともに定額基準についても資本金一千万円以下の企業(四百万円)、同一千万円を超え五千万円以下の企業(三百万円)、同五千万円を超える企業(二百万円)と大幅な切下げが行われ、さらに損金不算入割合についても従来の八五%から九〇%に切上げられる等、一段と課税が強

化されました。一方、交際費等とその隣接費用との区分については、従来必ずしも明確にされていない面が残されており、これがしばしば執行上のトラブルの原因の一つともなっていました。さらに交際費課税が強化されたことをも考慮し、次のような改正を行いました。

会議関連費用の例示(借通六二)一十六

旧	新
会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物の接待に要する費用は、原則として会議に関連して通常要する費用とする。	会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物の接待に要する費用は、原則として会議に関連して通常要する費用とする。
	(注) 会議には、来客との商談、打合せ等が含まれる。

従来の通達では、「会議に際して社内又は通常会議を行う場所において供与される酒類を伴わない飲食物の接待

に要する費用」は会議費とする旨定めていました。しかし、従来の「酒類を伴わない」という表現ですと、たとえば会議終了後簡単な食事の提供に際してお茶がわりにビール一、二杯程度を提供することもできないということになり、社会通念上著しく実態に反するという批判とともに、執行上のトラブルの要因ともなっていました。

そこで、今回の通達改正においては、これを「通常提供される昼食程度を超えない」と表現を改めることにより社会通念に合わせた常識的な考え方で執行し、無用なトラブルを回避することを明らかにしたものであります。

ただし額は常識程度に

会議等で提供した飲食物が通常の昼食の程度を超えるかどうかの具体的判断については、「ランチ」の程度以下であればよいという感覚で、常識的に、かつ弾力的に執行することを考えています。

これについて、「現在の物価高を考慮すると一人当たり二、三千円程度を目安に押えるのが安全」とある税理士は助言しています。(納税通信一、五九九号抜すい)



なお、「社内又は通常会議を行う場所において通常供与される」という表現は、必ずしも供与場所を厳格に規制するということではなく、会議場所以外により提供されるような程度の食事であれば、都合によって外部の食堂やレストラン等へ出掛けたからといって取扱いが変わるということでもありません。

それから、会議には来客との商談、打合せ等通常の会議の形式をとるものに限らず、一対一の商談、打合せ費用も含まれることにしていますので、来客のコーヒー代、昼食代も交際費等には該当しないこととなります。

交際費以外の改正では①貸倒引当金関係②外貨建債権債務等の換算関係③土地譲渡益重課

関係等があります。これらのものについては、研修会等でも説明いたしますが、署の法人税指導担当までお問合せください。

電話 六八三―四二八―内線三〇六

海水から永遠のエネルギーを

中東原油の供給不安に端を発したわが国の経済的混乱は、石油製品の値上げに始まって、電気、ガス等の公共料金の値上げと、とどまるところを知らず、どちらを向いても暗い話ばかりですが、脱石油、エネルギー政策の転換が叫ばれている今日この頃、人類永遠のエネルギーと呼ばれる重水素による核融合の明るい未来と現状について簡単に御紹介いたします。

一、核分裂による原子力発電

わが国の原子力の平和利用は、主として発電エネルギーとして利用されており、発電総量の十倍以上を原子力に頼っております。

これは、ウラン原子の核分裂による原子エネルギーを利用するものであり、天然ウランから精製されるウラン核燃料を原子炉内で燃焼させ、この熱エネルギーを利用して蒸気タービンを廻して発電するものです。

このウラン原子は、原子核(陽子と中性子のかたまり)と電子から成り、原子核に外から中性子が当たるとこれやすい性質を持っていますので、原子炉の中で中性子を当てますとウランの原子核が分裂し、大きなエネルギーが発生し、同時に飛び出した中性子が他のウラン原子の核を分裂させ、連鎖的

に巨大な熱エネルギーが発生します。

この方式による原子力発電については、天然ウランが特定国に独占されていることと、核分裂の際に発生する放射能が原子炉外に漏れる恐れがある等の問題があります。

二、核融合とは

原子力を利用した発電方法は現在二つの方式が考えられており、一つは先程のウランなどの重い元素が二つに割れる時に放出されるエネルギーを利用する核分裂型と、もう一つは、重水素、三重水素などの軽い元素が融合する時に放出するエネルギーを利用する核融合型です。

この核融合は、あのさんさんと輝き続ける太陽と同じ原理であり、この中心部は二千万度以上の超高温であり、あらゆる原子が超スピードで走り廻りお互いに衝突して融合反応を起し、このエネルギーが太陽重力によって閉じ込められている状態と考えられています。

この重水素による核融合は、海水一立方メートルに三十三グラムの重水素が含まれており、この一グラムはドラム缶五十本分の石油と同じエネルギーが得られるとされており、もし、人類が水素原子による核融合の制御に成功したと

したら、この資源を特定国が独占することもなく、放射能の発生も少なく、人類永遠のエネルギーを無限に得られることとなります。

この重水素は、原子核と陽子と中性子から成っており、太陽と同じような超高温の状態では、原子核を超スピードで衝突させると融合反応が起り、放射能のないヘリウムと熱エネルギーを持った中性子が飛び出しこの熱エネルギーを発電に利用しようとするものです。

三、開発の現状

この重水素を一億五千万度以上の超高温状態(プラズマ)にして、融合反応を起させるのですから、超高温に耐える容器が問題となりますが、現在、トラス型というドーナツ型の特殊金属容器の中を真空にして、強力な磁力線でプラズマをドーナツの中央部に閉じ込める方式が考えられ、良好な成績をあげております。

この研究の主体は日本原子力研究所であり、世界的にもトップレベルにある「JT60」という大型の臨界プラズマ実験装置が製作されており、間もなく完成すると聞いています。

この成果を経て、実験炉、実証炉、動力炉と研究が進むわけですが、早ければ今世紀末の営業運転を目指して、わが国のトップレベルの頭脳集団が、昼夜を分かたず研究に取り組んでおります。

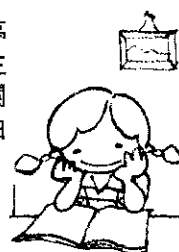
わが民族の知性と輝かしい明日を信

じて、彼等の活動に惜しみない拍手を。

法人税第八統括官 松岡賢逸

話のこぼれ税

亭主関白



「お前、最近帰りが遅いぞ、家のことも少しはやれ」
「フン、私だって仕事を持っているのよ」

「ナニ、年間70万円のパートで大口をたたくな、きょう税務署へ行ったら、お前は俺の扶養家族だと言ってたぞ」

未婚の母

確定申告書を出しに行った若い女性
「寡婦控除が受けられますか」

寡婦とは、夫と死別等した後再婚しておらず、扶養している家族がいる婦人のこと。未婚の母では該当しないそう。彼と話合って配偶者控除の対象となったら！

青年部一二年間の歩み

青年部会長 山崎 俊雄

「……この会は税務はもとより、経営上の諸問題等経営者としての基礎知識の研究の場とし云々」。更にその趣旨書では研鑽と連帯感の涵養に務め、次代を担う人間造りを目的としている等、青年部のポリシーが記されている。昭和五十年五月十七日とあります。以来大過なく今年五周年を迎えます。当時はお互いに見ず知らずの他人にて逢うたびに名刺の交換ばかりしたこと

の会員は若い、だからこそ発想が豊かで、何事にもとらわれず会の運営をしなければならぬと思います。激動の七十年代が去り、八十年代は原油高に伴うインフレと金融引締め、益々エスカレートする局地的戦争等、単に中小企業のみならず大企業の経営基盤にまで変化が訪れるのではないかと

思います。その時に青年部は、普段の研修の何かが役立つものと確信しています。これからの五年間は黎明に続く第一次成長期として、江戸川法人会全体の重要な位置に根付くと思います。最近になって各ブロック共、単位毎の例会の出席率が向上しているように

思います。我々の年令は、職場の第一線で働く人が多いので、会合時間の決定を注意して行えば出席率の向上も図られるし、会の活性化につながるようになるでしょう。これからの一人でも多くの会員の増強、税務はもとより、企業と地域社会との融和を図る施策、地域の若者達との交流等、多忙を極めるかも知れませんが、人間一人生きて行く上で、何らかの役割参加が出来ると社会環境が実現したらずばらしいと思います。

初代から二代目に引継いで一年も経過しないうちに停年延長の話が持ち上がり、最後までくすぶっていました。その最大の理由は、会員の増強が思うにまかせず、更に会議を重ねて行くうちに会員相互の人的魅力が出て来た結果だと思われま

す。しかし、とにかく私達は四十才で卒業させてもらい、その後積極的に会員拡大をするという点で一件落着。そして、何よりも我々

ブロック税務研修会

好評のうちに終る

本年のブロック春季税務研修会は、一月二十八日の第三ブロックを幕明けに順次開催し、二月十二日の第五ブロックを最後に、好評のうちに終了しました。

今回の税務研修会は「社長と税金」を統一テーマとして、大野法人税担当副署長から、法人・個人を通じた節税のしかたについて、新堀法人税第一統括官から、調査結果からみた誤まりの例、調査におけるポイントについて等企業経営に非常に参考になる説明があり、各会場では熱心にメモを取る会員の姿がみられました。

一月・二月の行事

- 1・9 4ブロック合同役員会
- 1・16 新設法人説明会
- 1・16 3ブロック役員青年部懇談会
- 1・17 新設法人説明会
- 1・18 新年賀詞交歓会・経済講演会
- 1・22 青年部新年会
- 1・23 決算期別法人説明会
- 1・24 南・下篠崎支部合同役員会
- 1・25 2ブロック合同役員会
- 1・28 3ブロック研修会
- 2・1 西小松川支部研修会
- 2・5 アンケートに基づく説明会
- 2・6 新設法人説明会
- 2・7 新設法人説明会
- 2・7 広報委員会

編集後記

激動の年といわれる八十年、会員の皆様には益々ご健勝にてご同慶の至りに存じます。

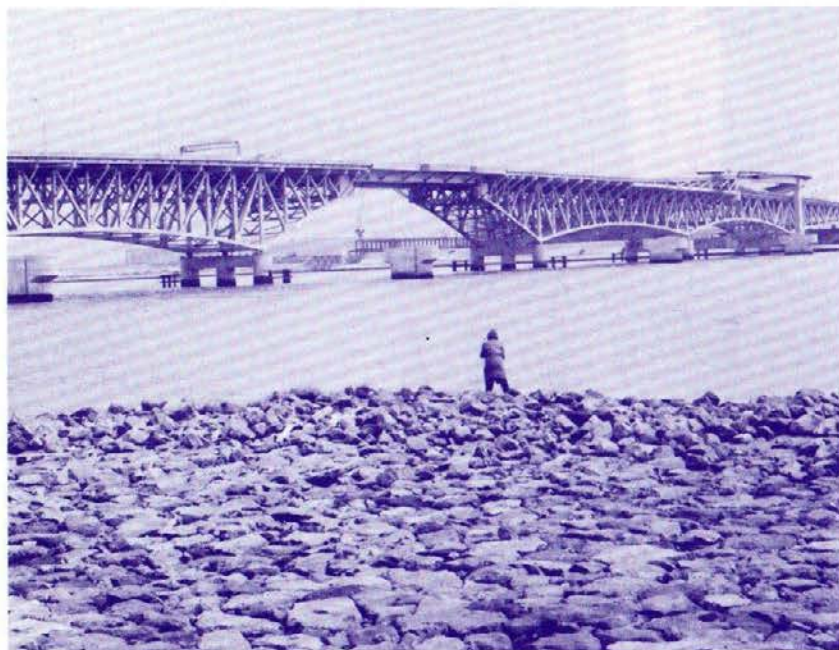
我が江戸川法人会も昨年三十周年を迎え一面で御覧のように一段と飛躍いたしました。

私も広報委員はどなたにも愛される法人会だよりを目指して一層努力してまいりたいと存じます。

会員の皆様方のご投稿をお待ちしておりますのでよろしくご支援、ご協力の程お願い申し上げます。

広報委員長 宇田川光年





江戸川 法人会だより

発行所

江戸川法人会

江戸川区小松川 4-98

電話 (681) 3474

写真解説 首都高速道路東京湾道路、荒川湾岸橋（通称）

江東区新砂～江戸川区南葛西間、長さ840mあり、三径間連続上路式ゲルバートラス構造という工法によるもの。

橋梁鉄骨は4250t、日本の橋梁技術を結集し、強度的には抜群であり壮麗な勇姿を見せている。この種の橋は世界的にも屈指のものといわれる。

昭和五十五年度 通常総会

五月二十八日!!

本会の昭和五十五年度通常総会を、

五月二十八日(木)午後一時から江戸川区民センターにおいて開催することとなりました。

通常総会には、この一年間の事業活動の経過報告、決算の報告、及び新年度の事業計画案、予算案等の審議が予定されております。

会員の皆様の積極的な御意見を反映させた、経営者の方々に役立つ事業活動を積極的に推進し、法人会活動を一層充実したものにすため、多くの会員の方々の参加が望まれます。

なお、当日は総会に先立ち「今後の経済の見通し」について、世界動態研究所長中西重思先生の講演を予定しております。めまぐるしい世界の動きの中にあって、先行き非常に微妙な社会経済情勢の中での企業経営に参考になる点が多いのではなからうかと思ひますので、奮って御参加下さるようお願いいたします。

(社)江戸川法人会昭和55年度通常総会
日時 五月二十八日(木)午後一時開会
場所 江戸川区民センター四階
青年館ホール

当日の日程は次のとおり予定しています。

ます。

★経済講演会 一時十五分
「今後の経済の見通し」

講師 中西重思先生

(世界動態研究所長)

★通常総会 二時三〇分

提出予定議案等

(一)昭和54年度事業経過報告

(二)昭和54年度収支決算報告

(三)昭和55年度事業計画案

(四)昭和55年度収支予算案

(五)役員改選

★祝賀会 四時三〇分

当日、御出席できない会員の方は委任状を支部役員に御提出くださるようお願いいたします。

中西重思先生の

プロフィール



早大卒業後外務省に入省、一般情報室長を最後に退官され、以後そのすぐれた国際感覚と豊富な経験をいかし、世界動態研究所長として活躍されています。

委員、郵政審議会委員の公職に就かれ、経済評論家として活躍されています。

増設支部・支部長紹介



新支部長の小井氏は葛西第四支部役員を歴任した法人会業務のベテランである。

現在第四支部長の森院師氏と役員組織の計画、支部運営計画を検討し、着実な支部作りを進めている。
新しい組織の結成は一大事業であり現在業務取扱いと会員のは握に努力中である。

葛西地区支部再編成に伴い、堀江地区を中心に今後新法人の増加を見通した上に第五支部を編成した。

葛西第五支部
支部長 小井文吉氏
(南葛西一丁目、七丁目)
小井製作所



葛西第六支部



葛西第六支部
支部長 山岡新太郎氏
(西葛西六、七、八、中葛西五、六、七丁目)
山秀商事 葛西地区南部の急速な発展に伴い、葛西地区四支部制を六支部制に組織を拡張した。

第六支部長に就任した山岡氏は、このほど本社を当地に移転することになったが、葛西第一支部副支部長を永年にわたり歴任した経験の持主であり、新支部長として活躍が期待される。

去る四月四日に新支部役員会を開催し、今後の運営計画を審議し、好調なすべり出しを見せている。



瑞江第一支部

瑞江第一支部
支部長 岩原健作氏
(春江一丁目、三丁目)
南江戸川工業芸造花製作所

当地区は最近の発展に伴い、支部内の法人数は五八〇社を越え、なお法人数の増加が見込まれるため二支部に再編成することになり、従来の瑞江第一支部のうち今井街道から北を新第一支部として四月一日発足した。

新支部長には永年法人会活動に活躍されてきた岩原健作氏が就任された。

法人数の増加が著しい地区であるため、当委員会増強を重点とした支部の運営計画について現在検討中であり、今後の発展が期待されている。



瑞江第三支部

瑞江第三支部
支部長 岩楯繁治氏
(一ノ江四丁目、春江町四、五丁目、西瑞江四、五丁目)
一富商事 従来瑞江第一支部の地域のうち今井街道から南の地域をもって新しく瑞江第三支部として四月一日発足した。



支部役員は十二名をもって構成し、役員は地域分担もすでに決定した。現在今後の運営方法について検討を重ねている。

当地区は新設法人の増加が見込まれることから、会員の増強を重点課題としている。

支部長に就任された岩楯繁治氏は永年法人会活動に活躍されており、支部長を中心として今後の発展が大いに期待されている。



調査した法人の79%に誤りがある

東京国税局管内で54年七月から十二月までの間に、二万六千五百九十四社について法人税の調査が行われましたが、このうち二万一千七十二社に申告もれがありました。

申告もれが明らかになった所得金額は一千六百九十六億八千六百万円で、一社当りで見ると八百五十三千円となっておりま。

また、このうち不正計算を行っていたものは七千五百五十五社(二六・五%)で、一社当りの不正所得金額は四百八十万五千円となっています。

△不正計算を行っていた事例▽

事例一

建設業を営んでいるA社は外注費、材料費の架空計上を行っていたが、その主な内容は、過去に取引のあった外注先のうち個人零細業者の名前のゴム印・三文判を作り、作業などを行ったように見せかけた外注費・材料費の請求書・領収証等を作成していた。

A社はこうした方法で三年間に五千三百万円の所得を脱漏していたが、追徴された税額は加算税を含めて二千七百万円に上った。

事例二

輸出用ガスライターの製造を営んでいるB社は、仕入の架空計上と売上の

除外を行い、三年間で七千二百万円の所得を脱漏していた。

不正計算の内容は、仕入先に依頼して仕入単価を正当の価格より高く表示した水増請求書を発行させて仕入を計上していたほか、製品の一部をパチンコの景品を扱っているパッタ屋に現金で販売し、この分を除外していた。

B社は、調査の結果加算税を含めて三千八百万円を追徴された。

税のこぼれ話

省エネルギー

- 子 節電とは？
- 父 電灯をまめに消すこと。
- 子 節水とは？
- 父 水を出しっ放しにしないこと。
- 子 節煙とは？
- 父 タバコの本数を減らすこと。
- 子 節酒とは？
- 父 酒をたくさん飲まないこと。
- 子 節税とは？
- 父 酒をたくさん飲まないこと。
- 子 ……？

経営一〇メモ

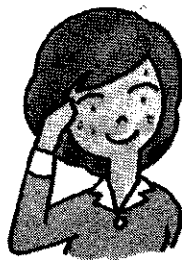
経営者は、「帳簿上の利益と資金繰りとは別」ということを、よくわきまえていなければならぬ。さらに悪いのは、経営者が財務にまつたものの無知、無計画で、経営自体を「カン」に頼っている場合である。

業績が悪化すれば、資金繰りが苦しくなるのは当然のことであるが、業績もよく収益があがっていても、ピンチに陥ることがある。例えば、無計画な設備投資、身分不相応な外国製高級乗用車の使用や、はでに交際費をばらまくなど、財務計画のない乱脈経営はいずれ倒産の憂き目を見ることになる。

例外はあるが、財務計画の不備や無視による資金難は、ワンマン会社に通ずるひとつの特徴ともいえる。ゼネラルモーターズのワンマン社長だったデュランもその一人で、当時の記録によると、資金調達量を全然知らず、最高幹部会の経営委員会は、彼の逆鱗にふれるのをおそれて常に追従し、彼の意見どおりに資金が割当てられていた。さらに悪いことには、在庫管理はまるつきりでできていなかったという。これでは、会社が左前になるのは当然のことである。

る。

資金繰りが苦しくなると、支払は現金と約束手形の比率が変ってきて、約束手形の期日が延びてくる。一時的な資金難であれば銀行は面倒を見るが、会社の経営内容が悪化したとなると、銀行は貸出しを渋り「アカの他人」のそぶりをみせるようになる。そこで、まず最初に税金の滞納に逃げ道を求める。それから先は雪だるまで、毎月の社会保険料を滞納するようになる。それもだめなら高利の金を借りだし、支払は遅れ、従業員の給料の遅配へと進む。こうなるともうご臨終を待つだけとなる。名の知れた会社でも税金を滞納する場合もある。取引先で、税金や社会保険料を滞納しているところがあるかどうかを経営者は注意しなければならぬ。もちろん、自分の会社もこの「赤信号」に気がつかないでいると、交差点のどまん中で「火の車」となってしまう。



昭和55年度税制改正の概要

昭和五十五年度税制改正が行われました。

それによりますと、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、所得控除の見直し及び退職給与引当金の累積限度額の適正化を図り、利子・配当所得等について総合課税へ移行するための所要の措置を講ずるとともに、企業関係租税特別措置等の大幅な整理合理化を行うほか、土地税制について、その基本的枠組みを維持しつつ住宅地の供給促進の見地から所要の措置を講じることとしました。

今回の税制改正の主な改正事項は次のとおりです。

給与所得控除の見直し

給与所得控除について、給与収入一千万円超の部分に適用される控除率を五%（従来十%）に引下げました。

特別償却制度

の償還差益について、昭和五十九年一月一日から総合課税へ移行するものとす、そのため、少額貯蓄等利用者カード制度を設けることになりました。

退職給与引当金の累積限度額の引下げ

中小企業者等の機械等の特別償却制度について、償却割合を百分の十四（従来六分の一）に引下げました。

退職給与引当金について、所要の経過措置を講じたうえ、累積限度額を期末退職給与の要支給額の百分の四十（従来百分の五十）に引下げました。

利子・配当

課税等の適正化

利子・配当所得及び割引債

貸倒引当金の割増率の引下げ

中小企業の貸倒引当金の特例について、割増率十六%（従来二十%）に引

下げたうえ、その適用期限を二年延長しました。

土地・住宅税制

土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の課税の特例について、適用期限の定めを廃止しました。

土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例について、昭和五十五年分以後、特別控除後の譲渡益四千万円（従来二千万円）以下の部分については二十%の税率により、特別控除後の譲渡益四千万円（従来二千万円）を超える部分については譲渡益八千万円（従来四千万円）と譲渡益八千万円を超える部分の四分の三との合計額を総合課税した場合の上積税額により課税することとしたうえ、適用期限の定めを廃止しました。

優良住宅地等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、その適用対象となる優良住宅地等の範囲を次のとおり拡充しました。

① 住宅地造成の用に供するため土地等の譲渡に係る面積要件（従来千㎡以上）を緩和しました。

② 一団の住宅建設の用に供するための土地等の譲渡に係る戸数要件を二十五戸（従来五十戸）以上に、中高層耐火共同住宅の建設の用に供

する土地等の譲渡に係る戸数要件を十五戸又は延面積千㎡（従来三十戸）以上としました。

③ 土地区画整理事業の施行区域内の土地を仮換地指定後三年以内に住宅地として譲渡した場合で、一定の要件を満たすものを加えました。

④ 三大都市圏の既成市街地等内の土地等を譲渡し、その土地の上に建築される地上階数四以上の中高層耐火共同住宅で一定のものを取得する場合には、一定の要件の下で譲渡所得について課税の繰延べの特例を認めました。

住宅取得控除について

① 適用対象（従来新築住宅）に、借家等に居住していた者が既存住宅（譲渡者がその居住の用に供していたものであること等一定の要件を満たすものに限る）を取得しその居住の用に供した場合を加えました。

② 床面積に係る控除（従来三、三㎡当り千円、最高三万円）を定額控除一万七千円としました。

③ 年間所得金額が八百万円を超える年については適用しないこととしました。

適用時期等の詳細については、税務署の法人税指導担当まで、お問合せください。

電話 六八三—四二八一内線三〇六

税務調査で満願成就

何年か前の二月〇日、雪が三日間降り続いた一日目の八時三十分であった。
○税務署法人税課の調査官八人は、A飲食店の法人税調査を開始した。

A店は肉類の専門店であり、知名度があり、なじみ深い幹線道路から十メートル程奥へ入った所にあるが、朝は森閑としてまだ寝静まっていた。その時、肉屋の店員が自転車に材料を使われる肉を届けに来た。入口のガラス戸を開けおが家の如く中に入った。調査官はチャンスとばかり一緒に飛び込んだ。

その店の二階は、従業員の宿舎になっていたらしく、肉屋の店員が声を掛けると、寝ぼけ眼の従業員が降りてきて、納品控の方にサインした。調査官が肉屋の店員にその納品控を見せてもらおうと一枚の控に夫々K及びSというイニシアルが書かれていた。いろいろ聞いていくうちに従業員と思っていたのは、実は代表者の二男坊でSというのは彼のイニシアルで、裏の仕入分であり、Kは表の仕入れであるということが分かった。また、Sの言うには少し離れた場所に、別店もあるというのだ。署側はうかつにも、その別店をつかんでいなかったのである。

そこで、調査官は二手に分かれ急ぎ別店にも臨場することになった。別店は実質上の本店で、若主人(長男)夫婦の住いでもあった。下着一枚の若



主人が起きて来て應對したが、大旦那の経営者は留守だという。大旦那はあの講の講元になっていて、昨日から講仲間大勢と祈願百回日のお参りに行ったとのことであった。

本店の調査が進むにつれ、婦人雑誌正月号の付録である「奥さんの家計簿」に、十年余にわたる実際の収支がビッシリ書き込まれていた。ゆるる裏帳が発見された。七時間程で店の全体像がほぼ浮き彫りにされた訳であるが、若主人

はこの寒さの中でとうとう下着一枚で頑張り通した。全然寒さを感じないとのことであった。

調査は数日を要し、売上もれや裏仕入れの全容がまとまった段階で、老経営者に米署を求め、申告額と大差のある理由を聞いてみることにした。

当店はとうに七十歳を過ぎた経営者のほか男の子三人の夫婦と他に従業員十人程の規模で、店はかなり盛況である。実権は老経営者が握り、子供達はタダ同然の働き蜂に過ぎないことが伺えた。そこで子供達は、夫々の生活を支えるべく各自勝手に店金を持ち出し、生活費に充てていたため親子のイサカイも常だという。段々エスカレートして、いつも「勘定あつて銭足らず」となったのである。つまり、給与

システムもハッキリせず結局はドンブリ勘定に過ぎない経営姿勢がこんなチグハグな申告となったのである。

税務調査を機会に老経営者と子供達夫婦の家族会議が持たれ、これからは子供達の共同経営として収支をキチンとし、老経営者は子供達の相談役となり、一定の給料を支払うことその他会社らしい体勢づくりの下に、再出発が決まった。

味とボリュームで評判のこの店は、以前にも増して盛況を極めていたが、奇しくも、「満願成就のお参り日」にうけた税務調査が、大きな経営転換のキッカケとなり、店の繁栄へとつながったのである。

法人税第一部門
新堀 武雄

—— 経営者として最近思うこと ——

今年も賃上げの時期がやってきた。第二次石油ショック以来、石油価格の値上げ、公共料金を始め、すべてのものが値上がりしてきている。しかし仕事によつては、それらの資材の値上り分

を製品に転化出来ないことが多いだろう。更に毎年の人件費の上昇の圧力はさけられない。売上げ増を計りたくとも競争が激しく思うにまかせず、無理に売らんとすれば値引しかなく、益々利益率を悪くするだけ。このまま流されるままでは企業の寿命はやがて尽きてしまうだろう。こういう悩みを多く

の経営者は持っているのではなからうか。私もその一人である。

そこで私は考える。経営に生き甲斐を感じ、希望を持てるにはどうしたらよいか。

新製品を開発すること、開発力なくしてこれからの企業の存続はあり得ないことをよく自覚しておくべきである。新製品の開発は我々の身近かに必ずある。自社の独得の技術を生かし、他にまねの出来ないような優秀な製品を作れば、値引も競争もなく、その時代に合った価格で販売出来、充分利益

も確保出来る一番良い方法だろう。また、社員を多勢かかえて何から何まで自社で作らずとも、ほんのわずかな十兆位を自社でやって他を下請けを使つて作らせ、あたかも七十兆位を自社で作っているという様な顔をして売ること、売上を伸ばし利益を上げる方法だ。

とかくこれからはメーカーの顔を売って売る問屋、専門店の顔をして関連商品をどんどん売る総合店といった風になる場合でも、売る場合でも、いろいろ工夫していくことが企業を存続させ、発展させることになるだろう。

平井第一支部 顧問 サイス

代表取締役 小島 信雄

新 会 員 の 紹 介

◇ 会員名簿作成後に入会された会員 (昭和55年 1月～4月まで)

◇ 紙面の都合により未掲載分は次号に掲載します。

支部名	法 人 会	代表者名	所 在 地	電 話	業 種 目	紹 介 者
平井 1	菱和建装(株)	滝口 剛	平井 2-17-9	682-4609	塗装業	久保田税理士
平井 2	部品工業(株)	清松 栖男	平井 4-25-1		自動車部品製造	
平井 4	田中鋼材(株)	田中キヨノ	平井 6-34-11	619-5121	鋼材販売	
"	(株)花 正	小野 博	平井 6-54-1	617-0511	スーパー	支 部
"	(株)横山喜惣治商店	横山喜惣治	平井 6-20-1	611-6161	鉄屑売買	
平井 5	桑岡鉄工(株)	桑岡 正明	平井 7-6-10	619-7337	鉄骨組立加工	
西小松川	(株)城東金型	栗山 康夫	松島 1-18-2	653-7081	金型製造	久保田税理士
東小松川	(株)佐藤スプリング製作所	佐藤 敦司	東小松川 4-46-8	652-7701	金属加工	
"	(有)千葉内装	千葉 俊逸	松江 3-4-1	656-3308	室内装飾	
"	(株)佐藤ケース木工所	佐藤 虎雄	東小松川 4-22-14	656-5358	木工ケース製造	説明会
"	(株)泉水製作所	泉水 保治	東小松川 4-34-11	653-9221	銅板打曲加工	
松 島	(株)パロン	橋川 信雄	松島 4-35-13	655-1866	袋物卸	
"	(有)赤沢バルブ	赤沢 幸雄	松島 4-14-3	653-2559	水処理機製販	説明会
"	(株)野添製作所	野添 祐一	松島 2-35-34	655-6141	産業機械製作	
"	(有)やな瀬不動産	梁瀬 哲男	松島 4-9-1	655-5691	不動産業	
"	斉藤解体工業(有)	斉藤 彰男	松島 3-31-21	652-0034	解体業	支 部
松 江	(有)内田産業	内田 勝夫	東小松川 3-3705	651-0587	機械加工	
"	(有)松井製作所	松井 高造	松江 1-14-11	656-2601	機械部品加工	
中央 1	(株)東芸社	渡辺 将郎	中央 4-20-18	655-9837	看板製作	説明会
"	(株)村上製作所	村上 克介	中央 3-7-2	651-6376	管工機材附属品製作	
中央 2	(有)小松工業	小松 勝男	西一之江 2-474-8	653-6116	ユニットボックス取付	
"	(有)水越商店	水越 武夫	西一之江 2-750	651-3282	燃料等の販売	"
"	(有)保坂工業	保坂和四三	中央 2-35-15	652-7836	プレス加工	
西一之江	(有)松屋パン店	鈴木 泰男	松江 4-13-6	651-4989	製パン	
"	大新産業(株)	勝見 俊雄	松江 6-5-2	652-1992	クレーン産業機械の製造修理	説明会
"	(有)川崎工務店	川崎孝太郎	松江 4-18-21	652-4933	建築物請負	
鹿 本	(有)大久保工業所	大久保 武	松本 1578	658-5288	水道工事	
"	豊商事(株)	渡辺 正雄	本一色 275	654-5291	不動産業	"
"	(有)昭和機設工業	清宮 保二	松本 585	655-8922	機械据付	
"	まめのゆ(株)	樋口 淳一	松本1628-2	673-2739	不動産の売買・仲介・管理	
鹿 骨	(株)五洋スプリング	杉田 晴彦	鹿骨 1-158	670-2420	線材板材加工	説明会
東小岩 1	(有)やぶそば	新井 利一	東小岩 4-4-6	657-0386	そば	
"	(有)朝倉商店	朝倉 正壮	東小岩 3-22-14	658-7892	鉄屑売買	
南小岩	(株)浄雲閣	藤原 稔巳	南小岩 3-10-15	672-1241	冠婚葬祭式場設営	説明会
"	(株)クック産業	轡田 澄夫	南小岩 1-15-14	671-7061	不動産業	
駅前東	(株)松本工商	横島 善幸	南小岩 8-17-11	673-7117	機械器具製販	
"	(有)かやま	鹿山 隆啓	東小岩 6-23-3	659-5301	婦人服小売	支 部
駅前西	コセキ印刷機械(株)	小関 章	南小岩 6-5-3	673-3201	印刷機器販売	
西小岩 1	(有)サイトーテラー	斉藤 久雄	西小岩 2-19-6	672-6435	注文服の仕立	
"	藤森工業(株)	藤森 英雄	西小岩 1-9-3	0474 39-5416	プラスチック加工	支 部

支部名	法 人 会	代表者名	所 在 地	電 話	業 種 目	紹 介 者
西小岩 1	(株)三愛	小泉龍之助	西小岩 1-1-1	671-2131	飲食業	支 部
"	パール金型工業(株)	柴田 義男	西小岩 2-7-1	673-1987	プラスチック金 型製造	"
"	(株)協和防災	斉藤徳一郎	西小岩 1-19-16	650-0811	消防設備工事	説明会
"	(有)大眞商事	嶋村 眞二	上一色 9 8 8	653-6914	住宅販売	"
"	(株)レディ・バード	村松 和信	上一色 128-3	655-6606	繊維品製販	"
西小岩 2	ミイケエンジニアリング(株)	楠 博智	西小岩 3-28-5	650-3301	建設機械販売	
北小岩 1	(株)寺林工務店	寺林 栄三	北小岩 1-13-17	658-0553	土木	大同生命
"	(有)とん平	植村 公平	北小岩 2-9-8	650-3080	飲食業	石川商事
"	(有)美奈津	岩下 勉	北小岩 2-9-11	659-8393	和菓子製販	"
"	(有)昭栄自動車整備工 場	石橋 孝	北小岩 2-39-5	657-7425	自動車修理	
"	太陽商事(株)	関 利定	北小岩 2-1-3	673-1164	医療衛生用品卸	大同生命
船堀 1	カメラプラスチック(株)	南迫 文治	船堀 3-13-17	689-2521	プラスチック成型	
"	(有)サトーポリ工業所	佐藤 毅男	東小松川 4-1-15	680-5301	プラスチック成型	
"	(株)不二製作所	間瀬 富弥	西一之江 1-835	686-2291	サンドフレスト製造	
"	九十九運輸(有)	高原 候明	東小松川 4-42-1	688-7881	運送	
船堀 2	(有)清水商店	清水 義男	船堀 7-5-6	687-9332	製材	
葛西 1	(株)丸正ビル	関口 正和	西葛西 5-1-1	680-3743	貸ビル	説明会
"	(有)井上製作所	井上福寿郎	北葛西 2-1-5	680-7608	建設機械修理	
"	控井運送(株)	控井 恵一	西葛西 1-2-4	680-3564	運送	大同生命
"	萩原鉄工(株)	萩原製鉄弘	北葛西 1-17-12	688-0161	鉄工業	
葛西 2	協和管財(株)	柴崎 敏夫	西葛西 5-8-5-607	687-1585	ビル管理	説明会
"	丸山機工(株)	丸山 勝次	北葛西 3-3-21	687-1361	機械設置業	
"	河野ゴム工業(有)	河野 章	中葛西 4-10-14	688-6777	ゴム工業	説明会
葛西 3	(有)太藤自動車工業所	兵藤 進	中葛西 2-4-38	687-9331	自動車整備	
葛西 4	(有)よいこのたつみ社	巽 久夫	南葛西 6-22-2	675-0254	保育用品販売	説明会
"	(株)秀 興	古田 重男	南葛西 4-11-2	675-0341	建設	大同生命
"	(有)森の湯	森 ナカ	葛西 1-1490	680-9788	浴場	
"	(有)金子工業	金子 欣造	葛西 2-3558	680-0984	建設架設資材修 理	
"	大信運輸(有)	尾形 信次	北葛西 5-15-6	689-6365	運送	
瑞江 1	(株)秋元製作所	秋元 正好	春江 2-6-17	678-0760	玩具製販	
"	天童家具(株)	長張 柳市	一之江 2-9-6	0473 27-7114	家具販売	
"	(株)大森工芸社	大森久太郎	一之江 2-35-12	651-2784	箔押印刷	伊藤税理士
"	(有)美里建設	黒崎 繁	一之江 4-41-15	656-3959	土木	

源泉所得税

実務講座開催される

昨年開催した源泉所得税基礎講座が非常に好評で、引き続き開催してほしいという要望が多かったため、今回は実際に会社で問題となった実例などを取り上げて研究する実務講座を開催することにしました。

講座は四回において行う予定で、すでに第三回日まで開催しましたが、いずれも前回同様好評を博しました。最終回は六月中旬「マイホームの税対策」、「節税あれこれ」を取りあげて開催する予定になっております。

写真は4月16日に開催された第二回目の会場の模様です。



俗曲「ずぼら」考

ある席で、一老妓から江戸川にゆかりのある古い俗曲を聞いた。

かかる所へ

葛西領なる篠崎村の

弥陀堂の坊様が

雨降りあげくに

修業と出かけ

右に数珠もち

左の肩には 大きな木魚

よこったにかかえて

ナカムラ タンノウ トラ

ヤア ヤア

俺らがかかあは ずぼらだよ

となりのかみさん これもんじや

なんのかんのと

修業はよけれど

はるか向うから 十六、七なる

姐さんなるぞを

ちよいと 又

見染めた

アア アア アア

ヤノヨイ ヨイ ヨイ

ヨイトコナ

よっぼど 女にや のら和尚

みがきあげられた江戸前の酒脱な味

のあるうただったので、小岩図書館で

調べ、東京ふるさと文庫「江戸川の区史」により、このなりたちが解ったので、概略を記します。

弥陀堂跡（上篠崎二ノ七四）

京成バス「上本郷」下車 西方へ

約二百米

江戸時代に、この弥陀堂に一風変わった和尚がいた。

読経したり説教したりするのに、右手に数珠を持ち、左手に木魚をかかえて、踊ったりはねたりするのである。

いわゆる念佛踊りであるが、経文をとり入れた歌詞の面白さ、軽妙な曲身ぶり手ぶりもおかしく、おどけた振付けが人々をひきつけ評判となった。

江戸へのぼる道中でも、こっけい踊りをおどりながら歩いたので、江戸中の評判となり、「弥陀堂の和尚」の名でよばれた。

やがて、和尚のことは常磐津にとり入れられ、文化五年（一八〇八年）三代目坂東彦三郎によって「伊勢音頭」の外題で上演され好評をうけた。

昭和四十六年九月、この和尚の追善の碑石が建立された。

以上が文献によったものですが、まだまだ古い江戸川の史跡が数多いと思われしますので、大いに発掘したいと心掛けております。

西小岩第二支部

ミカサペイント 清水大三郎

三月・四月の行事

3・7	平井第一支部役員会
3・11	企画委員会
3・12	3ブロック支部長会
3・13	事業委員会
3・13	中央第二支部役員会
3・18	源泉部会
3・19	定例本部役員会
3・21	総務・経理合同委員会
3・24	鹿骨支部役員会
3・26	新設法人説明会
3・26	青年部2ブロック研修会
3・27	決算期別法人説明会
3・27	平井第二支部役員会
3・28	新設法人説明会
4・1	広報委員会
4・3	青年部1ブロック総会
4・4	正副会長会議
4・4	葛西第六支部役員会
4・4	青年部3ブロック総会
4・8	葛西第二支部役員会
4・8	源泉所得税実務講座
4・9	瑞江第二支部役員会
4・11	新設法人説明会
4・16	源泉所得税実務講座
4・16	新設法人説明会
4・17	源泉部会
4・17	決算期別法人説明会
4・18	3ブロック支部長会
4・22	定例本部役員会
4・23	青年部総会
4・23	

税のこぼれ話

★教育ママ

子供「ママ、今日は塾へ行きたくないよ」

ママ「ダメ、勉強しないといい大学へ入れないから」

子供「どうして大学へ行かなきゃいけないの」

ママ「それはね、パパが納めた税金のもとをとるためよ」

——大学生一人当年間一七四万円の税金が使われています。

編集後記

総会を控え、その御案内をメインとして限られた八面をどのようにして埋めていったら会員の皆様が無から隅まで読んで下さるだろうか、あれこれ意見を述べる委員の熱っぽい顔。こんな様子で編集していますが、自然と同クラスのたよりを読むようになり、時代を先取りした優秀な編集等を拝見し、尚更に、広報一丸となって親しみのあるたよりをお届けするべく努力致しております。何とぞ御支援の程をお願い申し上げます。

広報委員 高橋京太郎



江戸川 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

江戸川区小松川 4-98
電話 (681) 3474

写真は古川新水公園にて 江戸川区広報室 大内育美嬢 (19才)

新年度の役員決まる

理事は五十五名に増員

本会の昭和五十五年度通常総会は、五月二十八日開催されました。(総会の模様は二面に掲載)

この総会において、昨年度の会員増強によって会員が大幅に増えたこと、支部が増設されたこと等により理事の定数を増加する必要から、定款の一部変更が行われ、理事の定数が次のとおり変更されました。

定款第十三条中「理事五十名以内」とあるを「理事六十五名以内」に変更する。

また、任期満了に伴う役員改選では、この定款の一部変更にもとづき、現理事の任期満了による改選(五十名)とあわせ、新たに五名の新理事が選出されました。

会長、副会長ほかの役員の改選については、理事会において互選することとされました。

これに伴い、本年度第一回の理事会が六月九日法人会会館において開催されました。

当日、各ブロックから選出された選考委員により選考会議を行った結果、会長には佐久間新二氏が再び推薦されたほか、別掲のとおり新役員が推薦され、理事会において承認されました。なお、理事の定数を五十名から六十五名に増員する定款変更については、東京国税局長より昭和五十五年六月十七日付をもって定款変更の認可がありました。

この結果、五十五名の新理事が誕生し、新年度のスタートをきるようになりました。

通常総会盛会裡に終る

本会の昭和五十五年度通常総会は、去る五月二十八日、江戸川区民センターで開催されました。

当日は、総会に先立ち世界動態研究所長中西重思先生の、今後の経済の見通しについて講演が行われ、会場は二百三十名を超える出席者で満員の盛況でした。

総会は、来賓に岩森江戸川税務署長、高橋都税事務所長、中里江戸川区長



(代理藤田助役) 田代東京税理士会江戸川支部長ほかの皆様をお迎えし、菅原専務理事の司会により、内宮副会長の開会の辞で始まりました。

佐久間会長の挨拶の後、昨年度の会員増強運動に当って、特に積極的な協力をお願いした東京税理士会江戸川支部に感謝の意を表わすため、支部長田代正夫氏に感謝状と記念品の贈呈が行われました。

また、支部加入率60%を達成した、平井第四支部、下篠崎支部、南篠崎支部の三支部と、会員増強に功績のあった支部役員の方々に感謝状が贈呈されました。

続いて、議事録署名名人に、高橋道幸(株深川製作所)、花垣成男(三立鍛造(株))の両氏が選任され、直ちに議案の審議に入りました。

昭和54年度事業経過報告は菅原専務理事、同決算報告は横島会計(株横島製作所)、同会計監査報告は芳賀監事(株芳賀商店)から、それぞれ説明があり、原案通り可決承認されました。

昭和55年度事業計画案、同収支予算案については菅原専務理事から説明があり、原案通り可決承認されました。次いで、葛西地区、瑞江地区の支部増設に伴う新支部の名称決定について並びに理事増員のための定款の一部変更



総会後行われた祝賀会

について、菅原専務理事から説明があり、いずれも満場一致可決承認されました。

任期満了に伴う役員改選については、まず正副会長会議で審査した結果、理事に推薦された五十五名が発表され、原案通り承認されました。なお、会長、副会長等新役員は理事会において互選することとされました。

以上で議事を終了し、岩森税務署長は来賓の方々から祝辞をいただき、天野副会長の閉会の辞により総会を終了しました。

総会終了後、引続き祝賀会が催され、なごやかな歓談のうちに新年度への期待と決意を秘めて、盛会裡に終了しました。

新役員の紹介

会長	協和物産(株)	佐久間新二
副会長	内宮運輸機工(株)	内宮 繁
1ブロック長	天野電機製作所	天野 二郎
2ブロック長	コダマ油化工業(株)	児玉 俊夫
3ブロック長	大沢製作所	大沢 勇喜
4ブロック長	福島 エンタプライズ	福島 三郎
5ブロック長	朝江石油	朝江 實
専務理事	南吉野製作所	吉野 浦雄
監事	(株)江戸川法人会	菅原 長志
	(株)三村金属製作所	三村 正雄
	(株)横島製作所	横島房次郎
	(株)丸善靴店	板倉善三郎
	(株)芳賀商店	芳賀 重晴
	1ブロック	中島秀次郎
	2	石川 孝
	3	石川 保男
	4	宮川準之助
	5	森田 茂一



感謝状を受ける
田口平井第四支部長

今後の経済の見通し

中西重思先生 講演

80年代は景気の悪い年代と言われてきたが、一月から五月までの経済状況はそれほど悪くはない。

この原因は、石油ショック以降経営者の皆さんがすばらしい対応力を示してきたこと、物価が上昇し、また上昇期待感により景気が今日まで崩れなかったことだと思ふ。

経済講演会

物価の動きは

四月の卸売物価は前年と比べ24%と大変な上昇である。

そこで、識者の間でも狂乱物価の再現という見方が相当強いが、私はその恐れはほとんどないと思ふ。

それは、石油ショック当時ほとんどの家庭で買いために

行われたが、イラン革命以降買いためをする家庭はほとんどない。石油ショック当時の値上がりは4.4倍であったが今回は為替変動を加えても2.2倍である。また、国際緊張により非鉄金属等国際市況商品が暴騰したが、二月頃から大底が見え三月には下落傾向になったためである。

三月の消費者物価は前年と比べ8%の値上がりで、卸売物価が24%と上昇したのに比べ3分の1である。



欧米においては原価が上がることにスライドして売値も上がる。日本の場合には需給関係で価格が決定されており、そう簡単に値上げできない。厳しい業界においては仕入が10%上がったも売値はすえ置きという場合もあり、そこに日本の商売は欧米と比べて4倍5倍の努力が必要となる。

これからの物価はどうなるのか
昨年一年間の原材料の値上がりは60%、半製品は50%、最終製品は5%弱であり、最終製品は値上がりしていないことがはっきり示されている。

一方、四月の卸売物価は前月に比べ2.7%の上昇率であるが、このうち1.2%が電気とガス料金の値上げによる。

このデーターをみると既に原材料の値上がりが頭打ちになっており、恐らく卸売物価は安定し、消費者物価はあと

一、二ヶ月間上昇傾向を続けるだろうと言える。

景気の先行きは

値上がりが大体頭打ちになってきたので、早ければ六月遅くとも八月頃から景気はある程度下向き段階に入ってくることは間違いない。

昨年十月米国の公定歩合が、戦後最高の12%となってニューヨーク株式が大暴落し、先進国の株式も一時ではあるが大暴落した。これは、ちょうど五十年前の一九二九年のニューヨーク株式の大暴落が、その後二十年に渡る世界的不況の要因となったことがある。

そこで、経済学者の間において、景気周期説が再検討される段階に入った。

景気周期には大きく分けて三つの波がある。五十年で一回転するコンドラティエフの波と、十年で一回転するジョグラの波は、本年あたりから下降線に入る。また、四、五年で一回転するチキンの波も昨年後半から本年にかけて下りに入る。こうして長・中・短の波が大体80年代は下降線に入っていくところ、日本で学問的に80年代不況説と言われる大きな根拠がある。

それでは、何が活発に動き始めたら景気が戻るかを考えてみよう。

消費が伸びれば景気が上向くことは言うまでもない。ところが、景気が良くならなければ消費は伸びない。これが日本の景気パターンであるので、消費をリード役にして景気転換を考える

という期待はもたない方がよい。

次に輸出はどうかと言えば、石油ショックまでの日本をみると景気が良くなる時は必ず輸出が伸びリード役になっていた。その輸出が昨年六月頃から金額、量においても記録を更新するような極めて好調な伸びを示しているが、米国の大統領選挙を控え、また、テヘラン人質事件により日本に対し経済問題に注文をつけてくるので、輸出にも期待できない。

それならば設備投資はどうか。日本の産業全般をみると設備過剰であるが、本年の後半に入ると更新的な設備投資が活発になり、緩いけれども景気は上向きの段階に入ると言う。

しかし、世の中は数字理論ほど簡単なものではない。景気が上向くためにはいくつかの条件が、好ましく動いたときである。

その条件とは、①財政の動き、②米国の景気動向並びに米国の日本に対する経済施策、③エネルギー問題を挙げることができる。しかし、①と②は期待できない。むしろ石油問題が重要である。今、代替燃料時代に入っている。原子力は遅れているが、タールサンドや石炭が代替エネルギーとして期待できる。

今後の経済に不安があるが、人間の英知の発展と努力により発明開発が行われるであろう。すばらしい時代に勇気をもって努力していただきたい。

不安時代の経営と経営者の考え方

マイペースの経営

経営者の中には、同じことでも、とかく考える前に先ず人にたずねたり、教えられたるクセのある人がいる。いつまでたっても一本立ちできない経営者といってよいだろう。

昔は、この型の技術者、経営者が多かったが、現代でもまだこのようなタイプの経営者は少なくない。

だからこうした経営者は、今でも同じような苦勞の繰り返しばかりしながら、若さを誇った花の昭和組の不甲斐なさで、ついには五〇才の年令ペースに入ることになってしまうのであろう。

つまり、教えられたことを忠実に守る経営はできても、経営者が自ら考え出す経営ができない旧式タイプの経営者になってしまふということだ。

これでは年とともに、若手経営者に追い越され、経営者失格といわれて当然だろう。経営にはロボット人間は完全失格。経営者の能力開発に

必要な勉強はあくまでも一人立ちできるための成長、目的のための勉強であり、マイペースの経営ができるようになるためのものでなければならぬ。

常に相手の顔色をうかがい、従業員の顔をうかがい、果ては自分の身内の様子までうかがうような経営者になってしまつてから、社会や他人を怨んでみても始まらないことを肝に銘じておきたいものである。

主体性のある経営

現代はまったく将来が予測できない経済情勢である。このようなときの経営の主体を確立するためには、自分で考えてみるという最も基本的な原点に戻ってやるのが大切である。

不安時代ともなれば、怪情報はもろん、小手先、目先の情報がはらんとする。そんな世相であるだけに、考えや判断することの重要性が、より大事となり、主体性のある経営が要求される訳である。

一応の考え方の訓練と、それからの判断の素地さえできていれば、他人の話を批判し、あるいは理解して聞くことができ、他人への盲目的な追従もなくなるのではなからうか。

たとえ、理論的に、主体性に欠陥があったとしても、それが経営の手か

せ、足かせにならない限り、信念をもって貫いていく経営であつて欲しいものだ。

(月刊雑誌「司」より)

税の「はれ話」

役に立たない

娘 「お母さん、耐用年数ってなんなの」

母 「そうね、簡単に言うと物が何年持つかってことね。」

娘 「それでわかったわ。」

母 「何が？」

娘 「お父さんが、お母さんはもう耐用年数が過ぎてるって。」



税務署にて

子供 「パパ、今年は扶養家族が一人増えてよかったね。」

父 「どうして？」

子供 「だってママのほかにあのキレイなおばちゃんも入るんだらう。」

父 「シーク」

源泉所得税実務講座 アンケートの結果について

源泉所得税実務講座は六月十二日の第四回目をもち好評の裡に終了しましたが、第四回目に出席された方からアンケートに回答を寄せていただきました。

回答結果をみますと

- ①「講座の内容」について「ちょうどよい81・5%、やさしすぎる13・8%」
- ②「どの程度理解できたか」について「大体わかった66・1%、よくわかった29・2%」
- ③「説明された事項」について「大体知っていた58・5%、知らない点が大部分あった41・5%」
- ④「今後仕事をするうえで講座の内容が参考になるか」について「参考になる61・5%、多少は参考になる36・9%」
- ⑤「今後希望される講習会は「実務的なもの86・1%、専門的なもの9・2%」

このような結果をみてみますと、参加された方はそれぞれに勉強されておられ、更に実務上の取扱について、なお研究しようとする積極的な姿勢がうかがえます。

講習会等については、会員の皆様方のご要望にできる限り応えられる内容のものを今後も企画していきたいと思っております。取上げてほしい問題や、ご意見等を、支部役員又は当会事務局までお寄せください。

青年部 ニュース

第一回経営研修会の報告

法人会青年部の本年度第一回の研修会は、五月二十六日六時より三時間にわたって行われましたが、各ブロックから万編なく参加していただき、総数八十人もお集りいただき盛会に終了いたしました。

今回の研修会の内容は、青年経営者の経営モラルと、組織人としてのリーダーシップの二点について研修を行いました。演題は、「世が築いて二世が潰すあなたの会社は大丈夫か」とうたいまして、

さて、仰々しい演題を掲げました



が、今回のねらいは企業経営の中において会員である我々がどうあるべきかという基本的な考え方を、もう一度勉強し直そうということにありました。

講師にお招きした落合富雄先生は、ニューモラル経営、いいかえますと企業経営と道徳は一体であるという考え方に基き、実践的経営法を説くユニークな先生です。

講演の中で非常に関心を持った点がありました。一つは先生の配付資料の中に左の様な内容がありました。

リーダーの目的

管理能力

動かす
コミュニケーションの向上
チームワークの強化
モラルの高揚
ヒューマンリレーションの増進
動かす
〇〇を動かす

〇〇を〇〇する

この青年部ニュースを読まれた皆様も考えて見て下さい。いかがですか。左の方の〇〇は「自分」を動かす、左の方の〇〇を〇〇するは「後継者」を「育成」するです。おわかりになりましたでしょうか。すぐわかった方は私が考えますに、すばらしい経営者ではないでしょうか。

また、もう一つ勉強になったことは、先生の説かれる中に愛情と厳しさを両立させるとありました。愛情は大体理解できたのですが、厳しさという意味が良く理解できませんでした。会場の皆様も良く理解できなかった様です。



厳しさとは「ものがさかない」ということです。しかし非常に難しいことですね。

この研修会の余韻がまだ頭の片隅に残っていた数日後、法人会三十年誌が手元に届きました。ページをめくると「道天地将法」という岩森江戸川税務署長の直筆の文字が目に見え込んできました。解説を読みますと、兵法書「孫子の」首言の「五事」とあり、企業経営者の心すべきは「道」すなわち商業道徳、モラルとあり、また「将」とは統率者、人事管理すなわちリーダーシップとありました。まさしく我々の研修会で学んだことそのものと感じた次第であります。

研修委員長 柴田正美

わんぱく相撲江戸川大会に参加して

六月一日、第三葛西小学校の校庭で東京青年会議所の主催により、わんぱく相撲江戸川大会が開かれました。

大会当日は、中里江戸川区長さん始め、多数のご来賓出席のなか、青年会議所江戸川地区委員長金子正司氏（法人会支部長）の挨拶により大会が始まり、当日心配された雨も少なく、約三百名の参加児童が日頃のわんぱくぶりを発揮して力を競い合い、盛況裡のうち事故もなく終了しました。

わが法人会青年部は、JC金子委員長の要請により、大会準備と当日の運営等に約十四名の出席をもってJC会員のお手伝いをさせていただきました。

この大会は、東京青年会議所が「明るい、豊かな社会を築こう」という理念のもとに「わんぱく相撲を通じて、青少年に対し自主性、創造性及び社会連帯意識（青少年の社会教育）を育成する」ために開催し、今年で四回目になります。

法人会青年部は、江戸川区内最大の青年経営者の集まりであることは言うまでもありませんが、その地域性を十分に発揮して、地域社会向上、発展のため、他の団体の行事等にも積極的に参加し、時間を奉仕することが、自己の研鑽と法人会青年部の質的向上に役立つものと確信いたします。

四ブロック長 森田 記

新会員の紹介(昭和55年5月まで)

◇紙面の都合により未掲載分は次号に掲載します。

支部名	法人会	代表者名	所在地	電話	業種目	紹介者
平井 3	㈱ 原電気設計	原 三郎	平井 5-24-10	613-5805	自動制御盤設計	説明会
"	大滝建工 ㈱	国松 鉄男	平井 5-8-8	616-0086	塗装業	
西一之江	㈱ 村山石油	村山 睦	西一之江 2-209	654-6757	ガソリンスタンド	
"	㈱ 渡辺不動産	渡辺 盛次	松江 7-12-4	652-7001	不動産業	
鹿 本	㈱ パリス・カーセールズ	高野 好夫	興宮 208-1	653-3421	自動車販売	説明会
東小岩 2	㈱ エリゼ	佐藤 文二	東小岩 5-2-8	672-2080	ハンドバック製造	支 部
"	㈱ 栄進印刷社	桜井 範政	東小岩 6-36-2	658-2372	印刷	"
南小岩	㈱ アイスマジンサービス	新谷 幸三	南小岩 4-18-14	672-1682	製氷機自動機器 販修	説明会
駅前東	㈱ 旭屋製パン所	猿橋 政雄	南小岩 7-31-3	657-8385	甘味喫茶	
"	㈱ わたでん	大山勘次郎	南小岩 8-26-2	657-0455	家電品販売	
駅前西	㈱ 秋山商事	秋山 義高	南小岩 7-38-25	659-2834	飲食業	
"	㈱ 友和商事	杉本 英雄	南小岩 5-15-11	657-6758	呉服寝具販売	
"	㈱ タキト精工	宇那手 孝	南小岩 7-15-15	672-8954	金属加工業	
西小岩 1	㈱ 曙建設	河東 伸幸	西小岩 1-30-12	657-4181	不動産建設業	
"	㈱ 丸富	富永 房子	西小岩 1-30-4	659-1266	旅館業	
北小岩 1	㈱ 辰野商店	辰野 一雄	北小岩 2-36-3	650-0331	鍍金材料卸売	
"	㈱ きくまる工務店	菊池 太一	北小岩 1-9-8	672-2323	建設業	
北小岩 2	日本印刷工業 ㈱	福田 準	北小岩 4-37-8	658-7181	印刷業	
"	㈱ 常盤食品商会	脇本 隆夫	北小岩 7-24-1	657-8468	鯨肉加工	
葛西 6	浅井工業 ㈱	浅井 保政	西葛西 7-21-23	688-8141	水道工事	支 部
瑞江 1	㈱ 武田プラスチック工業	武田 健一	西瑞江 4-21-1	656-6686	プラスチック製 品製造	説明会
瑞江 2	㈱ 火山	長倉 真文	江戸川 2-36-9	670-6108	婦人ベルト製造	
"	三栄アタッチメント工 業 ㈱	渡辺 守興	江戸川 1-33-4	670-1270	運搬機械修理	
"	㈱ 秋葉興業	秋葉 正賢	西瑞江 2-28-60	670-3868	運送業	
"	㈱ 小林精工	小林 柳子	西瑞江 3-1-17	679-4159	機械部品製造	
上 篠 崎	公栄興業 ㈱	井野元公治	北篠崎 2-107	676-0136	タンク製造	説明会
"	㈱ 丸石工業	山田 栄	上篠崎 3-149	676-0303	水道工事	"
"	㈱ 鈴村商店	鈴村 武	北篠崎 2-139	678-7736	溶接塗料販売	"
"	東設電業 ㈱	小林 良次	篠崎 7-150	679-6556	電気工事	大同生命
"	㈱ 相原工業所	相原 鐵男	篠崎 7-203	670-1030	プラスチック成型	説明会
"	加納工業 ㈱	加納 埜一	上篠崎 1-203	676-3923	ボーリング業	大同生命
下 篠 崎	㈱ 佐々木工業	佐々木 強	篠崎 4-286	679-6427	焼却炉加工	説明会
"	㈱ 石川鉄工所	石川 晴彦	篠崎 4-26	679-1513	金属加工	
"	㈱ 長谷部機械工業	長谷部治郎	篠崎 6-170-2	670-0650	製袋機製造	支 部
"	坂本自動車工業 ㈱	坂本勝四郎	篠崎 6-195-1	670-4161	自動車整備	"
南 篠 崎	㈱ 武内商店	武内 幸雄	南篠崎 1-331	670-3689	内装材料販売	"
"	㈱ ダイトー食品	大島 専衛	南篠崎 4-14	670-7372	食品製造	支 部
"	㈱ 仲屋商運	田中 尚弘	南篠崎 4-192	678-8788	運送業	"
"	㈱ モードトライ	武田 弘	南篠崎 1-129	678-0688	衣料品製造	
"	㈱ 滝野製作所	滝野 義明	下鎌田 306	670-8378	金属加工	支 部
"	下山運輸 ㈱	下山 芳男	谷河内 2-155	670-2984	運送業	"

支部名	法 人 会	代表者名	所 在 地	電 話	業 種 目	紹 介 者
南 篠 崎	㈱ ヤングツーリスト	田中 健一	南篠崎 4-112	670-1166	旅行あっ旋	支 部
"	㈱ 大京石材店	大崎 八郎	南篠崎 4-100-3	677-5258	石材加工	"
"	柏尾運輸 ㈱	斉藤 章	南篠崎 4-4-2	670-7297	運送業	"
"	㈱ 喜八製作所	飯野佐喜八	南篠崎 3-119	678-3349	鉄工業	"
"	山喜建材 ㈱	保田 国吉	南篠崎 3-93	679-7607	鋼材販売	"
"	㈱ 寿興業運送	安田 英正	南篠崎 2-53-1	670-6927	運送業	"
"	㈱ 篠崎自動車電機商会	鈴木 隆	南篠崎 1-72-9	679-5618	電装品販売	"
平井 1	三宮商事 ㈱	宮田 豊次	平井 2-10-8	637-7404	宝石貴金属製造加工	(以下5月入会) 説明会
平井 5	寺下電気 ㈱	寺下 範廣	平井 7-10-20	619-9779	電気工事業	
東小松川	㈱ 小林鉄工所	小林 敬初	東小松川 3-4-19	651-8988	機械部品製造	
松 島	今富建金 ㈱	本吉 泰造	中央 4-1-7	674-0232	建築金属工事	
松 江	日光紙業 ㈱	中島 博巳	松江 1-17-14	656-2671	紙類回収選別	石井税理士
"	㈱ ユニバース	秋葉 重男	松江 2-13-9	656-5793	クリーニング	説明会
西一之江	㈱ 川上建設	川上カズエ	松江 4-18-21	656-3358	大工工事業	
"	福島建材興業 ㈱	福島 辰己	松江 7-32-2	656-0157	土木資材販売	説明会
"	㈱ 日比野硝子研究所	日比 金吾	松江 7-10-6	654-2836	特殊硝子加工	
鹿 本	田村工業 ㈱	田村 吉實	本一色869	655-3467	薦土木工事業	
"	㈱ インテリアペペ	星野 良雄	本一色606-4	652-7594	室内装飾	
"	㈱ 紀和金属	内藤 紀二	松本312-1	655-7409	建築金物販売	
鹿 骨	日光商事 ㈱	菊地 正子	鹿骨2102-4	678-5267	薬品販売	
"	㈱ 土田製作所	土田 邦夫	鹿骨2711-2		鋼構造物工事	
東小岩 1	坂口産業 ㈱	坂口 輝男	東小岩 3-13-12	673-1466	婦人服製造	
"	㈱ 昭栄ハウジング	外山 嘉昭	東小岩 1-20-29	650-4234	不動産業	大図税理士
東小岩 2	㈱ 共同貨物運送	石橋 幸	東小岩 5-2-2	672-5075	運送業	支 部
"	㈱ 東京冠婚葬祭センター	中村 滋展	東小岩 6-3-5	671-6111	葬祭業	"
"	㈱ 石原設備工業	石原 秀雄	東小岩 6-24-6	673-1750	建設業	
駅 前 東	㈱ キッチン紅や	加藤 正一	南小岩 7-27-7	687-1517	食堂	
西小岩 1	㈱ 水島	水島 勲一	西小岩 1-26-14	657-1902	磯料理	
"	㈱ 新和	山崎 雅司	西小岩 1-27-23	658-1311	不動産業	
西小岩 2	㈱ こうの	河野 政雄	西小岩 3-35-6	658-2143	アイスクリーム販	
北小岩 1	㈱ 恵比寿	古賀 政雄	北小岩 2-3-21	657-5605	ビルメンテナンス	
北小岩 2	㈱ 太陽機器	的場 信吾	北小岩 5-22-1	657-7718	冷暖房機器販売	

税務署だより

★ 税の作文募集

国税庁では、高校生のみなさんから「税」の作文を募集しています。
税金をテーマにしたもので、一人一編、三千字以内で、末尾に住所、氏名、性別、学校名、学年、学級の所在地を記入のうえ、九月五日(金)までに左記へお送りください。

江戸川区平井一十六ー一

江戸川税務署 総務課

電話(03)四二八一

★ 申告所得税第一期分の納期限は

七月三十一日(木)です

◎ 振替納税を利用している方の納付書は、指定された金融機関に直接送付しますので、納税額に見合う預金の準備をお願いします。

◎ 振替納税を利用していない方は、既にお送りしてある納付書で、近くの金融機関(日本銀行蔵入代理店)、郵便局又は江戸川税務署に七月三十一日までに納付してください。

※ 納税は便利な「振替納税」を利用してください。

お申込みは
近くの金融機
関又は当署へ
どうぞ!!



署長室訪問の記

青年部第三ブロックの部会員十五名が、六月九日税務署の署長室を訪問しました。

税務署へ初めてきたという人は意外？に少なく、大部分の方は何回か足を運んだ経験はあるものの、署長室へ入るのは皆初めてとあって、緊張した面持ちのようでしたが……。

岩森署長から、署の規模、機構、税収や、職員の採用等の説明を聞くうち次第にいつもの冷静さを取り戻して、土地税制、財政等に対する質問、意見等が飛び出し、日頃の勉強ぶりをうかがわれました。



税のこぼれ話

印紙税——。領収書や手形、契約書などに貼る例のやつだが、印紙税の豆知識を一つ。

印紙税を世界で最初に施行したのはオランダで、一六二四年のことである。

当時オランダの財政は非常に厳しい情勢にあった。そこで、財源確保のために国内にアイデアを募集、登場したのが印紙税である。財源確保のアイデアを募集して、しかも、それを施行するのなんだ、オランダ政府もイキなことをしたではないか。

発案者は、ヨハネス・ファン・ブルックなる若い税務職員であった。さすがブルックというほかない。政府は大変喜び、ブルックに三千フロリンという高額の年金を支給したという。

間もなくこの印紙税は欧州各国で施行されたが、日本では明治六年に登場した。

所得税は明治二十年に新設されているから、税金として印紙税は古い方である。



五月・六月の行事

5・8	青年部1ブロック研修会
5・9	平井第二支部研修会
5・13	源泉部会
5・13	源泉所得税実務講座
5・13	新設法人説明会
5・13	青年部4ブロック研修会
5・13	船堀第一支部役員会
5・14	新設法人説明会
5・15	鹿骨支部役員会
5・16	青年部5ブロック研修会
5・16	決算期別法人説明会
5・26	青年部経営研修会
5・28	昭和55年度通常総会
5・28	経済講演会
5・30	平井第四・五支部研修会
6・2	南篠崎支部役員会
6・3	広報委員会
6・4	新設法人説明会
6・6	新設法人説明会
6・9	青年部3ブロック署長室訪問
6・9	理事会
6・10	青年部4ブロック懇談会
6・12	源泉所得税実務講座
6・13	役員会
6・18	広報委員会
6・18	青年部2ブロック研修会
6・18	源泉部会
6・28	南篠崎・下篠崎支部研修会

編集後記

新年度を迎え、役員、理事も決りました。

更に新会員を迎え、益々会も活発に運営されております。私共広報という重大な役を痛節に感じ各号に掲載する記事を選びより充実したものと毎回努力を致しております。何といっても会員の皆様にご愛読いただける内容のたよりにしなければなりません。

そこで会員各位のお気付の点情報等がございましたら、ご支援ご投稿下さいませ、偏にお願い申し上げます。

広報委員長 大沢勇喜



葛西区民館での新設法人説明会



江戸川区行船公園

江戸川 法人会だより

発行所

江戸川法人会

江戸川区小松川 4-98

電話(681) 3474

新署長のご挨拶



江戸川税務署長

須賀田

文責

この度の人事異動によりまして、江戸川税務署長を命ぜられ、世田谷税務署からまいりました須賀田でございます。

大変困難な時期に伝統のあるご当地の税務署長として、責任の重大さを痛感いたしております。どうぞ前任者以上によりしくお願いを申し上げます。

税務を取り巻く環境も年ごとに複雑多様化し、また、財政再建論議を通じて、税務に対する国民の期待と関心がとみに高まっていることも事実であります。このような厳しい情勢下において、税務にたずさわる私どもとしては、納税者の身になって、信頼される税務署と適正にして公平な課税の実現を旨とし、税務の執行に当っては、会員の皆様方との間に、長年にわたって培ってきた相互信頼を基に、地道な努力を重ねて行く所存でございますので、今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、社団法人江戸川法人会の益々のご発展と、傘下会員法人のご事業の繁栄、並びに皆様のご健勝を祈念いたしまして着任のあいさついたします。

着任のご挨拶

江戸川税務署副署長

関川 哲夫



私は、このたびの異動で大野前副署長の後任として東京国税局直

税部国税訟務官からまいりました。

公平な税務を行うために、法人会員の皆さんと、より多くの接触の機会をつくり、直接意見を交換したいと思っておりますので、会員の皆様方の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

法源第一統括官

大浦 力



私は、このたびの人事異動で、新堀統括官の後任として横浜南署

からまいりました大浦でございます。

法人会の皆様とは最も縁の深い部門を担当しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

法人会の研修会、懇談会等にはできる限り出席して皆様と身近な交わりのなかで会の組織拡充と活動に少しでもお役に立てばと思っておりますので一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

指導上席 宮川 隆元



出身地 長野県中野市
前任署 市川署

コメント 縁があつて江戸川署へまいりました。よろしくお願ひします。

指導官 中村 友春



出身地 山梨県河口湖町
前任署 留任

コメント 節税のアドバイザーとして本年もお役に立ちたいと思います。

指導官 対馬 康治



出身地 青森県弘前市
前任署 留任

コメント 初めての仕事ですが、早く慣れ皆様のお役に立ちたいと思います。

指導官 吉岡 強



出身地 佐賀県佐賀市
前任署 留任

コメント 源泉所得税についての疑問や要望などは、お気軽に当方まで。

江戸川税務署定期異動

(昭和55年7月10日付)

転 出 者			転 入 者		
官 職	氏 名	転 出 先	官 職	氏 名	転 入 先
署 長	岩 森 穰	辞 職	署 長	須賀田 賛	世田谷署長
副 署 長	中 嶋 繁二	税務相談室 (京橋分室) 主任相談官 (分室長)	副 署 長	荒 木 昭	東京派遣監察官
"	大 野 茂	辞 職	"	関 川 哲夫	局直税部訟務官
特 官 (徴)	大 井 昌勝	辞 職	特 官 (徴)	熱 田 弥寿男	千葉東徴特別調査官
" (産)	赤 松 文好	辞 職	" (産)	大 塚 米吉	松戸産1統括官
" (法)	田 島 恒男	辞 職	" (法)	山 田 雄大	渋谷法1統括官
" (間)	藤 澤 庸善	淀橋 (間税) 特官	" (間)	池 田 敏夫	品川間特別調査官
総 務 課 長	林 佐喜智	局・徴・訟 税務相談室 (目黒分室) 相談官	総 務 課 長	早 川 善雄	局調3部総括主査
管徴1統括官	清 水 等	杉並 (管徴) 3統括官	管徴1統括官	椎 名 正憲	千葉西管徴統括官
管徴3統括官	岩 口 孝也	横浜中 (所得) 1統括官	管徴3統括官	大 沼 昭博	品川総補佐
所得1統括官	山 部 日出人	東金所1統括官	管徴5統括官	熊 谷 聡司	松戸管徴1総上席
所得2統括官	大 橋 健次	板橋所4統括官	所得1統括官	塚 原 辰彦	板橋所1統括官
所得3統括官	大 野 吉之助	品川産特別調査官	所得2統括官	笹 原 辰彦	市川料統括官
特 官 (産)	丸 山 恒男	市川産特別調査官	所得3統括官	村 井 亮男	銚子所1上席
資産1統括官	滝 沢 昭次	局直料3主査	特 官 (産)	針ヶ谷 幸男	足立産特別調査官
資産2統括官	石 川 恵隆	日本橋法特別調査官	資産1統括官	松 戸 亮繁	千葉東産1統括官
特 官 (法)	香 取 武雄	浅草法1統括官	資産2統括官	中 川 桔梗	市川産1総括上席
法人1統括官	新 堀 文夫	木更津法1統括官	特 官 (法)	樋 口 力	浅草法特別調査官
法人3統括官	松 尾 昭三	江東東法2統括官	法人1統括官	大 浦 三郎	横浜南法1統括官
法人4統括官	吉 田 静	麻布法特別調査官	法人3統括官	寮 野 信実	松戸法3統括官
法人6統括官	矢		法人4統括官	山 下 信	局査主査
			法人6統括官	吉 野 実	江東西法1総括上席

全体役員会

入会率 60% を目指して

さる、八月八日、江戸川区民センター、五階会議室に於いて、本部役員並に支部役員合同の全体役員会を開催、秋季ブロック別税務研修会の開催要領、組織の強化と会員増強運動、会館建設問題、福祉共済制度の普及方、広報活動の強化並に新規事業計画等について審議されました。

秋季ブロック別税務研修会は、第一



ブロック、八月二日、第二ブロック一〇月七日、第三ブロック一〇月三日、第四ブロック九月三日、第五ブロック九月一二日とそれぞれ決定されました。会員増強運動については、前年三〇周年記念事業の一環として強力に実施した結果、従来の会員数四、九八五社入会率四八・五%が会員数五、七八九社、入会率五八%と大幅に上昇いたしました。新設・転入法人が都内で最も多く年間八〇〇件程度の新設・転入法人が増え続けているのでこれらを分母に加えると、現状は、五四・五%と率が低下しているのが本年も引き続き一〇月から一二月の二ヶ月間を増強期間として、入会率六〇%を目指して一段の努力をすることになりました。

会館建設は、近い将来予想される建替えに対処すべく、会館建設準備委員会を設置し、方法・時期・規模等を協議する委員会のメンバーについては、会長に一任されました。

会館建設問題と絡み、収益事業の一環として、福祉共済制度の積極的な推進を行い、剰余金等は、会館建設積立金として積立てる。青年部会の主メン



バーを運営推進委員とあて積極的に推進していく。

新規事業計画については、今秋より六回の特別講座を開催し企業を取り巻く諸問題（経営・労務・金融）と税法の特別講座を全法人を対象に署と会の共催により実施することとなりました。

歓送迎パーティ

役員会終了後、同所において七月一日付の定期異動で栄転された方、新たに赴任された署幹部の紹介とお礼を兼ねたパーティを催しました。当日の参加者は、二一〇名約一時間本会役員となごやかに懇談いたしました。

支部だより

六月二十九日、三十日の両日、南篠崎支部と下篠崎支部合同で親睦旅行もかね税務研修会を千葉県の御宿で開催致しました。月末にもかかわらず多くの社長さんの参加をいただきました。研修会も税務署の方のクイズ式の分りやすい説明で出席者全員より一層税金に感心をもち有意義な旅行になりました。

幹事 南大川ニット



現代を生きぬく経営者とは

自己の企業の弱点を知ること・リーダースhipを発揮する

いまの経済の実態を一口で、ゼロ成長とかマイナス成長とかいうが、これはあくまでも平均値の成長をいうのであって、決してムダではないが、企業経営にとってあまり意味はない。実情は全部が全部ゼロではなく、業種、時期によって増減のデコボコがあり、このデコボコをならした数字がゼロというにすぎない。では常にプラスするように努めるにはどうするか。

自己の企業の弱点を知れ

まず最も重要なことは、経営戦略を展開するうえでの基本姿勢ではないだろうか。

「火事場のバカ力」という言葉があるが、火事場から逃げ出してしまつては、力を発揮できないのと同じように、ウィークポイントを見極め、十分な力が発揮できるようにする。そして従来通り、攻めの経営を続けるべきかどうかを決める。

とくに中小企業の経営者にあつては、積極的に攻める姿勢が必要だろう。

トップ経営者として、目標に向かつて全社員の力を結集して決して逃げ腰

しの守りの姿勢はとるべきではない。とはいえ、何年か先をみるのが攻めの姿勢なら、現実のバランスに注意する

のが守りの経営といえる。だから、攻めと守りの言葉に左右されることなく、その両方に強い経営が要求される訳だ。

つまり、臨機応変に攻め、守りのできる経営者であることが望ましいのである。

リーダースhipを発揮する

それでは、臨機応変の攻防の条件は何か。それは統率力、つまり、リーダースhipの発揮しないと考えるとよいだろう。

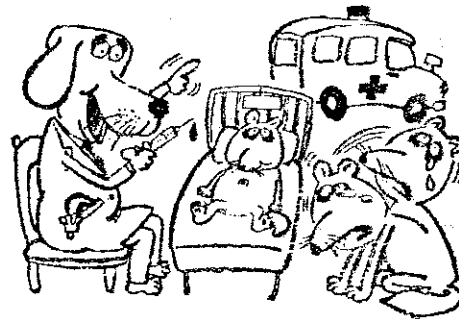
人は「動かして動く」「動きながら動かす」というが、どんな環境にも、経営者が自信をもって引っ張っていく力がなければならぬ。

真の統率力とは、気力、体力、能力面で、広い視野に立ち、柔軟な構造の頭脳と鋭敏な感覚、そして決断力と勇気、実行力を兼ね備えたものでなければならぬ筈である。

変化とスピードに対応して意思決定

できる決断力を養っていくことこそ、現在の激動期を生き抜いていける経営者の進むべき方向ではなからうか。

(月刊雑誌「司」より)



税のしるべ第1395号より転載(え・柿沼好男)

動物村の会費

動物村では、みんなが会費を出しあっているいろいろな仕事をしています。水道をひいたり、消防署を作ったり、学校もあります。

ケチが自慢のイタチは、この会費を払いません。「自分はいつも火の元に気をつけているから火事を出さないのに」、また「子供はとなり町の立派な学校にやっているから、あんなオンボロ学校なんかなくともいい」などと、好き

勝手なことを言っていました。村の長老たちは、そんなイタチを説得しましたが、ききめはありませんでした。

そんなある日、イタチの子供が病氣

になりました。ケチなイタチは「病院代がもつたない。

そのうちになおるだろう」と

と病院にも連れて行きました。

しかし、子供の病氣はだ

んだん悪くなって、息をする

のも苦しそうになりました。

あわてたイタチは、救急車

を呼んで、村の病院に運び込

んでもらいました。医者の犬

は、イタチに向かって言いま

した。

「イタチさん、もうすこし遅

かったら、子供の命はあぶな

いところだった。あなたは

いつも文句を言っているが、

救急車も病院も会費で運営されてい

るんだよ」

★私たちのくらしも、みんながなかよく税金という会費を出しあ

って、なりたっています。そして、その税金は、必ず、わたしたちのくらしに役立つために戻って

青年部 ニュース

— 只今 会員増強月間中 —

青年部では、九月中を会員増強月間と致しまして、入会を勧める活動をしております。

青年部が発足致し五年が経過しておりますが、法人会々員の中でも青年部の存在を知らない方がかなり居れる様です。

青年部では、税務、経営研修会を始め、親睦、家族慰安、他の団体との交友、そして恒例になりました歳末チャリティオークションと、幅広い活動を続けております。又、これらと併せ、各ブロック単位でも同様な活動をし、会員相互の理解、知識の向上、自己の研鑽に役立てております。

まだ入会されていない方々、御一緒に勉強され、親睦を深め、青年部活動に参加し、意義ある時間を過しませんか。

本年かなりの卒業生を送り出しましたが、現在一八五名の会員を数えます。

法人会々員の経営者の皆様方には、青年部活動に深い理解を示され、一人でも多くの後継者、又は、それに準ずる方々の入会にお力添え下さいます様お願い致します。

尚 青年部に関します詳細等は、法人会事務局にお尋ね下さい
電話番号 六八一—三四七四
六八三—〇三五四

法人会青年部会に入会させて頂いて

第二ブロック

小島登代子

昨年五月、先輩会員の方にさそわれてまして青年部会に入会させて頂いたものです。

ほんとうに素晴らしい青年達の集りだと思えます。同じ江戸川区に住んで居ながら何故もっと早くにこの様な会に入って居なかったかと思われます。

親会の方達のあたたかい眼差し、また青年部OBの方々のきびしさの中にも色々な面での御指導、そして会員の人達がお互いに一人一人尊重し合っている集りで毎月の例会がほんとうに楽しみです。ことに例会が終わってからの二次会の和気あいあいの光景はなんとも云えないと思います。この様なムードの中で色々な面での勉強から学びとるものがありますことは私にとってなものにもかえがたいものがあります。

これからも出来る限り多くの若い人達の入会を望んでやみません。そして自分自身を高め会社発展さらに江戸川区のためにもなんらかのかたちで貢献

出来ればと願って居ります。



— 家族慰安会 —

研修会 報告

— 第四ブロック —

第四ブロックでは、毎月の第二火曜日を例会日として研修会、親睦会を開いておりますが、去る、七月八日の月例会を、葛西区民館に於いて開催致しました。講師には太陽神戸銀行葛西支店長、両角俊人氏をお招きし「金融機関の上手な利用法」「金融機関からみた企業経営の査定」というテーマで午後七時三十分から九時まで、一時間半にわたり講演して頂きました。

両角支店長のお話は、我々がふだん聞けない内容ですので、この日、参加した会員は皆、熱心に耳を傾けておりました。

— 第五ブロック —

今回の例会は、親会との懇親会として親会各支部長の出席を頂き、私達の期待も大きいものがありました。親会第五ブロック長、吉野浦雄氏より、青年部会の発展と活躍を望むとの力強い励ましを頂きました。懇談会では、会員増強における苦労話や、成功話を拝聴いたし、親会に於いても入会時のメリットの問題が多く、会員増強の難問となっているとの事です。

当ブロックでは、親会と青年部会の合同研修会、親睦旅行を、年一度は開催する方向で検討する事を合意し、親睦会に移り九時終会いたしました。

尚十月五、六日には、研修会をかねた研修旅行会が予定されております。場所はまだ未定ですが、当日多数の御参加を御待ちしております。

新 会 員 の 紹 介 (55年6月まで)

◇紙面の都合により未掲載分は次号に掲載します。

支部名	法 人 名	代表者名	所 在 地	電 話	業 種 目	紹 介 者
船堀 1	江南エンタープライズ㈱	長峯 正之	松江6-3-20		自動車解体・飲食業	丸山稔理士
"	㈱新光設備	鈴木 新一	船堀5-11-10	686-6411	空調冷暖房工事	説明会
"	㈱忍商会	栗林 茂	船堀5-10-22	689-0351	運送業	
葛西 1	南久保建材	久保 三夫	北葛西2-13-35	688-8540	建材業	説明会
"	伊東木材㈱	伊東 勉	北葛西2-17-17	689-5601	木材販	
"	すばる書房㈱	須田 兼吉	西葛西3-7-15	355-3543	出版	
葛西 2	星谷木材㈱	星谷 金蔵	中葛西1-49-13	689-5551	木材業	
葛西 3	宇田川石油㈱	宇田川重雄	中葛西2-27-15	680-4216	ガソリンスタンド	説明会
"	南山形屋住宅	舟本 勇	下今井265	686-6998	不動産業	
葛西 4	西野建設㈱	西野 利直	葛西1-1096	688-2444	建設業	
"	こわた運送㈱	木幡マレ子	葛西2-403	680-2573	運送業	
葛西 6	㈱篠原商産	篠原 歳雄	葛西1-1075	675-2220	飲食業	説明会
"	㈱渡忠工業	渡辺 忠男	西葛西7-28-14	675-1563	建築金物	
"	㈱平和企画	石井 章治	中葛西5-8-18-308	687-7229	広告代理	説明会
瑞江 1	岩楯電設㈱	岩楯 良治	春江3-28	654-5878	電気工事	説明会
"	小林製菓㈱	小林 繁	新堀1-31-7	677-6998	菓子製造	
"	㈱花沢商店	花沢 保文	春江2-4-2	677-7088	瓦の販売	説明会
"	㈱福岡工務店	福岡 久雄	春江3-13	679-0589	土木建築請負	
瑞江 2	㈱京葉汽缶工業	種村 啓次	西瑞江2-41	670-3024	ボイラー販・施工	
瑞江 3	㈱梓工業	塙 正義	春江5-18	688-3042	包装機械製造	説明会
上 篠 崎	㈱武幸工業	鎌田 勇幸	上篠崎2-158-2	670-2190	金属製文具雑貨	"
下 篠 崎	㈱日黒工業所	日黒 三夫	篠崎4-214	678-2611	プラスチック製品	説明会
"	㈱篠崎縫製	刈屋 正崇	篠崎6-247-44	677-3344	婦人シャツ縫製	"
"	㈱竹野谷合金鋳造所	竹野谷幸一	篠崎4-371-3	670-2777	鋳造業	
南 篠 崎	高橋鉄筋工業㈱	高橋 桑次	南篠崎1-19	677-0019	鉄筋業	
"	㈱福岡ゴム工業	福岡 正人	南篠崎4-3-2	670-7686	ゴム製造加工	支 部
"	富士通商㈱	上田 匡臣	南篠崎1227	676-0131	運送業	
"	㈱渡瀬商店	渡瀬 清吉	南篠崎4-255	670-2191	中古車販売	支 部
西小岩 1	江戸川特殊金属㈱	小口 真	西小岩1-26-5-603	693-0211	特殊金属製造販売	
"	小久保商事㈱	小久保明樹	西小岩1-28-9	657-0891	大衆酒場	
北小岩 2	徳洲工業㈱	中熊 純正	北小岩6-10	551-1677	水処理機械設計	
平井 4	ワコーカセイ㈱	柴野 俊亮	平井6-14-9	613-3251	プラスチック成型加工	支 部
平井 5	㈱石川製袋	石川 悦夫	平井7-11-26	613-3171	製袋業	説明会
鹿 骨	㈱鈴木通信	鈴木 義雄	鹿骨3-246	670-2640	土木工事	説明会
西小松川	㈱大和製作所	大和 正男	西小松川町17-19	651-0685	サイディング製造	支 部
葛西 2	㈱葛西ハウス	松山 吉男	中葛西1-31-47	686-0181	不動産業	石井透一税理士
葛西 4	㈱柴田設備工業	柴田 金春	長島町2057	687-3959	保線軌道工事	
葛西 6	㈱建築丸富岡工務店	富岡 彬	西葛西8-18-11	641-9553	建築請負業	
瑞江 2	㈱青雲塾	赤羽 正則	江戸川2-1	679-8140	学習塾	
"	㈱立田車信商店	立田 重信	西瑞江3-30	670-5720	鉄屑回収販売	
上 篠 崎	㈱榎本製作所	榎本 三郎	上篠崎1-86-4	670-0722	鉄工業	

新制度スタート 10月1日発足

福祉共済制度加入のおすすめ

(災害保障特約付団体定期保険)

当法人会で会員の「相互扶助」を基盤として発足いたしました福祉共済制度が、各位のご理解とご協力とで着実に発展を続けてまいりましたことは、当法人会にとって大きな喜びと存じます。

しかしながら制度発足以来年々ご加入者の年齢も高くなっており、今後とも安定した制度を維持していくために、本年度10月1日を機会に制度内容を改訂し、継続ご加入者の方にも、メリットある内容にいたしました。既加入者各位におかれましてはご増額を、又未加入会員各位におかれましては、是非この機会にご加入下さいませようご案内方々おすすめいたします。

◎ 加入資格および条件

1. 当法人会の会員で現在健康で正常に勤務または就業している15才～65才までの方です。但し、更新して継続する場合は80才までとします。
2. ご加入者の年齢により下記のとおり加入コースの制限があります。
3. 最近1年以内に病気や外傷のため2週間以上の治療、休業または現在病気、外傷、後遺症、機能障害(欠損を含む)がある方はご加入(増額)できない場合があります。

◎ 掛金払込方法

掛金の初回分から効力発生日の当月の27日に効力発生日よりの3カ月分掛金をご指定の預金口座より自動的に引落します。以降3カ月毎に引落します。

(注1) 収納関係諸通知は欄チヨダビジネスサービス名義にて発行されます。

(注2) ご加入後口座から引落しが不能となった場合には、翌月に引落しさせていただきます。2カ月連続して引落し不能の場合には、さかのぼって効力がなくなりますのでご留意ください。

(注3) お中込み後に金融機関口座の変更等があった場合には、すみやかに法人会事務局へご連絡の上、変更手続きをしてください。

◎ 特 長

1. 契約は、1年更新ですから社会情勢に合わせ、1年ごとに必要な保障額を、お選びいただけます。
2. 診査がなく簡単に加入できます。
3. 安い掛金で大きな保障(安心)が得られます。
4. 掛金は、税法上の特典があります。
 - 法人事業所が負担した掛金は、役員分も含めて全額損金として認められます。また、個人事業所の場合、従業員のために負担した掛金は、全額必要経費として認められます。

◎ 保障範囲について

- ① この制度はAコースを例にとると団体定期保険(主契約)の保険金100万円に災害保障特約(特約)の保険金100万円をセットしたものです。

IとIIは主契約から、IIIとIVは主契約と特約から、VとVIは特約から支払われます。

- ② 保障はすべて保険期間中に発生したものに限りです。

- ③ 上記III・IV・VIにおいて不慮の事故によりとありますが、不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に右記に該当した場合に限りです。

- ④ VIの入院とは日本における病院または診療所への入院をさします。

◎ 制度の運営

この制度は当法人会が生命保険会社と締結した災害保障特約付団体定期保険契約に基づいて運営されます。尚万一、剰余金が出た場合は、法人会館建設資金並に被保険者の福利施設サービス等購入にあてさせていただきます。

必要に応じご加入コースをお選び下さい

ご加入コース		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	継続コース
I	死 亡 保 険 金 (病気で死したとき)	100	200	300	400	50
	II 疾 疾 保 険 金 (病気で死したとき)					
III	災 害 死 亡 保 険 金 (不慮の事故により死したとき、又は法定正業病により死したとき)	200	400	600	800	100
	IV 災 害 疾 疾 保 険 金 (不慮の事故により別表の障害状態になったとき)					
V	障 害 給 付 金 (不慮の事故により別表の第2級～第6級の障害を受けたとき)	10～70	20～140	30～210	40～280	5～35
	VI 入 院 給 付 金 (不慮の事故により5日以上入院したとき、但し120日限度)	1,500	3,000	4,500	6,000	750
年加入年齢制限	15歳～60歳までの方	○	○	○	○	○
	61歳～65歳までの方	○	○			
	66歳～70歳までの方	△	△			

△66歳から70歳までの方はAコース、Bコースとも継続加入に限りです。

年齢の計算 更新日現在の満年齢を計算し、1年未満の端数については、6カ月以下は切り捨て6カ月を超えるときは切り上げて1歳を加算します。なお、中途加入の場合も同様とします。

3カ月払掛金について(概算)

年 齢	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
15歳～85歳	1,600円	3,200円	4,800円	6,400円
86歳～40歳	1,780円	3,560円	5,340円	7,120円
41歳～45歳	1,960円	3,920円	5,880円	7,840円
46歳～50歳	2,140円	4,280円	6,420円	8,560円
51歳～55歳	2,320円	4,640円	6,960円	9,280円
56歳～60歳	2,500円	5,000円	7,500円	10,000円
61歳～65歳	2,680円	5,360円	8,040円	10,720円
66歳～70歳	(2,860円)	(5,720円)	(8,580円)	(11,440円)

- ・()は継続加入の方のみです。
- ・71歳～80歳の継続加入の方は、継続コース掛金表を参照下さい。
- ・上記掛金は運営事務費が含まれています。

継続コース掛金表

年 齢	掛 金
71歳	5,850円
72歳	6,885円
73歳	6,980円
74歳	7,635円
75歳	8,360円
76歳	9,150円
77歳	10,040円
78歳	11,050円
79歳	12,075円
80歳	13,260円

法人源泉所得税部門配置図 《税務署三階》

出入口

第二部門
統括官

岡田 正治

(上席)
梶 原
聡(官)
河 村
義 博

(源泉指導担当)

(官)
岡 強(上 席)
伊藤 数義

倉田	森山
和子	典子
宮崎	室尾
博司	博史
大本	成田
彰	敏美
砥堀	(官) 森
英二	ヒデ子
(上席)	
小林 匡	

(源泉関係)

第三部門
統括官
森 聡三郎

(調査関係)

(上席)	(官) 清宮	(官) 川井	
平 山	義男	鮎雄	
勝 己	(官) 大川	(官) 川崎	高橋
	惣一	和雄	政明

(調査関係)

第四部門
統括官
山下 信 道

(上席)	(官) 川畑	(官) 橋本	
堀 英 雄	周悦	利行	
	(官) 大津	(官) 細川	渡辺
	学	栄治	男

(調査関係)

奥山	(官) 平野	(官) 菊地	(上席)
文男	孝之	昌二	加 藤
	久保	(官) 宮田	朋
	武好	誠史	

第六部門
統括官
吉 野 実第五部門
統括官
小 出 良 男

(上席)	(官) 井出	(官) 東 英雄	
三 井	敏夫	英雄	
昭 三	(官) 野間	(官) 佐藤	松本
	山 典	吉 未	新一
	光		

(調査関係)

小林	(官) 菅	(官) 島	(上席)
則夫	堅二	雅弘	菊 地
	苗村	(官) 小久保	交 治
	英志	誠美	

第七部門
統括官
大 貫 啓三郎

秋元	(官) 伊藤	(官) 島西	(上席)
秀中	吉美	利幸	石 井
	(官) 原	(官) 高木	辰 悟
	幹夫	大 夫	

第八部門
統括官
松 岡 賢 逸

(調査関係)

(法人指導担当)

(官) 対馬	(官) 中村	(上席)
康治	友春	宮 川
		隆 元

第一部門
統括官
大浦 力

(内部担当)

中島	久木元
隆 剛	美
竹原	烏居
半六	義博
(官) 佐藤	(官) 若原
幸子	圭子
(上 席)	
小沢恵美香	

総括上席
山根 正夫

(調査関係)

(官) 佐藤	(上席)
起生	茶鍋
特別調査官	特別調査官
樋口 桔梗	山田 恒雄

副 署 長
(法 源)関 川
哲 夫



燈明寺鐘楼堂 (江戸川区平井6～17～30)

総檼造り単層入母屋造り本瓦葺キ
釣鐘…直径三尺 平等院型

江戸川 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

江戸川区小松川4-98

電話(681) 3474

兆より大きい単位

富士銀行発行の、「百円の百年史」によると、明治十八年、日本銀行券として百円札が登場。その当時、百円で日本橋から銀座にかけての土地が二坪(約六・六平方メートル)買えたという。大正時代は月収百円が理想のおムコさん。ちなみに、大正四年の日本人の年間所得は平均七十三円――。

現在ではどうでしょうか。国電の最低区間料金が百円、缶ジュースが一缶百円といったように百円ではたいしたものも買えません。逆に兆より大きい単位を調べてみますと。

兆のつぎ(一千万倍)は京、さらに垓、秭、穰、溝、澗、正、載、極と大きくなります。さらにこの上は、恒河、沙、僧祇、那由他と続き、不可思議となります。さらにこの上の単位が無量大数――字を見ただけでもその数の大きさがわらうというもの。

ところで、国の活動をあらわす昭和五十五年一般会計予算は、四二兆五、八八八億円。このお金は、私たちすべての幸福と繁栄のために使われています。

税を知る週間
11/11
11/17

支部だより

秋季税務研修会

△ 第三ブロック △

去る、十月二日三日、第三ブロック合同の税務研修をかねた親睦旅行会を熱海の翠光園に於いて、開催いたしました。月初めの忙しいさなかにもかかわらず六拾余名の参加者（女性三名含む）がありました。副署長はじめ宮川指導上席、中村指導官をお招きしての税務研修会、クイズ式のわかりやすい説明で真剣な表情で聞き入っていたのが印象的でした。終了後活発に質疑応答があり一層税務に感心をもった有意義な会でした。懇親会もわきあいあいの内に終了いたしました。

又、この様な催しをとの声があります

// 申告所得税第二期分の納期限は

十二月一日（月）です

◎ 振替納税を利用されている方の納付書は指定された金融機関に直接送付しますので、納税額に見合う預金の御準備をお願いします。振替納税を利用されていない方は既にお送りしてある納付書で、



したので、今回参加出来なかった方も次回は是非御出席をいただきたく思います。

鹿本支部長 菊田俊也

お近くの金融機関・郵便局または税務署にお忘れなく12月1日までに納付してください。

※ 納税は便利な振替納税を御利用ください。申込みは金融機関または当署へ
江戸川税務署・

電話（683）四二八一

△ 第二ブロック △

第二ブロックでは十月七日、東小松川一ノ八ノ十五東松会館に於て午後二時より正副支部長会議全三時より秋季税務研修会を開催致しました。

当日は役所より、大浦第一統括官、宮川指導上席、対馬指導官の三方を講師に招きそれぞれ個人の身近に起る問題等について参考になる講義をしていただきました。講義の前に上手な税務調査の受け方と題したスライドを上映いたしましたが出席者のなかには大変参考になったと喜ばれた方もいるようでした。当日の参加者の予想もつかず大変心配しておりましたが、各支部長さん始め役員の方々の協力により約六十名の出席をいただき有意義に終了する事ができました。

尚、今後の参考のために出席者の方々より研修会のテーマに就てアンケートを提出していただきました。

第二ブロック長 大沢勇喜



税金のない国

私は、ある国へ旅をしました。ナントその国は、税金のない国だったのです。

ホテルで飲んだビールのうまいこと、はたまた料理のうまいこと。なぜこんなにうまいのか、つらつら考えてみるに、ビールにも料理にも税金がかかっていないせいなのです。ほろ酔い気分につられて、市内遊覧とシャレこみました。外へ出てみてビックリ。道路はどれもデコボコで、舗装もされていません。交通標識もないので、道路は車で大混乱。子供は学校に行っているはずなのに、街角で遊ぶ子供の姿がやたらと目に入ります。

「ボクはなぜ学校へ行かないの」と聞いてみたら、この国では教育費が高いために、お金持ちの子供しか学校に行っていないそうです。その他自分の国なら当然無料でやれることが、みんな有料なのです。

こんな国に長居は無用と、帰国支度をしていたら、街のヤクザに囲まれて大ピンチ。おまわりさんも来てくれません。「助けてー」と叫んだら、夢から覚めました。やはり税金は払っても、日本の国の方が自分に合っているようです。

経営者はコミュニケーションのテクニシャンだ

人を活かす経営に大事な対話と交流

『働き甲斐』のある経営云々が論じられてから久しいがその第一歩、『対話』を大事にした経営に力を入れてきている企業は意外に少ないといわれている。

コミュニケーション、つまり意志の疎通が、経営者として人を効果的に活かす第一歩であるとするれば、経営者自身が、まず対話や交流のテクニシャンでなければならぬ。

① 膝を交えて気軽に話し合える場をつくり、経営者と従業員の間にある格差意識を柔げ、同志的な仲間意識を育てる。

② 定期的に研究会やミーティングを計画し、問題点を共同で考え、共通した目標を決める。

③ しかも、経営への参画意識をもたせるために、必要とあらば全体会議に参加させ、責任感をはぐくむことが大事だ。

いかに秀れたコミュニケーションがあっても、段階的な流れというものがあられ、忍耐強く、習慣化する努力が払われなければ定着する筈はなく、人を活かすという経営の実をあげることは難かしい。

そこで、経営者と従業員とのコミュニケーションの技術的なポイントは、ニケーションの技術的なポイントは、

経営者が従業員に言葉かけること、ほめること、激励すること、叱ることから始まるというてよいだろう。

① ほめるべきときは、すぐその場でほめる。ほめるという内容は、従業員の新旧によって違いうから、そのレベルに合ったほめ言葉が肝心。度の過ぎたほめ言葉はかえって反発を買う恐れもあるので注意したい。しかも多くの従業員がいるところではほめることは、本人は勿論のこと他の従業員に対して効果的な刺激となる。

② 衝動的な怒りは避け、静かに叱ること。のべつ叱ってばかりいては何の効果もない。叱ることの難しさは、想像以上に難しいことである。人前を避け一対一で静かに叱り、叱るべき事実についてののみ叱ること。過去の失敗や性格的な弱点まで引き出して叱ってはダメ。しかも叱りっぱなしではなく、あとの激励にも気を使い、自信を失わせるようなことなく、まじめに反省するチャンスを与えることなどに留意したい。(月刊雑誌「司」より)

法人税基本通達の一部改正について (1)

1、土地の販売の場合の引渡し日の判定

山林、原野等の土地の販売でその引渡しの日が明らかでないものについては、代金の相当部分(おおむね50%以上)を収受した日と所有権移転登記の申請をした日とのいずれか早い日にその引渡しがあったものとする事ができることとした。

2、不動産の仲介あっせん報酬の帰属時期

不動産売買等の仲介あっせん報酬は売買契約等の成立した時に収益計上することを原則とするが、継続的にその取引の完了した日(同日前に実際に収受した金額があるときは、当該金額についてはその収受した日)に収益計上している場合には、これを認めることとした。

3、貸付金利子等の帰属時期

貸付金等の利子は、その計算期間の経過に応じて収益計上することを原則とするが、金融業等以外の一般事業法人が有する貸付金等の利子で、その支払期限が一年以内の一定期間ごとに到来するものについては、継続してその支払期日に収益計上することを認めることとした。

4、一般事業法人の未収利息
金融機関以外の一般事業法人におけ

る貸付金の未収利息については、その貸付金又は債務者について次のいずれかの事実が生じた場合にはその収益計上を見合せることができることとした。

(1) 相当の理由により一年以上にわたる利息が未収となっていること。
(2) 債務者について法律上の整理手続が開始されたこと。

(3) 債務者が相当期間にわたり債務超過の状態にあり元本自体の回収が危ぶまれること。

(4) 更生計画の認可決定、債権者集会の協議決定等により貸付金の相当部分について相当期間(おおむね二年以上)たな上げされることとなったこと。

5、前期損益修正

既往に収益計上した販売取引等について解約、取消、値引、返品等があったため損失が生じた場合でも、その損失はこれらの事実があった事業年度の損金に算入し、既往にそ及して課税を修正するようなことはしない旨を明らかにした。

6、砂利道

表面に砂利、碎石等を敷設した砂利道、砂利路面は、従来土地として取扱っていたが、これを構築物として減価償却することができるとした。なお、砂利の補充費用は修繕費でよい。

婦人座談会

11月11日から17日は 税を知る週間

というイメージは全くありません。

—司会— 税を知る週間にちなんで、ご婦人の方々から税に対する意見や、法人会に対する考え方等をお伺いしたいということで、支部長の奥さん方にお集りいただきました。

—Aさん— 私は家事専門なので、税務のことはよく判りませんが、非常にこわいところというイメージをもて来ました。



須賀田署長

—署— 何回か足を運んで、顔見知りになりますと、そこに親近感がわいてこわくなくなってくると思います。

—Bさん— 私は経理を担当している関係上、いろいろの研修会や、用紙をいただきに何度も来ていますのでこわ

—司会— 皆さんのご主人は、法人会の役員をして会合への出席、集金等無報酬で働いていらっしゃると思いますが、法人会の仕事を皆さんはどう受けとめておいでですか。



関川副署長

—Cさん— 法人会の内容はよく判りませんが、親睦や税の勉強等いろいろ勉強させていただいているので報酬は

—署— 現在職員数は二二四名で内法人源泉税部門が七一名です。法人税一部門が申告書の整理等内部事務及び指導担当、二部門が源泉税関係、三、八部門が調査担当でおおむね業種別に分担しています。



関係ないと思います。



大沢広報委員長

—Eさん— 社長が会合のこと、催物のこと等連絡をとっていますが一度にまとまったことがなく、大変だなあと思っています。会員の方々は返事等、早めに連絡して一度にまとまるようにしなければいけないと思います。

—Gさん— 今日スライド（主婦と税金）をみて、おどろいたんですが、例えば生命保険金の受取人の名義いかんで税金の負担がものすごくちがってくるんですね。

—司会— 皆さん、ご自分で税の勉強をされたり、法人会の研修会に出られたことがありますか。

税というのは、日常生活の中であちこちらについて廻ることを改めて知りましたので、これからはいろいろな説明会等に出席して、会社のため、家のために勉強しなければ損だと痛感しました。

また毎年十一月十一日から十七日を税を知る週間と定め法人会等関係団体を通じて税金の仕組み、税金の使途、知っているのと得な事柄などを皆さんに知っていただくためにいろいろな行事を行っていますのでご利用してください。



—Fさん— 婦人のための相続・贈与の説明会に出席させていただきましたが、大変参考になりました。

—署— 法人会でいろいろな研修会を開いていますから、そういう機会を利用

—Hさん— 署の概況というか、各部門の事務分担をお教えて下さい。

知らないで損をすることのないように、法人会を利用して勉強していただきたいと思います。

青年部ニュース

チャリティーオークションと

愛の献血

江戸川法人会青年部発足以来、恒例行事となったチャリティーオークションは、地域社会に貢献し、社会に奉仕し、共同意識を盛り上げる原動力としての不可欠の行事として、不動のものに成長いたしました。

過去を顧みますれば、昭和五十年の年末、会場を第一ブロックの法人会々館を振り出しに、その後順次第三・第四、第二ブロックと進み、昨年末は、第五ブロック担当で東部区民館を借り切り、来場者が会場に入り切り切れない程の盛況のうちに、終り、五年を経て一巡したわけです。チャリティーは、皆様既に、御存知の様に年末になれば、どこかのブロックが順番に担当するという、当番制が引かれていました。我々部会員は、チャリティーと云う行事が、何故、取り入れられたのか、今一度考えて見る時機に、来ているのではないかと思われまふ。

発足当時は部会員の連帯意識等、どうしても薄く、税務研修、セミナー、親睦会、どの行事を見ても、参加者が少なく出席率を上げるのに、各役員は苦しんでいた様子です。チャリティーオークション、一見法人会の活動とは

異質の様に見られますが、この行事を実施する事により、ターゲットが、狭まり部会員相互の懇親が深まり、相いに知り合い、連帯感が強まり、啓蒙しあえる良き仲間が出来るのではないかと云う目的で、スタートしたはずで、売上金の額なども、発足当初はブロック相互で、競争しようとは、想像もし得なかった事です。五年も経過しますと、年々、増々競い合って、昨年の年末には、ついに一〇〇万円を軽く、突破、加熱の様相を呈して、初期の目的からすれば考えも及ばない結果に進みました。この売上金がバロメーターになり各ブロック活動の全ての評価につながっては、ならないと思います。今回よりチャリティーは、ブロック単



位の当番制を廃止し、青年部会員一人一人が参加意識を持って、全員が別けへだてなく、何らかの形で活動の一端の役割を担って積極的に行動し参加する事で、五つのブロックが一つの目的を達成せんが為、共同作業を実行するという事が増々強い連帯意識の向上に、つながるのではないかと思います。売上金額は、結果の現われとして、とらえ、目標額にこだわらない青年部会でありたいものです。寄贈先についてもベトナム・カンボジア等々も、良いでしょうが、私は狭い意味で、江戸川区内へ、今迄以上に、目を向けても、行動の主旨からはずれないと思い、特にこの点は、今回十二分に、討議し、部会員の理解を得たいと考えております。後日、部会員が商品の回収の、お願いにまいりますが、御賛同と御協力をもちまして、六度目のこの行事チャリティーを成功させたいと、願っている次第です。今回は又、このチャリティーのほかに同会場におきまして、愛の集団献血運動を企画しております。親会の皆様にもこの機会に参加され、物、身、共々御協力をお願いいたします。青年部会員の皆様、今年も又、年末の忙しい時期を、迎えるわけでありますが、若々しく活動し、この行事を成功させ様ではありませんか。部会員皆様の一層の御支援を、お願いいたします。

青年部会長 鶴ヶ谷 卓

報 告

去る十月五日、法人会青年部では、熱海の暖海荘に於きまして、親睦旅行会を兼ねた研修会が開催されました。講師には、テレビタレントの二瓶正也氏をお招きし「芸能会の裏表」と題し講演されました。

講演後会員の皆様には、一休みされ午後六時半から懇親会に移り夜の耽るのも忘れ大変穏やかな一日を過ごしました。研修会参加者は約五十名でした。

翌日は晴天の中、伊豆スカイラインゴルフクラブに於て、青年部ゴルフ大会が開催され各ブロックから参加し、計十九名で熱戦がくりひろげられました。結果は、優勝、小高幹雄氏、第二位、山根忠昭氏、第三位、平野利和氏、ベストグロス賞、宇田川 章氏それぞれが賞を獲得致しました。尚、団体優勝は第二ブロックでした。

お知らせ

◎十一月十四日 青年部研修委員会では、「税を知る週間」に併せて税務研修会を開催致します。場所は区民センター、時間六時開会、会員並びに新会員の方々の多数の参加をお待ちいたします。

◎近日中に第三回青年部海外研修旅行会の会費積立を開始致します。参加者は各ブロック長へ連絡して下さい。

新 会 員 の 紹 介 (55年 8 月まで)

◇ 紙面の都合により未掲載分は次号に掲載します。

支部名	法 人 名	代表者名	所 在 地	電 話	業 種 日	紹 介 者
上 篠 崎	㈱小日向製作所	小日向宣次	上篠崎 3-73-5	679-1365	機械部品製造	第三青年部
下 篠 崎	㈱ナカショー機販	中山 正二	篠崎 6-227-1	678-9366	空調機器	大同生命
鹿 本	㈱曉技研	彦山 誠	本一色町365	651-2794	機械販売	伊藤貞一税理士
駅前西	丸二不動産㈱	広瀬 孝男	南小岩 7-13-8	658-3477	不動産業	
西一之江	㈱山井運送店	山井 佛次	西一之江 1-1348-1	652-0564	小型貨物運送	
南 篠 崎	隆建建設㈱	野尻 隆	南篠崎 2-202-15	679-0403	電気工事	支 部
鹿 骨	アズマ電気工業㈱	大内 正	鹿骨町2423	679-2198	電気工事	支 部
葛 西 2	㈱シンワプランニング	椎名 俊和	中葛西 3-16-2	686-7411	建設機械設計	
東小岩 1	㈱太陽商会	長島 紀夫	東小岩 1-27-2	673-4721	溶接・切断材料	
平 井 1	オリオンゴム㈱	高山 一夫	平井 2-11-28	684-5656	ゴム製品製造	支 部
北小岩 2	㈱ 藤 廣	遠藤 廣吉	北小岩 4-36-3	650-4846	袋物製造販売	
"	信技サービス㈱	山室 広	北小岩 5-9-16	671-1462	冷却塔工事	
葛 西 4	㈱戴下鉄構	戴下七之祐	葛西 2-3565	688-6908	鋼構造物工事	
西小松川	㈱小松金属	中山 義将	松島 1-3-5	651-2504	建築金物	一見税理士
松 江	㈱松川建装	松川 貞之	東小松川 1-7-19	656-6461	襖・クロス貼工事	説明会
"	内田工業㈱	内田 義治	東小松川 3-3705	651-6062	金属加工業	"
葛 西 6	㈱ 和 興	大川 和男	西葛西 6-16-8	675-8380	建築材料販売	"
瑞 江 1	㈱マルイ製作所	平生 語	春江町 3-1-33	656-4671	電気機器製造	"
瑞 江 3	㈱北伸工業	北添 孝彦	西瑞江 5-1-1	687-0062	コンプレッサー修理	一見税理士
"	㈱斉藤機械製作所	斉藤 国光	西瑞江 5-12	688-2949	鋼線材加工機械	
上 篠 崎	橋本産業㈱	橋本 森一	北篠崎 2-139	670-2215	溶接材料販売	
南小岩	㈱江戸川工務店	加茂坂 賢	南小岩 1-2-19	650-0362	建築業	
中央 2	㈱大一製作所	斉藤 実	中央 2-17-23	674-9623	懸重幕装置製作	
西小岩 2	加茂住建工業㈱	桑原 富治	西小岩 5-19-9	673-1331	アルミサッシ建具販売	
葛 西 5	駿河ビルメンテナンス㈱	佐近 是隆	南葛西 7-2-5-1012	675-9157	ビルメンテナンス	
北小岩 2	㈱不二屋製菓	立沢 信義	北小岩 4-34-15	714-2511	菓子・パン製造	
"	千代田護謨工業㈱	甘利 義晴	北小岩 4-39-7	659-4440	ゴム工業	
松 江	㈱ウシロネ工機	後根 椎	松江 2-17-2	652-3371	工作機械販売	
西小岩 1	㈱なとり	名取 敬宏	西小岩 1-25-10	671-5166	飲食業	支 部
駅前西	㈱ナカジマ	中嶋 敏昭	南小岩 6-24-15	657-7115	飲食店	
平 井 1	共伸工業㈱	行木 幹夫	平井 2-16-18	683-7860	機械製造	説明会
松 島	㈱丸高総合開発	高岡 敏雄	松島 2-24-7	651-7001	不動産業	
"	松島工業㈱	新井 良雄	松島 4-38-12	655-8868	ライター製造	
鹿 骨	㈱小菅工業所	小菅 延夫	鹿骨 2-53	679-2192	建設工事	説明会
南小岩	内山建設㈱	内山正二郎	南小岩 4-7-7	657-0517	建設業	"
船 堀 1	一之江商事㈱	五十畑 忠	松江 6-3-20		白動車販売・整備	
葛 西 1	㈱小林食品店	小林 美代	西葛西 1-8-10	686-1929	食料品販売	説明会
葛 西 2	㈱トーリン	田中 斌	宇喜田1256	688-0267	木材販売	"
葛 西 4	㈱京葉設備	近藤 是一	葛西 1-846	675-2678	水道工事	
"	㈱北川仮設	北川 和	長島1765-3	686-6851	鳶	説明会
葛 西 5	㈱齊悦自動車	齊藤 悦正	南葛西 6-14-14	688-1291	白動車修理	"

10・11・12月の行事

10月1日	広報委員会	11月4日	下篠崎支部役員会
2日	婦人税金座談会	27日	青年部リーダー会
2日	南篠崎支部役員会	28日	瑞江第三支部役員会
3日	第一ブロック青年部月例会	30日	青年部増強委員会
3日	第三ブロック税務研修旅行会(熱海)	11月4日	第一ブロック青年部月例会
5日	青年部研修旅行会(熱海)	6日	新設法人説明会
6日	正副会長会議	7日	渡辺大蔵大臣特別講演会
7日	第二ブロック税務研修会	7日	決算法人説明会
8日	新設法人説明会	11日	瑞江第二支部役員会
8日	決算法人説明会	12日	納税表彰式
9日	東法連理事會	13日	青年部税務研修会
9日	新設法人説明会	14日	源泉所得税事務研究会
14日	青年部増強委員会	18日	定例本部役員会
14日	東法連創立30周年記念式典	19日	年末調整説明会(小岩公会堂)
15日	松島支部役員会	25日	年末調整説明会(葛西区民館)
15日	東法連事務局長会議	26日	年末調整説明会(葛西区民館)
15日	鹿骨支部役員会	27日	年末調整説明会(東部区民館)
16日	葛西第一支部役員会	28日	年末調整説明会(鹿骨区民館)
17日	源泉所得税事務研究会	12月2日	年末調整説明会(小松川)
17日	平井第四・五税務研修会	3日	年末調整説明会(江戸川)
21日	葛西第二支部役員会	7日	青年部チャリティオークション及び献血運動
21日	青年部研修委員会		
21日	団体長会議(江戸川税務懇談会)		
21日	葛西第六支部役員会		

15.4%

役員退職金制度のある企業は

経営は長い……

でも 振り返える10年は短い

経営者退職年金制度

ご存知ですか!!

振り返った10年を考えてください。安心した経営手腕を発揮できたでしょう。現在、従業員に対しての退職金制度は94.6%と企業の大多数を占めています。ところが、役員退職金制度を取り入れた企業は、わずかに15.4%しかありません。しかし役員退職金制度を作りたいと考えている企業が全体の63.1%という数字からも、経営者の保障、安定こそ企業繁栄のかなめといえるのではないのでしょうか。

- 法人会の「経営者大型総合保障制度」と併用し、資金の裏づけある万全な役員退職金制度が確立できます。
- 月々の計画的な掛金で多額の資金が準備できます。
- 積立金は、年金・一時金いずれが希望される方法で受取ることができます。

- 掛金は、安全・有利に運用されています。
- いつおとりやめになっても掛け損はありません。
- 会員法人の役員で年齢24歳7ヶ月以上75歳6ヶ月までの現在健康で正常に勤務されている方なら1口1万円から20口20万円まで加入することができます。

▶お問合せは

東京法人会連合会

東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館 ☎03(357)6681

▶取扱会社

大同生命保険相互会社

東京都中央区日本橋2丁目7番4号 ☎03(281)0111

江戸川 法人会だより

発行所

江戸川法人会

江戸川区小松川4-98

電話(681) 3474

新春を迎えて

社団法人 江戸川法人会 会長 佐久間 新二



謹んで新春の御祝詞を申し上げます。

昭和五十六年

の新春を迎え、

皆様のご清福とご多幸を心からお祈り申し上げます。

旧年中は、関係官庁の皆様方並びに会員各位特に役員の方々には、深いご理解とご支援により本会の使命を遂行させて頂いた、きましたことを心からお礼申し上げます。

さて、昨年は、エネルギーの先行不安が予想以上に大きく、個人消費の停滞、特に住宅投資といった家計部門の後退が目立ち、又、企業は在庫調整のため思い切った減産が広汎な業種にわたって実施されたため総じて景気は後退してまいりました。

又、政府は、この数年、国債依存による景気対策を次々に打ってまいりましたが、その結果国債残高も七一兆円に達し、財政インフレの恐れもでてまいりました。この借金の穴埋めとして年末には政府自民党は、法人税率の引き上げと、その他増税強化を打出してまいりました。

景気後退と増税・それだけでなくも微力な我々中小企業にとって追い打ち

をかけて様な不安な経済が予測される昭和五十六年を迎えたのであります。会員の皆様には早くも今後の経営対策にご心労のことと存じお察し申し上げます。

この情勢の中で、六、〇〇〇余社の会員を擁する我々法人会の役割は益々重要性を帯びてくる次第でございます。

本年も、本会は名実共に公益性に相応しい会員皆様方の企業の健全化を図るための経営問題、節税のための研鑽事業、正しい税の使われ方の監視等与えられた法人会活動を最高度に行なうべきであろうと存じます。

又、次期経営者群で組織されている青年部会も誕生七周年を迎え、その数二〇〇名を超えております。その動向も真に目覚しく幅広い活動を展開しています。

本会の使命達成のためにも関係各位のご理解あるご指導を過ぎより一層、申告納税制度の向上に寄与する所存でございます。

最後に会員一同様のご事業の繁栄とご健勝を祈念し我が江戸川法人会の拡充発展のためご協力ご支援をひたすらお願い申し上げます。年頭のご挨拶といたします。



お嬢さん紹介

西野博氏(株)ウエスタンレーン代表取締役)の長女
お名前 西野佳代子さん 特 技 京葉古流師範
生年月日 昭和36年2月26日生 趣 味 テニス・お料理
現 在 和洋女子短大在学中

新年のごあいさつ



江戸川税務署長 須賀田 賢

江戸川法人会
員の皆様、あけ
ましておめでと
うございます。

の初めに当りまして、謹んで新年のお
祝詞を申し上げます。

昨年は、佐久間会長をはじめ、役員
会員の皆様様の深いご理解とご協力に
よりまして、円滑な税務行政の遂行が
できましたことに對し、厚くお礼を申
上げます。

さて、本年も厳しい経済情勢下での
年明けとなりましたが、皆様方には、
それぞれ事業発展の計画を立てられ、
新たな第一歩を踏みだされたことと存
じます。

申し上げるまでもなく、企業経営と
税金とは切り離すことができないもの
であります。法人会では、税ならび
に経営について、各種の説明会、講習
会を開催する等活発な事業活動を展開
し、税知識の普及に、また企業経営の
健全な発展のために貢献しておられる
ことに對し、心から敬意を表するもの
であります。

私も税の執行に携わる者にとって
は、いかなる社会情勢下にあっても税
法に従い適正かつ公平な行政を行うこ

とが使命であります。その前提とな
る納税者との信頼関係の維持発展の為
には法人会を中心とする関係民間団体
のご協力なくしてはその円滑な執行は
到底不可能なことであります。幸いに
して江戸川法人会の皆様には日頃から
格別のご協力を戴いておりますが、多
難が予想される本年においても従来以
上のご協力を賜りますようお願い申し
上げますとともに、江戸川法人会のま
すますのご発展と併せて会員各社の事
業のご繁栄を心から祈念して新年のご
挨拶といたします。

●三万円未満の還付金も銀行等
の預金口座に振込みができます!!

昭和56年1月から、還付金の支
払制度が一部改正されたことによ
り、還付金の銀行等（銀行、信用
金庫、農業協同組合）振込払分の
限度額（現行三万円以上）が撤廃
され、三万円未満についても銀行
等に振込みができるようになりました。
したので、還付金の受取りはなる
べく銀行振込みをご利用くださ
い。

所得税の確定申告はお早めに

昭和五十五年分所得税の確定申告の
時期が近づいてきました。例年のこと
ですが、三月に入りますと税務署の窓
口が大変混雑します。なるべく二
月中に済ませてください。

◎所得税確定申告書の受付と相談
2月16日～3月16日

ただし、還付を受けるための確定
申告書は、2月15日以前でも受付
ています。

◎所得税・個人事業税・住民税の説明
会のお知らせ

税務署・都税事務所・区役所では
共同説明会を次の日程で行います。

月 日	会 場
2月4日(水)	葛西区民館
2月5日(木)	東部区民館
2月6日(金)	小岩区民館
2月10日(火)	鹿骨区民館
2月12日(木)	小松川区民館
2月13日(金)	江戸川区民センター

◎無料申告相談のお知らせ

税理士会では、小規模事業所得者
や還付申告者のために、次の日程で
無料相談所を設け、申告書作成など
の相談に応じています。

月 日	会 場
2月17日(火)	葛西・小岩・東部の 各区民館と江戸川区 民センター
2月20日(金)	同上

3月3日(火)	葛西・小岩・東部の 各区民館と江戸川区 民センター
3月6日(金)	同上
2月17日(火)	江戸川税務署指導 所(税務署向い側)
3月16日(月)	同上

時間 いずれも9時30分～16時

◎出張相談のお知らせ

税務署では、次の日程で相談と申
告書の受付を行います。

月 日	会 場
2月18日(水)	鹿骨区民館
2月20日(金)	鹿骨区民館
2月26日(木)	葛西・小岩・東部の 各区民館
2月27日(金)	同上

時間 いずれも9時30分～16時

◎居住用財産を譲渡した場合の税金

自分が住んでいる家屋や敷地を生計
を一にする親族や同族会社など特別に
関係がない相手方に譲渡した場合には、
家屋やその敷地の所有期間の長短を問
わず、その譲渡所得から三〇〇〇万円
の特別控除が差し引かれます。
しかし、この特例の適用を受けた年
の翌年と翌々年は適用されません。

◎国税の相談は、東京国税局税務相

談室江戸川分室をご利用下さい。
電話番号(六八三) 八八八〇

税を知る週間の行事

渡辺大蔵大臣メッセージ

本会では、過る、一月一日、税を知る週間の行事として、渡辺美智雄大蔵大臣の特別記念講演を企画いたしましたところ、当日、大臣は、参議院の内閣委員会において共済組合法の審議採決のため急遽欠席を余儀なくされ、保岡政務次官に大臣の代理として講演願いました。又、政務次官が大臣の急な欠席のお詫びと財政問題についてのメッセージのテープをお持ち願いましたので保岡次官の講演の前にご披露いたしましたので以下その骨子をご紹介します。



納税は福祉のはじめということがいわれております。

現在、社会保障制度の充実、文教の刷新というような事をよくいわれますが、それらは全て納税にはじまるわけです。

財源が無くては何も出来ないわけでございます。

法人会の皆様には国民の義務として納税という問題について深いご理解をいただき管轄税務行政に日頃ご協力を賜わっていることに心からお礼申し上げます。

今、世界中が非常な混乱をきたしております。その原因は大幅に石油価格

が引上げられたところから端を発しています。

世界中の富が石油産油国に集中して購入する石油の量が一定でありながらその代金はうなぎのぼりに上ってきたため、どこの国でも、そのしわ寄せを受けているのです。

したがって、非産油国つまり石油の採れない先進国はいずれも貿易収支の大幅赤字、国内財政の赤字そして激しいインフレーション、失業の様な三重苦にみまわれています。日本もその例にもれないのであります。

しかしながら日本の現状は世界の先進国から比べればまだ良い方です。

例えば失業率をみても先進各国よりは低く、物価の値上り状況をみても、一時は消費者物価が八・九%まで上ったまいりましたが、すでに最近は一六%台に落着きそうな数字を示しております。

そして今後も物価は鎮静の方向に向っております。

このような状態のなかにあつて我々が今、一番悩んでいるのは、どうして国の財政を健全にするかということでございます。

今までは不況からの脱出、或は社会保障、文教の充実とこの両面を達成するために国は、一時的に建設国債や特別国債を発行して、国民経済の安定を図つてまいりました。

しかしながら、すでに国債が七〇兆円という残高をもつにいたつて、その金利も莫大となり、これ以上国債を大幅に増やしていくことは到底その消化能力からみても出来ない問題となりました。

なぜ財政赤字ができたのか、その赤字のお金は何に遣われたのか、という事を皆さんに知っていたとと同時に今後この赤字を解消していくためには如何にすべきかということについてご相談申し上げなければなりません。

この間、公定歩合が二回続けて引下げられました。公定歩合が下がったからといって中小企業に対する金利が、たゞちに下がるということは有りません。

景気を良くするためには、どうしても長期の設備投資に必要な資金等を下げなければなりません。又中小企業の皆様の借りる資金を下げなければなりません。そのためには預金金利を下げ

なければ貸出金利を下げることはできません。

もう一つ内的要因としては、国債がだぶついているために国債の発行価額或は発行条件というものを下げるといふ事になります。これは非常に問題でございます。

国債の利回りが、一般の社債の利回りよりも本来ならば売れて当然なのに国債の方が社債よりも人気が無い。これは国債が余りにも出すぎているためです。

ここに大問題が実は存在するわけですから。

したがって、国債の量をもっと減らして、将来の日本の経済活動が経済の原則に従つてうまく運転できるようにしなければなりません。

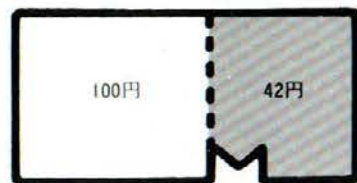
消費してしまうための借金は、この数年の間にしないようにしようというのが財政再建の一つの眼目であります。それと同時に、あらゆる経費を切り詰め、合理的にして無駄のない効率的な政府をつくる。いわゆる行財政の整理或は行財政景気の総洗い直しというものをやらないければなりません。

国家は国民と別のものではありません。

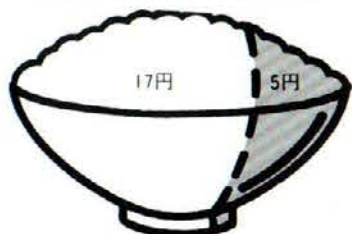
何でも政府にやれ、政府が負担しろという事は政府に税金を余計納めるといふ決意なくして、何でも政府にやれというわけにはいかないのです。

3Kにおける財政負担(55年度)

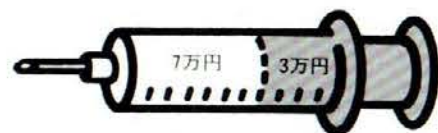
国 鉄 本当は142円する切符、
100円で売るから42円の赤字。



食 管 茶わん1はい(50g)本当は22円、
5円の財政負担があるから17円。



健 保 国民ひとりの年間医療費10万円のうち、
3万円を財政負担。(総医療費ベース)



す。この額では、予想される国債の利払いなどの増加分約一・五兆円、地方交付税の増加分一兆円にも足りません。

支出を減らす再建策

財政を再建するためには、まず行政の各分野にわたり支出の節減と合理化を進める必要があります。その一つとして、国家公務員の削減をはじめとする行政改革を計画的に実施することになっています。又、補助金についても五年度からの四年間で件数にして少なくとも四分の一を計画的に整理する方針を決めており、その実行に取り組んでいます。

さらに、国鉄、食管、健保等についても、考えられる限りいろいろの対策を検討し、きびしい見直しを進めています。

国民の受益は、負担を上回っています。

教育、年間一人当たり、小学生で四〇万円、中学生で四六万円、高校生で五四万円の教育費を国と地方公共団体が負担しています(収入三〇〇万円のサラリーマン家庭(夫婦二人)の年間の所得税、住民税の合計は一二万円です)。

公共サービスの維持・充実と財政再建、両方を満足させるには、増収の検討が必要です。

収入の増加を図ろうとすれば、受益者負担や税負担等いろいろな負担の引上げを検討しなければなりません。

わが国における国民の負担は、諸外国に比べてまだ低いのが現状です。

法人税 わが国の法人税の負担率は、実効税率で見ると諸外国よりもやや低めです。といって、これを大幅に引上げると、企業の国際競争力を弱める恐れがあり、景気や雇用の面でも国民生活に悪影響を及ぼしかねません。

所得税 所得税の負担率は、諸外国に比べるとかなり低くなっています。

一つには課税最低限が高いためであり、一には中小所得者の所得税負担が低いからです。一方、高所得者に対しては、所得税の累進度はきわめて急で

す。3K、国鉄・食管・健保についても、財政から大きな支出を行っています。

収入を増やす再建策

負担水準も高くなっています。

間接税 個人の消費支出のうちに占める間接税の割合は五割台を保っています。これは昭和三〇年代の八・九割台に比べ、かなり小さくなっており、ヨーロッパ諸国の半分以下の水準です。

こうしたことから、税収に占める間接税の割合も小さなものになっています。

**豊かな生活と社会経済の発展に
安易な道はありません**

財政再建への道は、きわめて困難な問題をたくさんかかえています。

といって、現在の公共サービスの水準を維持しつつ、収入の増加を図らないというのでは、結局財政インフレを招き、国民生活を破壊することになりかねません。したがって、財政再建のため公共サービスの引下げを行うかあるいは両者を組み合わせるか、いずれかの道を選択する必要があります。

国の財政は、国民一人一人の財政です。国に対してさまざまなサービスを求めるということは、国民一人一人に對しそのための負担を求めることなのです。

国民一人一人が財政赤字を自分自身の問題として真剣に考えることから解決の道が開かれると思います。

財政再建を考える

保岡興治大蔵政務次官

国債という名の借金が七一兆円
国債とは国の借金です。その借金が今年度末には約七一兆円にもなりま

す。
これを割りふると、赤ちゃんからお年寄りまで、一人当たり約六〇万円もの借金になります。昭和五十五年

度だけでも、一四兆二七〇〇億円、このまま国債の発行を続けていけば国の借金は増える一方です。

昭和五十五年度において、わが国の国債発行額は、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランスの先進四カ国の国債発行額の合計にはほぼ近いものになっています。又、支出の総額に占める国債の割合は、ここ数年三〇%を超えているのは、わが国だけです。

諸外国に比べて異常な事態だといわざるをえません。順調に推移した日本経済昭和五〇年以来、石油シ

ョックがもたらした景気の停滞によって、わが国の税収は伸び悩みました。それでも財政は、景気の回復を図るために、公共事業を進める等積極的な役割を果たしてきました。

また、国民生活を安定させるために社会保障や教育などといった公共サービスを大幅に拡充してきました。この様なことができたのは、国が国債という借金をしたおかげです。

こうした施策などを通して、これまでのわが国の経済は、諸外国に比べて物価も安定し、失業も少なく抑えることに成功したのです。

国債の大量発行はインフレという高い代償にも

日本は世界でもトップレベルの長寿国になりました。

今後、年金や医療費等、社会保障のための支出は急速に増大していくものと見込まれます。例えば、現在、厚生年金を受ける老人一人を二・四人の加入者で支えています。近い将来

高齢化社会 エネルギー新時代に備えて

国債は、国民一人一人の借金に他なりません。借金は、いずれ利息を添えて全額を返済しなければなりません。いまの借金はやがて子孫に大きなツケを残すことにもなります。

(約三〇年後)には老人一人を三人の加入者で支えなければならなくなります。このままでは、若者の負担が増すばかりです。

その他エネルギーの安定供給など今後、経済の安定成長、国民生活の向上を図るためにおおきく出来ない財政への要請がでてくることを考え合せれば、早急に財政赤字から脱却しておかなければなりません。

財政再建、三つの選択

昭和六〇年度から、過去に発行した赤字国債の返済がはじまります。

財政の建直しのためには、それまでに赤字国債の発行を止めなければなりません。

そのためには、

① 社会保障、教育、公共事業等の公共サービス水準について相当の引下げを行うか。

② 公共サービスを維持・充実するために必要な負担の引上げを行うか。

③ 公共サービス水準の引下げと負担の引上げを組み合わせていくか。

今、わが国の財政は、三つの道標への分れ道にさしかかっています。

財政の支出総額のうち税の占める割合は、六割前後にすぎません。仮に、毎年平均して三・四兆円の自然増収が見込まれるとしても、二兆円ほど国債の減額を行えば、残りは一・二兆円で

青年部ニユース

愛のチャリティオークション

献血運動を実施して



あけましておめでとうございます。
不確実な年、激動の年とはやされた八十年の幕明けも終り、今年も不透明な年になりそうな気配を感じますがなんとか充実した年を過したいと思ひます。
青年部におきましては鶴ヶ谷部会長を柱とする新体制のもとで早や八ヶ月がすぎ諸行事、研修会等も二百余名青年部会員の一致協力のもとで予定通り消化しております。

昨暮十二月七日(日)青年部会恒例のチャリティオークション及び献血運動が第四ブロックの西葛西小学校体育館、及び校庭で開催されました。

チャリティオークションにおいては従来各ブロックごとに会場を選定し担当ブロックが実行にあたりておりましたが、今回は第六回目ということで全域一巡した為青年部会全体で役割を決定し各ブロック長を各セクションに配置して全員参加で実施にあたりました。当日は好天に恵まれ、親会及び青年部

会員の皆様の御厚意により提供していただいた商品は千六百余点にもなり、又前宣伝の良さ、会場セッティングの良さ、セリ売り方法の良さ等も手伝って集まった四百名からのお客様にすべての商品が売り尽されました。

売上においても百拾万円近くという大変な金額をあげる事ができました。使途につきましては江戸川区内の福祉教育等に関係する諸機関に寄付すべく今後青年部で検討したいと思っております。又はじめての試みとして行われました献血運動も、当初心配しましたが、日赤の採血車が来ると同時にドックと詰めかけ短時間のうちに百七拾四名の採血を頂きました。初めて献血される人も多数おられ、今後の献血に對しての認識を新たにしていた事と思ひ大変有意義だったと思ひます。

今回のチャリティオークション及び献血等を成功裡に収める事が出来たのも偏に地元親会の方の駐車場の提供、会員の方の商品の提供、又西葛西小学校の校長先生の絶大なる御支援等皆様の暖かい御理解の賜と青年部一同心より感謝している次第です。

鶴ヶ谷部会長の口ぐせであります。結果よりもプロセスを大切にの言葉どおり目的、目標に向って邁進する中に何かが生れてくる様な気がします。今回の行事を通して、会員間の親睦が一層深まり、連帯感もより一層強くなった気がいたします。今の青

年部会全員全員の力は偉大です。目的に向う時の迫力というものを再認識すると同時にその一員である自分は幸せだと自負しております。成功の裏には反省すべき点も数多くあります。それらは素直に受け止め明日への糧として今後も頑張りたいと思ひます。

以上チャリティオークションと献血の報告をさせていただきました。今後とも青年部会に對しまして暖かき御理解と御指導の程よろしく御願ひ申し上げます。 青年部会第五ブロック長

宇田川 章

第一回税務研修会

法人会青年部では、11月11日から17日まで全国いっせいに実施される「税を知る週間」の一環として、又56年度の税制改正による増税に向う80年代に対処するため11月14日午後6時より、江戸川区民センターにおいて、署側からは関川哲夫副署長をはじめ青年部員約90名の出席を得て、第一回の税務研修会を開催した。

当日関川副署長より「法人税の現状」と題して、節税対策の考え方、納税道義の問題等について講演があり、また大浦法人税統括官からは「税務調査について」調査を受ける心がまえ、経営の改善、経営者の姿勢等、「調べる者」と「調べられる者」との対立関係をなくし、申告の正当性を立証するための



宇田川 宏

研修委員(第一ブロック)

的確な記帳管理が是非とも必要であり、このような体制を整えて、税務調査に、積極的にとりくむことが、事業の発展にも大きく寄与するはずであるとの説明があった。

最後に石塚資産税上席から、「相続、贈与税について」と題して、我々、青年経営者にとって特に関心の深い、相続、贈与の問題を基本から説明され、8時意義ある研修会を盛会のうちに終了した。

宇田川 宏

法人税基本通達の一部改正について(2)

7、固定資産の取得価額に算入しないことができる費用の例示

固定資産の取得に関連して支出する費用で固定資産の取得価額に算出しないうことが出来るものの例示として、次のような費用を追加した。

(1) 自動車取得税

(2) 建物の建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等で建設計画を変更したことにより不要となったものに係る費用

(3) いったん締結した固定資産の取得に関する契約を解除し、他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金

8、有姿除却

次に掲げるような固定資産については、たとえ解徹、破砕、廃棄等をしていない場合であっても、スクラップ価額を付して除却処理することが出来るものとした。

(1) 使用を廃止し、今後通常の方法で事業の用に供する可能性がない固定資産

(2) 特定の製品の生産のために専用されていた金型で当該製品の生産中止により将来使用される可能性がほとんどないことがその後の状況からみて明らかなもの

9、専務取締役等の意義

使用人兼務役員とされない役員である専務取締役、専務理事、常務取締役、常務理事とは、定款等の規定又は総会、取締役会の決議等により専務取締役等としての職制上の地位が付与された役員をいうことを明らかにした。

10、定期の給与

役員報酬の額を年額又は半年額等として定め、その範囲内で、各月ごとにおおむね定額の報酬を支給するほか、特定月だけ増額支給する場合には、たとえその年額等として定められた金額がその役員に対する報酬として相当な金額であっても、その特定月に支給した額のうち各月に支給される額を超える部分の金額は、定期の給与に該当しないことを明らかにした。

11、使用人が役員となった直後に支給される賞与

使用人が役員となった場合又は使用人兼務役員が通常の役員となった場合に、その直後にその者に支給する賞与のうちその使用人又は使用人兼務役員であった期間に係る賞与として相当な部分については、使用人又は使用人兼務役員に対する賞与として認めることを明らかにした。

いずれは迎える冬の季節



税のしるべ第1395号より転載(え・柿沼好男)

アリとキリギリス

ある夏のことです。陽気なキリギリスは涼しい葉かげで歌をうたってばかりいました。

木の下では、働き者のアリが汗を流しながら一生けんめい働いています。

「おい、アリ君、君も一緒に遊ぼうよ。働くばかりが人生じゃないよ」

アリはだまって働き続けました。

やがて木の葉も枯れ、冷たい北風の季節となりました。

た食料です。あなたにもわけて差し上げたいけれど、私たちがこの冬をすごす分しかありません。どうぞ、よそへ行ってくださいな」

外はもう真白な雪でした。

★働くばかりが人生ではありません。でも、いつかは訪れる冬の季節。

私たちが働いて納めた税金は、私たちの老後のためにも役立てられています。

夏中遊んでばかりいたキリギリスには、もちろん何の食べ物を用意もありません。お腹をすかせたキリギリスは、アリの家を訪ねました。

「アリさん、何か食べ物をごくさい」

「キリギリスさん、これは、あなたが遊んでいる間、私たちがせっせとたくわえておいた食べ物です。あなたにもわけて差し上げたいけれど、私たちがこの冬をすごす分しかありません。どうぞ、よそへ行ってくださいな」

新春税務研修会

- ・第一ブロック 2月6日(金)
- ・第二ブロック 2月13日(金)
- ・第三ブロック 2月10日(火)

- ・第五ブロック 2月17日(火)
- ・第五ブロック 2月12日(木)

詳細は、後日ご案内申し上げます。

納税表彰式

本会は六名受彰

過る、十一月十三日、江戸川区民センターに於いて、納税表彰式が税務署区役所、都税事務所、納税納付組合の四者共催にて挙行されました。

被表彰者は、いずれも長年にわたりすぐれた納税成績を納め、納税思想の高揚に貢献された方々で、当会関係者で表彰されたのは、いずれも税務署長表彰で次の方々です。(文中敬称略)

◎ 税務署長表彰

副会長 吉野 浦雄
葛西第二支部長 野口 輝雄
理事 二ノ宮 十三

◎ 税務署長感謝状

瑞江第二支部長 森田 茂一
南篠崎支部長 大出 明夫
東小岩第一支部長 宮崎 鎮雄



すぐ役立つ「税と経営セミナー」のご案内

あなたの会社にすぐ役立つ税と経営をミックスしたセミナーを下記のとおり開催いたしますので奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

第一回 1月27日	最近の税務調査における誤りの多い事例 *注意したい交際費。 ○こんな会社が調査対象 ○税務調査における科目別誤りの具体例 ○スライド上映「交際費のアドバイス」 ○具体例による交際費とその他の費用の区分 ※講師…法人税第1統括官、指導官グループ	財産保全のアドバイス *もし得意先が倒産したら。 ○売掛金の回収方法 ○債権保全 ○スライド上映「貸倒処理の税務」 ○不良債権の早期償却方法 ※講師……………弁護士、指導官グループ
第二回 2月19日	会社と従業員のための労務 ○従業員にまつわる諸規定(社内規則) 年金、社会保険、労災保険、社内積立 ○スライド上映「社会保険、労働保険事務の すすめ方」 ○誤りのない源泉徴収 現物給与、非課税とされる給与 ※講師……………社会保険労務士、指導官グループ	後継者育成のアドバイス ○後継者育成論 ○相続税、贈与税の対策ポイント ○自社株の評価 ○スライド上映「同族経営者の相続税対策」 ※講師…経営コンサルタント、資産税第1統括官
第三回 3月初旬	社長さんのためのわかりやすい労務管理 ○賃金の決め方(賃金体系、賃金ベース) 人事効果 ○組合対策 ○スライド上映「役員と会社をめぐる税務」 ○注意しよう!役員と会社の取引 ※講師…経営コンサルタント、指導官グループ	上手な銀行利用法 *グリーンカードの概要と改正税法。 ○銀行からの融資を上手に受けるには! ○グリーンカードの概要 ○改正税法(通達)のポイント ※講師……………銀行支店長、指導官グループ

★場 所 江戸川区民センター会議室

★時 間 午後1:30～4:00

★会 費 (テキストともに) 無料

★申し込み 既配のパンフレットの申込書を法人会事務局へ郵送
なお二回目以降は、日時が決定の都渡ハガキにて申込者へ連絡します
問い合わせは 事務局へ!!

(681) 3474 (683) 0354